

学校危機管理マニュアル

(令和8年3月改訂)

東京都教育委員会

目次

第1編 危機管理総論	
第1章 東京都の危機管理	3
第1 非常時の組織体制	3
1 東京都災害対策本部	3
2 東京都災害即応対策本部	6
3 東京都応急対策本部	7
4 東京都危機管理対策会議	7
5 各種災害における都の態勢	9
6 教育庁、各所及び学校の災害対策本部	10
7 教育庁災害対策本部の構成	12
8 教育庁災害対策本部の対応業務一覧	13
9 代替施設一覧	17
第2章 学校危機管理マニュアル	18
第1 目的、基本方針等	18
第2編 東京都教育委員会の危機管理	
第1章 緊急時の連絡体制	21
第2章 教職員の参集	24
1 非常配備態勢と特別非常配備態勢	24
2 非常配備態勢の発令基準	26
3 特別非常配備態勢のイメージ図	27
4 教職員参集態勢	28
第3章 指示系統	30
第4章 校舎等（構造部材・非構造部材）の耐震対策	32
第5章 ヘリサインの設置	32
第3編 学校の危機管理	
第1部 自然災害（震災編）	
第1章 事前対策（震災への備え）	35
第1 計画の作成	35
1 学校危機管理計画の作成	36
2 教育活動の継続	53
3 避難所支援に関する運営計画の作成	54
4 災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の運営計画の作成	57
第2 教育・研修・訓練	59
1 児童・生徒等の防災教育	59
2 学校教職員の危機管理研修	62
3 避難訓練と防災訓練	62
第3 事前の準備	66
1 物資の備蓄	66
2 日常の点検	66
第2章 応急対策（震災発生後の対応）	71
第1 発災時の対応	71
1 震災が発生した場合の対応	71
2 児童・生徒等の避難誘導	76
3 児童・生徒等の帰宅方法、保護体制	85

4	特別支援学校における対応	87
5	学校施設・設備の安全確認と対応	95
6	ガス、電気、上水道の安全確認等	98
第2	避難所等としての対応	104
1	概要	104
2	発災時別児童・生徒等誘導、避難住民への対応	119
3	一時滞在施設としての対応	125
4	災害時帰宅支援ステーションとしての対応	129
5	応援態勢	131
6	ボランティアの活用等	131
第3章	事後対応（教育活動の再開に向けて）	134
第1	安否情報、被害状況の収集と把握	134
第2	学校教育施設の再建	134
第3	授業再開の準備	135
第4	応急教育計画の作成	136
第5	心のケアの充実	137
第6	転出入に伴う学籍変更等	142
第7	入学（就学）相談に関する対応	142
第8	授業料の免除等	143
第2部	自然災害（風水害・津波・落雷・火山噴火・高温等編）	
第1	特徴	146
第2	都等の取組	147
第3	学校における対応	148
第4	教育庁の配備態勢	152
第3部	事件・事故	
第1章	防犯編（不審者侵入時の学校内の安全確保）	154
第1	児童・生徒等の学校内の安全確保（防犯）に関する危機管理の基本方針	154
第2	校内の安全確保（防犯）に関する学校危機管理計画（防犯編）の作成	154
第3	防犯マニュアル（例）	159
第4	児童・生徒等の安全確保及び学校の安全管理についてのチェックリスト	169
第5	事故情報等の収集	172
第2章	新興感染症編	173
第3章	事故編	177
第1	大規模な停電	177
第2	爆破予告等における対処事例	178
第3	交通事故への対応	180
第4章	テロ、NBCR災害編	183
第1	テロ行為	183
第2	NBCR災害(テロによる場合を含む)	184
第3	教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針	186
第5章	弾道ミサイル編	187
第1	弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動	187
第6章	野性動物編	192

第4編 資料

(補足資料)

- 資料1-1 災害情報の収集《例》(総務局総合防災部ホームページの活用)
資料1-2 本庁及び所の職員参集マニュアル

(参考資料)

- 資料2-1 ホームページ リンク集
資料2-2 災害時諸様式
① 災害時連絡用紙 ④ 庁舎施設点検簿
② 職員参集状況報告書 ⑤ 被災状況報告書
③ 参集職員受付簿 ⑥ 参集経路図
- 資料2-3 学校施設・設備等の点検リスト
資料2-4 児童・生徒等の心のケア
資料2-5 災害時帰宅支援ステーション用物品の使用目的、使用方法
資料2-6 緊急地震速報装置の取扱いマニュアル
資料2-7 不審物等への対応マニュアル
資料2-8 教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針
資料2-9 都立学校における休日の防犯対策について(通知)
資料2-10 年末年始に向けた学校危機管理体制の徹底について(通知)
資料2-11 学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について(通知)
資料2-12 震災対策ポケットメモ(学校教職員用)
資料2-13-1 震災時の対応チェックリスト(標準 学校用)
資料2-13-2 点検チェックリスト(非構造部材・学校用)
資料2-14 災害時に都立学校が求められる防災拠点としての役割
資料2-15 都立一時滞在施設 配備品目一覧
資料2-16 一時滞在施設運営のフロー図

(規程等)

- 資料3-1 東京都の危機管理～危機管理に係る規定の概要～
資料3-2 大震災時における学校のあり方検討委員会報告書
資料3-3-1 東京都教育委員会災害対策要綱
資料3-3-2 東京都教育委員会災害対策要綱に基づく災害時の発信・受信事務の処理体制
資料3-4-1 都立学校の避難所指定に関する要綱
資料3-4-2 避難所施設利用に関する協定書(例)
資料3-5-1 大震災時における学校教職員の避難所業務従事等について
資料3-5-2 大規模災害時における学校職員の一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーション業務従事等について
資料3-6-1 災害時帰宅支援ステーション事務連絡(案)
資料3-6-2 災害時帰宅支援ステーションチラシ(例)
資料3-7 都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定、実施要領
資料3-8 都立学校における震災時の防水等の応急対策業務に関する協定、実施細目
資料3-9 事故発生報告等事務処理要綱
資料3-10 避難所等の協定締結内容等の確認について
資料3-11 東京都応急対策本部運営要綱

(防災関係連絡先)

- 資料4-1 防災連絡先等一覧(教育庁、都各局、各区市町村及び他県市)
資料4-2 東京都災害拠点病院一覧(令和6年8月1日時点)

第1編 危機管理総論

第1章 東京都の危機管理

第1 非常時の組織体制

- 1 東京都災害対策本部
- 2 東京都災害即応対策本部
- 3 東京都応急対策本部
- 4 東京都危機管理対策会議
- 5 各種災害における都の態勢
- 6 教育庁、各所及び学校の災害対策本部
- 7 教育庁災害対策本部の構成
- 8 教育庁災害対策本部の対応業務一覧
- 9 代替施設一覧

第2章 学校危機管理マニュアル

第1 目的、基本方針等

第1章 東京都の危機管理

東京は、歴史的に何度も大地震や火山噴火などの自然災害に襲われている。

また、気候変動の影響で激甚化・頻発化する風水害や、首都直下地震、大規模な火山噴火、感染症など、いつ災害が起きてもおかしくない状況は今後も続き、さらに、災害が複合的に発生するリスクもある。

こうした状況を踏まえ、東京都では、災害時における都市機能の混乱を最小限に抑えるため、様々な危機管理施策を講じている。

平成25年4月には「帰宅困難者対策条例」を施行し、災害時の一斉帰宅を抑制する観点から、企業等に対し、従業員が一定期間施設内にとどまることを前提とした3日分の食糧等の備蓄を努力義務として位置づけた。

また、災害対策基本法に基づき東京都防災会議が策定する「東京都地域防災計画」は、震災編、風水害編、火山編、大規模事故編及び原子力災害編から構成されており、同計画は、被害想定や過去の大規模災害から得られた教訓、関係法令の改正等を踏まえ、必要に応じて見直しが行われている。

直近では、令和4年5月に見直された「首都直下地震等による東京の被害想定」等を踏まえ、令和5年5月に同計画の震災編が修正され、さらに令和7年5月には、富士山噴火に伴う大規模降灰への対応や島しょ地域における避難体制の強化を図るため、火山編が修正されている。

第1 非常時の組織体制

1 東京都災害対策本部

東京都は、都の地域に地震災害が発生した場合、災害対策基本法、東京都災害対策本部条例（以下「条例」という。）、同条例施行規則（以下「規則」という。）、東京都災害対策本部運営要綱（以下「要綱」という。）及び東京都地域防災計画の定めるところにより、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東京都災害対策本部（以下「都本部」という。）を設置する。

【東京都災害対策本部を立ち上げた事例】

- ・令和6年8月8日～宮崎県日向灘を震源とする地震に係る南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)

(1) 都本部の設置（要綱第3）

ア 知事は、都の地域について大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めるときは都本部を設置する。ただし、夜間休日等の勤務時間外において震度6弱以上の地震（島しょを除く。）が発生した場合は、都本部を自動的に設置する。

イ 都本部を構成する局の局長（教育長を含む。以下同じ。）又は地方隊長の職にある者は、都本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監に都本部の設置を要請する。

ウ 危機管理監は、イによる要請があったとき、その他都本部を設置する必要があると認めた場合は、都本部の設置を知事に申請する。

(2) 都本部設置の通知等（要綱第4）

ア 本部長（知事）は、都本部が設置されたときは、直ちにその旨を各局長及び地方隊長並びに国（総務省消防庁）に通知する。また、必要があると認めるときには、区市町村長、陸上自衛隊、厚生労働大臣、国土交通大臣、隣接県知事等にも通知する。

イ 政策企画局長は、都本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

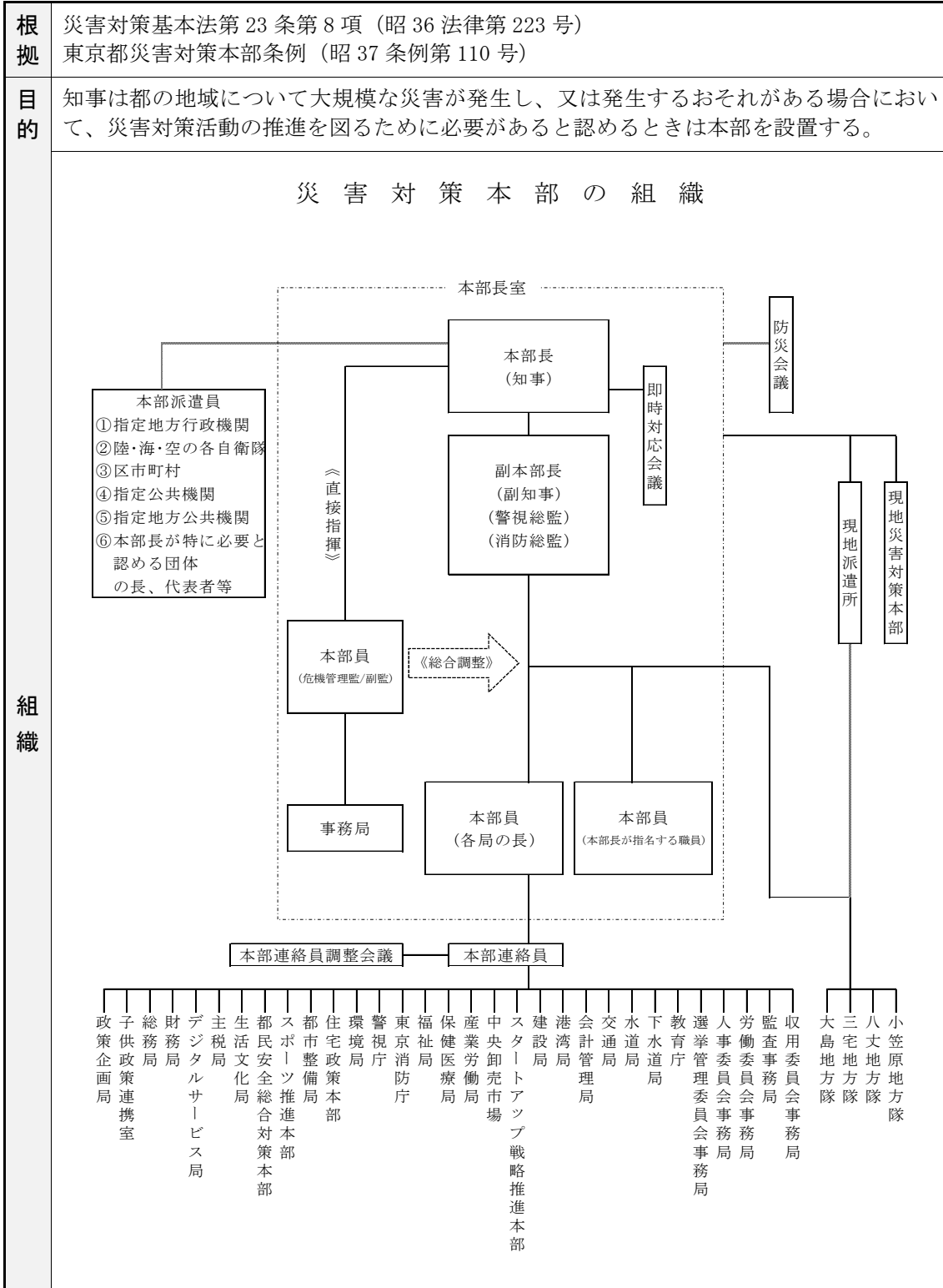
ウ 本部長からの通知を受けた局長等は、本部の設置について、所属職員に周知徹底する。

(3) 都本部の組織（条例第2条、規則第3条）

ア 都本部に本部長室、局及び地方隊を置く。

イ 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

【東京都災害対策本部の組織図】



(4) 本部長等の職務（条例第3条、規則第6・7条、要綱第15）

ア 本部長（知事）

都本部の事務を総括し、都本部の職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副知事、警視總監、消防總監）

本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 局長及び地方隊長（各局長及び支庁長）

本部長の命を受け、局又は地方隊の事務を掌理する。

エ 本部員（危機管理監、本部構成局の各局長及び本部長が指名する者）

本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

オ 本部派遣員

①本部長は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が本部長室の事務に協力することを求めることができる。

- ・ 指定地方行政機関
- ・ 東京都を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊
- ・ 東京都の区域内の特別区又は市町村
- ・ 指定公共機関又は指定地方公共機関

②本部長は、本部派遣員に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

カ 本部連絡員

本部連絡員は、局に所属する課長級の職にある者のうちから局長が指名し、本部長室及び局並びに局相互間の連絡調整に当たる。なお、本部長室へは局との連絡のための通信要員を伴い出席する。

キ 本部員代理

本部員代理は、局に所属する課長級以上の職にある者のうちから局長が指名し、災害発生時に本部員である局長が参集するまでの間、本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮するなど本部員の職務を代理する。

ク その他の都本部の職員

局長又は地方隊長の命を受け、局又は地方隊の事務に従事する。

(5) 本部長室の所掌事務（規則第2条）

- ア 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ウ 避難の勧告又は指示に関すること。
- エ 災害救助法の適用に関すること。
- オ 区市町村の相互応援に関すること。
- カ 局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること。
- キ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- ク 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍に対する応援の要請に関すること。
- ケ 公用令書による公用負担に関すること。

- コ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- サ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(6) 都本部における教育庁職員の指定及び役割

都本部における本部員等の指定及び役割は次のとおりである。

ア 本部員：教育長

- ・本部長（知事）の命を受け、教育庁の事務を掌理する。
- ・都災害対策本部会議の審議等に出席する。

イ 本部連絡員：総務部広報担当課長、福利厚生部福利厚生課長

- ・発災後、東京都防災センターに常駐し、本部と教育庁との連絡調整に当たる。
- ・本部員を補佐し、都災害対策本部会議に出席するとともに、教育庁との連絡のための通信要員を活用する。

ウ 本部員代理：あらかじめ指定した課長級以上の本庁職員

- ・本部員（教育長）が被災等により参集できない場合に、あらかじめ本部員が指名する本部員代理がその職務を代理する。
- ・本部員（教育長）が参集するまでの間、本部員の代理として都災害対策本部会議等に出席する。
- ・本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮するなど、本部員の職務を代理する。
- ・教育庁においては、①課長級以上の本庁職員の中から②自宅から都庁本庁舎まで、おおむね2時間以内に徒歩で参集できる者を、あらかじめ本部員代理として指定している。

エ 通信要員：あらかじめ指定した総務部総務課広報担当の職員4名

- ・総務部総務課広報担当の職員の中から、あらかじめ教育長が指定する4名をもって充てる。
- ・本部連絡員を補佐し、本部と教育庁総務部総務課間の連絡を担当する。

(7) 都本部における教育庁の分掌事務（規則第8条）

都本部において、教育庁は、主として次に掲げる事項を所掌する。

- ア 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。
- イ 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。
- ウ 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること。
- エ 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること。
- オ 災害時における他の局の応援に関すること

2 東京都災害即応対策本部

突発的かつ局地的な災害が発生した場合等において、一元的な対応体制を構築し、関係機関等への要請に迅速に対応するため、東京都災害対策本部又は東京都応急対策本部の設置に至らない災害への対応として、東京都災害即応対策本部（以下「即応本部」という。）を設置する。

また、災害対策本部又は応急対策本部を設置するまでの間においても、必要に応じて即応本部を設置し、初動対応を行う。

【東京都災害即応対策本部を立ち上げた事例】

- ・令和7年10月8日～令和7年台風第22号（八丈町・青ヶ島村等）
- ・令和7年7月30日～令和7年カムチャツカ半島付近地震に伴う津波警報（伊豆諸島・小笠原諸島）

(1) 即応本部の設置

災害対策本部・応急対策本部が設置される前またはが設置されない場合で、次の各号のいずれかに該当し必要と認めたときに設置する。

- ア 集中豪雨による局地的な災害が発生したとき。
- イ 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき。
- ウ 局地的な災害発生のおそれがある場合で、応急対策本部を設置しないとき。

(2) 即応本部の組織

即応本部は、本部長、副本部長、本部員その他の職員を置く。

(3) 即応本部の所掌事務

- ア 災害時の危機に対処するための対応策の策定に関すること。
- イ 対応局役割分担の総合調整に関すること。
- ウ 災害情報の共有に関すること。
- エ 他局、区市町村の設置する本部等の連携に関すること。
- オ その他必要な応急対策に関すること。

3 東京都応急対策本部

知事は、東京都災害対策本部が設置される前又は設置されない場合で、必要があるときは東京都応急対策本部（以下「応対本部」という。）を設置する。

【東京都応急対策本部を立ち上げた事例】

- ・令和元年10月10日～令和元年台風第19号

(1) 応対本部の設置

応対本部は、次の各号に該当する場合で、知事が必要と認めたときに設置する。

- ア 暴風雨、大雨、津波、高潮または洪水の警報が発せられたとき
- イ 利根川、荒川または多摩川に洪水予報が発せられたとき
- ウ 水防警報が発せられたとき
- エ 大雨、津波、高潮または洪水の注意報が発せられた場合等で、災害の発生のおそれがあるとき
- オ 局地的災害が発生したとき

(2) 応対本部の組織

応対本部は、本部長、副本部長、本部員その他の職員を置く。

(3) 応対本部の所掌事務

- ア 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- イ 災害応急対策の実施に関すること。
- ウ 区市町村の実施する応急対策の調整に関すること。
- エ 災害救助法の運用に関すること。
- オ その他必要な応急対策に関すること。

4 東京都危機管理対策会議

災害等危機発生時の対応策の検討並びに関係各局との総合調整及び関係機関等への要請を的確に行い、速やかに対応策を実施するため、東京都危機管理対策会議（以下「都対策会議」という。）を設置する。

【東京都危機管理対策会議を立ち上げた事例】

- ・令和6年8月29日～令和6年台風第10号

(1) 都対策会議の所掌事務

- ア 災害等の危機に対処するための対応策の検討に関すること。
- イ 災害等の危機に対処するために必要な総合調整に関すること。
- ウ 危機情報の連絡及び共有に関すること。
- エ その他必要な応急対策に関すること。

(2) 都対策会議の招集

多くの都民の生命、身体等に重大な被害が生じる危機のおそれが認知され、全庁体制により対応する必要がある場合に都対策会議が招集される。

5 各種災害における都の態勢

災害の発生及び発生のおそれがある段階（警戒段階）において、都では総合防災部の指揮の下、下記のとおり配備態勢が組まれる。

(1) 地震

職員配備態勢	体制	事象	要員
情報監視態勢	—	震度4以下※	総合防災部 等
情報連絡態勢	—	震度5弱※	総合防災部 等
災害即応態勢	災害即応対策本部	震度5強※	
		(南海トラフ地震) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）	
応急配備態勢	応急対策本部	—	
非常配備態勢	災害対策本部	・勤務時間内に震度6弱以上 ・震度5強で甚大な被害が発生 ・島しょ地域で甚大な被害が発生	特別非常配備態勢の構成を基本として、被害その他の状況に応じて、その都度定める態勢
		(南海トラフ地震) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）	
特別非常配備態勢	—	勤務時間外に震度6弱以上	全庁職員

※その他、指令室長が必要と認めたときなどに設置することができる。

(2) 風水害

職員配備態勢	体制	事象	要員
情報監視態勢	—	気象注意報発表	総合防災部 等
		(大規模風水害) 計画運休の可能性、島しょ地域へのL0 派遣	
情報連絡態勢	—	気象警報発表、氾濫警戒情報、避難情報発令 他	総合防災部 等
		(大規模風水害) 計画運休の実施	
災害即応態勢	災害即応対策本部	多くの被害発生又は発生のおそれ 他	
応急配備態勢	応急対策本部	多くの被害発生又は発生のおそれ 他	
非常配備態勢	災害対策本部	甚大な被害発生又は発生のおそれ 他	特別非常配備態勢の構成を基本として、被害その他の状況に応じて、その都度定める態勢
		—	
特別非常配備態勢	—	—	全庁職員

※台風の進路や気象予報などにより、風水害はある程度の予測が可能のため、警報の発表状況に応じ、災害の発生前の段階で、応急対策本部や災害対策本部等を設置し、避難警戒体制（早期の事前避難、都民への呼びかけ、施設の閉鎖、イベントの延期・中止等）を構築する。

【気象情報の種類】

特別警報	大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪

(3) 火山

職員配備態勢	体制	事象	要員
情報監視態勢	—	活火山であることに留意	総合防災部 等
情報連絡態勢	—	噴火警報（火口周辺）・レベル※2の発表等	総合防災部 等
災害即応態勢	災害即応対策本部	噴火警報（火口周辺）・レベル※3の発表等 噴火警報（居住地域）・レベル※4の発表等	
応急配備態勢	応急対策本部	本部長が必要と認めたとき	
非常配備態勢	災害対策本部	噴火警報（居住地域）・レベル※5の発表等	特別非常配備態勢の構成を基本として、被害その他の状況に応じて、その都度定める態勢
特別非常配備態勢		—	全庁職員

※レベル：噴火警戒レベル

(4) 島しょ地域における災害（南海トラフ地震）

南海トラフ地震では、西日本を中心に広範囲で甚大な被害が発生する。伊豆諸島・小笠原諸島では、巨大な津波が短時間で到達するため、迅速な避難対策が極めて重要となる。

このため、津波警報が発表された場合は「災害即応態勢」、大津波警報が発表された場合、又は島しょ地域に大津波が到達し、甚大な被害が発生した場合は、「非常配備態勢」を構築し、首長とのホットライン等も活用し、住民の迅速な避難を促進する。

南海トラフ地震臨時情報については、「キーワード（調査中）」が発表された場合は、「災害即応態勢」を構築し、その後の「非常配備態勢」に移行できる準備を整える。「キーワード（巨大地震注意）」又は「キーワード（巨大地震警戒）」となった場合、「非常配備態勢」に移行し、「災害対策本部」を設置する。臨時情報や状況の進展に伴い、適宜態勢の移行を検討する。

6 教育庁、各所及び学校の災害対策本部

東京都災害対策本部が設置された場合、教育長は速やかに教育庁災害対策本部を開設する。

(1) 教育庁災害対策本部

ア 教育庁災害対策本部の開設

- ①教育庁災害対策本部は、都庁第二本庁舎 1 6 階南側（総務部総務課）に設置する。
- ②教育庁災害対策本部の開設準備及び開設に必要な事務は、総務部総務課が行う。

イ 本部の所掌事項

教育庁災害対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- ① 教育庁の職員態勢に関すること。
- ② 児童・生徒等の救護、安全確保に関すること。
- ③ 被害状況に関すること。
- ④ 応急復旧対策に関すること。
- ⑤ その他災害対策に関すること。

ウ 本部長及び副本部長

- ①教育長を教育庁災害対策本部本部長とし、次長を教育庁災害対策本部副本部長とする。
- ②教育長は教育庁災害対策本部を総括し、次長はこれを補佐する。
- ③教育長が不在のときは、次長、総務部長の順位で職務を代理する。

エ 本部の構成

教育庁災害対策本部は、次に掲げる者をもって構成する。

- ・教育長（本部長）
- ・次長（副本部長）
- ・教育庁の各部長
- ・総務部総務課長
- ・教育庁の各部長が指名する職員
- ・通信要員（あらかじめ指定された総務部所属の課長代理級職員）

オ 本部の運営

- ①本部長は、イの所掌事項について審議する必要があるときは、本部会議を招集する。
- ②本部長は、特に必要があると認めたときは、本部の構成員以外の者に対し、本部会議への出席を求めることができる。
- ③本部会議に関する庶務は、総務課が行う。

カ 危機管理主管部課長等の参集

震度5強を観測した場合は、災害即応態勢を取る必要があるため、危機管理主管部課長等は本庁に参集する。

(2) 教育事務所・教育庁出張所・学校経営支援センター・所（以下「所」という。）及び都立学校の災害対策本部

ア 所及び都立学校の災害対策本部の開設

教育長は、教育庁災害対策本部の開設と同時に、所及び都立学校の長に対し、それぞれ「(所名又は校名を冠した) 災害対策本部」の開設を指示する。

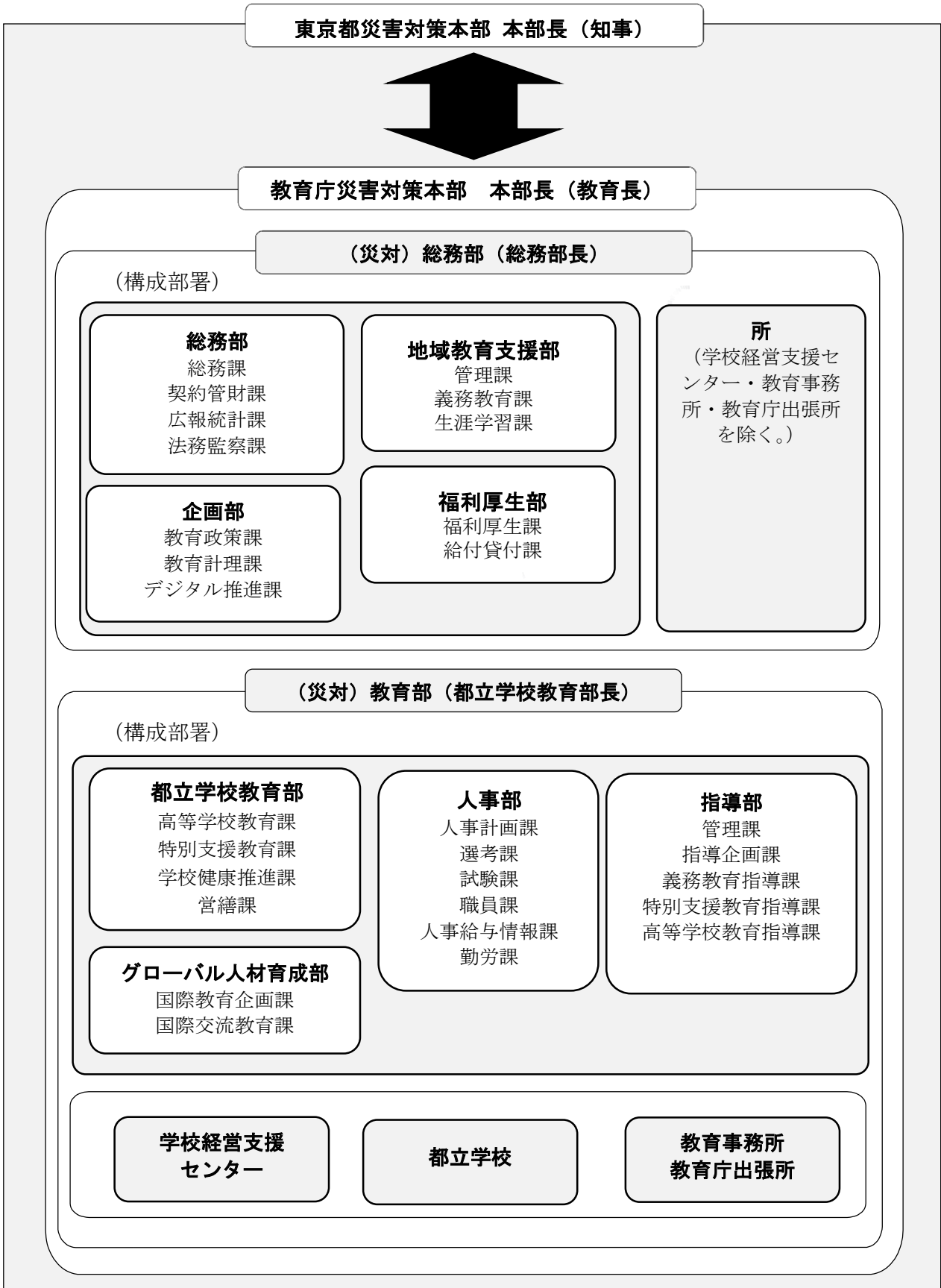
イ 組織

所においては所長、都立学校においては校長を、それぞれ「(所名又は校名を冠した) 災害対策本部長」とする。

本部長（所長・都立学校の校長）が不在の場合は、所及び都立学校に置いてあらかじめ定められた職務代理順位に従い、職務を執ることができる者が本部長の職務を代理する。

7 教育庁災害対策本部の構成

東京都災害対策本部が設置されたときの教育庁における各部・課、学校及び事業所等の構成は以下のようになる。



8 教育庁災害対策本部の対応業務一覧

教育庁災害対策本部の分掌事務を円滑かつ迅速に遂行するため、発災時における教育庁各部各課、事業所及び都立学校等の役割について、その概要を示す。

部	課	発災後3日間 (応急対策)	発災後4日目以降 (学校再開準備・学校再開)
総務部	総務課	① 教育庁及び総務部の非常時対応総括	① 同 左
		② 教育庁災害対策本部の運営	② 同 左
		③ 所災害対策本部設置の指示	③ 同 左
		④ 都立学校との安否確認サービス（エマージェンシーコール）を活用した連絡	④ 同 左
		⑤ 都災害対策本部との連絡調整	⑤ 同 左
		・都災害対策本部の指示授受及び情報収集	・同 左
		・被災状況等の報告	・同 左
		⑥ 各局との連絡	⑥ 同 左
		・児童・生徒等の救援・救護に係る要請等	・同 左
		・ライフライン情報収集、確保要請等	・同 左
		・緊急車両等の出動要請等	・同 左
		⑦ 事務局職員の支援要員調整等	⑦ 同 左
		⑧ 局内他の部課に属しない事項	⑧ 同 左
			⑨ 局の文書及び予算事務
			⑩ 物資の調達
		⑪ 広報担当課長は本部連絡員の業務を担う。	⑪ 同 左
		⑫ 広報及び広聴	⑫ 同 左
		・局内の連絡調整	・同 左
・情報の収集及び報道対応	・同 左		
法務監察課	① 教育庁事業所に対する連絡及び調整 図書館・社会教育会館・研修センター・相談センターとの連絡調整・情報収集	① 同 左	
契約管財課	① 物品購入、工事及びその他の契約	① 同 左	
	② 非常時の教育財産の取得、管理及び処分に係る連絡調整	② 同 左	
	③ 非常時の校地等の設定、変更、管理保全	③ 同 左	
企画部	教育政策課	① 企画部の非常時対応総括	① 同 左
			② 授業の再開に向けての復興計画の策定
		③ 東京都教育委員との連絡調整	③ 同 左
		④ 総務課連絡体制の支援	④ 同 左
		・文部科学省との連絡	・同 左
		・都議会議員との連絡	・同 左
	教育計理課	① 緊急の予算措置・会計	① 同 左
	デジタル推進課	① 基盤システムの維持	① 同 左
		② 情報の収集	② 同 左
		③ 総務課連絡体制の支援	③ 同 左
		④ オンライン学習の実施に向けた支援	

部	課	発災後3日間 (応急対策)	発災後4日目以降 (学校再開準備・学校再開)
福利厚生部	福利厚生課	① 課長は本部連絡員の業務を担う。	①同 左
		② 福利厚生部の非常時対応総括	②同 左
		③ 総務部総務課の緊急連絡体制及び局本部の応急対策業務支援	③ 職員の健康管理 教職員住宅の修繕等応急復旧対処
	給付貸付課	① 共済業務の確保（本部等関係機関との連絡調整、組合員資格確認業務、短期電算復旧業務） ② 総務部総務課の緊急連絡体制及び局本部の応急対策業務支援	① 同 左 ② 同 左

地域教育支援部	管理課	① 地域教育支援部の非常時対応総括	① 同 左
		② 社会教育関連機関との連絡調整・情報収集	② 同 左
		③ 災害ボランティア拠点对応調整（生活文化局）	③ 同 左
		④ 応急救援事項の検討及び措置準備	④ 同 左
	義務教育課	① 児童・生徒等の被災状況などの区市町村教育委員会との連絡及び被害情報把握（これに係る教育事務所、教育庁出張所等との連絡を含む。なお、他部の所管に係るものを除く。）	① 同 左
		② 国庫補助金に関する国との連絡調整	② 同 左
	生涯学習課	① 社会教育施設の被害状況等情報収集	① 同 左
		② 災害ボランティア拠点对応調整	② 同 左
		③ 応急救援事項の検討及び措置準備	③ 同 左

都立学校教育部	高等学校教育課	① 都立学校教育部の非常時対応総括	① 同 左
		② 都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校、都立高等学校及び学校経営支援センターとの連絡調整・情報収集	② 同 左
		③ 都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校及び都立高等学校の生徒の安全確認並びに施設等の被害状況、授業打ち切り、臨時休校等措置状況の把握	③ 同 左
		④ 応急救援事項の検討及び措置の準備	④ 応急教育実施場所の確保、応急教育に必要な教材教具等の調達、配給等
			⑤ 施設設備の点検整備及び応急復旧、避難所開設に対する協力
			⑥ 授業料等の減免
	特別支援教育課	① 都立特別支援学校及び学校経営支援センターとの連絡・調整	① 同 左
		② 都立特別支援学校の児童・生徒等の安全確認及び施設等の被害状況、授業打ち切り、臨時休業等の措置状況の把握	② 同 左
		③ 都立特別支援学校に対する応急救援事項の検討及び措置の準備	③ 応急救援の措置 ・ 応急教育実施場所の確保、応急教育に必要な教材教具等の調達、配給等 ・ 施設設備の点検整備及び応急復旧、避難所開設に対する協力 ・ 授業料等の減免

部	課	発災後3日間 (応急対策)	発災後4日目以降 (学校再開準備・学校再開)
都立学校教育部	学校健康推進課	① 児童・生徒等の心身の健康被害の状況把握	① 同 左
		② 救急医療の対応状況把握と支援要請	② 学校衛生環境の復旧・保持
			③ 健康管理、保険衛生指導、感染症防止
			④ 学校給食再開準備・運営指導
			⑤ 心のケア対処
	営繕課	① 施設設備の被害状況調査	① 同 左
		② 応急危険度判定への対応	② 同 左
③ 都立学校及びその他教育施設の修繕等応急復旧に係る調整		③ 都立学校及びその他教育施設の修繕等応急復旧対処	

人事部	人事計画課	① 人事部の非常時対応総括	① 同 左
	選考課	① 情報管理の徹底 ② 他課の応援	①② 同 左
	試験課	① 情報管理の徹底 ② 他課の応援	①② 同 左
	職員課	① 学校勤務職員の安否確認（総務課業務を補完） ② 都立学校及び区市町村立学校教職員の災害対応勤務の状況把握とサービス指導等 ③ 学校勤務職員の支援要員調整等	①②③ 同 左
	人事給与情報課	① 情報管理の徹底 ② 他課の応援	①② 同 左
	勤労課	① 災害対応の勤務時間及び時間外勤務従事者の状況把握とサービスに関する指導等	① 災害対応の勤務時間及び手当に関する指導等

指導部	管理課	① 指導部の非常時対応総括	② 同 左
		② 災害ボランティア拠点対応調整（生活文化局）	② 教育相談センターの応急業務調整準備
			③ 学用品等の給与
	指導企画課	① 被災状況に応じた臨時教育課程の検討・調整	① 同 左
			② 心のケア指導の企画及び調整
	義務教育指導課	① 被災状況に応じた臨時教育課程の検討・調整	① 同 左
			② 心のケア指導の企画及び調整
	特別支援教育指導課	① 被災状況に応じた臨時教育課程の検討・調整	① 同 左
			② 心のケア指導の企画及び調整
	高等学校教育指導課	① 被災状況に応じた臨時教育課程の検討・調整	① 同 左
② 高校生の災害復旧活動や救命救急活動への参加・支援		② 同 左	
		③ 心のケア指導の企画及び調整	

人材育成部	国際教育企画課	① グローバル人材育成部の非常時対応総括	① 同 左
	国際交流教育課	① 応急教育の準備	① 応急教育の実施支援

部	課	発災後3日間 (応急対策)	発災後4日目以降 (学校再開準備・学校再開)	
教育事務所 ・ 教育庁出張所	教育事務所	① 市町村立小・中学校被災児童・生徒等の保護及び安全確保(安否情報の収集を含む。)	① 同 左	
		② 学校勤務職員の安否確認及び健康管理	② 同 左	
		③ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事者の状況把握とサービス指導等	③ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事者の状況把握とサービス指導及び手当対応	
		④ 応急教育計画の準備及び学校運営支援	④ 応急教育計画実施支援及び学校運営支援	
		⑤ 市町村教育委員会及び教育庁各部との調整	⑤ 同 左	
	教育庁出張所			⑥ 教科書その他の学用品の給与
		① 町村立小・中学校被災児童・生徒等の保護及び安全確保(安否情報の収集を含む。)	① 同 左	
		② 学校勤務職員の安否確認及び健康管理	② 同 左	
		③ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事者の状況把握と都立学校の対応に基づくサービスの助言	③ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事者の状況把握とサービス助言及び手当対応	
		④ 応急教育計画の準備及び学校運営支援	④ 応急教育計画実施支援及び学校運営支援	
		⑤ 町村教育委員会及び教育庁各部との調整	⑤ 同 左	
		⑥ 文化財保護施設の被害状況確認	⑥ 教科書その他の学用品の給与	
	⑦ 町村教育委員会及び都立学校への災害対策に関する支援	⑦ 同 左		
所	教職員研修センター・図書館・教育相談センター	① 施設利用者の安全指導及び応急救護	① 同 左	
		② 施設整備の安全点検、応急対応	② 同 左	
		③ 関係所及び教育庁所管部との連携	③ 同 左	
		④ 広域ボランティア活動拠点開設の協力	④ 同 左	
	学校経営支援センター	① 学校支援体制確保	① 同 左	
		② 災害情報収集、本庁各部との連絡調整	② 同 左	
		③ 被災児童・生徒等の保護及び安全確保	③ 同 左	
		④ 都立学校職員の災害対応勤務の状況把握とサービス指導等	④ 同 左	
		⑤ 学校経営支援センターにおける施設設備の安全点検、応急対応	⑤ 同 左	
		⑥ 管轄校における施設設備に係る罹災状況把握	⑥ 同 左	
		⑦ 応急教育準備支援	⑦ 応急教育計画の作成と実施支援	
		⑧ 区市町村による避難所開設への協力支援災害対応勤務及び勤務時間外業務従事者の状況把握とサービス指導等	⑧ 同 左	
		⑨ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事者の状況把握とサービス指導及び手当対応		
学校	各都立学校	① 危機管理計画に基づく体制確保	① 同 左	
		② 被災児童・生徒等の保護及び安全確保(安否確認)	② 同 左	
		③ 災害情報収集、教育庁本庁各部及び学校経営支援センターとの連携 ※島しょにおいては教育庁出張所とも連携	③ 同 左	
		④ 施設設備の安全点検	④ 施設設備応急復旧	
		⑤ 食料給与	⑤ 応急教育実施場所の確保	
		⑥ 応急教育の準備	⑥ 応急教育計画の作成と実施	
		⑦ 区市町村による避難所開設への協力	⑦ 避難所開設への協力	
		⑧ 一時滞在施設の開設	⑧ 教科書その他の学用品の給与	
			⑨ 災害時帰宅支援ステーションの開設	

9 代替施設一覧

都庁舎は、業務継続性の確保のため、制振装置を設置することで耐震安全性が向上しており、地震によって都庁舎全体が使用不可能となる事態は想定しがたいが、何らかの事由により、都庁舎の全部又は一部使用が困難になった場合に備え、代替施設（代替執務場所を含む。以下同じ）を選定する必要がある。

選定に当たっては、局災害対策本部の代替施設と、都庁本庁舎に勤務する職員が非常時優先業務を実施するための代替施設の両者を検討する必要がある。

教育庁においては、建物の立地やフロアの使用状況等を踏まえ、以下の施設を候補としている（変更となる場合がある。）。代替施設の選定に当たっては、鉄道等の公共交通機関の被災状況、移動手段の確保等を勘案しながら、必要な面積（※）が確保されるよう決定する。

区部	東京都教職員研修センター	局災害対策本部の代替施設
	東部学校経営支援センター支所	職員が非常時優先業務を実施するための代替施設
	中部学校経営支援センター	
	都立中央図書館	
	教育庁神楽坂庁舎	
多摩	立川地域防災センター	局災害対策本部の代替施設
	東京都立多摩図書館	職員が非常時優先業務を実施するための代替施設
	西部学校経営支援センター	
	西部学校経営支援センター支所	
	多摩教育事務所	
	埋蔵文化財調査センター	

※本庁執務室の代替に必要な面積は、943.8㎡（必要人員：572名）と推計している。

第2章 学校危機管理マニュアル

第1 目的、基本方針等

1 マニュアルの目的

都の地域及びその周辺地域等において危機事案が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）を中心に、都民の生命及び身体への被害の防止・軽減を図ることを目的とする。

このため、主として都立学校を対象に、東京都教育委員会が実施すべき危機管理対策について、具体的な取組等に関する基本方針を示すとともに、共通事項を明らかにする。

2 基本方針

(1) 児童・生徒等の生命、身体の安全を確保することを方針の第一とする。大震災や風水害等の自然災害に加え、不審者の侵入、新型インフルエンザ等の感染症、テロ・NBCR災害、弾道ミサイル事案など、様々な危機に対して柔軟に対応し、児童・生徒等及び都民を守る。

(2) 本マニュアルでは、主として都立学校において常に危機管理体制を必要とする事象を取り上げている。構成としては、特に重点とする震災対策を最初に示し、次にその他の危機事象について記載している。

なお、本マニュアルは危機事象の全てを網羅しているものでないが、震災対策の考え方や対応等を柔軟に応用することで、様々な危機事象に対処するものとして位置付けている。

(3) 震災発生時の初動体制の要となる、①情報連絡体制及び②教職員の参集については、対応を具体的に示すことにより、危機管理意識の向上を図るとともに、体制の強化につなげるものとする。

第2編 東京都教育委員会の 危機管理

第1章 緊急時の連絡体制

第2章 教職員の参集

- 1 非常配備態勢と特別非常配備態勢
- 2 非常配備態勢の発令基準
- 3 特別非常配備態勢のイメージ図
- 4 教職員参集態勢

第3章 指示系統

第4章 校舎等（構造部材・非構造部材）の耐震対策

第5章 ヘリサインの設置

第1章 緊急時の連絡体制

1 災害時の連絡

災害時における的確かつ迅速な応急対策を講ずるためには、緊密な連絡体制の確保が重要である。

このため、本庁、事業所及び都立学校における職員の迅速な連絡手段として、デジタルサービス局が委託する全庁安否確認サービス（エマージェンシーコール）を導入している。

あわせて、TAIMSによる連絡、固定電話、SNS等のソーシャルメディア、統合型学習支援サービスの活用など、複数の連絡手段を重層的に活用することとする。

2 連絡手段・方法

(1) TAIMSの活用

TAIMS（東京都高度情報化推進システム：都庁の全庁的な情報ネットワーク）は、次の特長を有する連絡手段である。

①一般のプロバイダーとは異なり、都庁関係者のみが利用するため、災害時に一斉にメールが集中しても、サーバーがダウンする可能性が低い。

②Excel、Word、写真等のファイルを添付できることから、電話が不通となった場合でも、詳細な状況の連絡・報告が可能である。

なお、停電時には、外部との連絡及び情報収集用端末の運用のため、非常用発電機を活用する。

(2) 全庁安否確認サービス（エマージェンシーコール）の活用

全庁安否確認サービスは、次の特長を有する。

①震度6弱以上の地震が発生した場合、登録者全員を対象に安否確認連絡が自動的に発信される。

②携帯電話のメールや専用アプリを利用できるため、自宅や外出先においても安否確認連絡を受信できる。

③職員の安否情報と併せて、被害状況の収集が可能である。

※ 全庁安否確認サービスの概要

①TAIMSメールアドレスが、都の内部認証システムから自動で登録される。

②各職員の緊急時連絡先（私用のメールアドレス）は、各職員が自ら登録するものとし、登録したメールアドレスは、原則として人事異動後も引き継がれる。

③安否確認連絡は、全庁一律で自動発信され、未回答者に対しては自動的に再送信される。

④サービスに関する問い合わせは、各教職員が専用の問合せフォームを通じ、委託業者が設置するヘルプデスクに対して行うことができる。

（参考）問合せフォームへのリンク

<https://helpfeel.com/infocom-emctokyo-faq/>

⑤本サービスは、能登地震等の自然災害の頻発を踏まえ、迅速な安否確認体制を構築するとともに、従来、各局が個別に運用していた安否確認サービスを全庁共通化することを目的として導入されたものである。

(用語解説)

※1 学校危機管理担当者（教職員）

都立学校の校長は、夜間・休日の発災に備え、学校から概ね5km以内又は学校周辺に居住する教職員の中から、複数名を「学校危機管理担当者」として指定する。

学校危機管理担当者は、夜間・休日等に災害が発生した場合には、まず自宅及び家族の安全を確認した上で、速やかに学校へ参集し、情報収集を行うとともに、関係機関及び保護者等との緊急連絡に当たる。

※2 地域緊急連絡員（地域住民）

都立学校の校長は、夜間・休日の発災に備え、PTA、学校運営協議会、地域の防災市民組織又は自治会等と協議の上、「地域緊急連絡員」を選出する。

地域緊急連絡員は、発災時には速やかに学校へ駆けつけ、学校危機管理担当者と連携し、都立学校の初期の危機管理活動を支援する。

学校の門扉が施錠されている場合にはこれを開放し、避難住民を校庭に集合させるとともに、学校教職員及び区市町村職員に協力して、情報収集及び緊急連絡等に当たる。

第2章 教職員の参集

東京都教育委員会災害対策要綱（※1）及び東京都地域防災計画（※2）に基づき、教職員等は、非常災害の場合において、自宅及び家族の安全を確認した上、次のとおり参集しなければならない。

※1 東京都教育委員会災害対策要綱

東京都災害対策本部が設置された場合等、災害時における教育庁本庁・事業所・学校の体制や教職員の参集、指示系統、災害応急対策等を定めた行動基準

※2 東京都地域防災計画

都・区市町村・関係機関が連携し、災害の予防から復旧までを行うための東京都全体の防災計画。震災編・風水害編・火山編・大規模事故編・原子力災害編からなり、災害対策基本法に基づき、東京都防災会議が策定する。

1 非常配備態勢と特別非常配備態勢

東京都では、災害が発生した場合、発災初期における迅速かつ的確な対応を図るため、災害の規模や被害状況等に応じて、配備態勢を発令している。このうち、教育庁本庁、事業所及び都立学校が対応する配備態勢としては、「非常配備態勢」、「災害即応態勢」及び「特別非常配備態勢」の3種類があり、それぞれの態勢に応じて、参集体制や対応内容が定められている。（次ページ参照）

(1) 非常配備態勢

被害その他の状況により、本部長（教育長）が必要と認めたときに発令する。なお、学校においては、学校本部長（校長）が必要と認めた場合、学校危機管理担当者等を参集させることができる。

【適用する災害】

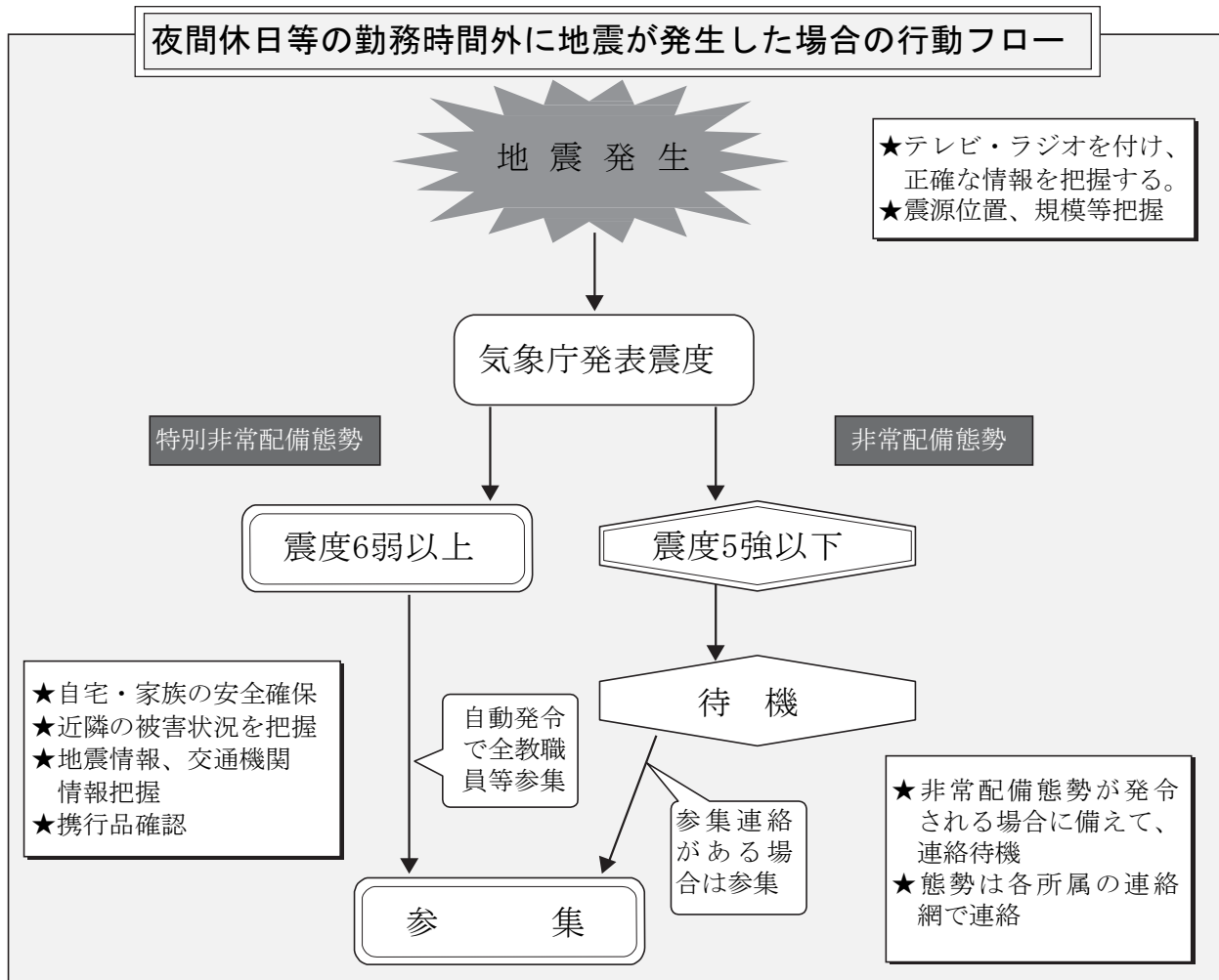
- ・勤務時間内に発生した地震
- ・勤務時間外に発生した震度5強以下の地震
- ・島しょ地域で発生した地震
- ・風水害、火山災害
- ・大規模事故災害等

(2) 災害即応態勢

夜間・休日等の勤務時間外において、**震度5強の地震**（島しょ地域を除く。）が発生した場合に発令する。**危機管理主管部課長等（本庁）、管理職及び危機管理担当者（学校）は参集する。**

(3) 特別非常配備態勢

夜間・休日等の勤務時間外において、震度6弱以上の地震（島しょ地域を除く。）が発生したときに発令する。発令形式は、自動発令とする。



※災害即応態勢

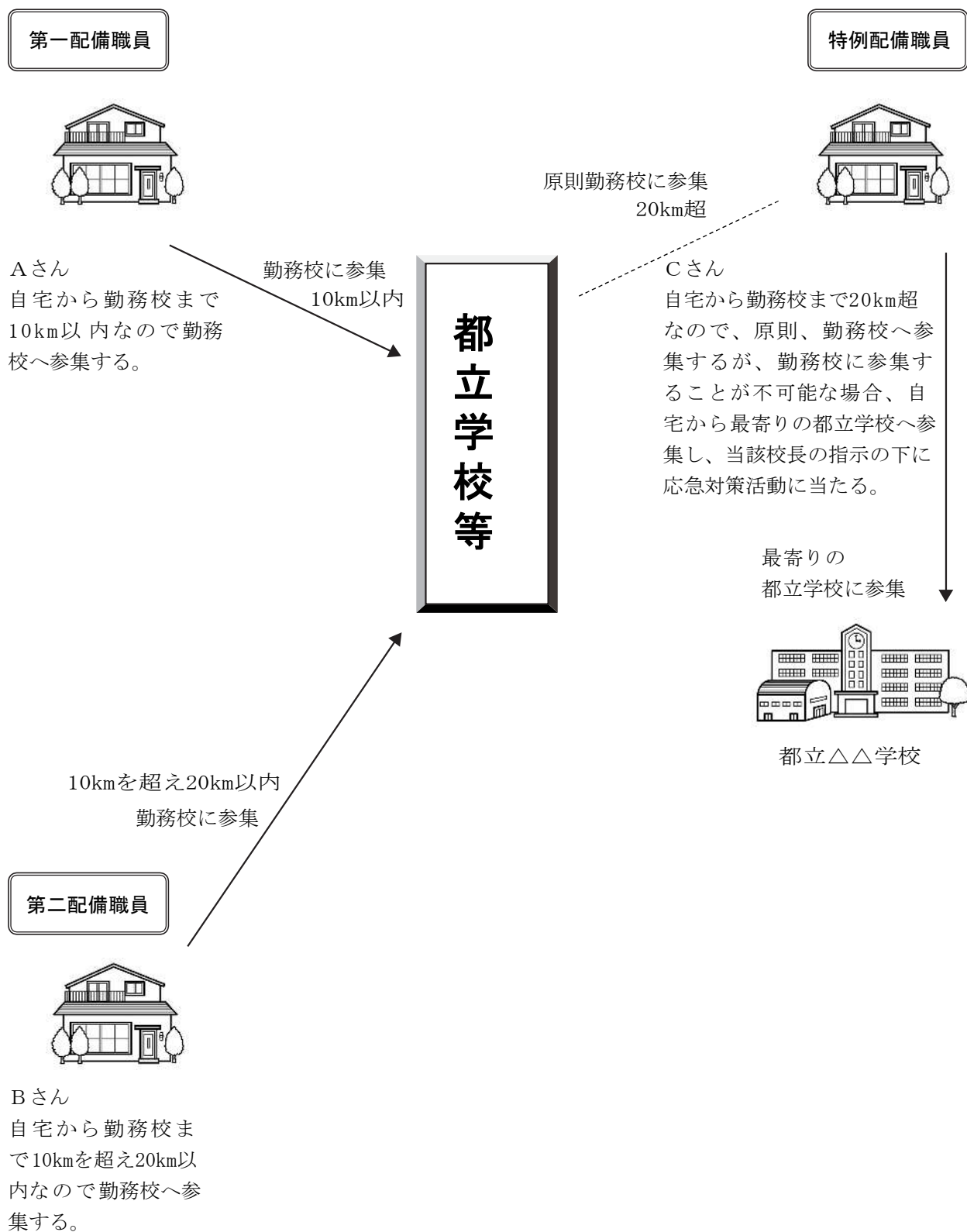
夜間・休日等の勤務時間外において、震度5強の地震（島しょ地域を除く。）が発生したときに発令する。危機管理主管部課長等（本庁）、管理職及び危機管理担当者（学校）は参集する。

2 非常配備態勢の発令基準

種類	発令要件	発令形式	態勢の内容																						
非常配備態勢	被害その他の状況により、校長が必要と認めたとき。 (適用する災害) ・勤務時間内に発生した地震 ・勤務時間外に発生した震度5強以下の地震 ・島しょ地域で発生した地震 ・風水害、火山災害 ・大規模事故、原子力災害 ・Jアラート ・テロ、新興感染症(SARS、新型インフルエンザ)、その他	個別発令 (注)	災害の種類に応じて、校長がその都度定める態勢 ※勤務時間内に震度6弱以上の地震(島しょ地区を除く。)が発生した場合は、全員が非常時優先業務に従事する。																						
災害即応態勢	夜間・休日等の勤務時間外において、震度5強の地震(島しょ地域を除く。)が発生したとき。	自動発令	危機管理主管部課長等(本庁)、管理職及び危機管理担当者(学校)は参集する。																						
特別非常配備態勢	夜間・休日等の勤務時間以外において、震度6弱以上の地震(島しょ地域を除く。)が発生したとき。	自動発令	全職員の一斉参集による態勢(東京都災害対策要綱) (配備職員の区分) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一配備職員</td> <td>発災後、最初に所属組織へ到着し、当該所属組織が分掌する非常時優先業務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>第二配備職員</td> <td>所属組織へ到着後、第一配備職員と共に非常時優先業務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>特例配備職員</td> <td>原則は所属組織へ参集するが、勤務地へ参集が不可能な場合には、最寄りの都立学校に参集し、当該校長の指示の下に被災者の救助、避難所運営支援等に当たる。</td> </tr> </tbody> </table> (配備職員の指定基準) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">当該職員が所属の発災から72時間までの役割</th> <th style="width: 25%;">居住地から勤務地までの距離</th> <th style="width: 25%;">配備職員の指定区分</th> <th style="width: 25%;">参集場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全員が、教育庁としての非常時優先業務に従事する</td> <td>10km以内</td> <td>第一配備職員</td> <td>当該職員の所属</td> </tr> <tr> <td>10km超 20km以内</td> <td>第二配備職員</td> <td>当該職員の所属</td> </tr> <tr> <td>20km超</td> <td>特例配備職員</td> <td>原則、当該職員の所属。勤務地への参集が不可能な場合には、最寄りの都立学校</td> </tr> </tbody> </table> ※特例配備職員については、原則として当該職員の所属へ参集するが、勤務地への参集が不可能な場合は、最寄りの都立学校に参集して非常時優先業務に当たる。 ※また、第一配備職員及び第二配備職員であっても、道路の被害状況等によって所属への参集が困難となった場合は、その地点から直近の都立学校等に参集して当該校長の指示の基に非常時優先業務に当たる。なお、その際には自らの所属にその旨を連絡する。	区分	役割	第一配備職員	発災後、最初に所属組織へ到着し、当該所属組織が分掌する非常時優先業務に従事する。	第二配備職員	所属組織へ到着後、第一配備職員と共に非常時優先業務に従事する。	特例配備職員	原則は所属組織へ参集するが、勤務地へ参集が不可能な場合には、最寄りの都立学校に参集し、当該校長の指示の下に被災者の救助、避難所運営支援等に当たる。	当該職員が所属の発災から72時間までの役割	居住地から勤務地までの距離	配備職員の指定区分	参集場所	全員が、教育庁としての非常時優先業務に従事する	10km以内	第一配備職員	当該職員の所属	10km超 20km以内	第二配備職員	当該職員の所属	20km超	特例配備職員	原則、当該職員の所属。勤務地への参集が不可能な場合には、最寄りの都立学校
区分	役割																								
第一配備職員	発災後、最初に所属組織へ到着し、当該所属組織が分掌する非常時優先業務に従事する。																								
第二配備職員	所属組織へ到着後、第一配備職員と共に非常時優先業務に従事する。																								
特例配備職員	原則は所属組織へ参集するが、勤務地へ参集が不可能な場合には、最寄りの都立学校に参集し、当該校長の指示の下に被災者の救助、避難所運営支援等に当たる。																								
当該職員が所属の発災から72時間までの役割	居住地から勤務地までの距離	配備職員の指定区分	参集場所																						
全員が、教育庁としての非常時優先業務に従事する	10km以内	第一配備職員	当該職員の所属																						
	10km超 20km以内	第二配備職員	当該職員の所属																						
	20km超	特例配備職員	原則、当該職員の所属。勤務地への参集が不可能な場合には、最寄りの都立学校																						

(注) 個別発令とは、災害の種類や被害の状況等に応じて、その都度、校長が態勢の内容を具体的に定めて行う発令をいう。また、夜間・休日等の勤務時間外に震度6弱以上の地震(島しょ地域を除く。)が発生した場合は、災害対策本部が自動的に設置されるものとし、非常配備態勢についても本部の自動設置に連動して発令される(自動発令)。

3 特別非常配備態勢のイメージ図



4 教職員等参集態勢

震度6弱、震度5弱、震度4以下の三つの場合に分けて示す。

(1) 震度6弱が、鳥しよを除く東京都内の一つ以上の区市町村において観測されたとき。

	状況	屋内	屋外	木造建築	鉄筋 コンクリート 建造物	ライフ ライン	地盤
被害の 程度	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルやガラスが破損、落下することがある。	耐震性が低い建物等では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性が高い建物等でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い建物等は、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性が高い建物等でも、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	震度5弱に同じ。震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い範囲で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。通信事業者により災害用伝言板などの提供が行われる。	地割れが生じることがある。
実 例	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成23年3月の東日本大震災では、東京都で震度5強を記録した。人的被害は、九段会館における天井落下や町田市内のスーパー駐車場の壁崩落等により7人が死亡した。物的被害としては、都内において前記のほか、32件の火災が発生した。また、浦安市では、液状化により道路陥没や地盤沈下による建物の傾き等の被害が発生した。 ● 学校では人的被害は発生しなかったものの、施設面では①窓ガラスの破損、②体育館照明の不具合、③渡り廊下接合部の破損等が確認された。ただし、これらの被害は軽微なものであった。 ● また、鳥しよを除く全ての都立学校で災害時帰宅支援ステーションを開設し、約6,000人の帰宅困難者と約8,500人の児童・生徒等を保護した。 ● 令和3年10月7日の千葉県北西部を震源とする地震では、足立区で震度5強、大田区及び町田市で震度5弱を記録した。人的被害は重症1名、軽傷4名であったが、死者は発生しなかった。ライフラインについては、停電は発生せず、一部地域で水道管の破損による漏水が確認されたものの、ガス及び通信関係の被害はなかった。また、都内3か所において一時滞在施設を開設し、53名を受入れた。 						
対 応	<ol style="list-style-type: none"> 1 教職員は、あらかじめ所属において定められた参集態勢に基づき、自宅及び家族の安否を確認した上で、特段の指示や連絡を待つことなく勤務する学校に参集する。 2 参集した教職員は、人的被害及び物的被害の有無について点検を行うとともに、必要な緊急対応を実施し、その状況を速やかに報告する。 3 管理職は、被害状況や対応の必要性を踏まえ、必要に応じて教職員に応援を求めるものとする。 						

(2) 震度5弱が、島しょを除く東京都内の一つ以上の区市町村において観測されたとき

	状況	屋内	屋外	木造建築	鉄筋 コンクリート 建造物	ライフ ライン	地盤
被害の程度	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性が低い建物等では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。断水・停電が発生することがある。電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況が起こることがある。エレベーターは、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	亀裂や液状化が生じることがある。
対応	<p>1 物的被害が発生する可能性はあるものの、人的被害が発生する可能性は低いと想定される。</p> <p>2 震度5弱を観測した区市町村の区域内に所在する学校においては、管理職及び危機管理担当者が被害情報の収集に当たり、人的被害及び物的被害の有無について点検を行うとともに、必要な緊急対応を実施し、その状況を報告する。</p> <p>3 管理職は、被害状況や対応の必要性を踏まえ、必要に応じて職員に応援を求めるものとする。</p>						

(3) 震度4が、島しょを除く東京都内の一つ以上の区市町村において観測されたとき

対応	<p>1 震度4以下の場合には、人的被害及び物的被害が発生する可能性は低いと想定される。</p> <p>2 この場合、学校は参集態勢の対象外とする。</p> <p>ただし、児童・生徒等の安全確保は参集の有無とは別に最優先とし、始業前に施設・設備の安全点検を必ず実施するとともに、必要な緊急対応を行い、その状況を報告するものとする。</p>
----	---

<注意事項>

本基準は、あらかじめ参集の可否を判断できるよう示したものであり、必要最小限の参集態勢を定めたものである。したがって、これをもって十分な参集態勢を示すものではなく、実際の被害状況や学校の状況等に応じて、管理職の判断により柔軟に対応することが重要である。

第3章 指示系統

災害時には、通信手段の制限や情報の錯そうにより混乱が生じることが想定される中、迅速かつ適切な対応が求められる。災害時の都立学校においては、原則として校長が学校種別や被害状況、地域の実情等に踏まえ、速やかに事態を判断し、対応する必要がある。

このため、災害時の都立学校において、校長が判断すべき事項、学校経営支援センターが判断すべき事項及び本庁が判断すべき事項を次のとおり例示する。

なお、例示した事項のほか、本庁又は学校経営支援センターが特に必要と認める事項については、校長はその指示に従うものとする。

本庁から学校への指示は、原則として学校経営支援センターを経由して行うものとする。

※島しょ地域の都立学校については、発災時における円滑な支援及び情報共有を図るため、中部学校経営支援センターが都立学校への支援を行うとともに、現地の災害情報については、管轄区域内の教育庁出張所から同センター及び都立学校へ共有されることを基本とする。

ただし、迅速な指示や情報提供などが必要な場合には、本庁から学校に直接指示を行うことがある。

また、対応に急を要する場合には、学校から直接本庁に連絡するなど、状況に応じて迅速かつ柔軟に対応するものとする。

なお、本庁や学校経営支援センター等と連絡がとれない場合で、速やかに対応しなければ重大な問題等が生じるおそれがあるときは、通信手段が回復するまでの間、下記の例示に関わらず、校長が判断し、対応するものとする。

校長が不在の場合は、職務代理順位に従い、副校長等がその職務を代理する。

学校、学校経営支援センター及び本庁（島しょ地域の場合は教育庁出張所を含む）は、指示又は連絡を行うに当たっては、その内容について相互に情報共有を図るものとする。

1 校長（職務代理者を含む）が判断すべき事項

校長（職務代理者を含む）は、災害時において、学校の状況及び地域の実情等を踏まえ、主として次に掲げる事項について判断し、対応する。

- 校内における児童・生徒等の避難場所等の決定及び教職員に指示
- 学校災害対策本部の設置
教育庁災害対策本部が設置された場合には自動的に設置する。
- 教職員の参集及び配備態勢の決定
震度6弱以上の場合は自動参集とする。
- 保護者と連絡が取れた児童・生徒等の帰宅の可否の判断
保護者と連絡が取れた児童・生徒等について、本庁から示される判断基準を踏まえ、交通機関の運行状況、周辺の被災状況、家族構成及び自宅までの道路状況等を確認した上で判断する。
- 児童・生徒等の保護や帰宅困難者受け入れにかかる施設（一時滞在施設）利用の可否
- 一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションの開設・管理運営・閉鎖
閉鎖に当たっては、本庁・学校経営支援センターと連携・調整する。
- 備蓄物資の配布に関する判断
都立学校では児童・生徒等・教職員保護用のほか、災害時帰宅支援ステーション用、一時滞在施設用（指定された学校のみ）に係る資機材や物資等を備蓄している。発災時の状況を踏まえ、これらの備蓄物資を計画的に配布する。なお、避難所用備蓄物資の配布については事前に区市町村と調整しておく。

- 児童・生徒等のボランティア参加の可否
避難所、一時滞在施設又は災害時帰宅支援ステーションの管理運営への参加について、避難住民及び帰宅困難者の受入れ状況並びに児童・生徒等の状況を考慮して判断する。
- 感染症等に罹患したおそれのある児童・生徒等、帰宅困難者等への対応
感染の有無を明確に判断できない場合であっても、他の児童・生徒等又は帰宅困難者等から隔離した場所に避難させるなど、大量感染の防止に配慮する。
- 所属への参集が困難なため他校や本庁、事業所等から参集してきた教職員等の配置
教職員の参集状況等を確認した上で、必要な業務に配属する。

2 学校経営支援センターが判断すべき事項

学校経営支援センターは、災害時において、学校の状況等を踏まえ、主として次に掲げる事項について判断し、対応する。

- 学校への応援職員の派遣・調整
本庁への派遣要請、学校経営支援センター職員の派遣割振り、学校間における派遣調整等を行う。

3 本庁が判断すべき事項

本庁は、災害時における都立学校全体の対応方針を踏まえ、主として次に掲げる事項について判断し、指示する。

- 校長の判断に関する基準の提示
一斉帰宅抑制時における児童・生徒等の保護及び帰宅に関する考え方等
- 教職員の職場待機・解除の指示
震度6弱未満の場合に、総務局人事部から全教職員へTAIMSメールで送信される指示を含む。

第4章 校舎等（構造部材・非構造部材）の耐震対策

東京都は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正（平成18年1月26日施行）を踏まえ、地震による被害の半減を目指し、住宅・建築物の耐震化を促進するため、平成19年3月に「東京都耐震改修促進計画（以下「都計画」という。）」を策定した。

都計画では、消防署・警察署、学校、病院等の防災上重要な公共建築物について、重点的に耐震化を進めることとしており、令和6年4月1日時点でこれらの建築物の99.7%が耐震性を満たしている。

※消防庁「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果」のとおり

一方、都教育委員会では、都立学校について、都計画の対象外となる建築物であっても、児童・生徒等が常時利用する棟については、安全確保を最優先として耐震化を進めてきた。その結果、平成22年度末までに全ての都立学校における耐震化を完了している。

また、都教育委員会では国庫補助金に加え、独自の財政支援及び人的支援を区市町村教育委員会に対して実施している。

さらに、児童・生徒等の安全確保に加え、地域の避難所としての役割を担う学校施設の機能を確実に維持するため、東日本大震災における被害状況を踏まえ、体育館、武道場、昇降口等の非構造部材^{*1}についても耐震対策を進めている。特に、天井が高く、照明器具等の取付けや落下防止措置に不具合がある場合には、地震時に重大事故につながるおそれがあることから、都立学校全校において非構造部材の耐震化を図っている。

公立小中学校施設における非構造部材の耐震化については、都立学校で実施した専門家による点検の取組を紹介するなどにより、区市町村の取組を支援している。

また、学校は、施設を日常的に使用している立場から、施設・設備の不具合や危険箇所を早期に発見できる重要な役割を担っている。このため、文部科学省の「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」^{*2}（平成27年3月改訂版、平成31年3月追補版）に掲載されている点検チェックリストにより、日常かつ定期的に点検を行うものとする。

点検の結果、異常が認められた場合には、「都立学校施設維持管理業務」に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）に相談し、適切な対応を行う。

※ 1「非構造部材」・・・天井材、内装材、照明器具、窓ガラス、書棚等

※ 2「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

第5章 ヘリサインの整備

東日本大震災では、津波被害や道路の寸断等により地上からの災害対応が極めて困難となる中、機動性の高いヘリコプターによる上空からの災害活動が効果を発揮した。

震災時には、被災地上空から被害状況を迅速に把握するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、ヘリコプターによる応急対策活動が行われる。ヘリサインは、避難所等の災害対策上重要な施設を上空から即時に特定するための目標表示として、応援航空部隊の円滑な活動を支える重要な役割を担う。

ヘリサインの整備に当たっては、平成22年4月に決定された「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準としている。

都立学校は、帰宅困難者の一時滞在施設や、区市町村との協定に基づく避難所等として指定されていることから、災害時には、ヘリコプターによる救急搬送や救援物資の搬送等が行われることが十分に想定されるため、原則として校舎屋上等にヘリサインを設置している。

第3編 学校の危機管理

第1部 自然災害（震災編）

第1章 事前対策（震災への備え）

第1 計画の作成

- 1 学校危機管理計画の作成
- 2 教育活動の継続
- 3 避難所支援に関する運営計画の作成
- 4 災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の運営計画の作成

第2 教育・研修・訓練

- 1 児童・生徒等の防災教育
- 2 学校教職員の危機管理研修
- 3 避難訓練と防災訓練

第3 事前の準備

- 1 物資の備蓄
- 2 日常の点検

第1部 自然災害（震災編）

第1章 事前対策（震災への備え）

はじめに

今後30年以内に首都直下地震が発生する確率は70%以上とされており、また、政府が令和6年1月1日を算定基準日として公表した「長期評価による地震発生確率値の更新」によれば、南海トラフを震源域とする地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%とされている。日本は世界的に見ても地震活動が活発な地域であり、どの場所においても強い揺れに見舞われるおそれがある。地震は突発的に発生し、甚大な被害を及ぼす可能性があることから、日頃より耐震補強や家具等の固定などの対策を講じておくことが重要である。

都立学校では、平成20年度から「緊急地震速報システム」を導入し、震度4以上が予測される場合には、校内放送により速報を伝達し、机の下に身を隠すなどの初動対応を取ることができる体制を整えている。

しかし、首都直下地震のように震源が近い場合には、緊急地震速報が強い揺れに間に合わないことも想定されている。

都立学校は全て耐震補強を完了しているが、震災による被害を更に軽減するためには、天井材や照明器具等の非構造部材の耐震化を促進するとともに、日頃から、児童・生徒等が活動する場所において、什器等の転倒・落下防止対策を講じておくことが重要である。

（什器等の転倒・落下防止対策の例）

- ・ 壁面へのL型金具による固定
- ・ ポール式器具（突っ張り棒）の設置
- ・ つり下げ式照明器具へのチェーン又はワイヤー等による落下防止措置

学校保健安全法においては、設置者が児童・生徒等の安全確保を図るため、施設・設備及び管理運営体制の整備充実等に努めること（第26条）、学校が施設・設備の安全点検や通学を含む学校生活における安全に関する計画を策定し、実施すること（第27条）、学校の実情に応じて危険等発生時に教職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（「危険等発生時対処要領」）を作成すること（第29条）を規定している。

こうした法令の趣旨を踏まえ、都立学校においては、平成24年度から地域自治体、自治会代表、警察、消防及び学校職員で構成する「防災教育推進委員会」を設置し、地域と連携した防災教育を実施している。なお、「防災教育推進委員会」の設置については、令和5年に各都立学校へ通知している。

第1 計画の作成

各学校においては、災害時に児童・生徒等の生命及び身体の安全を確実に確保するため、学校の防災に関する危機管理計画の作成をはじめ、避難（防災）訓練、防災教育及び防災研修の実施などを一層充実させる必要がある。

あわせて、学校が避難所、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションとなる場合を想定し、それぞれの運営計画を作成するとともに、事前の備えを十分に行うことが必要である。

また、大震災発生時には、地震による被害が広範囲に及び、災害応急対策も広域にわたって実施されることが想定される。このため、学校は「防災教育推進委員会」を活用するなどして、日頃から区市町村教育委員会や防災主管部局、消防署等の防災機関及び地域との連携を図り、学校の防災体制の整備に努めることが求められる。

計画の作成にあたっては、以下に示す内容に加え、令和3年6月に文部科学省が発行した「学校の

『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を参考とすること。

1 学校危機管理計画の作成

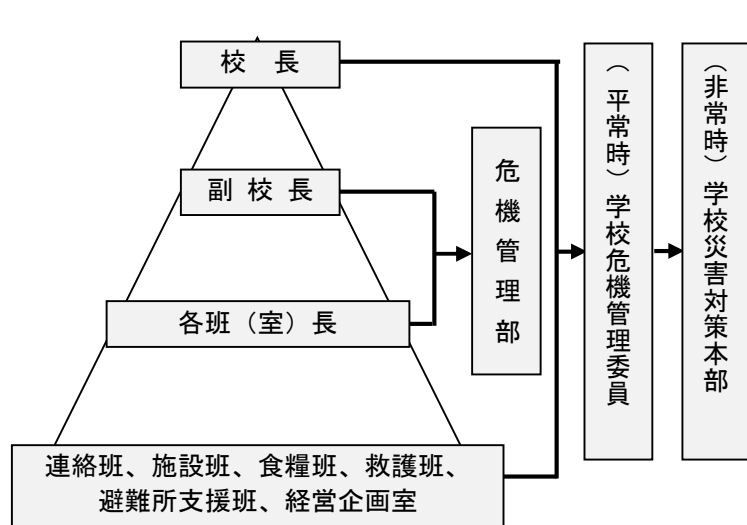
校長は、地域の実情や特別支援学校の障害種別等、学校の特性を踏まえ、大震災等に備え、児童・生徒等の安全確保を図るため、「学校危機管理計画」を作成するものとする。当該計画には、児童・生徒等の安全確保の体制、学校安全計画、教職員の役割分担、情報連絡体制のほか、区市町村から指定を受けた指定緊急避難場所及び指定避難所（以下、「避難所」という。）の開設・運営支援、学校自らが開設・運営を行う一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションに関する計画等を記載するものとする。作成した計画については、教職員及び保護者等に対し、十分に周知を図るものとする。

(1) 学校危機管理委員会等の設置

校長は、校長、副校長、経営企画室(課)長等を構成員とする「学校危機管理委員会」を設置し、学校危機管理計画を作成及び見直しを行うとともに、学校における危機管理体制の整備に努めるものとする。

また、災害時には、教育庁災害対策本部が設置されると同時に、教育長から所及び都立学校の長に対し、「(学校名又は所名を冠した)災害対策本部」の開設が指示される。開設後は、当該災害対策本部が中心となり、災害時の指揮を執り、必要な対応に当たるものとする。

○ 防災組織図



※学校において、災害時には「学校災害対策本部」を設置し、災害対応に係る指揮を執るものとする。

※平常時においては、「学校危機管理委員会」として、学校における危機管理に関する指揮及び管理を行うものとする。

【危機管理部】

- 危機管理部は、防火・防災管理者である副校長を責任者として設置し、災害時及び平時における学校の危機管理に関する業務を統括する。
- 副校長を責任者とし、「連絡班」「施設班」「食糧班」「救護班」「避難所支援班」及び「経営企画室」をもって構成する。
- 各班の班長は、危機管理部の部員とする。

(危機管理部の主な役割)

- 児童・生徒等に対する防災教育及び防災訓練の計画作成と実施・指揮運営
- 教職員を対象とした「危機管理研修」の計画作成及び実施
- 防災物品等の管理及び点検
- 各教室等の防火責任者の指定
- 各種名簿及び台帳の管理
- 施設・設備の安全確保及び火災予防等に関する計画作成と実施
- 学校に学校危機管理担当者を置き、当該担当者は災害時において、速やかに学校へ参集し、被害状況等の情報収集及び緊急連絡に当たるものとする。

学校危機管理委員会の構成と役割

【構成】

学校危機管理委員会は、校長を委員長とし、次に掲げる者をもって構成する。

- 副校長等の管理職
- 各主幹教諭
- 養護教諭
- 危機管理部

なお、委員会は、委員長が必要と認めたときに招集するものとする。

【役割】

学校危機管理委員会は、主として次に掲げる事項を所掌する。

- ① 「学校危機管理計画」の作成
- ② 危機管理対策指針の決定
- ③ 避難所運営に係る支援計画の作成
- ④ 大規模災害に関する対応、計画の作成及び指揮・運営
- ⑤ 地域緊急連絡員の招集及び連絡調整
- ⑥ 防災市民組織との連絡及び調整

(2) 学校危機管理計画の項目

「学校危機管理計画」には、学校における危機管理の基本的な考え方及び具体的な対応を体系的に整理する必要がある。主な項目としては、次のようなものが挙げられる。

ア 学校危機管理計画の目的と法的根拠

学校保健安全法第29条では、学校において、危険等発生時に職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた「危険等発生時対処要領（学校危機管理計画）」を作成するとともに、これを教職員に周知することが義務付けられている。

このため、「学校危機管理計画」の作成に当たっては、当該計画が同法に基づくものであることを明確にし、その目的及び位置付けを計画内に明記しておくことが重要である。

また、学校における安全確保に関する取組は、学校保健安全法に基づくものに限られるものではなく、消防法、水防法等の関係法令に基づく計画や対応を含め、総合的に実施される必要がある。

このため、「学校危機管理計画」の作成に当たっては、学校保健安全法のほか、当該学校において適用される関係法令に基づいて作成している防災・安全に関する各種計画を踏まえ、それらの法令に基づくものである旨を、計画内に明記しておくことが重要である。

イ 学校危機管理計画の基本方針

「学校危機管理計画」には、記載された対応では対処しきれない、想定を超えた事態が発生した場合にも適切な判断が行われるよう、「基本方針」や「基本理念」等として、学校としての基本的な価値観や考え方を記載することが重要である。

また、これらの基本方針は、災害時における判断や行動の拠り所となるものであることから、平時から教職員等が共通の認識として理解・共有しておくとともに、保護者や関係機関等ともあらかじめ共有しておくことが望ましい。

ウ 事前・発生時・事後の危機管理

「学校危機管理計画」においては、災害等の発生前（事前）、発生時及び発生後（事後）の各段階に応じて、必要となる対応を整理し、体系的に記載することが重要である。

具体的な記載内容については、以降に示す各項目を参照するとともに、文部科学省が示している「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和6年3月）を参考とするものとする。

○ 事前対策（予防を含む。）

事前対策として、学校危機管理計画には、主として次に掲げる事項を整理し、記載するものとする。

■ 学校及び地域の状況把握

- ① 地域、学校及び学区の現状
- ② 危機管理の前提となる想定災害及び危機事象

■ 体制整備

- ③ 平常時における危機管理体制
- ④ 緊急時の非常参集体制
- ⑤ 学校災害対策本部の体制

■ 点検・未然防止

- ⑥ 施設・設備等の点検
- ⑦ 事故・災害の未然防止策

■ 連絡・情報収集体制

- ⑧ 保護者、教職員及び関係機関への緊急連絡体制及び通信手段
- ⑨ 通信及び情報収集手段

■ 物資・備え

- ⑩ 緊急時持出品の内容、保管場所及び担当者
- ⑪ 備品及び備蓄品

■ 連携・防災教育

- ⑫ 保護者、地域及び関係機関等との連携
- ⑬ 避難計画、避難訓練、教職員研修及び安全教育

■ その他

- ⑭ 各種様式

※ 休日・夜間等に発災した場合の教職員の行動と対応の事前準備

休日・夜間等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、次に掲げる教職員の行動及び対応について、あらかじめ整理しておくものとする。

- ・教職員の参集態勢
- ・被害情報の収集及び把握
- ・情報収集及び連絡体制
- ・避難所等への支援活動
- ・児童・生徒等の安否情報の収集及び把握

○ 災害発生時の対応

災害が発生した場合には、児童・生徒等の生命及び身体の安全を最優先とし、次に掲げる事項について、速やかに対応するものとする。

■ 初動体制の確立

- ① 学校災害対策本部の設置
- ② 情報収集及び連絡活動

■ 児童・生徒等の安全確保

- ③ 児童・生徒等の避難誘導
- ④ 児童・生徒等の保護体制の確立

■ 救護・応急対応

- ⑤ 救護活動及び必要に応じた搬出活動

■ 施設・設備の確認

- ⑥ 学校施設・設備の被害状況及び安全確認並びに応急対策

■ 登下校中及び校外活動中の対応

- ⑦ 登下校中の児童・生徒等の安全確認及び誘導
- ⑧ 校外学習又は宿泊行事中の児童・生徒等の安全確認及び誘導

○ 事後（復旧）対策

災害発生後においては、被害状況の把握から教育活動の再開、心のケア及び検証までを見据え、次に掲げる事項について段階的に対応するものとする。

■ 状況把握と安全確保

- ① 安否情報及び被害状況の収集・把握
- ② 集団下校、引渡し及び校内待機の実施

■ 対外対応

- ③ 保護者等への対応及び報道機関への対応

■ 施設・教育環境の復旧

- ④ 学校施設・設備の点検、整備及び復旧
- ⑤ 教育活動の継続及び授業再開に向けた準備
- ⑥ 応急教育計画の作成

■ 被災者への支援

- ⑦ 被災した児童・生徒等への学用品の給与等の支援
- ⑧ 避難所運営への協力

■ 心のケア及び検証

- ⑨ 児童・生徒等及び教職員に対する心のケア
- ⑩ 対応状況の評価及び検証

(3) 教職員の参集体制の整備

夜間休日等の勤務時間外に災害が発生した場合であっても、児童・生徒等の安否確認をはじめとする必要な対応を的確に行うためには、災害時等の危機事態の規模や状況に応じて、教職員が非常参集する体制を整備しておくことが重要である。

このため、「学校危機管理計画」においては、災害の種類や規模に応じた段階的な参集基準を設定し、校長等の管理職及び一般の教職員のうち、誰が、どの段階で参集するのかについて、あらかじめ明確に記載するものとする。

校長は、発生する災害の程度に応じた教職員の参集態勢及び連絡体制を作成し、教職員に対して十分に周知するものとする。

参集体制の作成に当たっては、緊急時教職員名簿を整備し、教職員の人員構成や参集方法、連絡手段等を把握しておくものとする。

<東京都教育委員会における非常配備態勢>

東京都災害対策本部が設置された場合には、教育庁災害対策本部を開設するとともに、都立学校に対し、学校災害対策本部の設置を指示する。

都立学校長は、災害の規模及び被害状況に応じて、非常配備態勢又は特別非常配備態勢において参集する教職員を指定し、あらかじめ定めた計画に基づき、当該態勢について教職員に周知徹底するものとする。

※非常配備態勢及び特別非常配備態勢の詳細は、第2編第2章「教職員の参集」を参照

<家族の安否確認>

教職員は、災害発生時においては、原則として自分自身及び家族の身の安全を最優先とする。その上で、教職員本人や家族が被災し、安全が確保できない場合や、出勤することにより二次被害を誘発するおそれがある場合など、やむを得ず参集できない事情が生じたときは、必ず全庁安否確認サービス等を活用し、自身の安否及び参集可否に連絡するものとする。

学校においては、全庁安否確認サービス等により情報を集約し、連絡が取れない教職員の把握を行うなど、教職員の安否確認を組織的に実施する必要がある。

また、大規模災害発生時には、むやみに移動することを避け、周囲の安全を確認した上で、職場や外出先等に留まることを原則とする。そのため、平時から安心して職場等に留まれるよう、家族等と事前に話し合い、複数の連絡手段を確保しておくことが重要である。

家族との安否確認の手段としては、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板が有効である。これらは、地震、噴火等の災害発生により、被災地への通信が集中し、電話やメール等がつながりにくい状況となった場合に、NTT東日本や各携帯電話会社により提供が開始される、音声又はインターネットを利用した伝言サービスである。

毎月1日と15日、「防災週間」（8月30日から9月5日）、「防災とボランティア週間」（1月15日から21日）、正月三が日にはこれらのサービスの体験利用が可能であることから、平時から家族間で使用方法に習熟しておくことが重要である。

使用方法の詳細については、東京都防災ホームページを参照するとよい。

■ 東京都防災ホームページ

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/link/1000028/index.html>

※詳しい安否確認方法は、下記「(6) 家庭との安否確認方法」を参照すること

(緊急時教職員名簿の例)

職	氏名	TEL	通常出勤手段 ・時間	非常時出勤手段 ・時間	参集指定校	備考

(出勤時間の目安：徒歩2km/時)

(4) 情報連絡体制の整備

ア 関係機関との連絡体制

災害等の発生時において、迅速かつ的確な対応を行うため、保護者、教職員及び関係機関等との緊急連絡体制をあらかじめ構築し、その内容を「学校危機管理計画」に記載するものとする。

その際、単一的手段に依存することなく、複数かつ多様な連絡手段を具体的に定めておくことが重要である。特に、大規模な地震や風水害の発生時には、停電等により通信手段が制限される可能性があることを考慮する必要がある。

保護者への緊急連絡手段としては、事前に登録したメールアドレスへ一斉配信のほか、学校のウェブサイトへの情報記載等が有効である。

また、学校からの一方的な情報発信にとどまらず、保護者から学校への連絡を含めた双方向の連絡が可能となるよう、平時から準備しておくことが大切である。

教職員間の緊急連絡については、全庁安否確認サービスによる一斉配信又は緊急連絡網（電話）等を活用するなど、複数の連絡手段を確保しておくものとする。

なお、災害等発生時に連携を図る必要がある関係機関については、機関名、電話番号、担当者名などを一覧にして整理し、「学校危機管理計画」に明記する。

このうち、主要な連絡先については、校長室、職員室及び経営企画室等に掲示し、緊急時に速やかに確認できるようにしておくことが望ましい。

イ 通信・情報収集手段

災害等の発生時に適切な対応を行うためには、正確な情報を速やかに入手し、学校内で共有することが不可欠である。

特に、大規模地震等の災害発生直後の初期段階においては、迅速な避難行動等につなげるため、災害に関する情報を的確に把握する必要がある。このため、停電や通信回線の途絶、校庭への二次避難や校外への三次避難といった状況も想定し、停電時にも使用可能であるか、屋外へ持ち出して利用できるかといった点を考慮した上で、複数の通信・情報収集手段及び情報収集先をあらかじめ検討し、「学校危機管理計画」に記載しておくものとする。

ラジオを情報収集手段として準備する場合には、AM放送が受信しにくい場所においても放送を聴取できるよう、ワイドFMに対応した機器を備えておくことが効果的である。また、インターネットを介してスマートフォン等でラジオ放送を聴取することも可能であることから、平時から必要なアプリをインストールしておくことも検討しておく。

なお、災害時における通信手段の確保を目的として、非常用自家発電機等の電源コンセントに接続して使用できる可搬型Wi-Fiアクセスポイントが各学校に設置されている。

その保管場所及び使用方法については、日頃から確認しておくことが重要である。

さらに、情報を入手する手段に加え、校内の児童・生徒等及び教職員に情報を伝達するための手段についても検討し、その内容を「学校危機管理計画」に記載しておく必要がある。

あわせて、停電時にも対応可能な校内放送等の整備に努めるとともに、校内放送が使用できない場合を想定し、拡声器やトランシーバー等をいつでも取り出せる場所に備えておくなど、校内放送の代替手段を講じておくものとする。

(5) 家庭・地域・関係機関等との連携

ア 家庭との連携

災害が発生した際に、学校が円滑に対応を進めるためには、平時から家庭との事前の連携を図り、共通認識を形成しておくことが不可欠である。

このため、災害発生時等における学校から家庭への情報伝達方法、学校と家庭との連絡方法、学校における児童・生徒等の安全確保の措置等について、あらかじめ保護者と共有すべき内容を整理し、その伝達方法やタイミング等を含めて、「学校危機管理計画」に明確に定めるものとする。

これらの基本的な事項については、少なくとも毎年度当初において定例的に共有・周知を行うとともに、校外活動時等の特別な状況下における留意事項は、その都度共有することについても、計画に記載しておく必要がある。

特に、児童・生徒等の引渡しを確実に実施するため、その運用方法について保護者に周知徹底することが重要である。

引渡しに当たっては、事前に引取り者として登録された者以外には引渡しを行わないことなど、引渡しに関して保護者と共有すべき事項を整理し、これを学校危機管理計画に明記しておくものとする。

イ 地域・関係機関との連携

児童・生徒等の安全確保のためには、地域及び関係機関等との連携を密にし、平時から危機の未然防止に向けた協力・連携を図ることが重要である。

こうした取組は、学校における安全確保に資するだけでなく、各種活動を通じて地域全体の防災力・防犯力の向上につながり、最終的には安全・安心なまちづくりにも寄与するものである。また、災害が発生した場合においても、地域・関係機関等との連携は不可欠である。

各学校においては、学校の実情を踏まえ、想定される危機事態に応じた協力・連携事項について、地域学校安全委員会、学校保健委員会、学校支援地域本部、学校運営協議会等、学校を中心とした既存の組織を活用し、地域及び関係機関等と協議・調整を行うものとする。

また、「学校危機管理計画」には、連携する関係機関（相手先）を明らかにするとともに、事前・発生時・事後の各段階における協力・連携の内容及び事前協議の方法等について記載し

ておく必要がある。

特に、災害時に避難所等として指定されている学校においては、避難所の開設手順、運営方法及び教職員の関わり方について、事前に十分な協議・調整を行っておくことが極めて重要である。

災害時における教職員の第一義的役割は、児童・生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、避難所の開設・運営は原則として区市町村や地域の自主防災組織が主体となることを前提とする。

しかしながら、大規模災害が発生した場合には、区市町村が直ちに十分な体制を整えることができず、担当者が全ての避難所に配置されない状況も想定される。被災後に早期の学校再開を図るためには、区市町村の防災担当部局や地域住民等の関係者・団体とあらかじめ十分に協議し、災害時における学校側の役割や対応範囲を明確にしておく必要がある。

(6) 関係機関との連絡体制

災害等発生時に連携を図る必要がある関係機関については、機関名、電話番号、担当者名等を一覧に整理し、「学校危機管理計画」に記載するものとする。

このうち、主要な連絡先については、校長室、職員室及び経営企画室等に掲示し、緊急時に速やかに確認できるようにしておくことが重要である。

また、保護者及び家族間における安否確認方法については、災害用伝言ダイヤル等の活用方法をまとめた東京都防災ホームページを参照するよう、平時から保護者に周知しておくものとする。

あわせて、児童・生徒等が親戚宅等、自宅以外の場所へ避難する場合には、保護者が速やかに学校へ連絡することについても、事前に周知しておく必要がある。

■ 東京都防災ホームページ

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/link/1000028/index.html>

ア 災害用伝言ダイヤル（171）「声の伝言板」

災害用伝言ダイヤル（171）は、地震・噴火等の災害発生により被災地への通信が集中し、電話がつながりにくくなった場合に、NTT東日本が提供する音声による安否確認サービスである。

- 利用できる電話：
固定電話、携帯電話、公衆電話、避難所等に設置される特設公衆電話
- 提供開始：
地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合にこのサービスが提供される。
- 伝言録音時間：
1 伝言当たり30秒以内
- 伝言保存期間：
災害用伝言ダイヤル（171）の運用期間終了まで
- 伝言蓄積数：
1つの電話番号につき1～20件

イ 災害用伝言板「文字の伝言板」

携帯電話会社各社は、インターネット接続に対応した携帯電話を利用し、文字によるメッセージの登録・閲覧ができる災害用伝言板サービスを提供している。

災害時の安否確認手段として活用が可能である。

ウ 災害用伝言板（web171） 「インターネットの伝言板」

災害用伝言板（web171）は、パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて、テキスト

トによる安否情報を登録・閲覧できるサービスである。

○ サービス概要：

被災地域（避難所等を含む）の利用者が、電話番号を「キー」として伝言（テキスト）を登録し、全国（海外を含む）から確認することができる。

また、災害用伝言ダイヤル（171）に登録された音声メッセージを確認することも可能である。

○ 提供開始

災害用伝言ダイヤル（171）の提供に準じ、災害発生時に被災地への通話が集中した場合に利用可能となる。

○ 主な仕様

- ・ 伝言蓄積数：最大20件
- ・ 伝言保存期間：最大6か月
- ・ 文字数：1伝言あたり100文字以下
- ・ 保存期間経過又は運用終了時に自動消去

○ 利用方法

- ① <https://www.web171.jp/> へアクセスする。
- ② メッセージの閲覧と登録
メッセージを閲覧又は登録したい電話番号を入力する。
- ③ 画面の指示に従ってメッセージを閲覧・登録する。

(7) 通信・情報収集手段

災害等の発生時に適切な対応を行うためには、正確な情報を速やかに取得し、校内で共有することが重要である。特に、大規模地震等の発災初期においては、迅速な避難行動等につなげるため、災害に関する情報を的確に入手する必要がある。

このため、停電や通信回線の途絶、校庭への二次避難や校外への三次避難といった状況も想定し、停電時にも使用可能であるか、屋外に持ち出して利用できるか等を考慮した上で、複数の通信・情報収集手段と情報収集先をあらかじめ検討し、その内容を「学校危機管理計画」に記載しておくものとする。

情報収集手段としてラジオを備える場合には、AM放送が受信しにくい場所でも聴取できるよう、ワイドFMに対応した機器を準備しておくことが効果的である。

また、インターネットを通じてスマートフォン等でラジオ放送を聴取できることから、必要なアプリをあらかじめインストールしておくことも有効である。

災害時の通信手段を確保するため、非常用自家発電機等の電源に接続して使用できる可搬型Wi-Fiアクセスポイントが各学校に設置されている。

その保管場所及び使用方法については、平時から確認しておくものとする。

また、情報を入手する手段に加え、校内の児童・生徒等及び教職員に情報を伝達するための手段についても整備しておく必要がある、

停電時にも対応可能な校内放送の運用を想定するとともに、校内放送が使用できない場合に備え、拡声器やトランシーバー等の代替手段をいつでも使用できる場所に備えるなど、必要な措置を講じた上で、「学校危機管理計画」に記載しておくものとする。

(8) 避難計画

児童・生徒等や教職員の安全を確保するためには、災害等の状況等に応じて、適切な避難行動を迅速に行うことが不可欠である。このため、学校においては、様々な事態を想定した上で、あらかじめ避難計画を策定しておく必要がある。

地震、火災、火山災害等は突発的に発生し、避難に時間的余裕がない場合が多く、また、地震に

においては、火災や建物倒壊等の二次災害の発生も想定する必要があるなど、災害には様々な特性がある。

こうした災害の特性を踏まえ、避難計画の検討に当たっては、次に掲げる段階ごとの避難の在り方を整理することが重要である。

- ・一次避難：その場で身を守る行動
- ・二次避難：校庭や校舎の上階等における安全確保
- ・三次避難：校内の避難先に危険が迫った場合の校外等へのさらなる避難

例えば、地震の場合には、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を確保し、頭部を守るなど、災害の現象に応じた適切な行動を取る必要がある。このように、災害の種類ごとに取るべき行動が異なることから、あらかじめ整理しておくことが重要である。

また、校庭や校舎の上階へ移動する二次避難、さらに危険が及ぶ場合に校外へ移動する三次避難については、想定されるリスクに応じた避難場所及び避難経路を設定する。

あわせて、避難方法等についても具体的に想定し、その内容を「学校危機管理計画」に定めておくものとする。

(9) 現状及びリスクの把握（通学路等の安全確認）

学校における災害時等のリスクは、その学校を取り巻く地域の自然的環境及び社会的環境に大きく左右される。このため、学校安全を推進するに当たっては、当該学校及び地域の特性を基礎的な知識として把握しておくことが重要である。

具体的には、学校が立地している地域の地勢・地質等の自然的環境や、人口構成・都市構造・交通環境等の社会的環境について、その概要を整理し、「学校危機管理計画」に記載するとともに、教職員間で共通認識としておく必要がある。これらの情報については、区市町村が策定している「地域防災計画」等にまとめられている内容を参考にするとよい。

また、地域の状況の中でも、特に学校周辺や学区内の状況、学校の立地環境等については、より詳細に整理して把握しておくことが重要である。

例えば、地理院地図等を活用して、学校周辺や通学路の地形的特徴を確認することで、土砂災害や浸水等、地形に起因する災害リスクを具体的に理解することができる。

教職員が地域や学校に関する基本的な情報を自然に身に付けることを期待するのではなく、「学校危機管理計画」の中で整理し、定期的に確認・共有する仕組みを整えることが重要である。

さらに、学校や学区の状況を総合的に把握するため、各校において作成している学校概況等を基礎として、危機事態の発生や対応に関係すると考えられる事項を整理し、「学校危機管理計画」に記載しておくことが望ましい。

(10) 未然防止のための体制

学校安全は、災害等の発生を未然に防ぐための平時の取組が全ての対応の基盤となることから、事前の備えを着実に進めることが重要である。このため、学校においては、平常時から学校の実情に応じた安全な環境整備を行い、未然防止に向けた取組を組織的に進める必要がある。

校長は、学校安全に関する取組のリーダーシップを発揮するとともに、学校安全の中核となる教員の役割を明確化し、教職員全体が日常的に学校安全に取り組むことができる組織づくりを進めるものとする。

あわせて、教職員それぞれの役割分担を、「学校危機管理計画」に明記しておく必要がある。

平常時における安全管理には、危機管理体制の整備をはじめ、学校環境・学校生活及び通学時における安全点検、学校安全計画の作成と推進、各種訓練や教職員研修の実施、さらには保護者、地域及び関係機関との連携など、多岐にわたる取組が含まれる。

これらの日常的な安全管理及び安全教育活動を組織的に推進するため、学校安全委員会等の校内組織体制を整備し、具体的な役割分担を明らかにしておくことが望ましい。

また、こうした取組を実効性のあるものとするためには、教職員一人一人の危機管理意識が不可欠である。

管理職及び学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等、あらゆる機会を活用して、日頃から危機管理意識の維持・向上を図ることとし、その取組についても「学校危機管理計画」に位置付けておくことが重要である。

(11) 対策本部体制の整備

災害等が発生した際には、児童・生徒等の安全確保を最優先とし、全教職員が相互に連携して、役割分担の下で組織的に対応する必要がある。

その対応内容は、避難誘導や初期消火、安否確認といった直接的な災害対応にとどまらず、多岐にわたる。

具体的には、

- ・災害対応に必要な情報を収集・整理する「情報収集・分析機能」
- ・得られた情報を基に状況判断及び意思決定を行い、必要な指示を出す「指揮統制機能」
- ・関係機関等との連絡調整を行う「連絡調整機能」
- ・報道機関等に対応する「広報渉外機能」

などが想定される。

このため、学校においては、災害等に対応するための組織として、学校災害対策本部を設置することとし、その体制、役割分担及び設置基準等について、あらかじめ「学校危機管理計画」に定めておくものとする。

【学校における防災組織と行動内容】

部 門	平 常 時	発 災 時	
		地 震 時	火 災 時
学校危機管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●学校災害対策本部設置訓練の実施 ●校内外の情報の迅速な処理システムの確立及びその定期的な点検 ●関係機関との情報授受及びその一元的な処理体制の整備 ●指示システムの整備及び点検 ●校内・近隣火災への対応方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●危機管理委員は校長室に参集し、「学校災害対策本部」を設置 ●校内外の状況を迅速に把握する体制の確立 ●関係機関との情報授受及びその一元的な処理 ●指示システムの点検・確認及び迅速かつ正確な伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ●以下を同時並行で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・非常ベル、校内放送による緊急伝達 ・全校避難態勢の指示 ・初期消火活動の指示 ・消防への通報 ※通報はとっさに誰が行ってもよいが、必ずその申告と責任者による確認を行う ●情報の一元的な処理
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> ●地震・火災（校内・近隣）発生時の行動について、時系列シミュレーションに基づく対応計画の策定 ●訓練・事例・各種情報を踏まえた計画の継続的見直し ●連絡班等、各班の総合調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校災害対策本部の指示の確実かつ迅速な下達 ●情報の迅速な収集と正確性の判断 ●各班間の連絡調整 ●学校危機管理担当者が速やかに参集し、緊急連絡と情報収集を実施（休日・夜間等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全状況の見極めと遅滞のない避難判断 ●初期消火活動の迅速な実施 ●消防への協力指示 ●鎮火後の状況確認及び事後対応 ●学校危機管理担当者が速やかに参集し、緊急連絡と情報収集を実施（休日・夜間等）

【学校災害対策本部の班組織と行動内容】

部 門	平 常 時	発 災 時
		(地震時・火災時)
連 絡 班	<ul style="list-style-type: none"> ●発災時における児童・生徒等及び教職員の安否、受傷状況、心理状態等の把握・処置・関係先への連絡等に関する行動マニュアルの作成とその見直し ●救出・救護・情報等関連資機材の 	<ul style="list-style-type: none"> ●校舎内に逃げ遅れた児童・生徒等の有無の確認 ●関係機関及び保護者等との連絡及び情報収集 ●安全確保に関する情報発信の起点として、状況把握及び情報伝達の正確性を確保

	<p>整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 救護エリアの設定及び整備 	
施設班	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設の安全確保 ※ 消火器の設置・点検等、日常的な安全性確保 ● 学校施設の安全確保に係るマニュアル及び記録簿の作成 ● 初期消火活動体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 初期消火活動の迅速な実施 ● 「学校施設・設備等の点検リスト」を持参して校内巡視を行うとともに、飛散・転倒等の応急措置を実施 ● 地震後の校舎、関連施設（建造物）の応急危険度判定の要請 ● 一時滞在施設・帰宅支援ステーション・避難所（以下「避難所等」という。）の開設に当たっての施設の安全確認と危険区域内への立入禁止の設置 ● 危険排除及び危険区域の立入規制線設定
食糧班	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲料水、食糧の備蓄、炊飯用具、燃料等関連資器材の整備・管理 ● 給食・給水、救援物資の配布等の実施計画とその見直し ● ろ水器の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校で保護する児童・生徒等への食事の準備 ● 避難所支援班の支援（避難所専用の備蓄物資の管理・配給、救援物資の受入れ・整理・管理・配給等） ● 避難所等を開設した場合の食糧等の配布
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ● セルフケアセット等の医薬品・器具の整備及び点検 ● 搬送資器材の整備 ● 応急手当技法の習得 ● 搬送先医療機関の特定及び連携 	<ul style="list-style-type: none"> ● けが人への応急救護（避難所等を開設した場合を含む。） ● 迅速な出動体制の確保（連絡班等との連携） ● 医療機関の被害程度の確認 ● 避難所支援班の支援（医療救護所設置場所の事前確認、トイレ、ごみ集積所等の清掃・衛生管理への支援等）
避難所支援班	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の避難施設としての役割・支援内容の確認 ● 公的防災機関や防災市民組織との連携 ● 帰宅困難者対応への備え（備蓄物資の点検等） ● 自家発電機の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設班・地域緊急連絡員と連携し、避難場所の安全確認が取れるまで避難住民等を校庭へ誘導し、待機させる。 ● 安全確認後、避難住民や帰宅困難者を所定の場所に誘導 ● 学校施設管理上の制限区域（立入禁止区域）の設定 ● 公的防災機関・防災市民組織との連絡調整（秩序維持、衛生保持、施設保全等の側面） ● 一時滞在施設の開設（特設公衆電話の設置及び避難住民や帰宅困難者への案内等） ● 災害情報・交通機関運行情報の収集・提供 ● 災害時帰宅支援ステーションの開設（災害時帰宅支援ステーション等の案内板設置等）

※ 各班には責任者及びその代理者をあらかじめ定めておくものとする。

また、担当班の所掌事務が終了した場合には、他の班の応援に当たるものとする。

【職務分担の例（連絡班の場合）】

● 連絡班

責任者氏名（ ）

※ 連絡班の業務全体を統括し、本部長・学校災害対策本部・区市町村への報告を行う。

1 情報の収集

担当者氏名（ ）

- ・ 被害の状況
 - ・ 交通機関の運行状況
 - ・ 電気・ガス・水道等のライフラインの状況
- 等に関する情報を収集する。

2 情報の提供

担当者氏名（ ）

- ・ 地震災害情報（被災地域等）
 - ・ 被害の状況
 - ・ 交通機関の運行状況
 - ・ ライフラインの状況
- 等に関する情報を提供する。

(12) 校外活動や校内行事に際しての対策

校外活動においては、未然防止対策や訓練が日常的に行われている校内での学習活動とは異なり、慣れない土地や状況、環境において児童・生徒等の安全を確保する必要がある。このため、校外活動先における危機管理については、特に入念な事前準備を行うことが重要である。

校外活動計画等を作成に当たっては、活動先の地域特性や想定されるリスクについて事前に十分な調査を行うとともに、万が一現地で被災した場合を想定した下見の実施や、児童・生徒等に対して地域リスクや被害想定、緊急時の行動に関する事前の教育指導を徹底すること等について、「学校危機管理計画」に記載し、確実に実施できるようにするものとする。

特に、修学旅行や移動教室等においては、班別・クラス別行動中や宿泊中など、様々な活動場面が想定されることから、事前検討の際には、活動場面と想定されるリスクとの組合せを考慮した対応整理を行うことが重要である。

あわせて、訪問先等の関係者との事前調整、引率教職員と学校との連絡方法、災害等発生時における避難場所及び避難所方法に関する事前検討、危機管理のために校外活動時に携行すべき物品、活動開始時に確認すべき事項等についても、「学校危機管理計画」に定めておく必要がある。

また、入学式、卒業式、運動会、学校公開等の校内行事においては、保護者や来賓等、多数の来訪者が見込まれる。災害が発生した場合には、児童・生徒等及び教職員のみならず、来訪者の安全確保についても対応する必要がある。こうした通常と異なる状況下における対応については、あらかじめ検討した上で、「学校危機管理計画」に記載し、教職員間の共通認識としていくことが重要である。

なお、多数の来訪者に係る危機管理をすべての教職員のみで対応することは容易ではない。このため、必要に応じて、保護者や地域ボランティア等の協力を得ることができるよう、事前に協議を行い、その内容を「学校危機管理計画」に明記しておくことが望ましい。

(13) 児童・生徒等の帰宅方法・保護体制

災害発生後において、児童・生徒等の登下校時の安全を確保するためには、集団下校を行うか、保護者への引渡しを行うか、又は学校で待機させるかについて、児童・生徒等の安全を最優先として判断する必要がある。

このため、「学校危機管理計画」には、地域の様子や被害状況、交通機関の運行状況、今後の見通し等に関する情報を収集することや、そのための複数の情報収集手段を記載するとともに、帰宅方法の判断基準及び判断者についても定めておくものとする。

東日本大震災では、児童・生徒等を集団下校又は単独下校させた学校において、保護者が帰宅困難となり、児童・生徒等が自宅において長時間一人で過ごす事例が発生した。

この教訓を踏まえ、地震発生後、学校所在地の震度が小さい場合であっても、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、学校において安全を確保することを原則とする。

ただし、保護者と連絡が取れている場合において、学校種別、通学路の安全確認等を総合的に勘案し、帰宅が可能であると判断できる場合に限り、帰宅させることができるものとする。

平成25年4月には、東京都帰宅困難者対策条例が施行され、震災時の一斉帰宅を抑制する取組が進められている。これにより、保護者が企業等に概ね3日間留め置かれる場合には、児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、校内で保護する必要が生じる。

なお、都立学校においては、帰宅困難となった児童・生徒等及び教職員用として、全児童・生徒等及び教職員の3日分の食糧・飲料水及び毛布を備蓄しており、一斉帰宅抑制に伴い児童・生徒等を保護する場合には、これらを活用する。

校長は、保護者の一斉帰宅抑制時における児童・生徒等の校内保護を原則とする考え方について、平時から保護者に周知しておくものとする。

あわせて、電話連絡網、緊急メール、学校ホームページ等に加え、災害時に回線がつながりにくい状況も想定し、災害用伝言ダイヤルやX（旧Twitter）等の各種媒体を活用した安否確認手段を複数確保し、学校と保護者との連絡手段についても、あらかじめ周知徹底しておく必要がある。

なお、児童・生徒等の保護者へ引渡す際には、保護者から事前に届けられた緊急連絡用（引渡し）カード等を利用し、児童・生徒等の安全確保に万全を期すものとする。

(14) 安全教育及び避難訓練等

ア 安全教育

安全教育については、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、年間を通じて指導すべき内容を体系的に整理し、学校安全計画に位置付けることが求められる。

「学校危機管理計画」及びその他の学校安全に係る諸計画では、学校が目指す安全教育の目標や、学校安全計画の位置付けを明確にするとともに、災害安全などの各領域における教育内容などを整理して記載するものとする。

イ 避難訓練

災害は、授業中に限らず、休憩時間中や清掃中、登下校中等、様々な時間帯や場面で発生する可能性がある。

また、授業中であっても、普段使用している机や椅子のある教室だけでなく、特別教室、体育館、校庭等にいる場合など、状況に応じて異なる対応が求められる。

このため、児童・生徒等及び教職員が、こうした多様な状況下においても適切に身の安全を確保できるよう、災害の種類や発生状況を想定した避難訓練を計画的に実施することが必要である。

なお、避難訓練は、児童・生徒等が自らの身の安全を守るために必要な知識や行動等を身に付けるための「教育的側面」と、学校として組織的に児童・生徒等の安全を確保するための態勢や手順を確認する「管理的」という2つの側面を併せ持つものであることに留意する必要がある。

※避難訓練の具体的な実施方法や内容は、「第2 教育・研修・訓練」を参照すること。

(15) 緊急時持ち出し品・文書等の整理

火災の延焼や津波、高潮等により、学校外へ避難する必要がある場合に備え、非常持出品の内容、搬出担当者、搬出方法及び搬出先について、あらかじめ計画を定めておく必要がある。

災害発生直後に必要となる、教職員及び児童・生徒等の名簿（緊急連絡先を含む）、引渡しカードや救急用品等については、緊急時持ち出し品として管理するものとする。

なお、これらの持ち出し品は、必要最小限のものに限定し、速やかに持ち出せるよう、あらかじめパッケージ化しておくことが重要である。

名簿等の個人情報を含む資料は、児童・生徒等のプライバシーに関わる重要な情報であることから、平時及び災害時を通じて、取扱いには十分留意し、厳重に管理しなければならない。

緊急時持ち出し品については、保管場所及び持ち出し担当者をあらかじめ定めるとともに、担当者が不在の場合の代理者についても必ず指定し、その内容を学校危機管理計画に記載しておくものとする。

また、持ち出せる物量には限りがあることから、非常持出品の優先順位を定め、ランク分けを行うとともに、ラベル貼付等により識別できるようにしておくことが望ましい。

なお、災害の状況によっては、持ち出しによる散逸を防止する観点から、耐火金庫等を活用し、校内で保管することも想定しておく必要がある。

加えて、備蓄品等の物資については、「第3 事前の準備」「1 物資の備蓄」に詳述しているため、これを参照すること。

(災害用品等の点検リストの例)

本点検リストは、緊急時持ち出し品及び災害対応に必要な用品等について、平時から定期的に点検・確認を行うための参考例である。

係名	必要な物(例示)	保管場所
学級担任	・出席簿 ・緊急連絡用(引渡し)カード ・ホイッスル ・メガホン(ハンドマイク) ・学級旗 ・手袋 ・筆記用具 ・懐中電灯 等	
連絡班	・トランシーバー ・ハンドマイク ・携帯型ラジオ ・乾電池 ・携帯テレビ ・防災行政無線 ・災害時用公衆電話 ・可搬型Wi-Fi 等	
施設班	・ヘルメット ・保護手袋 ・マスク ・学校施設・設備等点検リスト ・マスターキー ・危険箇所・点検済表示用具 (マジック、ガムテープ、用紙、緊急災害用標識テープ) ・設備機器等応急工具類 ・校内地図 ・マンホールトイレ用の便器 ・テント等の備品 ・消火器 ・防犯カメラ ・ろうそく ・電池式ランタン ・簡易トイレ ・携帯トイレ ・衛生用品 ・毛布、寝具 ・防寒・避暑用品 等	
食糧班	・飲料水・食糧等の備蓄 ・炊飯用具 ・燃料等関連資器材 ・ろ水器 等	
救護班	・セルフケアセット ・応急手当薬品類 ・湿布薬等 ・洗浄用水 ・毛布 ・AED ・担架 等	
避難所支援班	・利用者への案内チラシ ・近隣マップ ・案内板 ・管理区域への立入禁止の設定 ・避難者名簿用紙 ・筆記具 ・毛布 ・非常用発電機 等	
経営企画室	・公印 ・通帳(印鑑) ・耐火金庫等の鍵 ・重要書類等の非常持出用ザック 等	

※ 一時滞在施設・帰宅支援ステーション・避難所を開設した場合には、それぞれ連絡班から救護班までの役割を担当する。

(16) 火災予防対策及び点検

ア 火災予防対策

火災予防については、消防法第8条第1項に基づき、多くの学校において「消防計画」が定められている。

消防計画には、学校における火災予防及び火災時対応の基本となる事項が規定されており、学校において火災予防を図る上で重要な役割を果たしている。

学校において、火災予防のため消防計画に定めておくべき主な事項としては、例えば、次のようなものが挙げられる。

- ・ 予防管理組織(防火管理者、火元責任者 等)
- ・ 建物等の自主検査の実施
- ・ 教職員等が遵守すべき事項(火気管理、放火防止、避難施設等の維持管理)

- ・消防用設備等に係る法定点検の実施
- ・火災等の災害に対する自衛消防訓練の実施
- ・消防機関への連絡体制等

これらの事項について、「学校危機管理計画」とは別に消防計画を策定し、当該計画において規定している場合、「学校危機管理計画」においては、消防計画を参照する形とする。

一方、消防計画の内容を「学校危機管理計画」に一体的に位置付けている場合には、「学校危機管理計画」の中に、火災予防対策及び火災時対応に関する具体的な内容を明記するものとする。

イ 点検

学校環境の安全を確保し、火災等の危機事態の発生を未然に防止するためには、学校内外の施設・設備について、継続的かつ計画的に点検を実施し、潜在的な危険箇所を把握することが重要である。

このため、「学校危機管理計画」には、安全点検の実施方法や体制等について定めておく必要がある。

学校によっては、「学校危機管理計画」とは別に、安全点検計画を定めている場合もあるが、その場合には、当該計画を「学校危機管理計画」の中に明確に位置付け、相互に関連付けて活用するものとする。

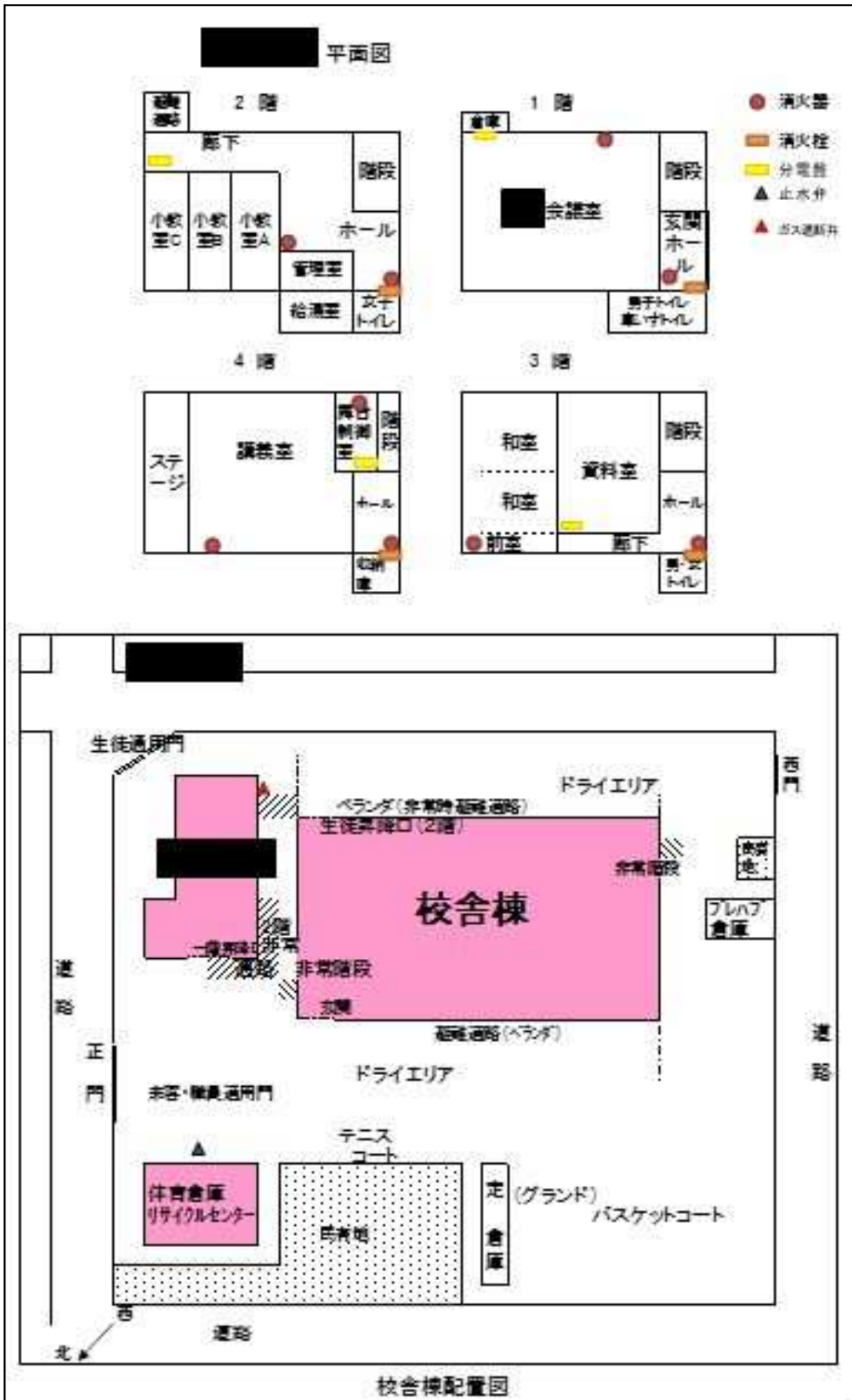
学校施設・設備等の日常的な点検に当たっては、避難経路となる階段や踊り場、非常口付近をはじめ、防火シャッターや防火扉の周辺に物品が放置されていないかなどについて、平時から確認を行い、施設の保安状況を把握しておくことが重要である。

また、発災時において速やかに点検や応急対応を行うことができるよう、止水弁、ガス緊急遮断弁、消火器及び消火栓等の配置図（次ページ参照）をあらかじめ作成し、職員室等に保管するとともに、容易に確認・活用できる場所に掲示しておくものとする。

あわせて、ライフラインに被害が発生した場合に備え、「災害時緊急連絡先一覧表」を作成し、職員室や経営企画室等に掲示しておくことが望ましい。

なお、点検及び事前準備の詳細については、「第3 事前の準備」を参照すること。

【校舎平面図（消火栓等の配置図の例）】



(学校施設・設備等の点検リスト(抄))

I 倒壊危険物の点検			
1 門・囲障(防球網・パンザマストを含む)・擁壁の倒壊、崩壊防止点検			
1-① 門の点検(鉄筋コンクリート構造)			
ア	亀裂の有無	有	無
イ	傾き具合の有無	有	無
ウ	ぐらつきの有無	有	無

(災害時緊急連絡先一覧の例)

	連絡先名	T E L	F A X
ガ ス	△△ガス〇〇営業所		
L P ガス	A販売会社		
	代用 B緊急点検会社		
電 気	(財) 関東電気保安協会		
	東京電力△△営業所		
	C会社		
水 道	水道局◇◇営業所		
	D水道工事会社		
エレベータ			
施設維持管理 業務委託			

2 教育活動の継続

災害等の発生後、学校は、教育活動の継続について検討・決定し、学校機能の早期回復を図ることが求められる。

そのためには、まず、児童・生徒等及び教職員の被災状況や学校の施設・設備等の被害状況、通学路及び通学手段の状況等を的確に把握する必要がある。

これらの状況を踏まえ、学校は、教育活動を段階的に再開・継続するための応急教育計画を作成するものとする。

「学校危機管理計画」には、被害状況等を把握した上で実施すべき応急措置の内容に加え、応急教育計画を作成する際に検討すべき事項として、教育の場の確保、教育課程等の再編成、授業形態の工夫等について、具体的に記載しておく必要がある。

応急教育を検討する上では、一人1台端末等を活用したオンライン学習の実施など、近年の学校ICT環境の進展も踏まえた柔軟な対応を検討することが有効である。

また、災害により被災した児童・生徒等に対し、教科書や学用品、就学機会の確保を支援することも、学校の果たすべき重要な役割である。

支援の要否について把握し、必要な支援につなげるため、実施すべき事項や手続等について、「学校危機管理計画」にあらかじめ記載しておくものとする。

さらに、災害等により避難、転居又は転出を余儀なくされる児童・生徒等に対する配慮事項についても、事前に検討し、「学校危機管理計画」に位置付けるとともに、教職員間の共通認識としておくことが望ましい。

【応急教育計画に記載すべき主な視点】

応急教育計画の作成に当たっては、次に掲げる視点等から検討し、必要な事項を整理して記載するものとする。

①臨時休業等の措置

- ・臨時休業の判断基準
- ・保護者への連絡手段（予備連絡手段の確保）

②学校の被害状況等を想定した対応

- ・児童・生徒等、教職員の被害状況の調査・把握
- ・校舎等の施設・設備等の被害状況の把握と必要な応急措置
- ・通学路及び通学手段の被害状況の把握と必要な安全確保措置
- ・臨時登校を実施する場合の判断方法、留意点等

③応急教育に係る計画の作成

- ・教育の場の確保に関する方策
- ・教育課程等の再編成等に関する対応
- ・避難所運営との調整に関する考え方
- ・教育活動再開時期の決定方法及び連絡方法

④被災した児童・生徒等への支援

- ・教科書及び学用品等の確保
- ・就学の機会の確保に向けた対応
- ・災害により避難、移動又は転出を余儀なくされた児童・生徒等への配慮及び対応

⑤教育活動の工夫及び継続

- ・平常時と同様な教育活動が困難な場合においても、オンライン学習を取り入れるなど、可能な範囲で教育活動の維持・推進を図ること。
- ・登校可能な児童・生徒等の人数や状況に応じた応急教育の実施
- ・地域の実情を踏まえ、当該学年に応じた適切な応急教育の実施
- ・授業再開等に関する保護者等への連絡

3 避難所の支援に関する運営計画の作成

避難所の設置主体は区市町村であり、その管理運営は区市町村が行うこととなっている。

一方、避難所に指定されている都立学校においては、教職員が避難所の開設及び運営に対し、協力・支援することとなっている。

特に、発災直後においては児童・生徒等の安全確保を図りながら、教職員が中心的な役割を担うことが期待されていることから、区市町村から避難所指定を受けている学校については、「学校危機管理計画」の中に、避難所の支援に関する運営計画をあらかじめ作成しておくものとする。

当該計画には、発災直後における学校側の初動対応、教職員の関わり方等について整理しておく必要がある。

なお、東京都の状況を踏まえると、避難所に指定されていない学校であっても、発災後に区市町村から避難所開設の要請を受ける可能性があることから、避難所に指定されている学校と同様の観点で、事前に検討を行っておく必要がある。

また、休日や夜間等、学校に教職員が不在の時間帯に発災した場合を想定し、あらかじめ各区市町村の防災所管課及び地域住民と協議を行い、教職員不在時の避難所開設及び運営について整備しておく必要がある。

あわせて、休日等における発災時にも学校施設の解錠が速やかに行えるよう、鍵の管理方法や解錠手順について、区市町村と事前に取り決めを行っておくものとする。

これらの取決めに当たっては、令和2年9月2日付2教総総第1155号「避難所等の協定締結内容等の確認について」を参考とすること。（別添資料3-10）

(1) 避難所支援体制の整備

ア 避難所指定と学校施設利用計画の作成

校長は、区市町村から避難所指定について要請を受けた場合には、原則としてこれを承認するものとする。

なお、承認に当たっては、学校施設利用計画を作成し、東京都教育委員会（教育庁都立学校教育部）に協議するものとする。

また、既に避難所に指定されている学校において、避難所利用スペースの変更等により、改めて避難所利用に関する協定書を締結する場合についても、同様に協議を行う必要がある。

校長は、次に掲げる区分を踏まえ、学校施設利用計画を作成するものとする。

- ①児童・生徒等の安全確保のスペース
- ②教育機能・管理機能のスペース
- ③高齢者、障害者、病弱者、外国人及び乳幼児等（以下「災害時要援護者」という。）、女性並びにペット飼養者に割当てるスペース
- ④感染症等により他の避難者等と隔離して保護するスペース
- ⑤一般避難者の避難所スペース
- ⑥一時滞在施設としてのスペース

計画の作成に当たっては、女性の避難者や外国人への対応として、女性による女性用備蓄品の配布、施設状況を踏まえた授乳室の設置、外国語に堪能な教職員の配置、外国語による施設案内表示等についても検討するものとする。

また、校庭については、発災後、物資輸送等の物流拠点として利用されることが想定されることから、原則として自動車の乗り入れを禁止する。

校庭は、発災当初における重要な避難スペースであることを踏まえ、災害時の混乱を避けるため、児童・生徒等の避難スペース、災害時要援護者の避難スペース、地域住民の避難スペースをあらかじめ区分して定めておくものとする。

災害時に学校が避難所となった場合には、校長は区市町村に対して地域住民への周知を依頼す

るものとする。

イ 避難所の管理運営の移行

校長は、防災訓練等を通して区市町村と平時から連携を図るとともに、区市町村が当該学校に避難する避難者用（以下「避難所専用」という。）のために備蓄している物資がある場合は、その管理方法や配布方法について、あらかじめ区市町村と協議しておくものとする。

なお、教職員の避難所運営への協力・支援については、教育活動の再開及びそのため準備が学校本来の役割であることを踏まえ、原則として、おおむね発災後1週間程度を目途とする。

このため、発災直後から教職員が担ってきた避難所運営に関する業務があれば、それ以前から区市町村の防災担当部局職員や避難者自治組織等へ、段階的に移行させることが望ましい。

ウ 防災市民組織等との連携

校長は、防災訓練等を通じて、防災市民組織等との平時からの連携を図るとともに、発災後における避難所運営について、役割分担及び協力体制をあらかじめ整理し、円滑に対応できる体制の整備に努めるものとする。

エ 学校が避難所となった場合の業務

校長は、学校災害対策本部の体制を整備するに当たり、避難所支援担当についてもあらかじめ定めるものとする。

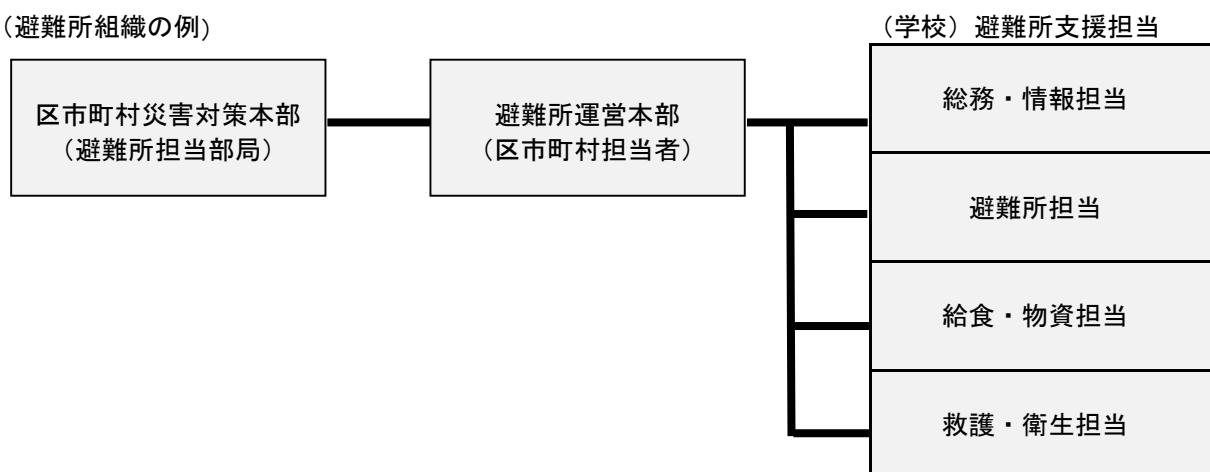
避難所支援担当は、災害発生当初における避難所の開設及び管理運営の支援に従事するとともに、避難者による自治組織づくりへの支援等を行う。

なお、校長は、災害時における教職員の参集状況や人員確保の困難性を考慮し、当日の出勤状況に応じた柔軟な体制とするものとする。このため、避難所支援担当者については、当日の状況を踏まえ、各班（「1 学校危機管理計画の作成（11）対策本部体制の整備」参照）に属する教職員の中から指名するものとする。

指名に当たっては、女性や災害時要援護者への配慮が適切に行えるよう留意するものとする。

また、災害時において、所属先に参集できなかった教職員を受け入れた場合には、校長は当日の出勤状況等を踏まえ、避難所運営に協力するよう指示することができるものとする。

(避難所組織の例)



(避難所支援担当の事務分掌の例)

担当係	業 務	業務内容 (例示)	担当者
総務・情報担当 (連絡班・避難所支援班)	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営支援の調整に関すること。 情報の収集、提供に関すること。 災害対策本部等との連絡調整に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営本部設置場所の決定 情報の収集、整理、確認、提供 避難所内の情報提供場所の設置 避難者名簿の整理、管理 外国語案内板の作成 区市町村災害対策本部 (避難所担当部局) との連絡調整 避難所運営会議への支援 本庁との連絡調整 (非常時緊急連絡システムの活用) 	
避難所担当 (避難所支援班)	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の生活への支援に関すること。 防災市民組織、ボランティア等との連携に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所に使用するスペース・立入禁止区域の指定 避難者の誘導 避難所生活ルールの策定 防災市民組織、ボランティア等との連携 	
給食・物資担当 (食糧班)	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の管理・配給等に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所専用の備蓄物資の管理、配給 救援物資の受入れ、整理、管理、配給 飲料水の配給、確保 炊き出しへの支援 	
救護・衛生担当 (救護班)	<ul style="list-style-type: none"> 救護に関すること。 医療救護所への協力に関すること。 清掃・衛生管理への支援に関すること。 感染症に対する医師、薬剤の管理等に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護所設置場所の事前確認 医療救護所への協力 (医療救護所が設置されない場合又は設置されるまでの間は、負傷者への応急手当の実施) 仮設トイレの確保、設置 トイレ、ごみ集積場等の清掃・衛生管理への支援 	

(2) 早朝・夜間・休日等に発災した場合に学校を避難所として開設する手順

早朝・夜間又は休日等に災害が発生した場合には、校長をはじめとする多くの教職員や区市町村職員が、直ちに学校へ参集できない状況が想定される。このため、校長不在の状態や、限られた人数で避難所の開設及び初動対応に当たらなければならない場合が生じ得る。

こうした事態に備え、学校においては、区市町村の防災主管部局及び防災市民組織等と、平時か

ら連携・協力体制を構築しておくことが必要である。

ア 鍵の保管について

校長は、避難所を円滑に開設できるよう、平時から区市町村の防災担当部局と協議を行うものとする。

特に、休日や夜間等に災害が発生した場合においても、学校施設の解錠が速やかに行えるよう、鍵の管理方法及び解錠手順について、区市町村とあらかじめ取り決めを行っておく必要がある。

区市町村と施設の解錠に関する協議を行う際には、令和2年9月2日付2教総総第1155号「避難所等の協定締結内容等の確認について」を参考とすること。（別添資料3-10）

イ 校庭で待機することの周知

発災直後においては、二次災害を防止するため、教職員等（応急危険度判定員）又は区市町村職員等による校舎等の安全確認が完了するまでの間、避難してきた住民等を校庭で待機させるものとする。

区市町村及び校長は、この対応について、平時から地域住民等に対し十分に周知しておく必要がある。

これは、避難してきた住民等を建物倒壊等による二次災害から確実に守ることを目的とするものであり、厳冬期等であっても同様の対応を基本とする。

(3) 避難所に必要な物資の確認

避難所となる学校においては、多数の避難者を受け入れることを想定し、避難所運営に必要なものを確保することが望まれる。

避難所用の物資が校内に備蓄してある場合には、区市町村の防災担当部局と連携し、備蓄品を確認するものとする。

なお、避難所用の物資が区市町村の備蓄倉庫等に保管されている場合には、災害時における配送方法や配給計画及びその手順について、事前に確認しておく必要がある。

(4) 避難者名簿用紙の保管

避難所となる学校では、避難者の安否確認のための問合せが殺到するため、区市町村所定の避難者名簿用紙を保管する。

4 災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の運営計画の作成

(1) 運営計画の作成

島しょを除く都立学校は、災害時帰宅支援ステーションとして指定されており、さらに、東京都帰宅困難者対策条例の施行に伴い、島しょを除く一部の都立高校は一時滞在施設として指定されている。

これらの指定を受けている学校においては、それぞれの機能に応じた保護スペースを確保するとともに、災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の運営計画をあらかじめ作成しておくものとする。

なお、都立特別支援学校については、大震災時において、区市町村からの要請に基づき、福祉避難所として利用される場合がある。

福祉避難所の設置・運営主体は区市町村であるが、福祉避難所となる学校は、福祉避難所の開設及び運営について、区市町村の防災部局や防災市民組織、ボランティア等との連携を図りながら、必要な範囲で協力・支援を行う立場にある。

(2) 運営体制の整備

災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の円滑な開設及び利用案内を行うため、あらかじめ開設を周知するための掲示板や収容人員の超過等により受入れが困難となった場合にその旨を周知するための掲示板を作成し、その保管場所を確認しておくものとする。

なお、受入れが困難な場合に備え、近隣の学校名や所在地等を併せて掲示できるよう準備しておくことが望ましい。

また、各都立学校に配備されているLED矢印版については、使用方法、保管場所及び設置場所等を平時から確認しておく必要がある。

さらに、学校を中心として、近隣の一時滞在施設や駅等を記載した周辺マップを用意し、災害時に帰宅困難者等へ配布できるよう、あらかじめ準備しておくものとする。

このほか、災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設における施設利用上の留意事項等については、「3 避難所支援に関する運営計画の作成」に準じて備えるものとする。

ア 教職員・関係者等への周知徹底

「学校危機管理計画」の内容については、あらかじめ教職員（臨時的任用の教職員及び非常勤の教職員を含む。）等に対し、周知徹底を図ることが不可欠である。

特に、発災直後における緊急対応手順については、「学校危機管理計画」を確認する余裕がない状況も想定されることから、計画に頼らずとも適切に行動できるよう、十分に習熟しておく必要がある。

このため、毎年度当初において、人事異動等により新たに赴任した教職員を含め、全教職員が「学校危機管理計画」の内容及び役割を理解するための研修機会を設けるなど、学校の実情に応じた具体的な方策を定め、実践するものとする。

また、児童・生徒等、保護者、地域住民及び関係機関などにも、「学校危機管理計画」に定める事項のうち、特に必要な事項をあらかじめ周知しておくことも必要である。

周知の対象者により、必要な情報は異なることから、「学校危機管理計画」には、対象者別に周知すべき内容、周知方法及び周知のタイミング等を具体的に定めておくものとする。

その際、防犯上の観点から、防犯対策に関する情報については、学外の関係者への開示範囲を限定することにも十分留意する必要がある。

イ 学校危機管理計画の保管方法

災害等発生時の対応手順を記載している「学校危機管理計画」は、いざというときに確実に活用できるよう、保管方法及び保管場所について配慮しておく必要がある。

特に、大規模地震等の発生時には停電が想定されることから、パソコン内の電子データのみでなく、必ず冊子として出力したのものも保管する。

また、避難の際に持ち出すことを想定し、あらかじめ緊急時持ち出し品に含めるなど、学校の実情に応じた保管方法を検討し、その内容を「学校危機管理計画」に記載し、確実に実践しておくものとする。

ウ 学校危機管理計画の評価・見直しと改善

「学校危機管理計画」は、一度策定すれば終わりとするものではなく、新たな知見や情報、社会情勢等の変化を踏まえ、継続的に見直し・改訂していくことが重要である。見直し・改善の視点としては、人事異動に伴う役割分担の変更や、避難訓練等を通じて明らかになった課題への対応などが挙げられる。

「学校危機管理計画」の見直しを確実に実行するため、計画には見直し・改善を行う旨を明記するとともに、その時期及び手順について、具体的に記載しておくものとする。

また、「学校危機管理計画」が最新版であることを明確にするため、同計画の表紙には必ず改訂時期を記載しておくものとする。

第2 教育・研修・訓練

1 児童・生徒等の防災教育

(1) 防災教育の意義

防災教育は、単に生命を守るための技術や知識を身につける教育として捉えるのではなく、どのような児童・生徒等の資質・能力を育みたいのかという視点から「防災を通じた教育」と広く捉えることが重要である。

防災教育には、災害時に自分と周囲の人の命を守る力を育む効果に加え、児童・生徒等の主体性や社会性、郷土愛や地域を担う意識を育む効果が期待される。

また、地域と学校が連携して防災教育に取り組むことを通じて、大人が心を動かされ、地域の防災力を高める効果も期待される。

自然災害に関する教育を行う際には、被害や危険性だけでなく、自然がもたらす恩恵などについて触れることにより、児童・生徒等が自身の暮らす地域に対する理解を深められるよう、配慮することが必要である。

さらに、地域の防災リーダー等の資格者やボランティアなどの人材、公民館における防災講座等を教育資源として活用することも重要である。消防署と学校の連携にとどまらず、地域に密着して「共助」の役割を担っている消防団、自主防災組織、自治会やまちづくり組織等の地域コミュニティの活動と、学校における防災教育を関連付けることや、防災・減災に専門性を持つ大学・NPO等が、学校の避難訓練をはじめとする防災教育に参画するなど、地域の実情に応じた防災教育を進めることが望ましい。

(2) 防災教育の内容

防災教育は、児童・生徒等の発達段階や地域の特性・実態に応じて指導内容を検討し、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等、教育活動全体を通して計画的に進める必要がある。

東京都教育委員会では、防災教育も含めた安全教育の教員向け指導資料「安全教育プログラム」を作成・配信している。

一般に防災教育の内容は、次のとおりである。

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

- ①火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ②地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ③火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ④風水（雪）害、落雷等の気象災害及び土砂災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ⑤放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- ⑥避難場所の役割についての理解
- ⑦災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ⑧地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ⑨災害時における心のケア
- ⑩災害弱者や海外からの来訪者に対する配慮
- ⑪防災情報の発信や避難体制の確保など、行政の働き
- ⑫消防署など関係機関の働き

(3) 発達の段階に応じた安全指導のねらい

ア 幼稚園

安全な生活に必要な習慣や態度を身につけることができるようにする。災害時等においては、

教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態に気付いた場合には、教職員や保護者など身近な大人に伝えることができるようにする。

イ 小学校

安全に行動することの大切さや、「災害安全」に関する様々な危険要因、事故防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断して、進んで安全な行動ができるようにする。自分だけでなく、周囲の人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

ウ 中学校

地域の安全上の課題を踏まえ、災害発生メカニズムの基礎や各地の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切さについて理解を深める。これにより、日常生活における危険を予測し、自他の安全のために主体的に行動できるようにするとともに、地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生等の応急手当ができるようにする。

エ 高等学校

地震や火災発生時に予想される状況について理解を深め、日常生活において危険を予測し回避する能力を育成する。災害発生時には、自分の命を守るとともに、身近な人を助け、さらに避難所運営の補助等に関わる行動がとれる能力を身に付けさせる。特に、地域と連携した防災訓練や避難所設営・運営訓練等を通じて、学校全体で防災に関する社会貢献意識を高めるとともに、初期消火法等の技術の習得や上級救命資格の取得など、防災に関する実践力を培う。

オ 特別支援学校

特別支援学校における安全指導は、基本的には幼稚園、小学校、中学校、高等学校における考え方と同様であるが、児童・生徒等の障害の種別、程度及び発達の段階に応じて、具体的かつ個別的な指導を積み重ねる必要がある。

スクールバスで通学している児童・生徒等も多数いることから、スクールバス事業者との緊急時の対応等について、平常時に十分に確認しておく必要がある。また、一人通学を行っている児童・生徒等については、保護者等と事前に安全指導等の内容を共有した上で、通学時に発災した場合には、自ら安全な場所に避難したり、学校が作成する緊急連絡カードや区市町村が作成する「ヘルプカード」を活用して周囲の人に助けを求めたりできるように、一人ひとりの状態に応じた指導の工夫を行うことが重要である。

(4) 防災ノート ～災害と安全～

防災ノートは、地震や火災、大雨などの災害に備えて、日ごろからとるべき行動や、災害が起こった時にその場でとるべき行動である防災アクション（行動）を起こすための学習教材である。

本教材は小学生・中学生・高校生向けに作成されており、自分の置かれた状況を的確に判断し、率先して自他の身の安全を図るための具体的な防災対策や行動方法が記載されており、災害時に役立つ情報を提供している。

【主な内容】

- ・災害の特徴から考えよう：火災、地震、大雨・台風、火山、竜巻・大雪、その他
- ・備えよう：日頃の備え、避難所、応急手当等
- ・学びを深めよう：これまでの災害に学ぶ、わが家の防災アクション等

(5) 地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練（都立高等学校）

令和3年度から、全ての全日制課程の都立高等学校及び中等教育学校の後期課程並びに一部の定

時制課程の都立高等学校において、地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練を実施し、体験的・実践的な訓練を通して、自然災害から身を守り、被災しても乗り切る能力や他者や地域の安全を支える能力を身に付けさせている。

また、都立特別支援学校においては、平成29年度から毎年度実施してきた一泊二日宿泊防災訓練による成果を踏まえ、災害時においても落ち着いて安全な生活を送ることができるよう、地域と連携した防災訓練等を実施している。

(6) 防災教育を進める上での留意点

ア 学校安全計画（年間指導計画）の作成

各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等、学校教育全体における防災教育の内容の体系化を図り、年間指導計画を作成する。その際、学校安全計画や「安全教育プログラム」を参考とすること。

なお、作成にあたっては、「防災ノート ～災害と安全～」及び「東京マイ・タイムライン」の活用についても明記すること。

イ 指導体制づくり

学校における防災教育を組織的・計画的に進めるために校内組織・指導体制の確立を図るとともに、保護者や地域の関係機関や防災市民組織等との連携を図る。

ウ 特別支援学校

特別支援学校においては、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うことを踏まえ、学校段階における学習内容を参考に、児童・生徒等一人ひとりの障害の状況や程度等に応じた適切な指導を行う。

また、非常時の対応については、具体的な対処方法を生徒手帳等に記載し、児童・生徒等が被災時にとるべき行動を確認できるよう、平時から工夫しておくことも大切である。

エ 東京消防庁の防災館の活用

東京消防庁では防災館を都内3箇所に設置している。団体での利用も可能なので活用したい。

池袋防災館	豊島区西池袋二丁目37番8号	TEL 03-3590-6565
	池袋駅下車徒歩5分	
本所防災館	墨田区横川四丁目6番6号	TEL 03-3621-0119
	錦糸町駅又は押上駅下車徒歩10分	
立川防災館	立川市泉町1156番1号	TEL 042-521-1119
	立川駅北口1番バス乗り場から立川バス「立川消防署前」下車	

オ ボランティア活動の推進

児童・生徒等が体験を通して、ボランティアの基本となる他人を思いやる心や、社会に進んで奉仕する態度を培うことができるよう、日頃から地域の教育力を積極的に取り入れた活動を展開するなど、ボランティア活動の機会を設けることが重要である。

特に中学校及び高等学校では、可能な範囲で、初期消火活動、救出活動、応急手当等の災害応急活動に進んで協力する態度の育成に努める。想定される支援活動としては、在校時における避難者への物品配布の補助や清掃活動等、地域においては避難移動中の支援活動や避難場所での運営補助等が考えられる。

これらの取組を円滑に進めるため、日頃から、非常時において児童・生徒等が地域で担うことのできる役割について周知するなど、消防署、警察署、区市町村の防災担当部局及び地域の防災

市民組織と緊密な連携を図る必要がある。

(7) 防災教育改善のための評価

学校安全計画の全体計画及び年間指導計画に基づく実践について、共通理解、意欲、協力作業等の観点から評価を行い、課題が認められた避難訓練については、年度内に再度同じ設定で実施するなど、計画に柔軟性をもたせて改善を図ることが必要である。

2 学校教職員の危機管理研修

教職員が災害発生時において児童・生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるためには、状況に応じた的確な判断力と機敏な行動力、臨機応変な状況判断が求められる。そのため、教職員が一致協力し、迅速かつ適切な行動が取れる体制を整えることが必要である。

このため、教職員の危機管理意識や使命感、危機管理対応能力、避難訓練・防災訓練の指導力、応急処理能力等の向上を図るため、危機管理に関する研修を充実させるものとする。

(1) 校内研修の実施

校長は、学校安全計画の校内研修計画の中に、危機管理に関する研修主題を位置付け、計画的に実施するものとする。

研修主題としては、学校の危機管理組織、教職員の役割、効果的な避難訓練・防災訓練、初期消火活動、学校が避難所となることを想定した実地訓練、一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションの開設訓練、中学生や高校生のボランティア活動への参加、地域の防災市民組織との連携等が考えられる。

特に、教職員の役割については、災害発生時において、どこに参集し、何を行うのかといった具体的な対応を、出退勤途中、夜間及び休日等の状況別に整理し、その際の留意事項を確認する研修を実施しておく必要がある。

(2) 教育委員会等が実施する研修・講習会

安全教育に関する担当者等は、危機管理に関する研修や講習会等に参加し、継続的に研さんに努めるものとする。以下に、都における具体的な研修・講習会の例を示す。

ア 学校安全教室指導者講習会

指導部指導企画課では、全公立学校を対象として、安全教育の指導者を養成する講習会を実施している。

イ 東京都教職員研修センターでは、学校教育相談の研修会の中で、災害時等における心のケアについて扱うことがある。

ウ 応急処置の技能を習得する研修

都立学校教育部学校健康推進課では、教職員を対象に、AEDを使用した心肺蘇生法等に関する講習を実施している。これらの研修は、児童・生徒等の教育活動中の応急処置にとどまらず、災害発生時における避難者の救護対応能力の向上にも資するものである。

エ 都庁各局においては、職員等を対象に、危機管理に関するシンポジウムやパネルディスカッション等を開催することがある。

3 避難訓練と防災訓練

東京都教育委員会は、平成24年11月の「東京都地域防災計画」の修正を踏まえ、各学校において防災教育推進委員会を活用するとともに、想定場面の見直しや、実践的な訓練となるよう避難訓練等を改善を図り、防災教育の一層の充実を図るため、平成25年2月7日付24教指企第1066号「学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について（通知）」を发出した。（別添資料2-11）

(1) 避難訓練と防災訓練の目的

「避難訓練」は、児童・生徒等が災害発生時に、安全に避難することができる態度や能力を養うことをねらいとし、防災教育の指導内容について、体験を通して実践的に理解を深めるために実施するものである。

「防災訓練」は、地域との連携・協力を通じて、児童・生徒等及び教職員が、避難所運営に対する協力の仕方をはじめとする災害時の対応の在り方を身に付けるため、事前に訓練や演習を行う活動を指す。

防災に関わる指導は、状況に応じて安全な行動ができる態度を児童・生徒等に身に付けさせ、日常生活で実践されることが重要である。

一方、教職員においては、避難（防災）訓練を通して、的確に状況を把握し、沈着かつ機敏に、時や場に応じた臨機応変な行動をとれる能力を習得することが求められる。

また、自らの命を守ることに加え、児童・生徒等がその発達段階に応じて、災害時に被災者支援活動に参加することは、他人への思いやりや社会に奉仕する態度を培う上で高い教育効果がある。このため、避難（防災）訓練においては、児童・生徒等の一次避難終了後に、支援活動に協力する取組等を加味して指導することが必要である。

(2) 避難（防災）訓練の計画的実施

避難（防災）訓練は、年間を通じて教育課程に位置付け、児童・生徒等が体験的に理解できるよう、計画的に実施する必要がある。実施に当たっては、様々な災害を想定し、どのような災害に遭遇した場合でも安全に避難できる態度や能力を身に付けられるよう、実際的な訓練を行うことが重要である。

特に、地震は突発的で予測が困難であることから、避難（防災）訓練においては、様々な場面における危険の回避や避難の方法について理解させ、状況に応じて安全に行動できる能力を培う必要がある。

避難（防災）訓練の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 実施時期や回数については、学校種別や地域の実情、他の安全指導との関連等を考慮して設定する。

イ 事前に訓練の意義を児童・生徒等に十分理解させ、「自らの身は自ら守り、安全に行動できる」ことを基本にして指導する。特に、教職員は明確な指示をするとともに、頭部や身体を保護させるなど、危険回避を重視した訓練を行う必要がある。

また、児童・生徒等に対しては、自らの安全確保を前提としつつ、被災者に対する支援活動に積極的に参加しようとする態度を養うよう指導する。

ウ 訓練は、次のような多様な状況や方法を想定し、適宜選択して実施する。

- ・地震や火災、風水害等の多様な災害と、災害規模の違いを踏まえた訓練
- ・実施日時の工夫（授業中、休憩時間、放課後、登下校時等）
- ・実施日時や時刻を予告しない方法による訓練
- ・全教職員の参集や初動態勢を想定した訓練
- ・児童・生徒等を保護し、学校に残留せざるを得ない状況になった場合の訓練
- ・備蓄品、災害用品等の点検
- ・避難所の管理運営を想定した訓練（避難住民役の設定を含む）
- ・一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションの開設を想定した訓練（帰宅困難者役の設定を含む）
- ・児童・生徒等によるボランティア活動を取り入れた訓練

エ 消火器、屋内消火栓、担架等の防災用具を積極的に活用し、緊迫感や臨場感を持たせるなど、様々な災害を具体的に想定した訓練となるよう工夫する。

オ 教職員一人ひとりが、役割分担（指揮系統、情報収集、関係機関への通報・連絡、搬出、救助、

発電機やろ水器等の防災機器の使用等) 及び協力体制について理解を深め、的確に行動できるようにする。

カ 訓練の実施後は必ず評価を行い、反省点や改善点を整理し、次回の訓練に反映させる。

キ 消防署等の防災関係機関との連携を十分に図るとともに、PTAや防災市民組織との合同訓練等の実施にも努める。

(3) 安全指導を実施する際の点検項目

都教育庁指導部では昭和50年3月8日に「学校における震災等に対する安全管理と指導の徹底について」を各学校に通知しているが、安全指導を実施するに当たっての点検項目としては、次のような事項が挙げられる。

ア 小・中学校の学級活動、高等学校のホームルーム活動及び学校行事などの指導を通じて、安全指導の充実を図っているか。幼稚園においては、個々の幼児の行動の傾向を掌握するとともに、各活動内容や場面に応じた安全への配慮がなされているか。

イ 年間を通じて避難訓練を計画的に行い、指導の徹底を期しているか。

ウ 避難訓練の内容は、火災のみでなく、地震、風水害等を含め、指導の充実を期しているか。

エ 避難訓練は授業中だけでなく、始業前、休憩時、放課後等、いろいろな時間や場所を想定して実施されているか。

オ 避難訓練は、必要により関係機関や地域の協力を得るなどして指導の充実に努めているか。

カ 地震の発生時における教師の指示の方法や児童・生徒等の最初の行動の仕方が明確にされているか。

キ 必要により児童・生徒等を校舎外へ避難させる場合の隊形、頭部の保護等の具体的な事柄について十分指導しているか。

ク 教師の指示によって行動し、勝手に校外に飛び出したり、帰宅したりすることのないよう具体的に指導しているか。

ケ 異常な混乱が生じた際に、児童・生徒等を集合させる場所が明らかになっているか。

コ 通学途上における適切な行動の仕方について指導しているか。電車、バス、自転車などを利用している者に対して特に配慮しているか。これらについて、家庭との連絡を行っているか。

サ 障害のある児童・生徒等に対しては、特に個別的な指導を行い、安全の確保に努めているか。介助の態勢はできているか。

シ 自らの安全確保を完了した後に、自分にできる災害ボランティアへの参加の仕方について指導しているか。

(4) 家庭、地域、関係機関との連携

ア 家庭、地域との連携

学校は平時から避難訓練及び防災訓練の方針や計画について、保護者やPTA、町内会、自治会、防災市民組織等に周知し、理解を得るよう努める必要がある。

また、小学校及び特別支援学校の児童・生徒等については、防災訓練等を通じて、保護者との連携を一層密にする。

あわせて、家庭においても防災に関する話合いの場を設けるよう働きかけるとともに、児童・生徒等のボランティア活動への参加について、地域との日常的な連携を進める。

保護者に対しては、災害時における児童・生徒等の具体的な支援活動の内容等を周知し、教育活動の一環として実施する意義について、理解を深めておく必要がある。

イ 消防署、警察署等との連携

学校は、消防署、警察署等の関係機関に対し、災害発生時に連絡すべき事項や協力を要請する事項について、あらかじめ整理しておく必要がある。

また、避難（防災）訓練の実施に当たっては、実地指導や講評等について、関係機関の協力を得ることが望ましい。

ウ 区市町村等との連携

区市町村には、地域の特性を生かした「地域防災計画」が策定されており、地域防災体制の下で住民の安全確保が図られている。

その一つに避難所があり、避難所に指定されている都立学校においては、区市町村、教育委員会及び防災市民組織等と連携を密にし、平時から物資の備蓄や避難者受け入れに備えた体制づくりなど、防災に対する準備を整えておくことが重要である。

また、東京都や区市町村、関係機関及び地域住民が一体となって実施する総合防災訓練や、避難所設営を含む訓練等に教職員及び児童・生徒等が積極的に参加・協力するとともに、災害時に適切な連携が図れるよう、日頃から地域住民との協力体制の整備に努める必要がある。

第3 事前の準備

1 物資の備蓄

都立学校は、児童・生徒等のために学校種別に応じた食糧・飲料水・毛布を備蓄するとともに、児童・生徒等に限らず、地域住民等の避難者にも提供できるものとして、セルフケアセットやろ水器を整備している。

また、一時滞在施設に指定された都立高校においては、帰宅困難者を最長3日間受け入れるため、総務局総合防災部が、食糧、水、毛布（又はブランケット）、トイレ等の物資を整備している。災害発生時には、これらの備蓄物資を現場の状況に応じて相互に活用するなど、柔軟に対応するものとする。

各都立学校においては、発災時に速やかに対応できるよう、日頃から物資の納入場所や保管場所を確認するとともに、教職員に対し、備蓄場所を周知徹底する必要がある。

なお、各物資の保管場所については、学校の立地条件（沿岸部等）を踏まえ、各学校において検討するものとする。

（例）洪水、土砂災害、高潮、津波のリスク情報等を確認の上、必要に応じて可能な限り高層階に保管場所を設ける等

※一時滞在施設に係る備蓄品目は、別添資料2-15「都立一時滞在施設配備品目」を参照のこと。

2 日常の点検

学校環境の安全を確保し、危機事態の発生を未然に防止するためには、学校内外の施設・設備について、継続的かつ計画的に点検を実施し、潜在的な危険箇所を把握することが重要である。

このため、「学校危機管理計画」には、安全点検の実施方法等について定めておく必要がある。

なお、学校によっては、別途、安全点検計画を定めている場合もあるが、その場合には、「学校危機管理計画」の中に明確に位置付け、活用するものとする。

【死傷の原因となるような状態の発見、除去】

■ 転倒・落下・移動・飛散防止

① 棚類の転倒防止

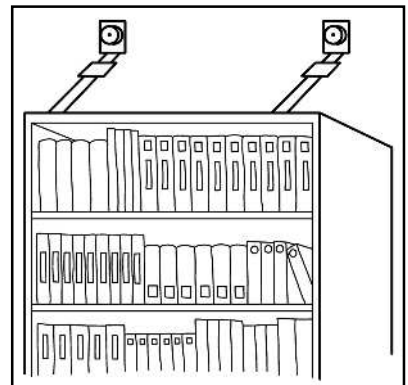
- ・取付け金物などにより、ロッカー等を確実に固定しているか。

② ピアノの移動防止

- ・滑り防止や転倒防止等の措置を講じているか。

③ 重量物、化学薬品類の落下防止

- ・普段、児童・生徒等が活動する場所の棚等の上に、重量物が置かれていないか。
- ・振動により薬品棚の扉や引き出しが開かないよう、施錠又は開放防止器具（止め金具等）を設置しているか



④ ガラスの飛散防止

- ・窓ガラスにひび割れ等の異常はないか。
- ・必要に応じて、ガラスの交換等を行っているか。

⑤ 建造物（校舎壁面、瓦、ブロック塀等）の倒壊防止

- ・ひび割れや傾斜などはないか。

⑥ 付属物（エアコン室外機、アンテナ等）の落下防止

- ・取付け金物等に外れや緩みはないか。

⑦高所の設備機器の落下防止

- ・照明器具やスクリーン、プロジェクター、放送機器、時計等について、落下防止措置を講じているか。
- ・本体の傾き、取付け金物の腐食や破損等の異常はないか。

【「閉じ込められ」の危険排除】

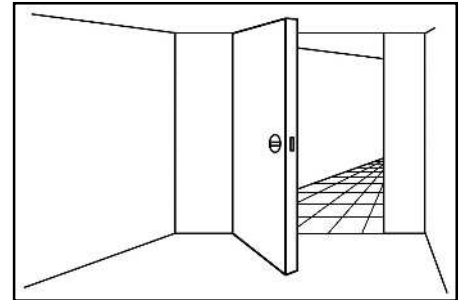
■ 教室内、校舎内から外へ出られなくなる危険の排除

①ドア（鉄扉）の開閉不能防止

- ・専門家による点検が行われ、必要な改善が図られているか。

②重量物転倒等による出入口の閉鎖防止

- ・ドアや引き戸の近辺に、転倒のおそれのある重量物を置いていないか。
- ・重量物の転倒等により、扉や出入口の開閉が妨げられるおそれはないか。



③防火シャッターの適正管理

- ・防火シャッターについて、作動状況の定期点検が実施されているか。
- ・防火シャッターの近辺に、作動を妨げる物品を置いていないか。

【避難経路の確保とその安全化】

■ 校舎内

①避難経路の確保

- ・避難経路が適切に確保されており、内容を理解しているか。
- ・避難経路は原則として2方向に設定されているか。

②避難通路の安全確保

- ・避難通路上に物品が置かれていないか。

③非常階段の利用確保

- ・外付非常階段のドアが施錠されていないか。

④階段・通路周辺の安全確認

- ・校舎内階段の壁面や天井に、剥脱・落下のおそれはないか。

⑤ガラス破片への対策

- ・ガラス破片による負傷防止のため、生徒は上履きを着用しているか。

⑥出入口の開閉確保

- ・校舎出入口のドアが、開閉不能となるおそれはないか。

【火気管理と初期消火活動態勢】

■ ガス、電気、消火器の安全管理

①安全確保の優先

- ・火災時においては、身の安全を最優先とすることを理解しているか。

②ガス設備の管理

- ・プロパンガスのボンベについて、転倒防止措置が確実に講じられているか。

③電気器具の管理

- ・電熱器具について、器具のスイッチを切るだけでなく、必ずコンセントから差込プラグを抜いているか。

※地震動による落下や衝撃でスイッチが入り、過熱・発火した事例がある。

④消火器の管理

- ・消火器が適切に配置され、取り出しやすい状態にあるか。
- ・長期間放置された状態になっていないか。
- ・点検及び薬剤入替えの記録が継続的に管理されているか。

⑤初期消火時の行動理解

- ・火災発生時又は出火発見時の行動を理解しているか。
(例) 大声で周囲に知らせながら初期消火を行う。声を聞いた者は119番通報を行う。
消火器や水を持って消火に向かう。

【緊急時持ち出し品・文書等の状態確認】

■ 第1の1 (15) に定める緊急時持ち出し品・文書等

①書類等の更新状況

- ・出席簿、緊急連絡用（引渡し）カード、近隣マップ等が最新の内容になっているか。

②通信機器等の状態

- ・トランシーバー、ハンドマイク、携帯型ラジオ等が使用可能な状態にあるか。

③備蓄品の期限確認

- ・飲料水、食料等の使用期限が切れていないか。

第3編 学校の危機管理

第1部 自然災害（震災編）

第2章 応急対応（震災発生後の対応）

第1 発災時の対応

- 1 震災が発生した場合の対応
- 2 児童・生徒等の避難誘導
- 3 児童・生徒等の帰宅方法、保護体制
- 4 特別支援学校における対応
- 5 学校施設・設備の安全確認と対応
- 6 ガス、電気、上水道の安全確認等

第2 避難所等としての対応

- 1 概要
- 2 発災時別児童・生徒等誘導、避難住民への対応
- 3 一時滞在施設としての対応
- 4 災害時帰宅支援ステーションとしての対応
- 5 応援態勢
- 6 ボランティアの活用等

第1部 自然災害（震災編）

第2章 応急対応（震災発生後の対応）

第1 発災時の対応

大地震等が発生した場合、学校は児童・生徒等の安全確保を最優先とする。このため、児童・生徒等の避難誘導に当たっては、教職員は、災害の状況や発災時間帯（在勤時、夜間・休日等）、児童・生徒等の所在（在校時、登下校時、校外学習時等）に応じて、的確な指示を行うとともに、落ち着いた態度で児童・生徒等を励まし、安心感を与えることが重要である。

1 震災が発生した場合の対応

教職員は、学校危機管理計画の役割分担を基本としつつ、災害が発生時には、目前にある緊急事態を最優先として、時と場に応じた行動をとり、児童・生徒等の安全確保に万全を期する。

(1) 災害発生時における学校危機管理体制

ア 学校災害対策本部組織と教職員の役割

学校では、地震等の災害が発生し、教育庁災害対策本部が設置された場合、校長を本部長とする「学校災害対策本部」を設置する。

なお、校長が不在の場合には、あらかじめ指定した代理の者を本部長とするものとし、代理者は事前に複数指定の上、順位付けを行っておく。

教職員は、定められた役割分担に基づき、災害応急活動に従事する。出張・休暇等により教職員が不在の場合や、出勤途中、夜間・休日等で教職員が十分に参集できない状況においては、一人二役など臨機応変に対応するものとする。

災害時の対応組織を定めるに当たっては、すべての教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図ることが重要である。このため、教職員の役割分担については、年度当初等に全教職員で確認し、周知を徹底する

【発災時における教職員の参集及び業務従事】

■ 在勤時

・教職員は以下のイからキに従って業務に従事する。

■ 出退勤時、出張・休暇時又は夜間・休日等

・交通機関や道路の被災状況等によるが、自身及び家族の安全を確認した上で、可能な限り勤務先に出勤し、以下のイからキに従って業務に従事する。

イ 情報連絡活動

① 情報収集及び提供

連絡班は、児童・生徒等及び教職員の安否確認、教育庁災害対策本部からの情報連絡等、災害時に必要となる情報の収集及び提供、連絡を行う。

情報の収集に当たっては、確実な情報であることを確認するとともに、通信手段の途絶を想定し、複数の連絡手段を確保しておくことが重要である。インターネットは災害時に比較的強いとされていることから、携帯電話・スマートフォンによるメールやSNS、保護者コミュ

ニケーションシステム、学校ホームページ等を活用した情報発信など、様々な手段を検討しておくこと。

また、学校からの情報発信に加え、保護者から学校への連絡を含めた双方向のやり取りができるよう、あらかじめ準備しておく必要がある。

【必要となる情報内容及び収集・提供手段の例】

情報内容	収集手段	提供手段
<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報（余震、津波、崖崩れ、火災等） ・被災、被害状況（児童・生徒等、教職員、学校施設、学校周辺、通学路等） ・ライフライン・交通機関等の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁安否確認サービス ・教育庁災害対策本部からの情報 ・防災無線 ・報道機関（テレビ、ラジオ） ・巡視、出退勤中の教職員からの情報 ・登下校中の児童・生徒等からの情報 ・携帯・固定電話、FAX ・インターネット、電子メール、ホームページ、SNS ・保護者コミュニケーションシステム ・統合型学習支援サービス、災害用伝言ダイヤル ・無線機 <p>など多様な手段を適時活用した情報収集を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板等への表示 ・担当者からの文書報告 ・携帯・固定電話、FAX ・インターネット、電子メール、ホームページ、SNS ・保護者コミュニケーションシステム ・統合型学習支援サービス ・災害用伝言ダイヤル ・無線機 ・連絡用アプリケーション <p>など多様な手段を適時活用し、担任を通じて保護者等に提供する。</p>

② 被害状況の把握と報告

連絡班は、児童・生徒等、教職員の被害状況を把握し、本部長（校長）及び学校経営支援センターに報告する。

施設班は、学校施設・設備等の被害状況を把握し、本部長（校長）に報告するとともに、被害状況に応じて立入禁止措置を講じ、その内容を学校経営支援センターに報告する。

また、施設・設備の修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼する。

発災時に、「第1編第1章第1の非常時の組織体制」における東京都災害対策本部が設置された場合には、別添資料3-3-1「東京都教育委員会災害対策要綱」に基づき、区市町村教育委員会は、管轄する学校の被害状況及び措置状況を把握し、区教育委員会にあっては直接、区市町村教育委員会にあっては教育事務所又は出張所を経由して、東京都災害対策本部教育長に報告するものとされている。

このため、東京都災害対策本部が設置された場合、区市町村立学校長は、直ちに区市町村教育委員会に対し、学校における被害状況及び措置状況を報告する。

また、東京都災害対策本部が設置されていない場合であっても、災害等により学校の施設又は児童・生徒等に被害が発生した場合には、別添資料3-9-1「事故発生報告等事務処理要綱」の規定に準じ、区市町村立学校長は、区市町村教育委員会を通じて、同要綱別

表に掲げる報告すべき事項に対応する連絡・報告先に報告するものとする。

ウ 避難誘導

児童・生徒等の避難誘導に当たっては、教職員は、児童・生徒等の安全確保を第一とする。地震発生時には、次のような段階的な避難行動を取る必要がある。

- ・「一次避難」：
地震を感知した時点（揺れを感知、緊急地震速報の受信等）で、身の安全を確保する
- ・「二次避難」：
その後、校内のより安全な場所（校庭等）へ避難する
- ・「三次避難」：
津波や延焼火災等の二次災害の危険が学校に迫った場合に、校外の安全な場所へ避難する

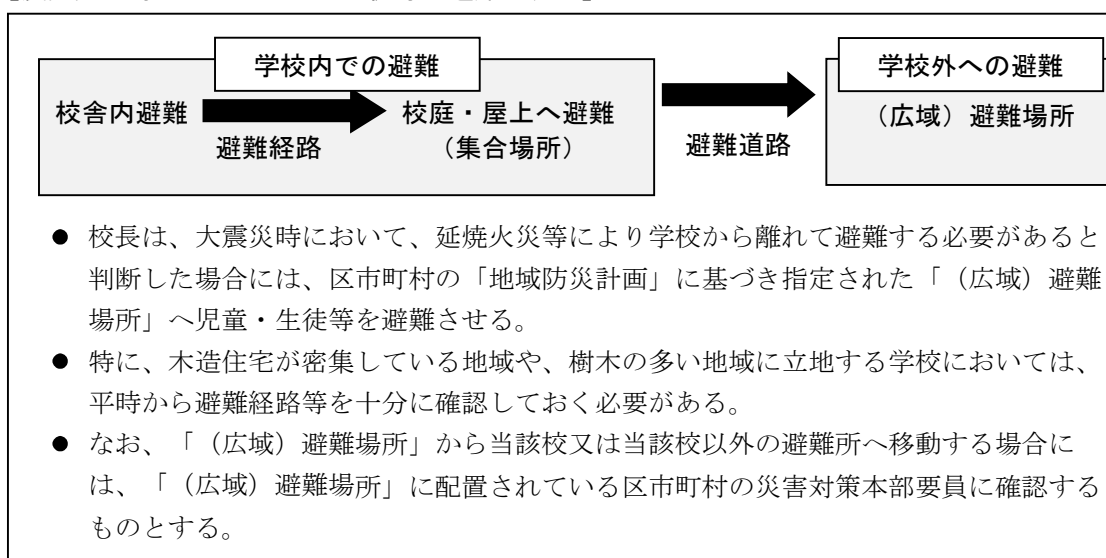
一次避難においては、児童・生徒等が所在する場所（普通教室、特別教室、校庭等）により、取るべき行動が異なる。また、二次避難や三次避難の避難場所についても、当日の天候や学校及び周辺地域の被災状況に応じて、複数の候補の中から選択する必要が生じる場合がある。

発災時にこうした対応を円滑に行うため、教職員が実施すべき事項、児童・生徒等の対応及び避難に関する判断については、フロー図等により簡潔かつ具体的に整理しておくことが望ましい。

なお、地震発生直後のフロー図については、授業中に加え、休み時間中や部活動中等、複数の場面を想定して作成しておく必要がある。

※児童・生徒等の避難誘導（指針）等については、「2 児童・生徒等の避難誘導」以降を参照する。

【震災発生時における児童・生徒等の避難の流れ】



エ 校内の消火・巡視

火災発生時には、原則として消防計画に定められた対応を取ることとなるため、あらかじめ避難訓練や消火訓練などを通じて、必要な行動を身に付けておくことが重要である。

消防計画のうち、特に火災発生の初期段階に取るべき対応については、簡潔かつ具体的なフローのとして整理しておくこと効果的である。

こうしたフロー図は、毎年実施が義務付けられている消防訓練（通報・消火・避難）において活用することができるため、訓練の機会などを活用して作成し、いざというときに確実に使用できるようにしておくことが望ましい。

万一、出火した場合には、自動火災報知機等の受信盤により火元を確認し、児童・生徒等を安全に誘導するとともに、校内放送、ハンドマイク又は口頭により火災発生を周知する。その上で、できるだけ多くの教職員が直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に食い止める。この際、二次災害を防止するため、生命・身体の安全に十分配慮する。

巡視に当たっては、行方不明の児童・生徒等の捜索を行う連絡班と、校舎被害状況の確認、ストーブ・火気・ガスの元栓等の点検を行う施設班とに分かれて実施する。その際、施設班による校舎被害の確認については、二人以上で班編成を行い、点検場所及び点検項目に漏れが生じないように注意する。

また、ガスの匂いを感知した場合には、速やかに窓を開けて換気を行うとともに、児童・生徒等を安全に誘導し、ガス供給会社へ連絡する。

【巡視点検場所・項目の例】

月 日 時 分 ~ 時 分		担当者氏名						
		担当者氏名						
点検場所	異常の有無	点 検 項 目						特記事項
		ストーブ・火気・ガスの元栓	柱の亀裂	天井の破損	照明器具の破損	ガラスの破損	器具の転倒状況	
校長室	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
給食調理	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
音楽室	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
廊下	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
・	・	・	・	・	・	・	・	
・	・	・	・	・	・	・	・	

※1 巡回を行い、危険場所には立入禁止の表示を行うとともに、ロープ等により立入禁止の措置を講じる。

※2 ガスの臭いを感知した場合には、窓を開けて換気を行うとともに、ガス供給会社へ連絡する。

オ 救護活動

大震災発生時には、多数の負傷者が生じることが想定される。

このため、救護のためのスペースとして、保健室や畳のある部屋等を活用し、負傷者への応急処置は救護班が行うものとする。

また、救護活動に参加可能な児童・生徒等については、状況に応じて救護の補助を依頼する。

校庭又は屋上等に避難する場合には、救護班は救急医薬品等を携行するものとする。

カ 搬出活動

地震等により出火や校舎への延焼のおそれがある場合には、あらかじめ定めている緊急時持出品、搬出担当者及び搬出場所に基づき、搬出活動を行うものとする。

なお、災害の状況によっては、耐火金庫等を活用して校内で保管し、散逸を防止する。

【非常持出品等の例示】

非常持出品	搬出担当者 及び搬出方法	搬出場所
<ul style="list-style-type: none"> ・公印 ・通帳（印鑑） ・耐火金庫等の鍵 ・出席簿 ・重要書類等 ・緊急連絡用（引渡し）カード ・教職員、児童・生徒等の名簿（緊急連絡先を含む） ・ホイッスル ・メガホン（ハンドマイク） ・乾電池 ・学級旗 ・手袋 ・筆記用具 ・懐中電灯 ・トランシーバー ・ハンドマイク ・携帯型ラジオ ・携帯テレビ ・災害時用公衆電話 ・可搬型Wi-Fi ・防災行政無線移動系端末（衛生携帯電話） ・ヘルメット ・保護手袋 ・マスク ・マスターキー ・校内地図 ・マンホールトイレ用の便器 ・テント等の備品 ・学校施設・設備等点検リスト ・危険箇所・点検済表示用具 （マジック、ガムテープ、用紙、緊急災害用「標識テープ」、設備機器等応急工具類） ・飲料水 ・食糧の備蓄 ・炊飯用具 ・ろ水器 ・燃料等関連資器材 ・消火器 ・防犯カメラ ・セルフケアセット ・応急手当薬品類 ・湿布薬等 ・洗浄用水 ・AED ・担架 ・利用者への案内チラシ ・近隣マップ ・案内板 ・管理区域への立入禁止の設定 ・避難者名簿用紙 ・非常用発電機 ・ろうそく ・電池式ランタン ・簡易トイレ ・携帯トイレ ・衛生用品 ・毛布、寝具 ・防寒・避暑用品 ・指導要録 ・学校沿革史 ・職員人事関係書類 ・救急用品 ・卒業証書授与台帳 ・学校図面等 （災害対応に必要な設備等の配置図、校地・校舎平面図、災害対応等記録用紙） ・TAIMS端末、モバイルバッテリー等 （情報連絡手段に活用できるもの） <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・副校長、経営企画室職員 等 ・持出用ザック等により搬出 	<ul style="list-style-type: none"> ・（広域）避難場所 等

キ 避難所管理運営への支援

災害時における避難所の開設及び運営は、区市町村の災害対策本部が防災組織（自主防災組織等）等と連携して行うものがある。都立学校は、児童・生徒等の安全確保や教育活動早期再開に向けた対応を優先しつつ、避難所の開設・運営に協力する。

このため、平時から、避難所としての学校施設の利用計画や、避難所開設・運営の役割

分担等について、区市町村の防災担当者や地域の防災組織と十分に協議し、共通認識を構築しておくことが重要である。

これらについては、学校の役割や体制等を「学校危機管理計画」に項目を設けて記載する、又は「学校危機管理計画」とは別に「避難所開設・運営マニュアル」等として整理しておくものとする。

また、校長は、学校災害対策本部の体制の中で、主として他班への応援要員をもって避難所支援班を設置する（例えば、校庭に避難した時点等）。避難所支援班は、学校が避難所となる場合における避難所の開設及び管理運営について、協力・支援に当たる。

なお、詳細については、「第2 避難所としての対応 2 発災時別児童・生徒誘導・避難住民への対応」を参照すること。

2 児童・生徒等の避難誘導

大震災時においては、児童・生徒等は恐怖心により、パニック状態になることが想定される。このため、教職員は、児童・生徒等に安心感を与える言葉をかけるとともに、常に児童・生徒等一人一人を把握し、安全確保を最優先として避難誘導に当たる。

教職員の避難誘導の指針
児童・生徒等の安全確保を第一とする。
① 「お・か・し・も」（「押さない」「かけない」「しゃべらない」「戻らない」）を合言葉とし、単純明快な指示により、児童・生徒等を掌握する。
② 心身に障害がある等、自力で避難することが困難な児童・生徒等の安全確保を優先とする。
③ 発災後、校庭へ避難した場合には、校舎内に児童・生徒等が残っていないか、迅速に確認する。
④ 校舎の被害状況に応じて、校舎内の避難順序や避難経路を変更し、適切に誘導する。
⑤ 避難の際には、出席簿、緊急連絡用（引渡し）カード、ホイッスル、学級旗、懐中電灯等を携帯する。なお、出席簿及び緊急連絡用（引渡し）カードを除く携帯品については、非常用袋に収納し、教室等に保管しておくものとする。

【発災時別の避難誘導（例）】

発災時の対応・行動として必要なことであり、日頃から訓練しておく必要がある。

発災時の区分	避難形態
児童・生徒等が在校中	① 校舎内での避難
	② 校庭・屋上等への避難
	③ （広域）避難場所への避難
④ 休日・夜間	
⑤ 登下校時	
⑥ 校外活動中	

① 校舎内での避難		
時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。 ※緊急地震速報システムが作動するが、首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強い揺れにより、立つ・歩くことが困難になる。 ・この強い揺れは、10秒から数十秒間継続する。 ・蛍光灯、窓ガラス等、多くのものが落下する。 <p>○児童・生徒等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不安や恐怖により、泣く・叫ぶ等の反応が生じる。 ・混乱して屋外へ飛び出そうとする。 ・恐怖のため、動けなくなる。 	<p>○児童・生徒等に安心させるような声をかける。</p> <p>【授業中、給食中】</p> <p>○教室・特別教室の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・机の下に潜り込み、対角線に机の脚をつかむよう指示する。 <p>○体育館・校庭・屋上・共有部分の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その場で頭を保護してしゃがむよう指示する。 ※緊急地震速報システムの作動時は、落下物の危険のない地点へ移動した後 <p>【休み時間、放課後】</p> <p>○教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室・特別教室・体育館・校庭・屋上の場合と同様に対応する。（近くにいる児童・生徒等を含む。） <p>○教職員がいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室・特別教室・体育館・校庭・屋上の場合 <p>・廊下、階段の場合</p>	<p>○身を守る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・机の下に潜り、対角線に机の脚をつかむ。 ・頭は窓や壁と反対側に向ける。 ・防災頭巾、防災ヘルメット、座布団等で頭部を保護する。 <p>○その場で頭を保護してしゃがむ</p> <ul style="list-style-type: none"> ※緊急地震速報システムの作動時は、落下物の危険のない地点へ移動した後 <p>○授業中、給食中と同様の行動をとる。</p> <p>○授業中、給食中と同様の行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※教職員がいない場合であっても、教職員がいる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練を通じて安全に行動する能力を培う。 <p>廊下：その場で頭を保護してしゃがむ。</p> <p>階段：その場で腹ばいになる又は手すりにつかまり、転落を防止する。</p>

② 校庭・屋上等への避難（その1）

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○主要動が終了し、大きな揺れが収まる。</p> <p>・校舎内にはガラス破片、転倒物、落下物が残っている。</p>	<p>【授業中、給食中】</p> <p>○教室・特別教室の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勝手な行動をとらせない。 ・コンロ、ファンヒーター等の火を消す、又は指示する。 ・コンセントを抜く、ガスの元栓を閉める、又は指示する。 ・負傷者等の有無を確認する。 ・負傷者等の救出及び応急手当を行う。 ・ドアや窓付近の落下物等の危険物を除去し、脱出口を確保する。 ・防災頭巾、座布団、ヘルメット、カバン等で頭部を保護するよう指示する。 ・自力で避難できない児童・生徒等の安全確保を優先する。 <p>○体育館、校庭、屋上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室・特別教室の場合と同様に対応する。 ・校庭の場合は、液状化していない場所に集める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従う。 ・上履きのまま、防災頭巾、防災ヘルメット、座布団、カバン等で頭を保護する。 ・何も持たず、校庭・屋上への避難に備える。 ・自力で避難できない児童・生徒等の避難準備にも気を配る。 <p>・教室・特別教室の場合と同様に行動する。</p>
	<p>【休み時間、放課後】</p> <p>○教室に教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業中、給食中の場合と同じ。 ・近くに教職員のいない教室の児童・生徒等の安全確保にも配慮する。 <p>○教室に教職員がいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任は、原則として受け持ちの教室へ向かう。 ・担任児童・生徒等に問わず、近くにいる全ての児童・生徒等の安全確保を図る。 <p>○廊下、階段に教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの教室に入り、児童・生徒等へ指示を行った後、受け持ちの教室へ向かう。 	<p>○授業中、給食中と同様の行動をとる。</p> <p>○授業中、給食中と同様の行動をとる。</p> <p>※教職員がいない場合であっても、教職員がいる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練を通じて安全に行動する能力を培う。</p> <p>○授業中、給食中と同様の行動をとる。</p>

② 校庭・屋上等への避難（その２）		
時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○本震後、児童・生徒等は心理的に動揺している。</p> <p>○本震終了後も、大きな余震が繰り返し発生するおそれがある。</p> <p>○廊下・階段等は、ガラス破片等により危険な状態となっている。</p> <p>○本震から数分後に津波が繰り返し来襲するおそれがあり、傾斜地では崖崩れが発生する可能性がある</p>	<p>○校庭に教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状化していない場所に集める。 ・速やかに整列させ、その場にしゃがむよう指示する。 ・数名を除き、受け持ちの教室へ戻る。 <p>○屋上、体育館に教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかに整列させ、その場にしゃがむよう指示する。 <p>○校庭、屋上等に教職員がいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任以外の教職員は、校庭・屋上等へ向かい、児童・生徒等の安全確保を図る。 <p>○本震後も余震が続くことを踏まえ、落下物等に注意し、冷静に行動するよう指導する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従う。 ・速やかに整列し、その場にしゃがむ。 <p>・速やかに整列し、その場にしゃがむ。</p> <p>※教職員がいない場合であっても、教職員がいる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練を通じて安全に行動する能力を培う。</p>
	<p>【避難開始等】</p> <p>○児童・生徒等の人数を確認し、校庭・屋上へ避難を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒等の人数を確認し、校庭・屋上への避難を開始する。 ・自力で避難できない児童・生徒等の安全確保を優先する。 ・津波、高潮、液状化の被害が想定される学校では、安全な場所（屋上等）へ避難・誘導する。 ・河川氾濫、崖崩れ等にも十分配慮する。 ・教室から避難する場合は、可能な限り隣接する２学級が連携し、前後に教職員を配置して避難させる。 ・負傷者及び心身に障害のある児童・生徒等の保護を優先するよう指示する。 ・火災発生場所付近や上層階にいた児童・生徒等の避難を優先させる。 ・出火、倒壊、亀裂、出水等、周囲の状況を確認しながら避難を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従う。 <p>○校庭への避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お」「か」「し」「も」を守って行動する。 「お」：おさない 「か」：かけない 「し」：しゃべらない 「も」：もどらない ・自力で避難できない児童・生徒等の避難について、可能な範囲で手助けを行う。 ・教室の場合：廊下に速やかに並び、安全な通路を通過して避難する。 ・屋上の場合：速やかに並び、安全な通路を通過して避難する。 ・体育館の場合：負傷者や心身に障害のある児童・生徒等を皆でかばい、助け合う。

② 校庭・屋上等への避難（その3）		
時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
○避難誘導を継続する。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難中に火災が発生した場合は、校内放送、口頭、ハンドマイク等により火災場所を周知する。 ・可能な限り多くの教職員で初期消火に当たる（身体の安全に十分配慮）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校庭・屋上等に集合した後、学年・学級ごとに整列する。 ・腰を下ろし、低い姿勢で待機する。
○校舎内の確認を行う。	○トイレ等に児童・生徒等が残っていないか確認する。	
○学校災害対策本部の初動	<ul style="list-style-type: none"> ○学校災害対策本部の各班の行動を開始する。 ・連絡班： 行方不明者の捜索 ・救護班： 負傷者の応急手当 ・連絡班： 児童・生徒等の安否及び施設・設備の被災状況を学校経営支援センター経営支援室へ報告 施設・設備の修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業（TEPRO）へ修繕を依頼 ・連絡班： （広域）避難場所への避難経路を確認 ・救護班： 救助を要する場合、消防署等へ救助要請し、共助による救護活動を行う ・ラジオ等により情報収集を行う。 	
○学校が一時集合場所又は避難所に指定されている場合、避難住民や、幼・小・中学校の児童・生徒等を引き取りに来る保護者等により、混乱が生じるおそれがある。	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者、保護者の対応を行う。 ○児童・生徒等の引渡しは、緊急連絡用（引渡し）カードにより行う。 ・通学路の安全状況や保護者の状況等を総合的に判断し、引渡しを行う。 ・発災後、保護者が死亡し身寄りを失った児童・生徒等へは、心のケアを行い、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所へ引き継ぐ。 ○中学校、中等教育学校及び高等学校の生徒について、初期消火や救護等の活動が可能な生徒を募る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が引取り又は避難して来る。 ・それに応じた生徒は、救護、消火活動等に協力する。

③ (広域) 避難場所への避難		
時間の経過 (状況等)	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○火災、崖崩れ等の二次災害により、学校が危険にさらされる。</p> <p>○道路は、陥没、高架橋の落下、自動車火災・事故等により、各所で通行止めや大渋滞が発生している。</p>	<p>○避難開始前の配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恐怖心やデマに惑わされ、自己中心的な行動やパニック的混乱に陥らないよう、教職員の指示に従うよう指導する。 ・自分勝手な言動を慎み、集団・隊列から離れないよう指示する。 ・自力で避難できない児童・生徒等については、実情に応じて介添者を定め、級友の助力により避難できるよう指導する <p>○(広域) 避難場所への避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校門等に避難先を掲示する。 ・避難誘導開始前に、児童・生徒等の人員を点呼する。 <p>○指揮体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体指揮：校長 ・学年指揮：学年主任 ・学級指揮：学級担任 <p>○避難集団の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級単位で避難集団を編成する。 ・学校集団の先頭は副校長とし、学級担任はクラスの最後尾につく。 <ul style="list-style-type: none"> ・(広域) 避難場所への避難は、避難誘導担当者が確認した避難経路を利用する。 ・実際の状況変化により適さない場合は、臨機応変に対応する。 ・(広域) 避難場所への到着時点で人員を点呼する。 ・行方不明の児童・生徒等がいる場合は、捜索を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従う。 ・「お・か・し・も」を守る。 ・防災頭巾、防災ヘルメット、かばん等で頭部を保護し行動する。 ・負傷した児童・生徒等や自力で避難できない児童・生徒等の避難について、可能な範囲でかばい、手助けを行う。 <p>・避難途中に負傷した人や自力で避難できない人がいたら、皆でかばい、助け合う。</p> <p>○(広域) 避難場所に到着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年、学級ごとに整列する。 ・腰を下ろし、低い姿勢で待機する。

④ 休日・夜間等に発災した場合の対応

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。 ※緊急地震速報システムが作動するが、首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強い揺れにより、立つ・歩くことが困難になる。 ・この強い揺れは、10秒から数十秒間継続する。 <p>○主要動が終了し、大きな揺れが収まる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎内にはガラス破片、転倒物、落下物が残っている。 <p>○本震後、児童・生徒等は心理的に動揺している。</p> <p>○本震終了後も、大きな余震が繰り返し発生するおそれがある。</p> <p>○廊下・階段等は、ガラス破片等により危険な状態となっている。</p> <p>○本震から数分後に津波が繰り返し来襲するおそれがあり、傾斜地では崖崩れが発生する可能性がある。</p>	<p>【都立学校教職員の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震が発生した場合、自宅及び家族の安全を確認した上で、所属校への参集指示がなくても参集する。 <p>○学校又は寄宿舎にいる児童・生徒等の安全確保を最優先とする。</p> <p>○出勤した教職員又は部活動等で出勤している教職員の当初の任務は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤途上で得た情報を連絡班に報告する。 ・校舎等の安全確認を行う。 ・避難所の開設及び管理運営に協力する。 <p>○発災当初の任務の後、教職員は、家庭等にいる児童・生徒等の安否確認などの業務に従事する。</p> <p>○児童・生徒等の安否及び施設・設備の被災状況を、学校経営支援センター経営支援室に報告する。</p> <p>○施設・設備修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼する。</p> <p>○発災後、保護者が亡くなり身寄りがなくなった児童・生徒等については、心のケアを行うとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所へ引き継ぐ。</p>	<p>○寄宿舎で生活している場合 ・教職員の指示に従い行動する。</p> <p>○クラブ活動等で在校中の場合 ・部活動担当者の指示に従い行動する。</p> <p>○家庭等にいる場合 ・保護者等の責任において児童・生徒等の安全確保を図る。</p> <p>○自宅等で安全確認後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らの身及び家族の安全を確認した生徒は、地域の人々と協力し、助け合う。 ・自らの安否について学校に一報を入れる。 <p>※電話が使用できない場合に備え、代替の連絡手段を平時から定めておく。</p>

⑤ 登下校時に発災した場合の対応

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。 ※緊急地震速報システムが作動するが、首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強い揺れにより、立つ・歩くことが困難になる。 ・この強い揺れは、10秒から数十秒間継続する。 <p>○主要動が終了し、大きな揺れが収まる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎内にはガラス破片、転倒物、落下物が残っている。 <p>○本震後、児童・生徒等は心理的に動揺している。</p> <p>○本震終了後も、大きな余震が繰り返し発生するおそれがある。</p> <p>○廊下・階段等は、ガラス破片等により危険な状態となっている。</p> <p>○本震から数分後に津波が繰り返し来襲するおそれがあり、傾斜地では崖崩れが発生する可能性がある。</p>	<p>○出勤途中の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属校へ向かう。 ・出勤途中で知り得た情報を、あらかじめ定めている連絡班へ報告する。 <p>○帰宅途中の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属校に戻る。 ・参集途中で知り得た情報を連絡班へ報告する。 <p>○在校中の教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒等に対し、校庭又は屋上へ避難するよう指示する。 ・人員を点呼する。 ・以降の対応は「在校中の場合」と同様に行う。 <p>○津波・高潮・液状化の被害が予想される学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な場所（屋上等）へ避難・誘導する。 ・河川の氾濫や崖崩れ等にも十分配慮する。 <p>○児童・生徒等の安否及び施設・設備の被災状況を学校経営支援センター経営支援室に報告する。</p> <p>○施設・設備の修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼する。</p> <p>○発災後、保護者が亡くなり身寄りがなくなった児童・生徒等については、心のケアを行うとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所へ引き継ぐ。</p>	<p>○電車・バス乗車中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手近なかばんや上着等で頭部を保護する。 ・スクールバス運行中の場合は、事前に定められた避難場所へ避難し、状況に応じてバス内に待機する。 ・運転手や駅員等の指示に従う。 <p>○在校中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在校中の児童・生徒等は、教職員の指示に従い、行動する。 <p>○登下校中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな揺れが収まった後、学校・自宅・（広域）避難場所のうち最も近い場所へ避難する。 ・垂れ下がった電線に近づかない。 ・負傷した場合は、大きな声を出して近くの人に助けを求めると。 ・すぐに学校又は自宅へ戻れない場合は、（広域）避難場所へ避難した後、安全が確保でき次第、公衆電話や携帯電話等により、現在地を学校又は家庭へ連絡する。 <p>※自分の身の安全は、自らの判断で守ることができるよう、避難訓練を通じて安全に行動する能力を培う。</p>

⑥ 校外活動中（日帰り・宿泊）に発災した場合の対応

- 校外活動中に災害等が発生した場合には、引率教職員を中心とした限られた人員で、初動対応及び安全確保に当たらなければならない。
- 災害発生直後は、学校に残る管理職と連絡を取り、その判断の下で対応することができない場合も想定される。このため、連絡が取れない状況においては、引率教職員が「学校危機管理計画」に基づき、自ら判断して対応せざるを得ない場合がある。これらの対応については、あらかじめ教職員及び児童・生徒等の共通認識としておく必要がある。
- 校外活動中に大震災が発生した場合には、揺れが収まった後、直ちに周囲の安全を実地に確認した上で、挙行届に記載している最寄りの一時的（いっとき）集合場所又は避難所へ避難する。
- 宿泊場所で発災した場合には、原則として当該施設の管理者の指示に従うものとする。なお、避難予定場所については、保護者に配布する案内等にあらかじめ記載しておく。
- 教職員は、児童・生徒等の安全確保が図られ次第、自校に対して現状を報告するとともに、自校と役割分担を行いながら、保護者へ速やかに連絡する。必要に応じて、応援教職員の派遣を要請する。
- 状況により宿泊等の対応が必要となる場合には、その内容を自校に報告するものとする。その際、自校所在地域が被災している場合には、児童・生徒等に過度な不安を与えないよう配慮する。

3 児童・生徒等の帰宅方法、保護体制

(1) 通学路、通学経路の安全確認

学校（高等学校を除く。）は、登下校時に発災した場合に備え、区市町村教育委員会、警察署・道路管理者及び地域関係者と連携し、児童・生徒等の通学路の安全性について定期的に点検を実施する。

特に、ブロック塀、落下のおそれのある看板等、通学路上の危険箇所を改めて洗い出し、把握する。

高等学校の生徒及び特別支援学校の一人通学生については、保護者と相談の上、通学経路の安全性及び災害時における避難方法を事前に検討させる。

その際、通学経路周辺の一時（いっとき）集合場所、（広域）避難場所及び避難所について確認させる。

なお、学校は、登下校時に発災した場合の身の安全確保の方法及び連絡手段について、家庭内で十分に話し合うよう、保護者に理解を求める。

(2) 小学校の保護者への引渡し

校長は、あらかじめ定めた保護者又は緊急連絡用（引渡し）カードに記載された引取人に対し、定められた引渡し方法により児童を帰宅させる。

引渡し開始の周知に当たっては、区市町村単位で実施する場合に限り、区市町村災害対策本部を通じて、防災行政無線による放送を依頼する。

※学校単位での引渡しについては、原則として防災行政無線は使用できない。

引渡しは原則として担任が行うが、緊急時には担任以外の教職員が引渡しを行う場合がある。

引渡しは必ず緊急連絡用（引渡し）カードにより確認して行い、登録されていない者には、確認が取れるまで引き渡さない。

(3) 中学生の帰宅方法

校長は、災害時又は帰宅困難者発生時における生徒の校内保護の原則を、保護者にあらかじめ周知する。

また、災害用伝言ダイヤルや保護者コミュニケーションシステム等を活用し、生徒の安否確認手段を複数確保するとともに、その利用方法をあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

生徒を帰宅させる場合は、あらかじめ定めた帰宅方法に基づき、学区地区担当の教職員が地域別に生徒を集め、指定場所まで引率して帰宅させる。

ただし、保護者が在宅している場合に限る。

なお、状況により、小学校と同様に保護者への引渡しを行う場合があり、その方法は小学校に準ずる。

(4) 高校生の帰宅方法

校長は、交通機関の運行状況及び学校周辺の被災状況等について正確な情報収集を行い、生徒が安全に帰宅できるかを判断する。

保護者と連絡が付き生徒を帰宅させる場合には、収集した情報を生徒に伝えた上で、グループ下校又は状況に応じた保護者への引渡し等、あらかじめ定めた方法により帰宅させる。

生徒には帰宅後、帰宅後、担任又は教職員へ到着報告を行わせる。

帰宅途中に交通事情等により帰宅が困難と判断される場合には、無理な帰宅を避け、学校へ引き返す又は一時集合場所等へ避難するよう指導する。

学校へ戻った場合には、必ず担任または他の教職員へ報告させる。

(5) 保護者を欠くこととなった児童・生徒等の保護

在校中に発災し、保護者と連絡が取れない場合は、連絡が取れるまで学校で保護する。

保護者が死亡し、身寄りを失った児童・生徒等については、心のケアに努めるとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所へ引き継ぐ。

児童・生徒等が在宅中等に発災し、学校による安否確認の過程で保護者等の死亡が判明した場合には、担任等が速やかに駆けつけるなど対応した上で、同様に児童相談所へ引き継ぐとともに、学用品等の補助を適切に行う。

(6) 登下校時の対応

登下校時に発災し、地震が収まった場合、児童・生徒等は、自宅又は近隣の学校、一時滞在施設又は避難所に避難し、学校や事業者等の保護を受けるよう指導する。

通学区域地区担当の教職員は、担当地区の児童・生徒等のうち、学校に登校していない児童・生徒等や、下校途中で学校に戻って来ない児童・生徒等の確認に努めるとともに、安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たる。

高等学校では、生徒の安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たる。

特別支援学校においては、スクールバスの運行状況が即時に学校へ伝達されるよう、平時から連絡体制を整備するとともに、必要に応じて地域の被災状況に関する情報を収集するものとする。

スクールバス運行中に発災した場合には、バスを安全な場所で停止させ、道路状況及び災害状況等について、カーラジオ等により情報収集を行う。あわせて、携帯電話等により学校と連絡を取りながら、学校へ戻るか否かについて、状況に応じて判断できるよう、あらかじめ委託業者と対応方法を調整しておく。

なお、学校へ戻る事が困難であると判断した場合には、最寄りの学校、一時集合場所、(広域)避難場所又は避難所へ避難するとともに、携帯電話等により、学校へ避難先を連絡するものとする。

(7) 児童・生徒等の保護体制

地震等の災害時に帰宅困難者対策として一斉帰宅が抑制された場合、保護者を含む就業者等は、原則として3日間程度、企業等に留め置かれることとなる。

このため、学校所在地域の震度が小さい場合であっても、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、児童・生徒等を確実に保護者へ引き渡すまで、災害発生後3日間程度、学校において保護することを原則とする。

校長は、災害時又は帰宅困難者発生時における校内保護の原則について、平時から保護者に周知する。また、電話連絡網、緊急メール、保護者コミュニケーションシステム、学校ホームページ等に加え、災害時に回線が繋がりにくい状況も想定し、災害用伝言ダイヤルやX等を活用した安否確認手段を複数確保するとともに、その利用方法を保護者に周知徹底しておく。

なお、児童・生徒等の保護者への引渡しは、緊急連絡用(引渡し)カード等を用いて確実にを行い、児童・生徒等の管理に万全を期する。

校長は、帰宅困難者対策として保護者が企業等に留まることとなった場合には、幼児、児童及び生徒を校内で保護する。この場合、児童・生徒等の安全確保のため、避難住民や帰宅困難者等とはスペースを分離し、混乱を避けるため動線を切り分ける。児童・生徒等の保護は、校長の指示に従い教職員がその任に当たる。

個々の保護者との連絡に当たっては、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、保護者コミュニケーションシステム、学校ホームページ、災害用伝言ダイヤル、SNS、無線機等の多様な手段を適時活用する。

【教職員の主な役割】

- ・保護している児童・生徒等の人員を把握する。
- ・保護者に現在の状況と今後の対応を説明する。
- ・児童・生徒等に今後の対応を説明する。
- ・児童・生徒等の安全確保のための環境整備を行う。
- ・児童・生徒等の毛布・食糧等を確保・配布する。
- ・状況に応じて、学校で保護している児童・生徒等の家庭訪問を行う。

4 特別支援学校における対応

特別支援学校における対応については、基本的には小学校、中学校及び高等学校における指導内容に準ずるものとする。

ただし、障害種別の違い等により、配慮を要する事項があることから、主なポイントを以下に示す。

(1) 視覚障害特別支援学校

- ・視覚情報の不足により生じる幼児・児童・生徒等の心理的な不安を軽減するための配慮を行う。
- ・教職員は、幼児・児童・生徒等を安心させるため、継続的に声掛けを行う。
- ・避難時は、学級又は学年単位でまとめ、声を掛け合い、手を引くなどして相互に協力しながら避難する。
- ・登下校時に発災した場合には、周囲の人に声を掛け、視覚障害者であることを伝えた上で、周囲の状況を教えてもらい、安全な場所への誘導を依頼できるよう指導しておく。

(2) 聴覚障害特別支援学校

- ・聴覚情報の不足により生じる幼児・児童・生徒等の心理的な不安を軽減するための配慮を行う。
- ・聴覚による情報が得られない場合には、点滅灯、旗、視覚情報機器等を活用し、視覚的に情報を伝達する。
- ・登下校時に発災した場合には、周囲の人に合図を行い、聴覚障害者であることを伝えた上で、周囲の状況を教えてもらい、安全な場所への誘導を依頼できるよう指導しておく。

(3) 肢体不自由特別支援学校

- ・児童・生徒等の心理的な不安への配慮に加え、医療的ケアを含め、障害の程度及び発達段階に応じた安全確保と健康保持を行う。
- ・車いすや移動補助装具の使用を考慮し、安全な避難経路をあらかじめ確保しておく。
- ・外出時には、連絡先等を記載したカードを常に携帯するよう指導する。

(4) 知的障害特別支援学校

- ・発災後は、直ちに児童・生徒等の傍に行き、安全を確保するとともに、心理的な不安を軽減するよう配慮する。
- ・教職員の指示に従い、落ち着いて行動できるようにする。
- ・登下校時に発災した場合の一人通学生については、警察等の指示に従い一時避難を行い、学校又は家庭と連絡を取るよう指導する。
- ・あわせて、連絡先等を記載したカードを常に携帯するよう指導しておく。

(5) 病弱特別支援学校

- ・発災後は、直ちに児童・生徒等の傍に行き、安全を確保するとともに、心理的な不安を軽減するよう配慮する。
- ・速やかに健康観察を行い、病状に変化が見られた場合には、校医及び養護教諭と連携して応急措置を行うとともに、医療機関との連携を迅速に図る。

(6) 寄宿舍

- ・寄宿舍指導員は、直ちに児童・生徒等の居室を巡回し、人員確認を行う。
- ・揺れが収まった後は、児童・生徒等を安全な場所へ誘導する。

(7) 分教室

- ・病院等の職員と連携し、児童・生徒等の安全を確保するとともに、心理的な不安を軽減するよう配慮する。

(8) 訪問教育の場合

- ・保護者と連携し、児童・生徒等の安全を確保する。
- ・病状に変化があった場合には、速やかに医療機関等と連携する。

「学校危機管理計画」に基づき、学校が保護者へ周知するための状況別対応一覧（例）

パターン	生徒在校中	生徒登下校中	スクールバスによる登下校	校外活動時
<p>【状況①】 学区域または都内で大きな被害が発生</p> <p>*バス・電車とも不通</p> <p>*電話・メールが不通</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大きな被害が発生しているため、引き渡し体制をとります。 可能な方法で学校へ引取りに向かってください。 <p>※保護者又は代理の方の引取りがあるまで学校で保護します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生徒は自宅か学校の近いほうに向かいます。 電車・バスに乗車中は運転手等の指示に従います。 生徒が帰宅しない場合は通学経路を確かめながら、学校へ引取りに向かってください。 <p>※学校に登校した（又は戻った）生徒は保護者又は代理の方の引取りがあるまで学校で保護します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 状況により、運行停止／学校へ戻る／避難可能な場所へ移動します。 登下校時とも、発車前に地震が発生した場合は運行を中止します。 道路状況を踏まえ、バス経路を確認しながら学校へ引取りに向かってください。 	<ul style="list-style-type: none"> 遠方で災害に遭遇した場合は、その場で避難します。 学校に近い場合は、安全を確認した上で学校へ戻ります。 配布済の「行事のお知らせ」で目的地・避難場所を確認してください。 迎への準備をしつつ、学校と連絡が取れるまで家庭で待機してください。 学校へ戻った場合は、学校へ引取りに向かってください。
<p>【状況②】 学区域では大きな被害はないが、他地域で大きな被害が発生</p> <p>*バス運行あり・電車不通</p> <p>*電話・メールが不通</p>	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じ、学校での活動は継続しますが、交通機関の不通により帰宅困難が予想されます。 可能な方法で学校へ引取りに向かってください。 <p>※保護者又は代理の方の引取りがあるまで学校で保護します。</p>	(同上)	<ul style="list-style-type: none"> 道路状況に問題がない場合は、そのまま運行又は教職員が同乗して運行します。バス停でお待ちください。 登校時、発車前に地震が発生した場合は運行を中止することがあります。 下校時は、バス停に迎えがない場合、学校に戻ります。学校へ戻った場合は、学校へ引取りに向かってください。 	(同上)
<p>【状況③】 学区域では大きな被害はないが、他地域で大きな被害</p> <p>*バス・電車とも運行</p> <p>*電話・メールが不通</p>	<ul style="list-style-type: none"> 下校時刻を目処に学校へ引取りに向かってください。 <p>※生徒は、保護者と連絡が取れるまで学校で保護します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の帰宅をお待ちください。 帰宅予定時刻を過ぎても帰ってこない場合は、学校へ引取りに向かってください。 <p>※学校に登校した（戻った）生徒は連絡手段が復旧するまで学校で保護します。</p>	(同上)	<ul style="list-style-type: none"> 校外行事を取りやめ、状況を判断して学校に戻ります。 周辺の状況を確認して学校へ迎えに向かってください。 地震発生時に解散場所へ迎えに向かっていた場合は、解散場所を確認した後、学校へ向かってください。
<p>【状況④】 下校時刻までに交通機関や通信網も復旧</p> <p>*バス・電車とも運行</p> <p>*電話・メールがつながる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生徒は通常どおり下校します。 状況により、学校から連絡を行う場合があります。 学校からの連絡があった場合は、内容をご確認ください。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒は通常どおり登下校を継続します。 状況により、学校から連絡を行う場合があります。 学校からの連絡があった場合は、内容をご確認ください。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常どおり運行します。 	<ul style="list-style-type: none"> 校外活動を取りやめ、学校に戻る場合があります。 その際は、状況に応じて学校から連絡を行います。

※ なお、企業等において一斉帰宅抑制に係る指示が出されている保護者の方につきましては、安全確当該指示に従ってください。

【地震災害】視覚障害及び聴覚障害特別支援学校の対策概要（例）

■児童・生徒等在校中

状況の想定	教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動
<p>○突然の大きな揺れ ・教室、特別教室、体育館等 ・教職員が近くにいる場合 ※緊急地震速報システムが作動するが、首都直下地震では、揺れが先行し、速報が間に合わないこともある。</p>	<p>○落ち着いて行動するよう、言葉かけ（手話等を含む）を行い、児童・生徒等を安心させる。 ○教室では、児童・生徒等に机の下に入り、机の脚をつかむよう指示する。 ○体育館や校舎付近では防災頭巾やヘルメット（ない場合は持ち物又は両手）で頭部や頸部（首）を保護させ、壁や校建造物から離れて中央部方向へ避難し、しゃがむように指示する。 ○柵やロッカーから離れるよう指示する ○勝手な行動を取らないよう指示する。</p>	<p>○机の下に入り、机の脚をつかみ、窓と反対側を向く。 ○教室の外へは出ない。 ○防災頭巾やヘルメット（ない場合は持ち物又は両手）で頭部や頸部（首）を保護し、壁や校舎等の建造物から離れて中央部方向へ避難し、しゃがむ。 ○柵やロッカーから離れ、机やテーブルがある場合はその下に入る。 ○教員の指示がなくても、身を守る行動をとる。 ○校舎外にいる場合は、校庭中央部に集まり、指示を待つ。</p>
<p>○大きな揺れが収まる</p>	<p>○人員確認を行い、手分けして残留児童・生徒等がいらないか確認しながら巡回し、安全な場所へ誘導して落ち着かせる ○負傷者を収容し、応急手当を行う。 ○教職員は役割分担に従い、所定の配置につき、点検表に基づき行動を開始する。 ・火気の点検・始末（都市ガスメーターの遮断、電熱器具の電源オフ） ・出火の有無の確認（化学薬品等を含む） ・負傷者の確認 ・閉じ込めの有無の確認 ・保健室の待機・準備 ・危険箇所の確認と立入禁止措置（校舎外の建造物〔ブロック塀、門柱、フェンス、校舎壁面等〕、鉄扉、防火シャッター等の安全確認・機能点検） ・特別教室の安全点検 ・避難経路の安全確認 ○出火を発見した場合は、大声で周知し、消火器を集中して初期消火を行うとともに、消防へ通報し、児童・生徒等を安全に誘導する。</p>	<p>【留意点】 （視覚障害特別支援学校） ・周囲の状況変化を把握することが難しいため、教職員は状況を簡潔に説明しながら、具体的な行動を指示する。 （聴覚障害特別支援学校） ・教員と児童・生徒等ができるだけ近くに集まり、指示が確実に伝わるようにする。揺れが収まった後は、状況を簡潔に伝え、教員の指示どおりに行動する。</p>
<p>○余震に備える</p>	<p>○児童・生徒等を校庭へ避難・集合させる。 ※降雨・降雪・強風時は、気象状況に応じて別途対応を検討する。</p>	<p>【避難の際の注意事項】 （視覚障害特別支援学校） ①児童・生徒等が前の児童・生徒等の肩につかまるなどして、はぐれないように行動する。 ②緊急時に適切な行動が取れるよう、日頃から訓練を行う。</p>
<p>○火災の拡大や余震による建物倒壊のおそれがある場合は、避難を行う。</p>	<p>○危険箇所の除去又は立入禁止措置を実施する。 ○一斉伝達、誘導、集合及び移動開始を行う。</p>	<p>（聴覚障害特別支援学校） ①児童・生徒等が光等の警報合図により、速やかに行動できるようにする。 ②緊急時に適切な行動が取れるよう、日頃から訓練を行う。</p>
<p>○学校宿泊時の対応</p>	<p>○保護者との連絡を行う。 ○教職員及び児童・生徒等の寝食の準備を行う。</p>	

【地震災害】知的障害特別支援学校の対策概要（例）

■ 児童・生徒等在校中

状況の想定	教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動
<p>○突然の大きな揺れ ・恐怖心に襲われ、泣き叫ぶなどの反応を示す者、外へ飛び出そうとする者、動けなくなる者がいる。 ※緊急地震速報システムが作動するが、首都直下地震では、揺れが先行し、速報が間に合わないこともある。</p> <p>○大きな揺れが収まる</p> <p>○余震に備える</p> <p>○火災の拡大や余震による建物倒壊のおそれがある場合は、避難を行う</p> <p>○学校宿泊時の対応</p>	<p>○落ち着いて行動するよう言葉かけを行い、児童・生徒等を安心させる。</p> <p>○教室では机の下に入り、机の脚をつかむよう指示する。</p> <p>○体育館や校舎付近では、防災頭巾やヘルメット（ない場合は持ち物又は両手）で頭部・頸部を保護させ、壁や建造物から離れて中央部へ移動し、しゃがむよう指示する。</p> <p>○棚やロッカーから離れるよう指示する。</p> <p>○パニックを起こしやすい児童・生徒等や不安定な児童・生徒等については、手をつなぐなどして安心させる。</p> <p>○人員確認を行い、校内放送やハンドマイク等を用いて、手分けして安全な場所へ移動させるとともに、残留児童・生徒等がいなか巡回して確認する。</p> <p>○負傷者を収容し、応急手当を行う。</p> <p>○教職員は役割分担に従い、所定の配置につき、点検表に基づき行動を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火気の点検・始末（都市ガスメーターの遮断、電熱器具の電源オフ） ・出火の有無の確認（化学薬品等を含む） ・負傷者の確認 ・閉じ込めの有無の確認 ・保健室の待機・準備 ・危険箇所の確認と立入禁止措置 （校舎外の建造物〔ブロック塀、門柱、フェンス、校舎壁面等〕、鉄扉、防火シャッター等の安全確認・機能点検） ・特別教室の安全点検 ・避難経路の安全確認 <p>○出火を発見した場合は、大声で周知し、消火器を集中して初期消火を行うとともに、消防へ通報し、児童・生徒等を安全に誘導する。</p> <p>○児童・生徒等を校庭へ避難・集合させる。 ※降雨・降雪・強風時は、気象状況に応じて別途対応を検討する。</p> <p>○危険箇所の除去又は立入禁止措置を実施する。</p> <p>○一斉伝達、誘導、集合及び移動開始を行う。</p> <p>○保護者との連絡を行う。</p> <p>○教職員及び児童・生徒等の寝食の準備を行う。</p>	<p>○机の下に入り、机の脚をつかみ、窓と反対側を向く。</p> <p>○教室の外へは出ない。</p> <p>○頭部・頸部を持ち物又は両手で保護し、壁や校舎等の建造物から離れて中央部へ移動し、しゃがむ。</p> <p>○棚やロッカーから離れ、机やテーブルがある場合はその下に入る。</p> <p>○教員の指示がなくても、身を守る行動を取る。</p> <p>○校舎外にいる場合は、校庭中央部に集まり、指示を待つ。</p> <p>【避難の際の注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①パニックを起こしやすい児童・生徒等は、まず座らせて落ち着かせる。 ②安全な場所へ移動するまでは、教員が児童・生徒等の手を握り、一緒に行動する。 ③緊急時に迷わず行動できるように、日頃からの訓練を継続する。

【地震災害】肢体不自由及び病弱特別支援学校の対策概要（例）

■児童・生徒等在校中

状況の想定	教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動
<p>○突然の大きな揺れ・恐怖心に襲われ、泣き叫ぶなどの反応を示す者、発作を起こす者、体調が急変する者がいる。</p> <p>※緊急地震速報システムが作動するが、首都直下地震では、揺れが先行し、速報が間に合わないこともある。</p> <p>○大きな揺れが収まる。</p>	<p>○落ち着いて行動するように言葉かけを行い、児童・生徒等を安心させる。</p> <p>○教室では、児童・生徒等を教室の中央に集める。</p> <p>○体育館や校舎付近では、壁や校舎等の建造物から離れて中央部方向に避難し、しゃがむように移動させる。</p> <p>○棚やロッカーから離れるよう移動させる。</p> <p>○勝手な行動をしないよう指示する。</p> <p>○人員確認を行い、校内放送やハンドマイク等を用いて、手分けして安全な場所へ移動させるように指示を与え、残留児童・生徒等がいないか巡回して確認する。</p> <p>○負傷者を収容し、応急手当を行う。</p> <p>○教職員は役割分担に従い、所定の配置につき、点検表に基づき行動を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火気の点検・始末（都市ガスメーターの遮断、電熱器具の電源オフ） ・出火の有無の確認（化学薬品等を含む） ・負傷者の確認 ・閉じ込めの有無の確認 ・保健室の待機・準備 ・危険箇所の確認と立入禁止措置（校舎外の建造物〔ブロック塀、門柱、フェンス、校舎壁面等〕、鉄扉、防火シャッター等の安全確認・機能点検） ・特別教室の安全点検 ・避難経路の安全確認 <p>○出火を発見した場合は、大声で周知し、消火器を集中して初期消火を行うとともに、消防へ通報し、児童・生徒等を安全に誘導する。</p>	<p>○自力で移動可能な児童・生徒等も、教室の外へは出ない。</p> <p>○車いすを使用している児童・生徒等のうち、上肢を動かせる者は、頭部等を保護する。</p> <p>○自力で移動可能な児童・生徒等は、壁や建造物から離れて中央部へ移動し、しゃがむ。</p> <p>○自力で移動可能な児童・生徒等は、棚やロッカーから離れ、机やテーブルがある場合はその下に入る。</p> <p>○校舎外にいる自力で移動可能な児童・生徒等は、校庭中央部に集まり、指示を待つ。</p> <p>【避難の際の注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①児童・生徒等を移動させる際は、ストレッチャー、車いす、教職員が背負うなど、一人一人の状態に応じた方法で対応する。 ②移動の際は、酸素マスク、チューブなどの状態を常に点検・確認し、慎重に移動させる。 ③児童・生徒等の健康観察を常に継続し、容態の急変に注意する。 ④医師、看護師等と連携し、児童・生徒等の健康状態に留意する。 ⑤緊急時に迷わず行動できるよう、日頃からの訓練を継続する。
<p>○余震に備える。</p>	<p>○児童・生徒等を校庭へ避難・集合させる。</p> <p>※降雨・降雪・強風時は、気象状況に応じて別途対応を検討する。</p>	
<p>○火災の拡大や余震による建物倒壊のおそれがある場合は、避難を行う。</p>	<p>○危険箇所の除去又は立入禁止措置を実施する。</p> <p>○一斉伝達、誘導、集合及び移動開始を行う。</p>	
<p>○学校宿泊時の対策</p>	<p>○保護者との連絡を行う。</p> <p>○教職員及び児童・生徒等の寝食の準備を行う。</p>	

(9) 特別支援学校における一人通学登下校中の対応

校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○出勤途中の場合は、所属校に向かう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤途中で知り得た情報は、あらかじめ学校で定めている連絡班に報告する。 <p>○帰宅途中の場合は、所属校に戻る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参集途中で知り得た情報は、連絡班に報告する。 <p>○在校中の教職員は、児童・生徒等に校庭へ避難するよう指示する。</p> <p>※ただし、津波・高潮・液状化の被害が予想される学校では、安全な場所（屋上等）へ避難・誘導する。</p> <p>【児童・生徒等の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員を点呼する。 ↓ ・所在不明な児童・生徒等について、連絡班に状況を確認する。 ↓ ・（なお不明な場合）保護者に連絡し、確認する。 ↓ ・（なお不明な場合）登下校コース付近の避難所等に連絡し、確認する。 <p>○児童・生徒等の所在確認は、あらゆる手段を用いて行い、所在が判明した場合は、直ちに現場に向き、救護及び状況確認を行う。</p> <p>○児童・生徒等の安否及び施設・設備の被災状況について、学校経営支援センター経営支援室に報告する。</p> <p>○施設・設備の修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼する。</p> <p>○発災後、保護者が亡くなり身寄りがなくなった児童・生徒等については、心のケアに努めるとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所へ引き継ぐ。</p>	<p>○手近なカバンや上着等で頭部を守る。</p> <p>○大きな揺れが収まったら、学校・自宅・（広域）避難場所のうち、最も番近い場所へ避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電車やバスの車内では、運転手や駅員等の指示に従う。 ・徒歩で移動する際は、垂れ下がった電線には近づかない。 ・すぐに学校又は家に戻れない場合は、（広域）避難場所へ避難した後、安全が確保でき次第、携帯電話等で自分の所在を家庭又は学校へ連絡する。 <p>○身動きが取れない場合は、周囲に援助を求め、安全な場所への誘導を依頼するなど、自らの身を守る行動を取る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡先等を記載したヘルプカードを周囲に提示する。 ・合図や声かけにより、自身の障害の状態等を周囲に伝える。 ・負傷した場合は、大きな声を出すなどして、近くの人に助けを求める。 <p>○在校中の児童・生徒等は、教職員の指示に従い行動する。</p>

(10) スクールバスでの登下校に係る対応

①児童・生徒等在校中に大地震が発生した場合

○スクールバスの運行が不可能な場合

- ・学校災害対策本部を設置し、家庭と連絡を取り、児童・生徒等の引渡し場所及び引渡し時間等について確認する。

②登下校途中に大地震が発生した場合

ア 運行の可否の判断

○スクールバスの運行が可能な場合

【登校中】

- ・スクールバス添乗員等は、児童・生徒等の安全を確認しながら、学校と携帯電話等で連絡を取り、そのまま学校へ進むことについて指示を受ける。
- ・学校からの指示を受けつつ、安全を確認しながら移動する。
- ・警察、消防等の公的防災機関から指示があった場合は、その指示に従う。
- ・学校と連絡が取れない場合は、原則として学校へ向かう。
ただし、運行可能な範囲で、コース近辺に設置されている避難所へ向かうことも考慮する。

【下校中】

- ・学校と携帯電話等で連絡を取りながら進行する。
- ・学校と連絡が取れない場合は、原則として学校へ戻る。
ただし、運行可能な範囲で、コース近辺に設置されている避難所へ向かうことも考慮する。

○スクールバスの運行が不可能な場合（「立ち往生」状態）

- ・一般道路では、強い揺れを感じた場合、車両は左側端に寄せて停車し、カーラジオ等で情報を収集しながら待機することとされており、警察や防災関係機関により運行が制止される場合がある。
- ・スクールバスも例外ではないので、同乗責任者又は運転者は、学校と携帯電話等で連絡を取り、指示に従う。
- ・警察や防災関係機関から指示があった場合は、その内容を学校に連絡するとともに、停車位置や車内の状態を伝える。

イ 学校災害対策本部の役割

- ・スクールバスの停車位置を確認し、その周辺の避難場所を照会し、把握する。
- ・地図を用意し、災害時連絡用通話機などを活用して、停車位置を記録する。バスの移動があった場合はその都度位置を記録し、運行表と照合しながらバスの状況を把握・追跡する。
- ・児童・生徒等の欠席届等を確認し、実際に乗車している児童・生徒等と照合する。

ウ 家庭への電話連絡

- ・児童・生徒等を保護している場所（学校又は避難所）について、保護者へ電話等により連絡する。

エ 自転車若しくは徒歩による現場への支援

- ・各コースのスクールバス係は、停車地点へ自転車又は徒歩で赴き、現地の状況を把握した上で、学校災害対策本部へ報告する。

5 学校施設・設備の安全確認と対応

災害発生後に行う学校施設・設備の安全確認と応急対策は、二次災害の防止、教育活動の機能保持、学校の避難所等としての利用を念頭に実施する。

消火及び校舎内外の巡視に当たる教職員は、まず自らの身体の安全を確保した上で、確認漏れを防ぐため、複数名で分担して実施する。

(1) 学校施設・設備の安全確認等

学校施設・設備の安全確認は、二次災害の未然防止及び教育の機能保持を主な目的として行う。

巡視に当たってはヘルメットを着用するなどして身の安全を確保し、所定の場所に常備してある懐中電灯、マスターキー、ロープ、巡視点検場所・項目一覧等を携行して、校内を巡視する。

①発火・出火の危険が高い場所の優先確認

- ・管理諸室、理科室、家庭科調理室、給食調理室等の発火しやすい室を優先的に巡視する。
- ・初期消火が可能な発火を発見した場合は、速やかに消火活動を行う。
- ・理科室及び家庭科室については、化学薬品や包丁等の危険物が放置されていないか確認し、放置されている場合は速やかに格納・施錠する。

②建物全体の安全性に関する判断と立入制限

- ・都立学校では耐震補強工事が完了しているが、校舎等が倒壊していなくても、鉄骨の破断や建物の傾斜が認められる場合には、余震により崩壊するおそれがある。
- ・そのような箇所については、「危険につき立入禁止」の掲示やロープ等により、立入禁止措置を講じる。
- ・必要に応じて、避難所等としての機能を停止し、都立学校教育部に対して危険度判定を要請する。

③非構造部材・付帯設備等の危険箇所への対応

- ・校舎の躯体が一見安全に見える場合であっても、脱落しかけた天井、はくりした壁、落下のおそれがある照明器具等の非構造部材、倒壊しかかった防球ネット、フェンス、擁壁等については、余震により落下・倒壊する可能性がある。
- ・人為的に安全に落下・倒壊させることが可能な場合は実施し、困難な場合は、「危険につき立入禁止」の掲示やロープ等により立入禁止措置を講じる。
- ・被害状況の判断が難しい場合は、学校経営支援センターに相談する。
- ・破損箇所の修繕については、「都立学校施設維持管理業務に関する通知」に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）に依頼する。

④ガラスの破損への応急対応

- ・破損又はひび割れしているガラスの枚数が多い場合は、紙や段ボール等を用いて応急補修を行う。こうしたガラスの枚数が少ない場合は、シールを貼付する（図1参照）。

⑤転倒・横転のおそれがある物品の安定化

- ・ピアノ、書棚、ロッカー、書庫等、横転しかかっている物品については、横に寝かせるなどして安定させる。

⑥エレベーターの安全確認

- ・エレベーター内に閉じ込められている人がいないか確認する。閉じ込めが確認されない場

合は、使用できないよう施錠する。

- ・閉じ込めがある場合は、速やかにエレベーター会社に連絡し、救出を依頼する。エレベーター会社の連絡先は、あらかじめ災害時緊急連絡先一覧に整理しておく。

⑦避難所として開放しない諸室の管理

- ・あらかじめ避難所や一時滞在施設等として開放しないことを定めている諸室（校長室、職員室、経営企画室、化学実験室、備蓄倉庫、保健室等）については、施錠するとともに、立入禁止の掲示を行う。

⑧防火シャッターの取扱い

- ・地震により防火シャッターが自動的に降下している場合は、原則として復旧させない。
- ・ただし、復旧の必要があり、かつ安全が確保できる箇所については、復旧させることができる（図2参照）。

⑨電気設備・防水等の応急対策業務協定に基づく連携

- ・都教育委員会は、平成21年3月に「震災時における電気設備等の応急対策業務に関する協定」を、平成22年6月に「震災時の防水等の応急対策業務に関する協定」を、それぞれ関係する協会及び協同組合と締結している。
- ・これらの協定は、大規模な震災発生時において、都立学校の電気設備機能及び天井・外壁等の防水機能の確保並びに復旧を迅速かつ円滑に行うことを目的とするものである。
- ・震災等により学校施設・設備に被害が生じ、急を要する工事が必要となった場合には、本協定に基づき、TEPRO経由で東京電業協会・東京都電設協会又は東京都塗装工業協同組合に要請する。

(2) 学校を避難所・一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションとして利用するための応急対策

学校を避難所、一時滞在施設又は災害時帰宅支援ステーションとして利用するに当たっては、余震等による建物の倒壊や部材の落下等に起因する二次災害を防止することを最優先とする。

このため、こうした避難所等として使用する際には、応急的に応急危険度判定を実施する。

判定の実施又は判断が困難な場合には、総務部総務課に対して判定実施の支援を要請する。

①立入禁止区域及び施設利用に関する表示

- ・避難者及び帰宅困難者に対し、立入禁止区域、トイレ、ごみ集積場等の位置が分かるよう、掲示等により明示する。

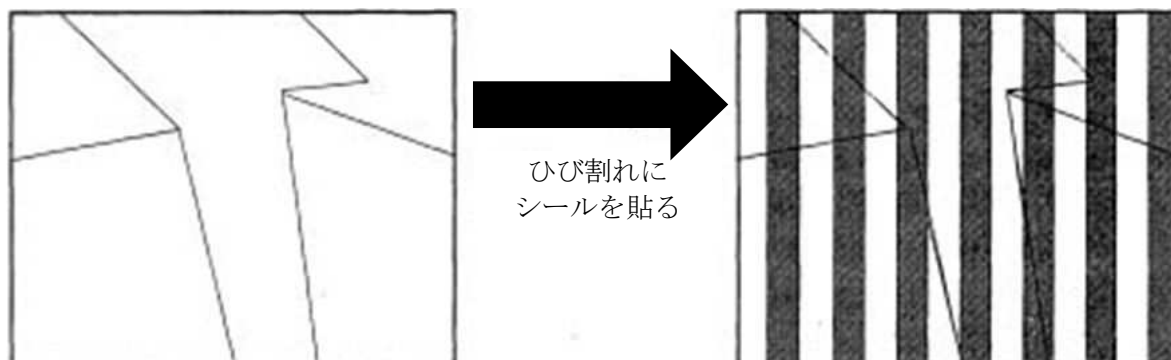
②通路の確保及び障害物の除去

- ・破損物等により通行の妨げとなっている場合は、破損物品等を除去し、通路を確保する。
- ・特に、公道と校舎入口の間については、救急車両及び物資運搬車両が通行可能な状態を確保する。

【図1 破損した窓ガラスへの応急措置（シール貼付）】

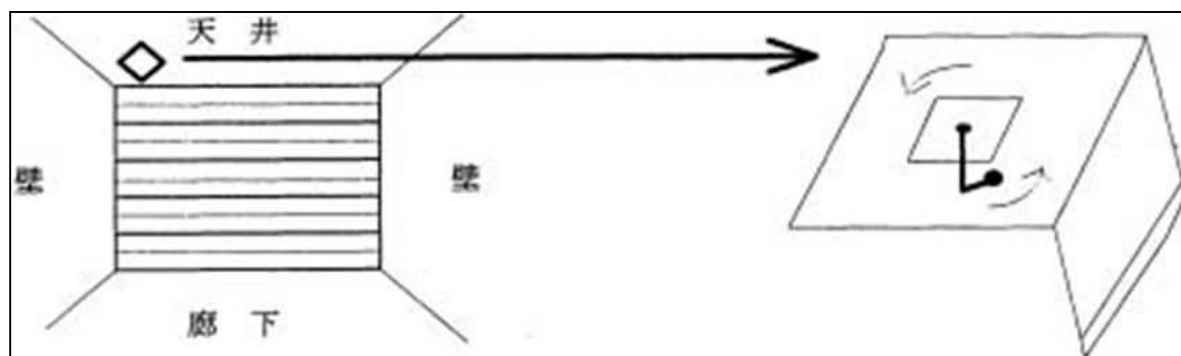
窓ガラスにひび割れが生じている場合は、破片の飛散や脱落を防止するため、ひび割れ部分にシールを貼付する。

※ひび割れが多数に及ぶ場合は、紙や段ボール等による応急補修を行う。



【図2 防火シャッターの手動復旧方法】

防火シャッターが地震により自動的に降下し、やむを得ず復旧させる必要があり、かつ安全が確認できる場合には、防火シャッター付近の天井又は壁面に設置されている操作口のみたを開け、ハンドルを回す（又はチェーンを引き出す）ことにより、シャッターを巻き上げる。



6 ガス、電気、上水道の安全確認等

都立学校におけるガス、電気、上水道の安全確認等は、次のとおり行う。

なお、区市町村立学校においては、区市町村教育委員会及び区市町村防災主管部局の定めるところによる。

(1) 都市ガスの安全確認等

家庭用ガスには、ガスメーター付近に地震を感知して自動的に遮断するマイコンメーターが設置され、安全性が高まっている。一方、学校に供給されているガス管はその口径がやや大きく、現在のところそのような自動遮断弁の設置は少ない状況にある。

○地震発生時の対応

①ガス遮断機能が無い場合

ア まず身の安全を確保する。

イ 火の始末

- ・揺れがおさまったらガス器具の火を消す。
※地震で大きく揺れている最中は危険なため、火に近づかない。

ウ 校舎内外の点検

- ・「ガス臭い」と感じた場合は、ガス栓とガスメーターの元栓を閉める→窓を開ける→ガス供給会社へ連絡する。
※ガスのにおいがする場合は、火を付けたり、換気扇や電気のスイッチに絶対に触らない。

②ガス遮断機能がある場合

ア まずは身の安全を確保する。

イ 火の始末

- ・揺れがおさまったらガス器具の火を消す。
※地震で大きく揺れている最中は危険なため、火に近づかない。

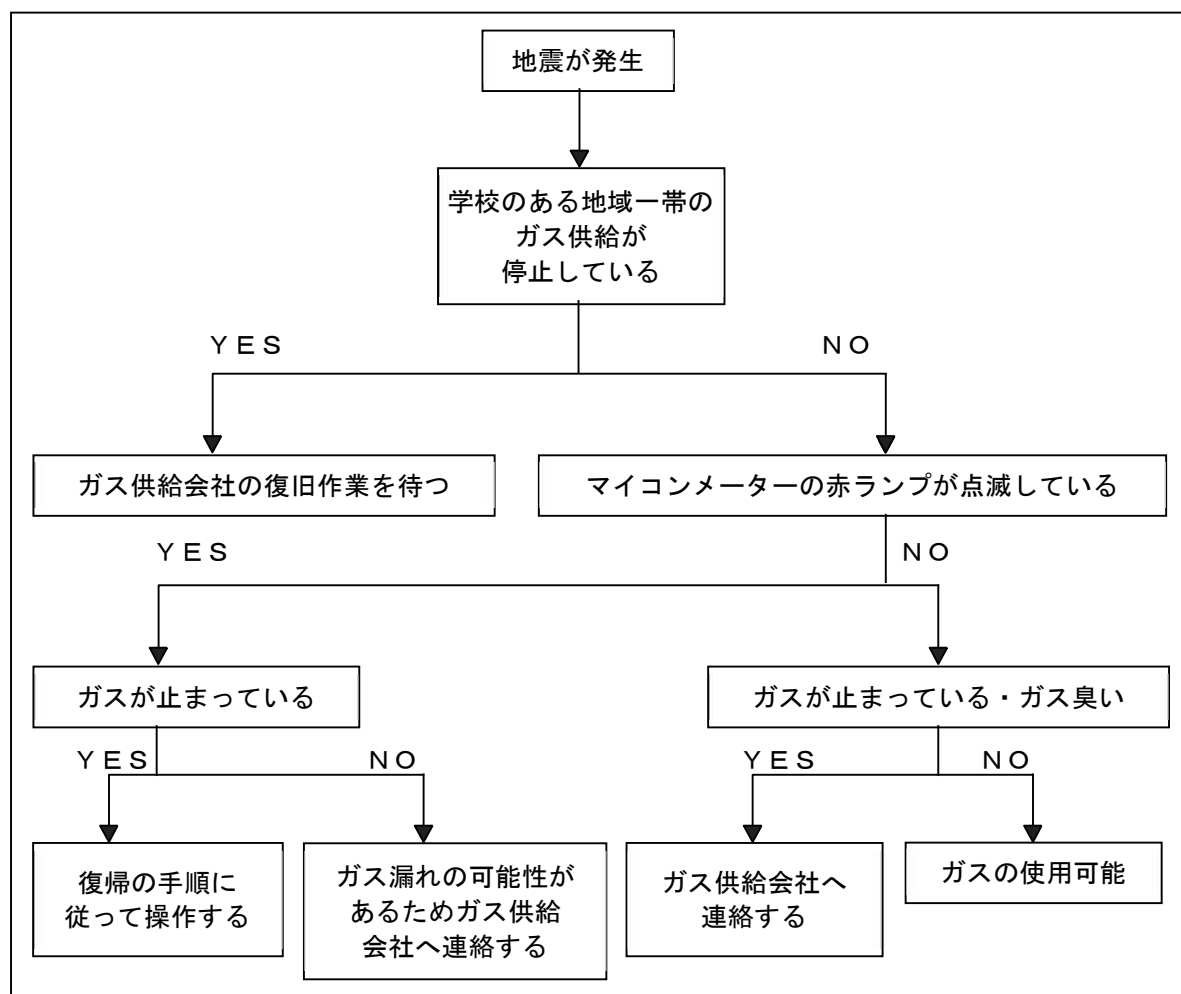
ウ 校舎内外の点検

- ・「ガス臭い」と感じた場合は、ガス栓とガスメーターの元栓を閉める→窓を開ける→ガス供給会社へ連絡する。
※ガスのにおいがする場合は、火を付けたり、換気扇や電気のスイッチに絶対に触らない。

エ マイコンメーターが遮断したと場合

- ・マイコンメーターが遮断すると赤ランプが点滅する。この場合は、マイコンメーターに表示されている復帰手順に従って操作を行う。
- ・ガス漏れ等の異常がない場合は、復帰操作によりガスが使用可能となる。
- ・ただし、震度6弱以上の地震が発生した場合には、マイコンメーターより上流で、地域一帯のガス供給をガス供給会社が停止している場合がある。この場合、学校内に異常がなくても、直ちにガスを使用できない。
- ・上流のガス供給が停止しているかどうかは、報道機関やインターネット等を通じたガス供給会社の広報により確認する。
※マイコンメーターの赤ランプが点滅している場合は、ガス漏れの疑いがあるため、ガス臭がないか十分に確認する。ガス臭い場合は、直ちにガス供給会社へ連絡する。

【参考】地震発生時の都市ガス対応フロー



【参考：都市ガスの安全装置】

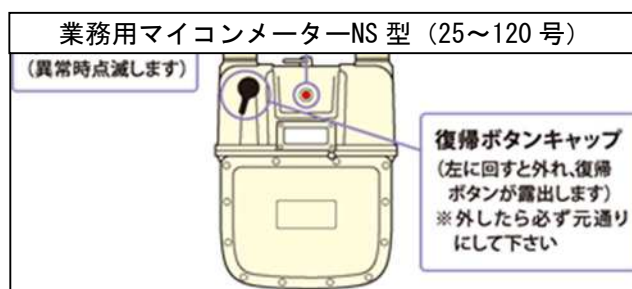
原則として、120号※1以下のガスメーターはマイコン制御器を組み込んだ安全装置付きガスメーター（以下、マイコンメーター）である。

マイコンメーターは震度5強相当以上※2の揺れを感知した場合にガスを自動的に遮断する機能を有している※3。

ただし、マイコンメーターは、地震発生時や地震直後にガスの流量を検知し、危険と判断した場合に遮断する仕組みであるため、次の場合には遮断が作動しないことがある。

- ・地震発生時にガスを使用していなかった場合
- ・地震によるガス漏れなどの異常がなかった場合

なお、平成10年1月以降に製造された1～6号までのガスメーターについては、ガスの使用の有無にかかわらず、震度5強相当以上の揺れで遮断する仕様となっている。



※1 号数とは、ガスメーターが1時間当たりに流すことが可能な最大のガス量（ m^3 ）を示すものであり、120号は $120m^3/時$ を意味する。一度に使用するガス量が多くなるほど、号数も大きくなる。号数はメーター本体の刻印又はガス供給会社への問い合わせにより、確認できる。

※2 ここでいう震度は、気象庁が発表する震度階級とは異なり、メーターが感知した揺れの状況により判断される。そのため、地震の規模や建物の構造・高さ等によっては、震度5強未満であっても作動する場合がある。

※3 マイコンメーターは、すべてのガス漏れを遮断するものではなく、また、ガス爆発事故や火災等のあらゆる事故を完全に防止するものではない。

(2) LPガスの安全確認等

LPガスを使用している学校においては、地震発生時における確実な遮断及び漏えい防止を最優先とし、次の対応を行う。

①火の始末

- ・使用中のガス器具については、器具栓及び元栓を確実に閉止する。
- ・出火を確認した場合は、直ちに消火活動を行う。

②ガス設備の管理

- ・メーターガス栓及び容器収納庫等に設置されているLPガス容器バルブを閉止する。
- ・なお、地震感知器内蔵マイコンメーター又は対震自動ガス遮断機が設置されている場合であっても、容器周辺からのガス漏えい防止の観点から、容器バルブは必ず閉止する必要がある。
- ・併せて、容器転倒防止装置の設置状況及び固定状態を確認し、容器収納庫の鍵の管理についても十分に注意する。

③校舎内外の点検及び復旧

- ・校舎内外において、ガス漏えいの有無について点検を行う。
- ・異常の有無にかかわらず、LPガス販売業者に対し緊急点検を要請し、使用可能との確認（認定）を受けた後に、使用を再開する。
- ・なお、地域によっては、区市町村からLPガス使用禁止の要請が出される場合があるため、ラジオ、テレビ等による情報に十分注意する。
- ・LPガス販売業者への非常時連絡先は、あらかじめ確認しておく。
- ・また、当該販売業者が被災するなどして緊急点検に対応できない場合も想定し、代替して緊急点検を実施できる者の連絡先についても、併せて確認しておく。

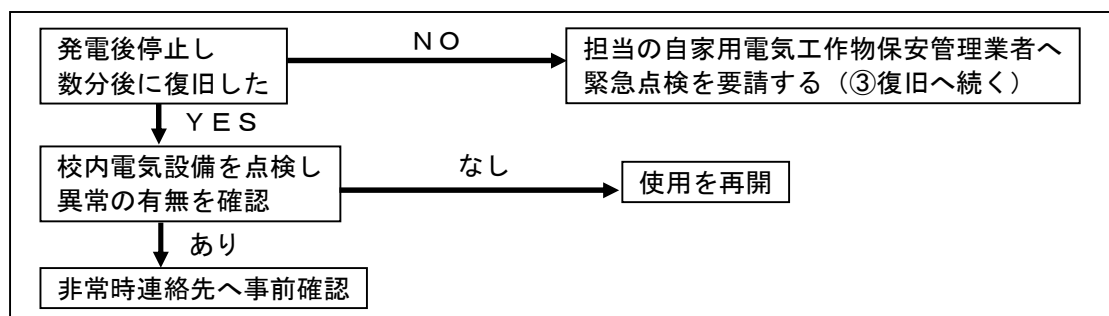
(3) 電気の安全確認等

漏電や火災等の二次災害を防止するとともに、可能な限り早期に復旧できるよう、次の緊急対応を行う。

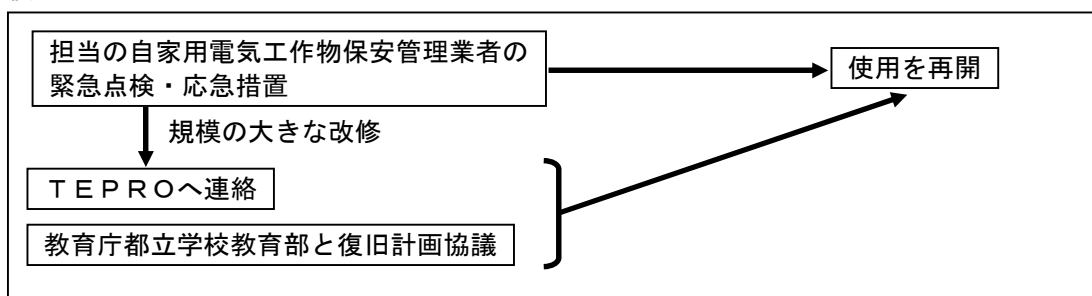
①安全確保

- ・校内の受変電設備には、絶対に触れないこととし、これを遵守する。
- ・また、次の行為を禁止する。
水に浸かった電気器具は、使用しない。
切れた電線には、絶対に触れない。
使用していない電気器具は、コンセントからプラグを抜く。
- ・これらの事項については、漏電火災等の二次災害を防止するため、児童・生徒等及び避難者に対しても、教職員が指導・周知を徹底する。

②緊急点検



③復旧



- ・緊急点検の要請を受けて出動した自家用電気工作物保安管理業者が、当該学校の電気設備の設置場所に不案内な場合には、教職員が校内の電気設備まで案内する。
- ・東京電力（株）が学校内外で実施している電気工事等に関する情報については、自家用電気工作物保安管理業者に提供する。
- ・自家用電気工作物保安管理業者の点検により、構内の電気配線に断線等が確認された場合には、応急対策業務協定に基づき、TEPROに連絡し、東京電業協会・東京都電設協会経由で修理を行う。
- ・天井及び外壁等の防水機能の確保又は復旧が必要な場合には、応急対策業務協定に基づき、TEPROに連絡し、東京都塗装工業協同組合経由で修理を行う。

④学校が避難所等となった場合

学校が避難所や一時滞在施設等として使用される場合には、電気設備の安全を確保するとともに、電力の使用方法について共通理解を図り、二次災害の防止及び円滑な避難所運営を行うため、次の対応を行う。

ア 避難者等への要請

- ・停電や過負荷による二次災害を防止するため、電気器具の使用については、教職員（自家用電気工作物保安管理業者を含む。）の指示に従うよう、避難者等に要請する。
- ・校内の受変電設備及び分電盤には、絶対に触れないよう周知する。

イ 東京電力（株）への連絡

- ・学校が避難所として使用されていることを、東京電力（株）に連絡する。
※東京電力（株）においては、どの学校が避難所となっているかを把握していない場合があるため、学校側からの連絡が必要である。

【特別支援学校全校への非常用発電設備の設置】

- ・災害発生後、電力会社の送電線路の故障等により停電が発生した場合に、非常用発電機から校内の要所へ電力を供給するための設備である。
- ・体育館、校長室、経営企画室、保健室、昇降口等の要所には、非常時に使用可能なコンセントが設置されている
- ・また、災害時用の仮設型照明器具、携帯ランプ、電源コード等が各校に備えられているため、防災訓練等の機会を通じて、事前に点検を行っておく。
- ・非常用発電機は、電力会社からの送電が停止すると自動的に始動し、復旧すると自動的に停止する。ただし、運転可能時間は学校ごとに異なるため、あらかじめ確認しておく。
- ・災害に備え、発電設備の定期点検整備、災害時用照明器具の点検及び使用訓練を実施しておく。
- ・なお、医療的ケア児が在籍する学校においては、災害時にも医療的ケアが継続できるよう、

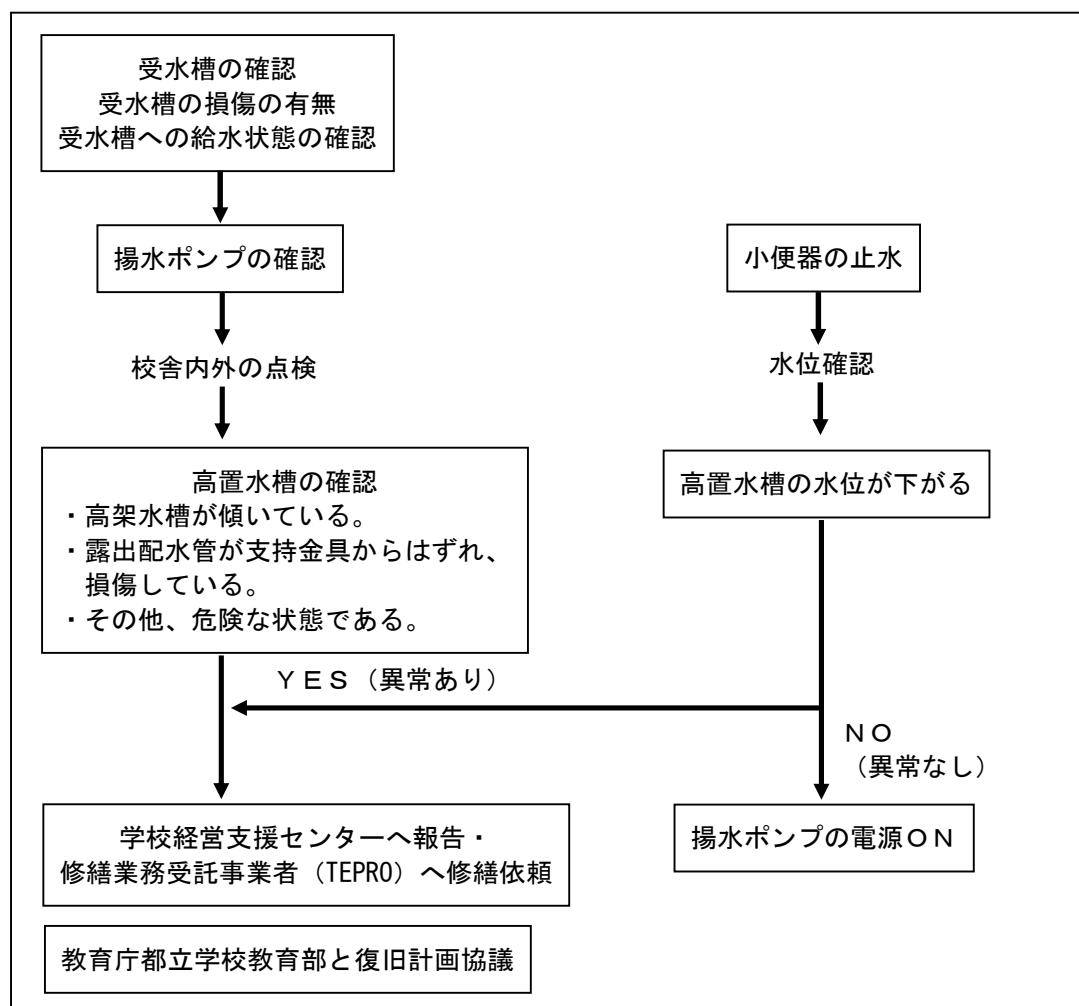
別途、非常用電源として発電機及び蓄電器を配備している。これらについても、災害に備え、定期点検整備及び使用訓練を行っておく。

(4) 上水道の点検等

①緊急対応

発災後は、児童・生徒等及び教職員の飲料水の確保に加え、避難所・一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションとしての利用を見据え、水の確保が極めて重要となる。

このため、発災後速やかに、校舎内外（宅内給水管等を含む）を点検し、次の緊急対応を行う。



②留意事項

- ・ 受水槽及び高置水槽には相当量の水が貯留されており、状況にもよるが、発災時にはおおむね2日間程度、飲料水として使用可能である。
- ・ 生徒・教職員用としてペットボトルの水を3日分備蓄しているほか、災害時帰宅支援ステーション用のペットボトル水も備蓄している。また、一時滞在施設に指定されている都立学校の中には、一時滞在施設用の水を別途備蓄している学校もある。
- ・ 都立学校全校に配備されているろ水器は、プールの水をろ過し、飲料水として利用することができる。また、プールの水は、消防用水利として利用される場合がある。
- ・ 水の利用方法については、区市町村防災担当部局等の避難所運営方針や給水車の配車計画等を踏まえ、飲料水・生活用水等の優先順位を定めて活用することが重要である。
- ・ 受水槽以下の給水管等の損傷に備え、直接給水栓を設けている場合には、必要に応じて活

用する。

- ・断水後に給水が再開された際には、赤水が発生することがあるため、目視により通常時に近い水色になるまで排水する等の対応を行う。
- ・その他、異常が認められる場合は、水道局営業所又は区市町村災害対策本部等に連絡し、指示を受けて対応する。
- ・漏水時に迅速な対応ができるよう、給水管の主要バルブの取付場所及び系統（行先）をあらかじめ把握しておく。
- ・受水槽に緊急遮断弁装置が設置されている場合、地震を感知すると自動的に揚水ポンプへの給水を遮断し、ポンプを停止する。正常運転に戻すためには復旧操作が必要であるため、教職員は定期的に操作訓練を実施しておく。
- ・全都立学校に設置されているプール排水管緊急遮断弁装置についても、地震を感知すると排水管を遮断し、プールろ過ポンプを停止する。正常運転に戻すためには復旧操作が必要である。

③東京都水道局による水道施設復旧活動

次の方針に留意して復旧計画や復旧方針を作成する。

- ア 首都中枢機関及び災害拠点病院等の重要施設（以下「首都中枢機関等」という。）への水道水供給に関わる管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。
- イ 取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を来すため、最優先で復旧する。
- ウ 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重大な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。
- エ 上記アを除く管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。

別表 <優先復旧一覧>

順位	配水施設
1	あらかじめ定める首都中枢機関等への供給管路 (首都中枢機能等を保持するための当該施設に至る管路)
2	あらかじめ定める第一次重要路線 (送水管及び広大な区域を持つ配水本管)
3	あらかじめ定める第二次重要路線及び配水小管重要路線 (配水本管及び小管のうち骨格となる路線)
4	第1位から第3位までのものを除くほか、給水上極めて重要な路線 (震災対策用応急給水施設及び二次救急医療機関（首都中枢機関等に該当するものを除く。以下同じ。）、災害拠点連携病院、避難所等に至る管路)

(注：以上の順位に入らない対象がある。)

第2 避難所等としての対応

避難所の設置及び管理運営主体は区市町村であるが、避難所となる学校は、あらかじめ「学校危機管理計画」に定めた避難所支援に関する運営計画に基づき、防災市民組織、避難者自治組織、ボランティアと連携し、避難所の開設・運営への協力・支援に努める。

なお、区市町村から臨時の避難所開設の依頼があった場合には、当該区市町村と連絡をとり、開設及び管理運営に協力する。

大震災時には、区市町村からの要請に基づき、多くの都立学校が避難所（特別支援学校は福祉避難所）として利用される。（別添資料3-4-1「都立学校の避難所指定に関する要綱」参照）。

発災時刻や学校の状況によっては、少人数で避難所運營業務に従事しなければならない場合も想定される。

このため、平時から、地域及び防災市民組織との連携に努め、発災初期から、防災市民組織及び避難者（避難者自治組織）等とともに、区市町村による避難所運営に協力する体制を整えておく。

また、大地震により公共交通機関が停止した場合、駅周辺の滞留者や屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまで待機する場所を確保できない状況が想定される。

このため、一部の都立学校は、帰宅困難者を受け入れるための「一時滞在施設」として指定を受けており、発災時には原則として最長で3日間、帰宅困難者を受け入れる。

あわせて、徒歩による帰宅が可能となった場合（原則として発災後4日目以降）には、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、水、トイレ及び浴道情報を提供する施設として、島しょを除く全ての都立学校が「災害時帰宅支援ステーション」に指定されている。

避難住民及び帰宅困難者の受入れに当たっては、受入可能人数を超えることも想定し、近隣の避難所等を把握するとともに、十分な連携を図ることが必要である。

※避難所、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーション等の概要は別添資料2-14「災害時に都立学校が求められる防災拠点としての役割」のとおり。

1 概要

校長は、災害時において、あらかじめ定めた「学校危機管理計画」に基づき、避難所の開設及び管理運営に協力する。

避難所の管理運営は、原則として区市町村防災担当部局職員が担うものである。

しかし、発災初期の段階においては、区市町村首長部局職員による対応が困難な状況も想定される。

このため、状況に応じて、教職員が一定のリーダーシップを発揮し、初動対応を行うことが期待される状況も想定される。

また、避難所の管理運営については、平時から区市町村防災担当部局と十分に調整を行い、区市町村、地域住民及び学校それぞれの役割分担を明確にしておくことが重要である。

なお、現在、避難所指定を受けていない学校においても、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓を踏まえると、災害時には、避難所となる場合も想定されることから、以下の項目に準じた対応が必要である。

以下の項目については、主として避難所指定を受けていない学校を対象とした参考情報であるが、避難所指定を受けている学校においても、発災時に区市町村と連絡が取れず、学校による主体的な対応が必要となる状況も想定される。

そのような状況について、事前に区市町村と十分な協議が行われていない場合には、本校を参考として対応することが望ましい。

(1) 避難所の開設

避難所は、区市町村からの開設要請に基づき、開設する。

避難者の生命を災害から守るためには、避難所が安全な場所であることが最優先となる。

安全確認に当たっては、建物・設備・機械系の専門職がいる場合には、可能な範囲で協力を得ることが望ましい。

次の項目等について確認を行い、その結果を区市町村の災害対策本部に連絡する。

なお、安全確認が完了するまでの間は、二次災害を防止するため、厳冬期であっても、避難者を校庭等の安全で広い場所に待機させる。

①建物周辺の安全確認

- ・地滑り、地割れ、液状化等

②建物自体の安全確認

- ・建物の傾斜、床や柱の破損、火事やガス漏れの有無、天井落下のおそれ

③建物の内部の安全確認

- ・ガラスや照明器具の落下の有無
- ・足元の安全性

④避難者を収容できるスペースの確認

- ・避難スペース、避難所運営本部、掲示スペースが使用可能か

教職員又は区市町村防災担当部局職員等は、体育館、校舎等の安全点検を行い、危険箇所及び校長室等の立入禁止区域を表示した上で、避難所として使用するスペースへ避難者を誘導する。

乳幼児、高齢者、外国人等にも分かりやすいよう、立入禁止区域については、トラロープやカラーコーン等を用い、近づけない工夫を行う。

なお、避難所の開設に当たっては、避難者自治組織の形成を念頭に置き、避難所内の区割りは、町会・自治会又は町・丁単位で行う。

(2) 災害時要配慮者等への配慮

避難所担当者は、災害時要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等）等を把握する。

災害時要配慮者等は、避難所生活において特に困難を伴うことから、環境の比較的良好な場所（トイレに近いスペース、畳のあるスペース等）に割り当てるとともに、備蓄物資の配給において優先的に配慮する。この場合、他の避難者に対して事前に十分な説明を行い、理解を得よう努める。また、運営担当者に女性や外国に堪能な教職員を配置するなど、女性や外国人にも配慮する。

これらの対応を行う際には、他の避難者に対して事前に十分な説明を行い、理解を得よう努める。

また、運営担当者には、女性や外国語に堪能な教職員を配置するなど、女性や外国人への配慮を行う。

なお、災害時要配慮者等については、区市町村災害対策本部と連絡を取り、一時的に受け入れ・保護するための二次（福祉）避難所への移送が可能な場合には、移送を行う。

(3) ライフラインの確保

地震により、水道・電気・ガスの供給手段が被害を受け、供給が得られないことが想定される。

しかし、避難所となった学校では、多数の避難者が生活することから、発災初期におけるライフラインの確保に努める。

①飲料水・生活用水の確保

- ・発災後、上水道からの水の供給状況を確認する。
- ・供給が得られない場合には、ペットボトルの水、受水槽、高置水槽、プールの水（ろ水器使用※）を、飲料水又は生活用水として使用する。併せて、応急給水槽や給水場の設置場所を地域住民に周知する。
※ろ水器は全都立学校に配備され、毎年点検委託を行っているため、配備場所及び取扱方法を事前に確認しておく。

②電気・照明器具の確保

- ・区市町村が、情報連絡手段や照明用電源としての非常用発電機器を確保しているかをあらかじめ確認し、確保されている場合には、発災当初に配給を依頼する。
- ・なお、災害時帰宅支援ステーション用として、全都立学校に非常用発電機が配備されているため、これを活用する。
- ・校長は、懐中電灯を複数及び乾電池の予備を保管しておく。
- ・太陽光発電設備のある都立学校では、停電時に自立運転機能を活用することで、投光器や携帯電話充電等の電源として使用できる。また、停電時にも稼働可能な空調設備を体育館等に設置している学校もあり、発電機として活用可能である。これらの機能を災害時に円滑に活用できるよう、教職員は日頃から操作方法を確認しておくことが重要である。

③燃料（ガス等）の確保

- ・発災当初の応急的な熱源として、カセットコンロ等を利用する。
- ・火気の使用に当たっては、あらかじめ定められた場所に限るものとし、避難所スペースでの使用は認めない。
- ・なお、燃料の供給については、区市町村災害対策本部に配給を依頼する。

④応急トイレの設置

- ・水洗トイレが使用可能な場合で、水道が断水している場合には、プールの水について、水中ポンプ等を利用して使用する。（手洗いには使用しない。）
- ・学校敷地内の排水設備の破損等により、排水管の詰まりが疑われる場合は、当該システムのトイレ及び流しの使用を禁止する。この場合、災害時帰宅支援ステーション用に配備している携帯トイレを緊急に使用する。
- ・仮設トイレを備蓄している場合は、組み立てて設置する。設置に当たっては、女性用と男性用を離れた場所に設け、昼夜を問わず安心して使用できる場所とする。
- ・トイレが不足する場合は、区市町村の災害対策本部に、仮設トイレの設置を依頼する。また、携帯トイレを使いきり、仮設トイレの設置が間に合わない場合には、校庭の隅、植え込みや校舎裏などの土の部分掘削し、ベニヤ板等で囲った応急トイレを設置する。この場合、区市町村災害対策本部から消毒薬を入手し、定期的に消毒する。
- ・近年、新築・改築工事を行った都立学校では、学校敷地内にマンホールトイレを整備しており、断水時にも使用することができる。整備校においては、使用に必要な便器やテナント等の備品を保管しておく。
- ・災害時におけるトイレの環境向上を図るため、令和7年3月に東京都総務局総合防災部が「東京トイレ防災マスタープラン」を策定した。応急トイレの設置等にあたっては、その内容も確認する。

(4) 備蓄物資、救援物資等の配給

①備蓄物資の配給

- ・避難所用の備蓄物資が学校に保管されている場合には、区市町村と協議の上、区市町村の指示に基づき、避難者に配給する。
- ・学校に保管されていない場合は、区市町村災害対策本部に対し、物資の配給を依頼する。

②救援物資の受入れ

- ・救援物資の受入れについては、区市町村災害対策本部と連絡を取り、搬入予定時間及び品目を確認する。
- ・受入に当たって、避難所では、受入れスペースや分類、管理、配給方法等、受入手順を定めるとともに、受入れ時は避難者の協力を得る。

③配給方法の工夫

- ・物資の配給に当たっては、他の避難者に対して事前に十分な説明を行い、理解を得た上で、高齢者等の災害時要配慮者を優先するなど、配給方法を工夫する。

④備蓄物資の充実

- ・校長は、発災時の混乱を防ぐため、区市町村に対し、避難所用備蓄物資の充実を要請する。
 - ※土砂災害・水害が想定される地域では、備蓄物資の保管場所を高層階とする等の配慮が必要

(5) 避難所医療救護所の設置

災害時には多数の負傷者が想定されるため、東京都地域防災計画に基づき、区市町村長は、避難所医療救護所を設置する。

避難所医療救護所では、医療救護班（医師、看護婦等）により、原則として急性期から慢性期まで医療救護活動が行われ、状況に応じて、歯科医療救護班や薬剤師班が派遣される。

学校では、避難所となる場合に備え、医療救護所の設置場所について、事前に区市町村から情報を入手しておく。

①設置場所

- ・原則として避難者数が概ね500人以上となる避難所
- ・二次避難所（福祉避難所）

②医療救護班の主な業務

【おおむね超急性期まで】

- 病院がない地域に設置する避難所医療救護所
 - ・トリアージ
 - ・軽症者（慢性疾患等を含む）の治療
 - ・受入可能な医療機関までの搬送
 - ・中等症者・重症者への応急処置
 - ・避難者等に対する健康相談
 - ・助産救護

【おおむね急性期以降】

- 巡回診療などを行う避難所医療救護所

- ・ 傷病者への治療
- ・ 避難者等に対する健康相談 等

(6) 情報の収集と提供

避難所となった学校では、正確な情報の収集が不可欠である。このため、情報の収集源、収集ルート及び収集担当者を明確にする。

避難者の安否確認に関する問合せに対応するため、避難者名簿（(7) 参照）を作成・整理し、適切に対応する。

①情報収集

- ・ 避難所においては、正確かつ信頼性の高い情報を継続的に収集することが重要である。このため、インターネット、テレビ、ラジオ等の各種媒体を活用するとともに、区市町村災害対策本部と連携し、情報収集に努める。
- ・ 停電時には、電池式ラジオによる情報収集が有効である。
- ・ 通信手段が限られる状況を想定し、教職員が直接現地に出向くことや、複数の情報収集手段を組み合わせた体制を、平常時から整えておくことが必要である。
- ・ 大規模地震発生後は、通信機器の被災や回線の混雑により、学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが困難となる状況が想定される。このため、電子メール、学校ホームページ等、電話以外の通信・情報発信手段をあらかじめ準備しておくことで、災害時の情報収集及び情報発信能力を高めることができる。

【情報内容・手段の例】

情報内容	情報手段
災害情報（余震、火災、津波等）	・ インターネット ・ 防災無線、電話、FAX
被害状況（地域、学校周辺、交通機関の状況）	・ テレビ、ラジオ ・ 電池式ラジオ
救援物資の配給計画（避難所への到着予定等）	・ 教職員による徒歩又は自転車での情報収集

②情報提供

- ・ 発災初期において、避難者は、自らの置かれている状況、家族の安否、被災状況等に関する情報を強く求めている。
- ・ このため、避難所支援班の情報担当者は、収集した情報を可能な限り早く、分かりやすく提供する。なお、避難者が必要とする情報は、時間の経過とともに変化することに留意する。
- ・ 情報提供の方法としては、放送設備、テレビ、掲示板、伝言板、ハンドマイク等を活用する。
- ・ 外部から避難者の安否確認の問合せがあった場合には、安否情報用掲示板（記載内容：時刻、問合せ者等）により、避難者本人に周知する。
- ・ 避難者自治組織による運営が行われる段階に入った場合には、打合せ会議等を通じて、区市町村災害対策本部からの情報や避難所生活に関する情報を提供する。この際、避難所の代表者は、会議出席者が避難者に伝達しやすいよう、レジュメを用意する。

③要配慮者への情報提供の工夫

情報提供に当たっては、災害時要配慮者にも確実に伝わる方法を工夫する必要がある。

必要に応じて、点字、音声コード、イラストの活用、漢字へのルビ付け等を行い、分かりやすい周知に努める。

以下を参考に、事前にどのような方法が有効かを検討しておく。

- ・乳幼児や子供には、絵や図、実物を示し、やさしい言葉で、ゆっくり具体的に伝える。
- ・高齢者や外国人に対しては、大きな文字や「やさしい日本語」を用いるなど、表現を工夫する。
- ・特に外国人については、言葉の壁により状況把握が困難となり、不安が増大するおそれがあるため、通訳者の確保等により情報伝達を工夫する。

(7) 避難者名簿の整理

避難所支援班の情報担当者は、避難者数の把握及び安否確認への対応のため、区市町村所定の避難者名簿用紙を配布・回収し、1世帯1枚で作成の上、50音順に整理・保管する。

避難所から転出する際にも、避難者名簿を用いて確認を行う。

過去の災害では、避難者名簿を作成していたものの、ライフラインの途絶によりパソコンから印刷できず、受付が混乱した事例がある。このため、帳票は紙媒体でも必ず用意しておく。

避難者名簿の掲示については、過去の災害において、避難所運営委員会のみでは安否照会に対応しきれず、掲示を行った事例もある。さまざまな状況を想定し、名簿の取扱方法、公開する情報の範囲、照会窓口等について、事前に整理しておくことが重要である。なお、掲示を行う場合は、希望者のみを対象とする。

また、避難者の中には、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害により、加害者から追跡されるおそれのある者が含まれる場合がある。そのため、居所等が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底する。

避難者名簿は避難所運営委員会が管理し、紛失防止はもとより、個人情報の保護に十分留意する。

【避難所名簿の例】

避難者名簿						
氏名の最初の50音（2文字） 例では「とう」			入所日 月 日		転出日 月 日	
	ふりがな 氏名	性別	年齢	住所	避難所 区域	注2) 承諾 の有無
例	とうきょう たろう 東京 太郎	男	43	△△・・・	体育館 A区	
1						
2						
3						
4						
5						
<p>注1：転出の際は、総務・情報担当に連絡（有・無）</p> <p>注2：転出者の移転先住所・電話を記入する。</p> <p style="padding-left: 20px;">外部からの移転先問合せに対する回答について、本人の承認の有無を確認する。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、小中学校に在籍する児童・生徒等がいる世帯等は、必ず移転先を確認する。</p> <p>移転先住所：</p> <p>電話番号：</p>						

(8) 防災市民組織等との連携

発災初期においては、学校が対応すべき事項は多岐にわたる一方、限られた教職員で対応せざるを得ない状況が想定される。

このため、教職員は、防災市民組織や避難者等の協力を得ながら、避難所の開設及び管理運営業務の支援や、初期消火活動等に当たる。

(9) 避難者自治組織づくりの支援

避難所の運営は、時間の経過とともに、区市町村防災担当部局職員及び教職員主体の運営から、避難者自身等による運営へ移行させる。

このため、教職員は、避難者自治組織の立ち上げから運営の自立に至るまでの過程において、次のように支援を行う。

- ①教職員は、避難者自治組織による運営会議の設置に向けて、班分けや代表者の選出等について助言・支援を行い、避難者自身が運営に関わる体制づくりを促す。
- ②自治組織による運営が始まった当初は、教職員及び区市町村防災担当部局職員も引き続き協力し、自治組織のリーダーと十分に打合せを行いながら、円滑な運営を支援する。
- ③運営が軌道に乗った段階では、避難者自治組織が主体的に避難所運営を行い、教職員は必要に応じた助言等の側面的な支援に移行する。

(10) 近隣の避難所指定を受けている施設との連携

発災時には、当初想定していた受入人数を超える避難者が来る可能性がある。

このため、平時から、近隣の避難所指定を受けている施設（小・中学校、区市町村立の公民館等）と、受入可能人数等について協議しておくとともに、発災時には、状況に応じて、速やかに他の避難所等へ誘導できる体制を整える。

(11) 一般のボランティアの受入れ

災害時におけるボランティアの受入れや調整の流れは区市町村によって異なるため、平時から、自治体内におけるボランティア活動調整の仕組みを確認しておくことが重要である。

①区市町村におけるボランティア受入窓口

- ・一般のボランティアの受入れ及び派遣の調整は、区市町村のボランティア受入機関（区市町村災害ボランティアセンター）が担う。

②避難所となる学校における対応

ア ボランティア受入窓口

避難所となる学校では、避難所支援担当等をボランティア対応の窓口とする。

イ 避難所支援担当等の業務

避難所支援担当等は、次の役割を担う。

- ・避難所業務における作業内容及び役割分担の整理
- ・ボランティア活動が円滑に行われるよう、活動内容・時間・配置等の調整

ウ 留意点

避難所の運営が、避難者自治組織を主体とした運営に移行した場合は、ボランティアとの連携窓口も、避難所支援担当から避難者自治組織（ボランティア担当）へ移行させ、教職員は側面的な支援を行う。

(12) 児童・生徒等のボランティア活動

災害時には、多くの一般ボランティアに混じり、自らの学校や地域の被災状況を前に、「今、自分に何ができるか」を考え、行動を起こした児童・生徒等がいたことが、過去の災害で報告されている。

このように、災害時、児童・生徒等の発達段階に応じたボランティア活動を行うことは、他人への思いやりや進んで奉仕する心を培う体験学習の場となり、児童・生徒等が災害復旧支援活動に参加することの教育的効果は高い。

校長は、児童・生徒等の心身の状況を勘案するとともに、保護者の理解を得た上で、児童・生徒等が進んでボランティア活動に参加できるように努める。

なお、児童・生徒等がボランティア活動を行う場合は、教員（担任等）の直接の指揮下に置く。

活動内容としては、復旧作業の手伝い、物品配布の補助、高齢者等の介助補助、幼児・児童の話し相手等が考えられる。

東日本大震災時には、都内の学校において、中学校4校・高校8校で、休息場所への誘導案内、備蓄食糧や毛布の配布等を、生徒がボランティアとして担った事例が報告されている。

【参考】災害発生後、児童・生徒等にできること～災害発生時のボランティア活動（例）

※（前提条件）以下の活動は、児童・生徒等自身の安全が確保され、心身ともに活動に従事できる状態である場合に限って行う。

区分	活動場所（●避難所 / ○自宅及びその周辺 / ◎公共施設）
小学校 (低学年)	<ul style="list-style-type: none"> ●◎ボランティアの人たちに、元気に挨拶をする。 ●避難場所の掃除や整理整頓を手伝う。 ●○○自分より小さい子供たちと遊ぶ。 ●食事の容器を運んだり、片付けたりする。 ○◎徒歩で帰宅する避難者への水や食料補給を手伝う。
小学校 (中学年)	<ul style="list-style-type: none"> ●給水車の到着や、救援物資の配給開始を知らせて回る。 ●避難場所の掃除や整理整頓を行う。 ●○○自分よりも小さい子供たちの世話をする。 ●災害救援物資の搬入を手伝う（運べる重さの物に限る）。 ●ごみの分別や簡易シャワー室の掃除を手伝う。 ○自宅周辺の道路や道路の瓦礫等を片付ける手伝いをする（簡易的な清掃程度）。 ○◎徒歩で帰宅する避難者への水や食料補給を手伝う。
小学校 (高学年)	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所内の様々な役割分担に積極的に加わる。 ●○○中学生や高校生とともに、小さい子供の世話や、高齢者の手伝いを行う。 ●ごみの分別や簡易シャワー室の掃除を手伝う。 ●◎炊き出しの手伝いをする。 ●布団や毛布などを干したり、取り込んだりする。 ●ペットの散歩を代行する。 ○近所の高齢者宅で洗濯、掃除、避難所との連絡等、できることを手伝う。
中学生	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所のトイレ掃除等、避難所生活を維持するための活動を行う。 ●◎水や食料等や救援物資の配給を手伝う。 ●避難所の高齢者の健康状態を確認するため、声をかけて回る。 ●○○高齢者や妊婦、障害者等、災害時要配慮者に声をかけ、依頼されたことを行う。 ●◎小学生等を集め、絵本や本の読み聞かせを行う。 ●◎乳児を連れた保護者の介助や、乳児の子守を行う。 ●◎米飯の炊き出しを担当する。 ●○○救援物資配給や給水車到着予定、被害状況の情報等を高齢者や障害者宅に届ける。
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ●◎怪我人や体調不良者の介助を行う。 ●避難所生活を維持するための様々な役割や仕事へ積極的に参画する。 ●避難所子供会等を組織し、学習会やレクリエーションを企画し、子供の心身の健康維持に努める。 ●○○避難所周辺の瓦礫撤去や、立入危険箇所の表示などの復旧活動に加わる。 ●高齢者や体調を崩した避難者の依頼を受け、買い物や自宅の状況確認を行う。 ◎区市町村役所等の公共施設において、災害復旧ボランティア活動に参加する。 ●◎行政関係者から正確な情報を得て、壁新聞や避難所新聞を作成し、情報提供を行う。 ●◎避難所運営責任者の指示を受け、救援物資配給、支援ボランティアへの指示、小・中学生の学習支援を行う。 ●○大規模災害発生直後において、自らの安全を確保した上で、消火活動の補助や負傷者の搬出、応急手当など、できる範囲で救援活動に参加する。

※本項は、東京消防庁が示す心肺蘇生の手順のテキストを、参考資料としてそのまま掲載したものである。

【参考】「倒れている人をみたら 心肺蘇生の手順」(東京消防庁)

○倒れている人が大人の場合

- ・胸骨圧迫のみを行い、人工呼吸は行わないでください。

○倒れている人が子どもの場合

- ・人工呼吸の訓練を受けており、それを行う意思がある家族等は、胸骨圧迫に加えて人工呼吸を行います。
- ・人工呼吸用マウスピース(一方向弁付)等があれば、活用しましょう

○救急隊に引き継いだ後は

- ・口元にかぶせた布やタオル、マスクなどは、直接触れないようにして廃棄しましょう。
- ・石けんを使い、手と顔をしっかり洗いましょう。
- ・うがいをしましょう。

※119番通報後、救急隊が到着するまでの間に、災害救急情報センター勤務員や救急隊員が電話でアドバイスをすることがあります。

※AEDの装着と使用については、これまでどおり変更はありません。

※これらの対応は、新型コロナウイルス感染症流行期の対応です。

1 肩をやさしくたたきながら大声で呼びかける



2 反応がない場合、反応があるかどうか迷った場合

又はわからなかった場合は、大声で応援を求め、119番通報とAED搬送を依頼する



3 呼吸を確認する



4 普段どおりの呼吸がない場合、判断に迷う又はわからない場合は、すぐに胸骨圧迫を30回行う



5 訓練を積み技術と意思がある場合は、胸骨圧迫の後、人工呼吸を2回行う。

胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返して行います。



- ・人工呼吸の方法を訓練していない場合
- ・人工呼吸用マウスピース等がない場合
- ・血液や嘔吐物などにより感染危険がある場合

人工呼吸を行わず、胸骨圧迫を続けます。

※人工呼吸用マウスピース等を使用しなくても感染危険は極めて低いといわれていますが、感染防止の観点から、人工呼吸用マウスピース等を使用したほうがより安全です。

6 AEDが到着したら



7 電極パッドを胸に貼る



8 電気ショックの必要性は、AEDが判断する。



9 ショックボタンを押す

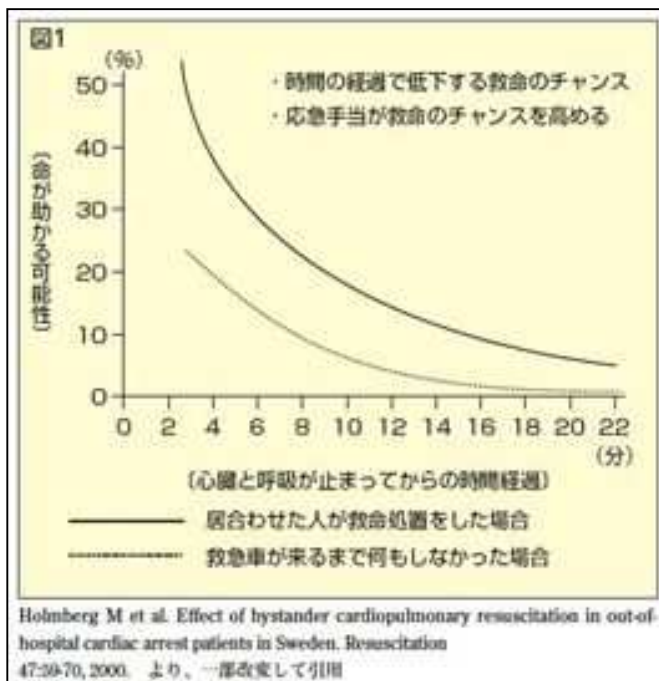


新しいガイドラインに基づき改正されたのは下の表のとおりです（令和4年12月1日改正）

	改正前 救急蘇生法の指針（2015）に準拠		改正後 救急蘇生法の指針（2020）に準拠	
通報	反応がないと判断した場合、又は反応があるかどうか迷った場合には、直ちに大声で助けを求め、119番通報とAEDの搬送を依頼する。		反応がない場合、 <u>反応があるかどうか迷った場合又はわからなかった場合は</u> 、大声で応援を求め、119番通報とAED搬送を依頼する。	
胸骨圧迫開始の判断	普段どおりの呼吸が見られない場合、又はその判断に自信が持てない場合は胸骨圧迫を開始する。		普段どおりの呼吸がない場合、 <u>判断に迷う又はわからない場合は</u> 胸骨圧迫を開始する。	
AED	小学生以上	成人用モード又は成人用パッド	小学生以上	小学生から大人用モード 又は小学生から大人用パッド
	小学生未満	小児用モード又は小児用パッド	小学生未満	未就学児用モード 又は未就学児用パッド

○救命の可能性と時間経過

救命の可能性は時間とともに低下しますが、救急車が到着するまでの間、居合わせた人が応急手当を行うことにより、救命の可能性が高くなります。



○心肺蘇生のまとめ

胸骨圧迫	位置	胸骨の下半分（目安は胸の真ん中）
	方法	両手 小児：両手又は片手 乳児：指2本
	深さ	約5cm (小児・乳児は胸の約3分の1)
人工呼吸	テンポ	100回～120回/分
	量	胸の上がりが見える程度
	時間	約1秒
	回数	2回

- ・応急手当の方法は、さまざまな研究や検証を重ね、原則5年に1度、より良い方法へ改正されています。
- ・新たな応急手当の方法は、それまでの方法を否定するものではありません。大切なことは、目の前に倒れている人を救うために「自分ができるところを行う」ことです。
- ・緊急の事態に遭遇したときに適切な応急手当ができるように、日頃から応急手当を学び、身につけておきましょう。

2 発災時別の児童・生徒等の誘導及び避難住民への対応

本項では、発災時の状況に応じた対応について、次の区分・順序で記載している。

- (1) 児童・生徒等が在籍している時間帯に発災した場合
- (2) 夜間・休日等、児童・生徒等が在籍していない時間帯に発災した場合
- (3) 教職員が出勤途上又は帰宅途中に発災した場合

(1) 児童・生徒等が在籍している時間帯に発災した場合

行動時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒等 避難者等の動き
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ○校長は、当日の教職員の出勤状況を踏まえ、各班から避難所支援担当要員を指名し、女性や災害時要配慮者への配慮も考慮する。 ○避難所支援担当を編成する。 ○あらかじめ定めた校庭・屋上の避難スペースを区割りする。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒等スペース ・負傷者スペース ・高齢者等スペース ・一般避難者スペース ○学校災害対策本部 <ul style="list-style-type: none"> ・地震の状況や火災等の情報を収集し、状況に応じて（広域）避難場所への避難を指示する。 ・校舎・体育館等の安全確認を行い、危険箇所等には立入禁止の表示をする。 ・全ての校舎等が危険で利用できない場合は、立入禁止とするとともに、区市町村災害対策本部へ連絡し、指示を受ける。 ・校長は、児童・生徒等の保護スペースの所在について、保護者等に周知するための表示を行う。 ○出火した場合は、避難者の協力も得て初期消火に当たる。 	<p style="text-align: center;">総務・情報担当 (避難所支援班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校庭に避難所運営本部を設置する。 <p style="text-align: center;">避難所担当 (避難所支援班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校門の鍵を開ける。 ○地域住民を校庭の避難スペースに誘導する。 ○校舎・体育館には立ち入らせず、校庭で待機させる。 ○負傷者や災害時要配慮者等の状況を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒等は、校庭又は屋上に避難する。 ○一次避難終了後 携帯電話や固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害用伝言ダイヤル、SNS等を活用し、保護者へ安否情報を伝える。 ○地域住民が学校へ避難し始める。 ○可能な範囲で、児童・生徒等も避難所の誘導など、避難所の運営補助に当たる。

行動時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒等 避難者等の動き
発災直後	<p>○区市町村防災担当部局職員が避難所に派遣されるまでの間、教職員が主体となって運営に当たる。</p>	<p>○災害時の学校施設利用計画に基づき、避難所として使用する場所を決定する。</p> <p>○避難所として使用する体育館、和室等や保健室について、破損したガラスや散乱した器具等を整理・清掃し、使用可能な状態とする。</p> <p>○防災市民組織及び避難者等の中から、避難所業務に従事できる方へ協力を依頼する。</p> <p style="text-align: center;">救護・衛生担当 (救護班)</p> <p>○救護スペースを確保する。</p> <p>○校庭にテントを設営し、応急的に収容する。</p> <p>○応急措置用の医薬品等を、校内から可能な限り確保する。</p> <p>○重症者等について、避難所医療救護所へ引き継ぐための応急措置を行う。</p> <p>○軽症者への応急手当を行う。</p>	<p>○防災市民組織等が避難所業務に従事する。</p> <p>○可能な範囲で、児童・生徒等も高齢者や負傷者の介助の補助に当たる。</p>
避難所開設	<p>○担任等は、避難者の誘導と混乱しないよう、児童・生徒等を先に校内の避難スペースへ誘導する。</p> <p>○児童・生徒等の安全確保のため、避難所スペースとは別の場所で児童・生徒等を保護する。</p>	<p style="text-align: center;">避難所担当 (避難所支援班)</p> <p>○避難所を開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等のための避難所スペースを確保する。 ・避難者を体育館等に誘導する。 <p>○学校施設利用計画に基づき、避難所スペースを順次開放する。</p>	<p>○避難者は体育館に避難する。</p>

行動時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒等 避難者等の動き
避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> ○区市町村防災担当部局職員が避難所に到着する。 ○区市町村防災担当部局職員と教職員との役割分担に従い、避難所運営業務に従事する。 	<p style="text-align: center;">総務・情報担当 (避難所支援班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区市町村災害対策本部へ避難所開設を連絡する。 ○避難者に避難者名簿用紙を配布・回収し、整理する。 ○避難者へ必要な情報を提供する。 <p style="text-align: center;">避難所担当 (避難所支援班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○仮設トイレ及びごみ集積場所を設置する。 ○避難所内での生活ルールを掲示する。 <p style="text-align: center;">給食・物資担当 (食糧班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所用の備蓄品を配給する。 ○飲料水を配給する。 <p style="text-align: center;">救護・衛生担当 (救護班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健室等に応急的な学校内の救護所を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者は、避難者名簿に記入する。
発災当日から2日目	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の状況を踏まえ、活動可能なボランティアを募る。 	<p style="text-align: center;">給食・物資担当 (食糧班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救援物資の受入れスペースを確保し、物資の受け入れ・分類・管理・配給を行う。 <p style="text-align: center;">総務・情報担当 (避難所支援班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害状況を把握する。 ○区市町村災害対策本部へ避難所の状況等を報告する。 ○外部からの避難者に関する安否確認等に対応する。 ○区市町村災害対策本部へ連絡し、高齢者等の二次避難所への移送手続きを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒が、避難所運営に関するボランティア活動に従事する。

行動時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒等 避難者等の動き
発災当日から2日目	<ul style="list-style-type: none"> ○校内で保護している児童・生徒等の心理的不安に配慮し、指心のケアを行う。 (心のケア) ・児童・生徒等の心身の健康への対応 ・担任教員等と連携した健康観察及び相談活動 <ul style="list-style-type: none"> ○応急教育の見直しを検討し、教育計画の作成に着手する。 	<p style="text-align: center;">救護・衛生担当 (救護班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所に避難所医療救護所が設置された場合、運営に協力する。 ○トイレやごみ集積所の衛生管理を支援する。 ○避難者へのメンタルヘルスケア活動を支援する。 <p style="text-align: center;">避難所担当 (避難所支援班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営会議の運営を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者自治組織による運営会議が発足する。 ○避難者運営会議を主体とした避難所業務が開始される。
発災後3～6日目	<ul style="list-style-type: none"> ○発災後3日目頃から、区市町村防災担当部局職員・教職員による避難所運営から、区市町村首長部局職員、避難者自治組織、ボランティアによる運営へ移行させていく。 ○発災後5日目頃から、区市町村災害対策本部と避難所閉鎖について協議する。 	<p style="text-align: center;">総務・情報担当 (避難所支援班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難者運営会議による配給・清掃・環境衛生活動等を支援する。 <p style="text-align: center;">避難所担当 (避難所支援班) 区市町村 防災担当部局職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアを受け入れる。 ○ボランティア代表者の選出や、作業内容・分担等を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒及び保護者に、応急教育の開始時期、内容・方法等を周知する。 ○ボランティアが来所し、避難所業務に従事する。
発災後7日以降	<ul style="list-style-type: none"> ○都立学校の場合、避難所の開設期間は協定上の1週間を原則とし、閉鎖する。 ○ただし、事情により延長する場合は、区市町村防災担当部局職員、避難者自治組織、ボランティア等による運営へ移行する。 ○教職員は、応急教育計画の準備を行う。 		

(2) 夜間・休日等、児童・生徒等が在校していない時間帯に発災した場合

行動時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒等 避難者等の動き
発災直後	<p>○震度6弱以上の地震の場合、都立学校教職員は、自宅及び家族の安全を確認の上、自動的に参集する。</p> <p>○携帯電話等を活用し、学級担任は児童・生徒等の安否確認を行う。</p> <p>○避難所支援担当を編成する。 ・区市町村首長部局職員が避難所に到着するまでの間は、教職員が主体となって運営する。</p>	<p>○学校危機管理担当者又は地域緊急連絡員は、施錠されている場合、校門を開錠する。</p> <p>○避難者を校庭に待機させ、校舎・体育館に立ち入らないよう注意する。</p> <p>○学校危機管理担当者又は地域緊急連絡員、防災市民組織の代表者は、地震や火災等の状況を把握し、広域避難場所への避難に備える。</p> <p>○学校危機管理担当者又は地域緊急連絡員は、学校の被害状況等を校長等へ速やかに報告する。</p> <p>○避難所運営本部を設置する。</p> <p>○避難者の中から避難所運営に協力できる者を募る。</p> <p>○出火した場合は、防災市民組織及び避難者の応援も得て、初期消火に当たる。</p> <p style="text-align: center;">救護・衛生担当 (救護班)</p> <p>○応急措置に必要な医薬品等を、校内から可能な限り確保する。</p>	<p>○地域住民等、避難者が学校へ避難し始める。</p> <p>○児童・生徒等は、原則として保護者と共に避難し、避難所に落ち着いた段階で、学校へ安否及び所在を報告する。</p> <p>○防災市民組織、避難者等が避難所業務に従事する。</p> <p>○防災市民組織、避難者等は教職員に協力し、初期消火に当たる。</p>

行動時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒等 避難者等の動き
発災直後	<p>○教職員は、校舎等の施設の安全確認を行う。必要に応じて、避難者等の協力を得る。</p> <p>○全ての校舎等が危険で利用できない場合は、立入禁止とし、区市町村災害対策本部へ連絡の上、指示を受ける。</p>	<p>○重症者等については、避難所医療救護所へ引き継ぐための応急措置を行う。</p> <p>○軽症者に対して応急手当を行う。</p> <p>○負傷者名及び負傷者等が訴えている症状等を記録する。</p> <p style="text-align: center;">避難所担当 (避難所支援班)</p> <p>○危険箇所は立入禁止の表示を行う。</p> <p>○避難所として使用する体育館、和室や保健室等について、整理・清掃を行い、使用可能な状態とする。</p>	<p>○避難者は教職員に協力し、校舎・体育館等の安全確認を行う。</p>
避難所開設	○以降の対応は、「(1) 児童・生徒等が在校時に発災した場合の対応」に準じる。		

(3) 教職員が出勤途上又は帰宅途中に発災した場合の対応

<p>ア 教職員が出勤途上に発災した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤途上の教職員は、所属校へ向かう。 ・出勤後の対応は、「(1) 児童・生徒等が在校時に発災した場合の対応」に準じる。
<p>イ 教職員が帰宅途中に発災した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅途中の教職員は、所属校に戻るよう努める。 ・所属校へ戻った後の対応は、「(2) 早朝・夜間・休日等に発災した場合の対応」に準じる。

3 一時滞在施設としての対応

(1) 一時滞在施設の概要

※別添資料2-14「災害時に都立学校が求められる防災拠点としての役割」参照)

一時滞在施設とは、首都直下地震等の大規模災害発生時に、駅周辺の滞留者や屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設である。

指定を受けた都立高校は、帰宅困難者をおおむね3日間程度受け入れることとなる。

なお、一時滞在施設に指定された都立施設を対象に、東京都総務局総合防災部が「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル（以下「運営マニュアル」という。）」を作成している。

発災時の運営及び平時からの準備については、原則として運営マニュアルを参照すること。



【東京都防災ホームページ：「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」】

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_portal/1005196/1006591.html

以下、本マニュアルでは概要のみを記載する。

【参考】一時滞在施設に関する情報の公表

- 一時滞在施設については、混乱防止の観点から、施設の名称や所在地等の基本情報を公表するものとする。
- ただし、個々の施設の受入可能人数については、公表しない。

1 平常時における公表媒体

- 一時滞在施設に関する情報は、平常時から、次の媒体を通じて公表される。
 - ・東京都防災ホームページ
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/>
 - ・帰宅困難者対策ポータルサイト
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_portal/index.html
 - ・インターネット検索サービス（Google、Yahoo 等）

2 地震発生時における公表媒体

- 地震発生時には、状況に応じ、次の媒体等を通じて情報が提供される。
 - ・東京都防災 X（旧 Twitter）(@tokyo_bousai)
 - ・東京都防災マップ
<https://map.bosai.metro.tokyo.lg.jp/>
 - ・東京都防災アプリ
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1028747/index.html>

(2) 一時滞在施設の備蓄等の状況

一時滞在施設に指定された都立高校では、各校の受入可能人数（※）に応じて、食糧、飲料水、ブランケット、簡易トイレ等の備蓄品が整備されている（総務局総合防災部が整備）。

校内に十分な備蓄スペースを確保できない都立高校については、総務局総合防災部が設置した倉庫に備蓄品が保管されており、発災後、各都立高校へ配送される。

また、通信手段を確保するため、MCA無線機、特設公衆電話及びWi-Fiが整備されている。

※受入可能人数 = 受入施設の面積 (㎡) ÷ 1.65㎡ (3.3㎡に2人)

(3) 主な役割

一時滞在施設に指定された都立高校では、地震発生時等の状況に応じ、可能な範囲で次の対応を行う。

また、必要に応じて、施設滞在者に対し、施設運営への協力を要請する。

ア 施設の安全を確認した上で、受入スペースに帰宅困難者を速やかに受け入れる。

イ 水、食料、ブランケット等の支援物資を配布する。

※支援物資は総務局総合防災部が配備している。

ウ トイレやごみの処理等、施設の衛生管理を行う。

エ 周辺の被害状況、道路や鉄道の運行状況等について情報収集を行い、施設滞在者へ情報提供を行う。

(4) 運営の準備（平常時）

一時滞在施設として円滑に対応するため、平時から次の準備を行う。

ア 学校危機管理計画の策定

- ・学校危機計画では、教職員の危機管理に関わる役割分担を定めている。大地震等が発生した場合、学校は、児童・生徒等の安全確保を最優先としつつ、地域の防災拠点としての役割を担い、一時滞在施設の開設・運営を行う。
- ・このため、学校危機管理計画では、限られた人員を効率的に配置する観点から、避難所支援班のうち、一時滞在施設運営を担当する者を明記し、その役割をあらかじめ明確にしておくとともに、全教職員が協力して運営していく態勢を平時から整えておく必要がある。

イ 運営体制の取決め

- ・一時滞在施設を開設した際に機能するよう、役割分担や連絡体制について、あらかじめ整理しておく。

ウ 一時滞在施設の管理運営体制

- ・管理責任者（ヘッドクォーター）を選任する。
- ・ケア・コミッショナーを選任する。

※ケア・コミッショナーとは：

総務局総合防災部の運営マニュアルによれば、ケア・コミッショナーは、地震発生時において、一時滞在施設に受け入れた要配慮者、女性、性的マイノリティ等への配慮に努めるとともに、管理責任者及び副管理責任者に対し、必要な助言を行う役割を担う。

また、ケア・コミッショナーは、平時より教職員の中から選任し、要配慮者等への配慮の観点から、一時滞在施設の運営計画の策定等に参加する。

大規模な施設では、複数のケア・コミッショナーを配置するとともに、これらを統括するケア・ハイ・コミッショナーを選任する。

なお、ケア・コミッショナー及びケア・ハイ・コミッショナーについては、女性職員を積極的に選任するなど、配慮が必要な方の視点に立った体制を構築することが望ましいとされている。

エ 受入れのための環境整備

- ・平時から施設の安全確保を行う。
- ・記録・帳票を整備する。
- ・情報入手手段及び施設滞在者への情報提供体制を整える。
- ・安否確認のための体制を整備する。
※施設管理者は、総務局総合防災部が配備した特設公衆電話、Wi-Fiアクセスポイント、蓄電池、災害用伝言板サービス等の使い方を説明できる体制を整えておく。
- ・備蓄品の管理及び使用方法を整理する。
※総務局総合防災部が配備した、一時滞在施設用の備蓄品（帰宅困難者の受入れに必要な3日分の食料、飲料水、ブランケット、簡易トイレ等）を管理するとともに使用方法を確認する。
- ・トイレ、ごみ処理等の衛生管理体制を整える。
- ・学校施設において区域設定を行う。
※発災時に迅速に施設を開設し、帰宅困難者を受け入れるため、管理運営を担う組織（班）が使用するスペースと、施設滞在者が待機するスペースをあらかじめ区分しておく。
- ・非常用電源設備等の確認を行う。
- ・防災関係者との連絡体制を整備する。

オ 訓練における定期的な手順の確認

- ・一時滞在施設の開設訓練を実施する。
※一時滞在施設の円滑な開設・運営を行うためには、平時から実践的な訓練を通じて、手順や役割分担を確認しておくことが重要である。
一時滞在施設に指定されている学校においては、校内の自衛消防訓練等にあわせて、年1回以上、一時滞在施設の開設・運営に関する訓練を実施する。
- ・駅前滞留者対策訓練等、地元自治体が主催する訓練へ積極的に参加する。
- ・総務局総合防災部が主催する情報連携訓練（通信訓練）に参加する。
- ・訓練結果を学校危機管理計画等に反映する。

カ 近隣の施設等への周知

- ・近隣の避難所指定施設等（小・中学校、区市町村立の公民館等）に対し、自校が一時滞在施設に指定されていることを周知し、帰宅困難者を速やかに誘導できる体制を構築する。

(5) 一時滞在施設の運営（発災時）

ア 開設の判断

- ・施設管理者は、都の帰宅困難者受入準備の呼びかけを踏まえ、当該施設の待機場所や施設入口等の安全確認を行うとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の被害状況等を確認した上で、一時滞在施設の開設を判断する。
- ・なお、施設管理者による自主的な判断により、一時滞在施設の開設を妨げるものではない。
- ・開設を決定した場合は、速やかにキタコンDX（※1）を通じて帰宅困難者対策部門（※2）へ報告する。その後も、開設状況について、キタコンDXを通じ定期的に報告する。

※1 帰宅困難者対策部門

帰宅困難者対策部門とは、東京都災害対策本部内に設置され、帰宅困難者への情報提供等、帰宅困難者対策を専門に所掌する部門である。

都立一時滞在施設との間では、帰宅困難者対策オペレーションシステム（キタコンDX）やMCA無線機を活用し、地震発生時における連絡体制を整備している。

※2 キタコンDX

キタコンDXとは、都が開発した帰宅困難者対策オペレーションシステムの略称である。携帯電話の位置情報等を活用し、災害時における混雑状況や一時滞在施設の運営状況を関係機関間で共有するとともに、連携した帰宅困難者対策を支援する。

また、帰宅困難者のスマートフォン等を通じて、必要な情報を提供する機能を有する。

イ 開設できない場合の対応

- ・施設管理者は、建物の安全状況や周辺の被害状況等を確認した結果、一時滞在施設として開設できないと判断した場合は、速やかにキタコンDXを通じて、帰宅困難者対策部門へその旨を報告する。
- ・また、一時滞在施設として開設できない場合に、帰宅困難者等の混乱を防止するため、施設の入口その他の見やすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨を掲示する（運営マニュアル参考資料7）。

ウ 開設・運営の流れ（総括）

- ・地震発生後の経過時間に応じた、一時滞在施設の標準的な運営の流れについては、別添資料2-16「一時滞在施設運営のフロー図」のとおりである。
- ・なお、当該フロー図は標準的な例を示したものであり、地震の規模や各施設の実情等に応じて、柔軟に対応することが必要である。

(6) 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後から概ね6時間後まで）

- ア 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- イ 施設内の区域設定
- ウ 職員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
- エ 一時滞在施設であることの表示、施設利用案内の掲示
- オ 電話、特設公衆電話、FAX、無線機、Wi-Fi等の通信手段の確保
- カ 都への一時滞在施設の開設・運営状況報告

(7) 帰宅困難者の受入等（概ね12時間後まで）

- ア 帰宅困難者の受入開始
- イ 簡易トイレ使用スペースの設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動
- ウ 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給
- エ し尿処理・ごみ処理のルールの周知
- オ テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者への伝達
- カ 受入可能人数を超過した場合の帰宅困難者対策部門への報告

(8) 運営体制の強化等（概ね1日後から3日後まで）

- ア 施設滞在者も含めた施設の運営
- イ 公共交通機関の運行再開や、搬送手段等に関する帰宅支援情報の提供
 - ・情報班は、掲示板等で公共交通機関の運行再開情報、道路の被害状況などを随時、提供し、施設滞在者が帰宅する時期を判断できるよう支援していく。

(9) 一時滞在施設の閉設（概ね4日後以降）

- ア 一時滞在施設閉設の判断

- イ 帰宅支援情報の提供
- ウ 受入者の帰宅誘導

4 災害時帰宅支援ステーションとしての対応

※別添「災害時に都立学校が求められる防災拠点としての役割」参照

(1) 災害時帰宅支援ステーションの概要

災害時帰宅支援ステーションとは、災害発生時に徒歩で帰宅する者を支援する施設であり、学校等の公共施設や、沿道に多数店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設がその役割を担う。

災害時帰宅支援ステーションが行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、道路状況等の情報提供等である。

島しょを除く全ての都立学校は、原則として災害時帰宅支援ステーションに指定されている。

また、都は九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結するなど、災害時帰宅支援ステーションの確保に努めている。

学校は、帰宅経路沿いの被害状況や、行政等から提供される災害関連情報等を踏まえ、教職員等が安全に帰宅できることを確認した上で、あらかじめ定めた手順や優先順位により、児童・生徒等や一時滞在者等の帰宅を開始する。

その際、学校近隣在住者については、自宅までの帰路の安全が確認された者等から段階的に帰宅させることも検討する。

なお、大規模災害発災時は一斉帰宅抑制が原則であり、災害時帰宅支援ステーションの開設は、3日間程度の開設が想定される一時滞在施設の閉鎖後となるが、被災状況によっては発災直後から徒歩帰宅者が発生する可能性もあるため、一時滞在施設としての対応とあわせて支援にあたることを想定しておく。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの備蓄等の現状（都立学校）

ア 飲料水等

- ・災害時帰宅支援ステーション用として飲料水を備蓄している。
- ・また、全都立学校にプールの水をろ過して飲料水に転換できる「ろ水器」を設置している。
- ・ろ水器の機能は1時間当たり2,000リットルの浄水能力があり、毎年度点検を実施している。
- ・非常時にはこれらを災害時帰宅支援ステーションにも活用する。
- ・このほか、携帯用トイレを備蓄している。

イ セルフケアセット

- ・被災者が自ら応急的に対応するための医薬品等を収めたセルフケアセットを、全都立学校に配備している。
- ・一般用医薬品（風邪薬、解熱剤、湿布薬、絆創膏、殺菌消毒剤等）、包帯、ガーゼ等500人分相当が2ケースに収納されている。
- ・非常時の対応として、これを災害時帰宅支援ステーションにも活用する。
- ・セルフケアセットは東京都保健医療局からの寄託であり、通常、年に一度、期限切れとなっている医薬品等の更新を保健医療局が契約締結した業者が行っている。
- ・使用期限の切れた医薬品等は、変質している可能性があるため使用しないこと。

(3) 非常用発電機

災害時帰宅支援ステーションとしての機能を果たすため、停電時における情報機器の電源及び投光器・水中ポンプ用として、全都立学校に非常用発電機を設置している。

また、停電時の照明や情報収集用パソコン等の小型電気機器の電源確保のため、全都立学校に非常用発電機を設置しており、いずれも毎年度点検を実施している。

非常時には、災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の双方で活用する。

(4) 人的な対応

都立学校の教職員は、災害発生時において、避難所の開設及び運営に協力することとされている。各学校においては、避難所支援班に割り当てられた職員を中心に、一時滞在施設又は災害時帰宅支援ステーションを開設し、全教職員が役割分担の下で協力して運営に当たる体制を、平時から整えておく必要がある。

その際、発災の時間帯や参集状況により人員に限られることも想定されることから、特定の職員に負担が集中しないよう、対応できる体制とするとともに、必要に応じて相互に補完しながら対応できるよう配慮する。

(5) 災害時帰宅支援ステーションに係る今後の取組

ア 学校危機管理計画の策定

- ・学校危機計画では、教職員の危機管理に関わる役割分担を定めている。大地震等が発生した場合、学校は、児童・生徒等の安全確保を最優先としつつ、地域の防災拠点としての役割を担い、災害時帰宅支援ステーションの開設・運営を行う。
- ・このため、学校危機管理計画では、限られた人員を効率的に配置する観点から、避難所支援班のうち、災害時帰宅支援ステーションの運営を担当する者を明記し、その役割をあらかじめ明確にしておくとともに、全教職員が協力して運営していく態勢を平時から整えておく必要がある。

イ 訓練の実施

- ・東日本大震災における対応とその教訓を踏まえ、学校危機管理計画に基づき、公共交通機関が停止した場合を想定した災害時帰宅支援ステーションの開設及び運営に関する教職員の訓練を実施する必要がある。
- ・訓練に当たっては、徒歩帰宅者への対応、情報提供の方法、一時滞在施設との役割の違い等を確認し、発災時に円滑な対応が行えるよう、実践的な内容とする。

ウ 職員の対応

- ・災害発生時の初動対応として、教職員は原則として勤務校に参集する。休日、早朝又は夜間であっても、震度6弱以上の地震が発生した場合には、特段の指示がなくても、全教職員が勤務校に参集することとされている（自動参集）。
- ・深夜に発災した場合には、帰宅困難者の数は比較的少ないことが想定されるが、学校施設・設備の安全確認や開設準備等の対応が必要となるため、発災直後から適切に対応できる体制を整えておく必要がある。
- ・このため、各学校においては、学校危機管理担当者をあらかじめ複数名指定し、発災時には優先的に参集して、校舎の解錠、施設の安全確認等、一時滞在施設又は災害時帰宅支援ステーションの開設準備に当たるものとする。
- ・その際、必要に応じて地域緊急連絡員の協力を求める。

エ 災害時帰宅支援ステーションの開設・閉鎖

- ・島しょを除く全ての都立学校は、原則として災害時帰宅支援ステーションに指定されている。
- ・このため、大地震等により帰宅困難者が発生した場合には、教育庁災害対策本部からの指

示を待つことなく、校長の判断により速やかに災害時帰宅支援ステーションを開設することが求められる。

- ・円滑な開設・運営を行うため、平時から、案内板や案内チラシを準備するとともに、学校危機管理計画において、収容スペースや立入禁止区域の設定、避難所支援班・救護班・食糧班等の役割分担をあらかじめ定めておく。
- ・災害時帰宅支援ステーションを開設した場合は、正門付近に案内板を設置するとともに、保護している児童・生徒等の人数を、所管の学校経営支援センターへ報告する。
- ・また、帰宅困難者に対して案内チラシを配布し、本施設が水やトイレ、道路情報等を提供する一時的な立ち寄り施設であり、一時滞在施設や避難所とは異なることを周知した上で、近隣駅等の案内図を用いるなどして徒歩帰宅を支援する。
- ・災害時帰宅支援ステーション利用者の誘導先については、原則として校庭又は校舎の一部（管理室、特別教室等を除く。）を充て、避難所への避難者は体育館、一時滞在施設は武道場を使用するなど、災害時帰宅支援ステーション、避難所及び一時滞在施設の役割を踏まえ、あらかじめ一定の区分を行っておく。
- ・交通機関の復旧等により、児童・生徒等が帰宅し、帰宅困難者も不在となった場合には、校長の判断により、災害時帰宅支援ステーションを閉鎖する。
- ・閉鎖に当たっては、本庁及び学校経営支援センターと連携・調整を行い、利用者数とともに、学校経営支援センターへ報告する。

5 応援態勢

各学校において、一時滞在施設の運営等の災害対応を行うに当たり、発災の規模や参集状況等により、教職員の人員不足が見込まれる場合には、所管の学校経営支援センターに対し、応援職員の派遣を要請する。

派遣要請を受けた学校経営支援センターは、管轄する都立学校の状況を把握した上で、必要に応じて本庁への派遣要請を行い、応援職員の派遣について調整を行う。

6 ボランティアの活用等

各学校において、一時滞在施設の運営等の災害対応を行うに当たっては、教職員の人員のみでの対応が困難となる場合も想定されることから、都が指定している広域ボランティア拠点や、区市町村が設置するボランティア拠点等と連携し、必要に応じて支援の依頼やボランティアの活用を図ることも有効である。

また、帰宅困難者等の中には、施設運営に協力できる者もいることから、その協力を得ることも考慮する。

第3編 学校の危機管理

第1部 自然災害（震災編）

第3章 事後対応（教育活動の再開に向けて）

- 第1 安否情報、被害状況の収集と把握
- 第2 学校教育施設の再建
- 第3 授業再開の準備
- 第4 応急教育計画の作成
- 第5 心のケアの充実
- 第6 転出入に伴う学籍変更等
- 第7 入学（就学）相談に関する対応
- 第8 授業料の免除等

第3編 学校の危機管理

第1部 自然災害（震災編）

第3章 事後対応（教育活動の再開に向けて）

教職員は、校長の指揮監督の下、教育活動の早期再開に向けて、児童・生徒等の被災状況や避難先を把握するとともに、教室の確保や通学路の安全確認等をおこなう。あわせて、児童・生徒等の心のケアにも十分配慮する。

第1 安否情報、被害状況の収集と把握

1 教職員による児童・生徒等の安否確認等

緊急連絡用（引渡し）カード等の連絡先に家庭訪問又は電話で、児童・生徒等、保護者の安否状況を把握する。

また、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害伝言ダイヤル、SNS、保護者コミュニケーションシステム、統合型学習支援サービスなど多様な手段を適時活用して、保護者に学校の状況を伝えるとともに、保護者から学校への安否情報提供を依頼する。

さらに、本人や友人、近隣者等の安否を記入できるノートを学校に備え、記入させる方法や区市町村掲示板に学校と連絡をとるよう掲示するなどして、安否情報の収集に努める。

校長は、児童・生徒等の被災状況を把握し、所管の学校経営支援センターに報告する。

大規模な地震が起こった後は、しばらく通信機器の被災や回線の混雑により、学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることが考えられる。電話回線に比べて、インターネットは比較的災害に強いと言われており、電子メールやホームページなど電話以外の通信手段、情報発信手段を準備することで、災害時の情報収集・発信能力を高めることができる。

なお、児童・生徒等の安否確認については、東京都総務局総合防災部が作成している「災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック」を参考にする。

2 全国避難者情報システムからの情報収集

東日本大震災等では、多くの住民が全国各地へ避難し、避難先の把握が課題となった。これを踏まえ、総務省では「全国避難者情報システム」を構築し、避難先市町村から提供された情報を、避難元市町村が各種給付や減免措置等の連絡に活用できる仕組みを整備している。

学校は、震災時に備え、あらかじめ災害時の「全国避難者情報システム」について周知しておく。

3 教科書、文房具等の被害状況の把握

児童・生徒等の安否確認とあわせて、教科書や文房具等の紛失・焼失の状況を把握し、所管の学校経営支援センターに報告する。

第2 学校教育施設の再建

校舎について、補修や改修が必要な箇所を点検する。

被害の程度が大きい場合は、学校経営支援センターに対し、危険度判定を要請する。

一方、部分的な補修で対応可能な場合は、「都立学校施設維持管理業務に関する通知」に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）に修繕を要請する。

第3 授業再開の準備

1 学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示し、学校教育の再開に向けて、下記の被害状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じる。

児童・生徒等・ 教職員の被害	発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）以下の内容を取りまとめる。 ○児童・生徒等及びその家族の安否、住居等の被害状況 ○教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況
校舎等の施設、 設備の被害	校舎等の施設・設備の被害状況を把握し、必要な応急措置等を講じる。 ○学校施設・設備の安全確認、転倒物等の片付け・整理 ※後日の報告等に備え、被害状況等は写真撮影し、校内平面図に位置を明記して記録する。 ○危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置 ○学校給食施設・備品の点検と必要な措置 ○ライフライン（上下水道、電力、電話等）の使用可否確認 ※使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施 ○危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定及び表示 ○区市町村教育委員会に対し、以下を要請 ・専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」） ・被害箇所の応急処置・復旧 ・ライフライン事業者による点検・復旧 : :
通学路・ 通学手段の被害	通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常に通学手段による通学の可否について検討する。 ・学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所 ・スクールバスの運行可能性 ※区市町村教育委員会を通じ、委託事業者を確認。ただし、特別支援学校は区市町村教育委員会を通さず、直接委託事業者を確認する。 : :

2 被災児童・生徒等への支援

①教科書・学用品等の確保

校長は、児童・生徒等の学習に支障が生じないように、以下のとおり教科書・学用品等の確保に努める。

- ・児童・生徒等の安否確認及び被害状況確認を通じて把握した教科書・学用品等の損失状況を取りまとめ、速やかに区市町村教育委員会へ報告する。
 ※災害救助法が適用された場合は、学用品の給与が実施される。
- ・当面必要な教材・学用品等については、学校に備えている教材等を有効利用して対応する。
- ・教科書等を所持していない児童・生徒等に配慮し、必要に応じてワークシート等を活用する。

②就学の機会確保

校長は、学級担任に指示し、事故・災害等により被災し、就学援助が必要な児童・生徒等の把握に努める。あわせて、その情報を取りまとめ、区市町村教育委員会に報告する。

③避難・移動した児童・生徒等、転出する児童・生徒等への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した児童・生徒等及び転出する児童・生徒等について、以下のとおり対応する。

- ・避難・移動した児童・生徒等について、電話等による連絡や移動先への訪問などを行い、在籍校への復帰時期等の実状を把握する。
- ・転出した児童・生徒等については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等に十分配慮する。

3 児童・生徒等の通学路の安全確認等

授業再開に当たっては、児童・生徒等が安全に通学できるよう、通学路の安全確認を行う。安全確認は、通学区域地区担当の教職員が行う。

スクールバスの運行経路を変更する必要がある場合は、関係する特別支援学校長が、スクールバス契約で指定された運送管理者の職務として、緊急的な運行経路（以下「緊急ルート」という。）を設定する。

契約相手方である会社側の添乗員は、契約上、不測の事態が発生したときは臨機に適切な措置を講じる責務を有しており、携帯電話等を携行し、緊急時には運送管理者の指示に従って迅速かつ適切に対応することとされている。このため、関係する特別支援学校長は、添乗員と直接連絡を取り、緊急ルートを決定し、保護者に周知する。

なお、契約者である学校経営支援センターに対しては、契約変更手続等の関係上、緊急ルート決定時には速やかに内容を連絡する。やむを得ず事前連絡ができない場合は、事後に連絡する。

4 授業再開時期の決定

都立学校は、学校経営支援センターと協議の上、授業再開時期の目途を定める。

必要に応じて、都立学校教育部高等学校教育課（指導部高等学校教育指導課、指導部義務教育指導課と連携）、特別支援教育課（指導部特別支援教育指導課と連携）に相談する。

これらを踏まえ、校長は、学校の実情に応じて再開時期を決定する。協議に当たっては、学校施設の応急復旧の状況、被災校舎の立入禁止等の安全対策、通学路の安全確保の状況、上水道の復旧状況、使用可能な教室数、登校可能な児童・生徒等の人数、避難住民の意向等を考慮する。

5 授業再開の保護者への周知

授業再開に当たっては、学校は授業再開の時期について、電話連絡網、掲示、案内などを通じて保護者に周知する。

第4 応急教育計画の作成

校長は、第3の「1 学校教育の再開に向けた被害状況調査」の結果を踏まえ、区市町村教育委員会と協議・連携し、以下の①～④について検討の上、地域や学校の実態に即した応急教育計画を作成する。

計画の作成に当たっては、学校経営支援センター、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童・生徒等の心身の状態に配慮するとともに、速やかに保護者及び児童・生徒等へ周知する。

応急教育計画に基づく教育活動の再開に際しては、平常時と同様の教育活動が行えない場合が想定されることから、健康・安全教育や生活指導に重点を置き、弾力的な教育活動を行うよう配慮する。

また、児童・生徒等の心のケアについても十分留意する。

【応急教育計画作成に当たっての主な留意点】

- ・平常時と同様の教育活動が行えない場合であっても、可能な範囲で教育活動の維持・推進を図ること。
- ・登校する児童・生徒等の人数に応じた計画とすること。
- ・地域の実情を踏まえ、学年や発達の段階に応じた計画とすること。

①教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を使用するほか、必要に応じて、他施設（隣接校、その他の公共施設等）の借用や仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。

※事故等の場合は、発現場等の使用を避けた校舎使用計画を検討する。

なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。

また、他施設を借用する場合は、当該施設への通学手段や通学時の安全確保についても併せて検討する。

②教育課程等の再編成

被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を行う。

- ・授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、2部授業、複式授業等）
- ・臨時学級の編制
- ・臨時時間割の作成
- ・教職員の再配置・確保
- ・学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫（校庭や学校外施設の活用等）
- ・給食への対応（調理不要物資による簡易給食、弁当持参等）

③避難所運営との調整

学校施設が避難所として使用されている場合は、教育活動の再開に向け、避難所運営組織と協議し、以下の点について確認・依頼する。

【避難所運営組織との協議事項】

- ・立入禁止区域（危険箇所及び学校教育に使用する区域）の確認
- ・動線の設定（児童・生徒等や学校関係者と避難者の動線を可能な限り区分）
- ・生活ルール（活動時間帯、施設・設備の利用方法等）
- ・
- ・

④教育活動再開時期の決定・連絡

次の状況を考慮しつつ、区市町村教育委員会と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。

【教育活動再開における考慮事項】

- ・学校施設の応急復旧状況
- ・危険箇所の立入禁止措置等の安全対策の状況
- ・ライフライン（上下水道・トイレ、電力、通信回線等）の復旧状況
- ・通学路の安全確保状況
- ・利用可能な教室数等、教育の場の確保状況
- ・登校可能な児童・生徒等の人数、勤務可能な教職員数
- ・避難所としての学校利用状況 など

授業再開時期を決定した後は、多様な手段を活用し、保護者及び児童・生徒等へ連絡する。

第5 心のケアの充実

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の例からも、発災後は、地震への恐怖、家族等の死傷に伴う悲しみ、今後の生活等に対する不安などにより、大人・子供を問わず心が疲弊した状態にあることがわかっていく。

このため、児童・生徒等の心の状態に十分配慮し、丁寧な心のケアに努めるとともに、児童・生徒等の対応に当たる教職員についても配慮する必要がある。

学校は、教育委員会や医療機関、相談機関等の関係機関と連携し、スクールカウンセラー、精神科医、臨床心理士等の専門家による、震災後の心のケア対策の充実に努める。

事件・事故災害時におけるストレス症状のある児童・生徒等への対応は、基本的には平常時と同様である。健康観察等により、速やかに児童・生徒等の異変に気づき、問題の性質（早急な対応の必要性、医療の要否等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と密に連携する。

その上で、学級担任、養護教諭をはじめとする校内組織（教育相談部等）が連携し、組織的に支援に当たることが重要である。

いつでも適切な対応が迅速に行えるよう、平常時から児童生徒等の心のケアに関する体制づくりを行っておく必要がある。

それぞれの役割分担は、以下のとおりとする。

1 震災から学校再開まで（安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立）

(1) 管理職

- ア 子供の安否確認、被災状況、心身の健康状態の把握についての指示（家庭訪問・避難所訪問）
- イ 臨時の学校環境衛生検査の実施に関する検討
- ウ 教職員間での情報共有
- エ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり
- オ 子供の心のケアに向けた組織体制及び役割分担の確認
- カ 心のケアに関する対応方針の決定と共通理解の形成、全体計画の作成
- キ 地域の関係機関等との協力体制の確立
- ク 保護者との連携・健康観察の強化依頼等
- ケ 緊急支援チームの受け入れ
- ☆ 報道関係機関への対応
- ☆ 障害や慢性疾患のある子供への対応

(2) 養護教諭

- ア 安否確認及び心身の健康状態の把握
 - ・家庭訪問、避難所訪問
 - ・健康観察の強化
 - ・教職員間での情報共有
 - ・学級担任等との連携
- イ 保健室の状況確認と整備
- ウ 管理職との連携
- エ 学校医、学校薬剤師との連携
- オ 心のケアに関する啓発資料の準備
- ☆ 障害や慢性疾患のある子供への対応

(3) 学級担任等

- ア 安否の確認及び心身の健康状態の把握
- イ 家庭訪問、避難所訪問
 - ・子供の家庭の被災状況の把握
- ウ 学校再開へ向けた準備
 - ・校内の被害状況、衛生状況の調査
 - ・安全確保
- エ 養護教諭との連携
- ☆ 障害や慢性疾患のある子供への対応

(4) 学校医とスクールカウンセラー等

- ア 災害の概要把握及び学校内の対応状況の確認
- イ 子供のメンタルヘルスに関する緊急事態の見立て
- ウ 教職員へのコンサルテーション
- エ 子供及び保護者との個別面談の準備
- オ 養護教諭と協力して、心のケアの資料を準備・作成
- カ 関係機関との連携における調整・つなぎ役

2 学校再開から1週間（心身の健康状態の把握と支援活動）

(1) 管理職

- ア 子供の心身の健康状態の把握と支援活動の指示
 - ・健康観察の強化
 - ・家庭での様子の把握
 - ・臨時の健康診断の実施に関する検討
 - ・教職員間での情報共有
 - ・質問紙調査等の実施
 - ・相談希望調査等の実施
 - ・個別面談の実施
 - ・医療機関等との連携等
- イ 保護者への啓発活動の実施に関する指示
 - ・家庭での健康観察強化の依頼
 - ・啓発資料の配布等
- ウ 朝礼等における心のケアに関する講話の実施
- エ 安全・安心の確保への対応
 - ・被害の拡大、二次的被害の防止
- オ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり
- ☆ 障害や慢性疾患のある子供への対応

(2) 養護教諭

- ア 心身の健康状態の把握
 - ・健康観察の強化
 - ・心のケアに関する質問紙調査、相談希望調査等
 - ・教職員間での情報共有
- イ 保健だより等の啓発資料の配布
- ウ 管理職との連携
- エ 心のケアに関する保健指導の実施
- オ 健康相談の実施
- カ 学校医、スクールカウンセラー、専門機関等との連携
- キ 感染症の予防対策
- ☆ 障害や慢性疾患のある子供への対応

(3) 学級担任等

- ア 心身の健康状態の把握
 - ・健康観察の強化
 - ・心のケアに関する質問紙調査、相談希望調査等
- イ 教職員間での情報共有
- ウ 保護者との連携
 - ・啓発資料の配布
 - ・家庭での健康観察強化の依頼
 - ・個別指導
- エ 養護教諭との連携

☆ 障害や慢性疾患のある子供への対応

(4) 学校医とスクールカウンセラー等

① 子供や保護者に対して

- ア 子供や保護者の個別面談
- イ 必要に応じて地域の専門機関への紹介

② 教職員に対して

- ア 子供への対応に関する助言及びストレス対応研修
- イ 校内関係委員会への参加による共通理解の形成
- ウ 教職員間での情報の共有
- エ 個別支援

3 心身の健康状態の把握

校長は、事故・災害等の発生後、被災した児童・生徒等及び事故・災害等の目撃するなどにより、心身の健康に影響を受ける可能性がある児童・生徒等（以下、「当該児童・生徒等」とする。）について、各教職員に次の役割分担に基づく対応を指示し、その心身の健康状態を把握する。

(1) 学級担任

- ・「危機発生時の健康観察様式」を用いて、当該児童・生徒等の健康状態を把握する。
- ・必要に応じて保護者と連絡をとり、当該児童・生徒等の状況等について情報収集を行う。
- ・これらの結果は、養護教諭へ共有する。

(2) 保護者からの情報収集

- ・学級担任は、保護者に「身体状況等調査票」を配布し、記入の上、提出を求める。
- ・学級担任は、内容を確認の上、「危機発生時の健康観察様式」とともに養護教諭へ提出する。

(3) 養護教諭

- ・学級担任から得た情報及び保健室を訪れる児童の状況等を基に、全体的な傾向及び個別の児童・生徒等の状況を把握・整理し、管理職に報告する。

(4) 養護教諭

- ・当該児童・生徒等について注意深く観察し、気付いた事項を学級担任及び養護教諭に共有する。

4 ト라우マ反応への対応

事故・災害等によりトラウマを経験した児童・生徒等には、情緒面、行動面、身体面、認知面などにおいて、下表に示すような様々な反応が現れることがある。

情緒面	・恐怖・怒り・抑うつ ・フラッシュバック	・分離不安・退行（いわゆる「赤ちゃん返り」） ・感情の麻ひ	・睡眠障害 等
行動面	・落ち着きのなさ ・衝動的な行動（暴力的行為・自傷行為等）	・いらだち	・集中力の低下 ・非行・薬物乱用 等
身体面	・吐き気・嘔吐 ・かゆみ等の皮膚症状 等	・頭痛・腹痛などの身体的な痛みの訴え	
認知面	・安全感や他者への信頼感の喪失 ・自尊感情の低下	・罪悪感	・対人関係上の様々なトラブル 等

危機発生直後、強いストレスにさらされた児童・生徒等にトラウマ反応が見られる場合には、次に示す点に留意して対応する。

○穏やかに子供のそばに寄り添う。

○「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだよ」などと伝える。

・不安に対して

- 子供の話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安には子供が理解できる言葉で、現在の状況を説明する。
- ただし、子供の気持ちを根掘り葉掘りきいたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。

・体の反応に対して

- 体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状（気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、おなかが痛い、息苦しいなど）を訴える場合もある。
- 体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクセーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。

・叱らないこと

- 不安状態であるときに、子供はふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまったりする。それに対して叱られると、不安が増してしまう。
- このような状態の時は、子供が失敗しても「けがはなかった？」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

※出典：文部科学省「学校における子供の心のケアサインを見逃さないためにー」（平成26年3月）

5 心のケア体制の構築

校長は前記3に基づき、必要と認める場合には、以下のとおり「心のケア委員会」を設置し、当該児童・生徒等に対する心のケア体制を確立する。

[心のケア委員会]

構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・校長 ・副校長 ・教務主任 ・生徒指導主任 ・保健主事 ・養護教諭 ・当該児童等の学級担任 【必要に応じ、以下の者へも参加を要請する】 ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー ・学校医
協議・検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該児童・生徒等の心身の健康状態に関する情報の把握及び共有 ・対応方針の決定（全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否 等） ・ケア及び指導の方法（個別ケア、集団指導等） ・保護者等からの相談窓口設置の要否 ・教職員間の役割分担の整理（ケア・指導の担当者等） ・専門機関等の支援者の役割分担及び支援内容の整理 ・教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否

6 関係機関等との連携

校長は、当該児童・生徒等の心のケアを行うに当たり、必要に応じて、地域の専門機関等（関係機関・団体、心のケアに関する医療機関等）との連携を図る。

なお、医療機関等の地域の専門機関等を紹介する場合には、当該児童・生徒等及びその保護者に対し、

当該期間の役割や相談等の必要性について丁寧に説明し、了解を得るものとする。

7 教職員の心のケア

(1) 管理職の対応

校長は、事故・災害等の発生後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど、心の健康に配慮する観点から、例えば以下の対応を検討する。

- ・被災した教職員に対し、勤務内容や業務量等について現実的な配慮を行う。
- ・学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。
- ・報道対応の窓口を一本化し、教職員の負担を軽減する。
- ・不要不急の業務を見極め、教職員の業務分担の見直し、応援職員の要請、臨時の人員配置等を検討する。
- ・事故・災害等への対応は、個人に負担を集中させず、チームで対応する体制を整える。
- ・教職員の心の健康に関する研修会を実施する。
- ・状況に応じて、心の健康に関するチェックを行う。
- ・休暇取得が本人の不利にならないように配慮する。

また、一日の活動の終わりに、教職員間（必要に応じてスクールカウンセラー等を交えて）で、その日の活動を振り返る時間を設け、自由に安心して話せる環境の下で、子供に関する情報共有や自身の体験、それに伴う感情を語り合う機会を確保する。

(2) 教職員の対応

教職員は、事故・災害等の発生後に児童・生徒等への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解し、以下の点を心がける。

- ・個人ができることには限界があることを認識し、一人で抱え込まない。
- ・ストレスに伴う心身の不調は誰にでも起こり得ることを理解し、相談や受診をためらわない。
- ・リラクゼーションや気分転換を意識的に取り入れる。

さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察し、不調をできるだけ早期に発見して、休息や相談につなげるよう努める。

第6 転出入に伴う学籍変更等

避難先が遠距離となり通学が困難な場合には、本人及び保護者の意向を十分に聞き取った上で、必要に応じて転退学の手続をとる

一方、学校に通学可能な範囲の避難所に避難している児童・生徒等については、原則として元の学校に籍を置くものとする。

なお、学校はこれらの取扱いについてあらかじめ保護者に十分周知するとともに、転出入に伴う手続について、避難所等への掲示などにより、保護者への周知徹底を図る。

第7 入学（就学）相談に関する対応

入学（就学）を控えた児童・生徒等の保護者にとって、震災後の混乱した状況下での入学（就学）は大きな不安要因となる。

このため、学校は、入学（就学）前の相談が円滑に行えるよう、相談コーナー（相談窓口）を設置し、保護者及び児童・生徒等の不安の解消に努める。

入学者選抜の日程変更等を検討する場合には、受検者間に不公平が生じないよう、統一的な対応を図る観点から、公私連絡協議会（教育庁、生活文化局私学部、一般財団法人東京私立中学高等学校協会）で構成）を開催して検討・協議を行う。

都立高等学校の受検者の被災状況等により、必要に応じて、入学者選拔出願書類の提出期限の変更、入学考査料の納入猶予、入学者選抜試験の日程変更、試験会場の変更等の措置を講じる。

実施した措置については、学校や報道機関等を通じて、受検者に周知する。

第8 授業料の免除等

東京都地域防災計画においては、区市町村が、被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減額・免除について、必要な計画を策定することとされている。

教育委員会では、災害救助法が適用された場合、東京都立学校の授業料等徴収条例に基づき、都立学校の入学考査料、入学料及び授業料について、減額、免除又は納付期限の延長の措置を行う。

この場合、全ての都立学校及び教育委員会において、被災者に対し、これらの減免制度について十分に周知するとともに、報道機関への資料提供等により、制度の広報を行う。

なお、授業料については、国の「高等学校等就学支援金」制度や、都の減免制度の適用を受ける者は徴収対象とならない。

これらに該当せず、授業料の徴収対象になる場合であっても、被災により授業料の納付が困難と認められる者については、減額、免除又は納付期限の延長の措置を行う。

また、教科書等の学用品を必要とする被災した児童・生徒については、高校の教科書の給与は災害援助法の適用対象外であるが、必要とする生徒数が多い場合には、国に支援を要請する。

第3編 学校の危機管理

第2部 自然災害（風水害・津波・ 落雷・火山噴火・高温等編）

- 第1 特徴
- 第2 都等の取組
- 第3 学校における対応
- 第4 教育庁の配備態勢

第2部 自然災害（風水害・津波・落雷・火山噴火・高温等編）

第1 特徴

1 風水害

風水害は、台風の接近や豪雨の発生など、時間の経過に伴って状況が変化する災害であり、突発的に発生する震災とは性質が異なる。気象情報等により事前に予測できる場合が多い一方で、そのことから対応が後手に回りやすいという特徴がある。

しかし、風水害等についても、事前の備えや状況に応じた適切な対応を行わなければ、被害が拡大するおそれがある。学校においては、安易に判断することなく、被害を最小限に抑えるための準備を行っておくことが重要である。

風水害等への対応は、震災と同様に自然災害として位置付け、基本的な考え方や対応の枠組みについては、原則として震災時の対応に準じて行う。

なお、東京都においては、近年の市街地の拡大に伴い、地域が本来持っていた保水・遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことによる、いわゆる都市型水害が頻発している。河川の氾濫や下水道からの雨水の噴出による浸水被害が各地で発生している。

平成27年関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫により多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになり、水防法の改正が行われた。

東京都においても、平成30年7月豪雨、令和元年の台風第15号及び第19号等による甚大な被害を踏まえ、「防災事業の緊急総点検」や「大規模風水害検証会議」を実施し、風水害対策の検証を進めてきた。これらの検証結果等を踏まえ、「東京都地域防災計画（風水害編）」が策定されている。

2 落雷

落雷事故については年間を通じて発生する可能性があるが、東京都を含む太平洋側の地域では、4月から9月までの間が落雷の多い季節とされており、特に注意が必要である。厚い黒雲が頭上に上がった際には雷雲（積乱雲）の接近に注意し、かすかでも雷鳴が聞こえる際には落雷の危険がある。この場合、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難する必要がある。指導者は、天候の急変に対応するため計画の変更・中止をためらわず行うことが求められる。

3 高温

近年、熱中症の発生率は地球温暖化の影響で増加傾向にある。熱中症とは、高温多湿な環境下で、発汗による体温調節等がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態をさす。学校の管理下での熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものである。また、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生することがあるので注意が必要である。

熱中症を予防するには、環境省が発表する熱中症警戒情報や熱中症特別警戒情報を確認するとともに、活動前には活動場所で暑さ指数（WBGT）※を測定し、対応を判断することが必要となってくる。

※暑さ指数（WBGT：Wet Bulb Globe Temperature：湿球黒球温度）は、熱中症の危険度を判断する環境条件の指標である。このWBGTは、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、風（気流）の要素を取り入れた指標で、単位は、気温と同じ℃を用いる。

第2 都等の取組

1 洪水対策（総合的な治水対策）

気候変動に伴う気温上昇により、将来的に降雨量が1.1倍に増加する可能性があること踏まえ、東京都では令和5年12月に「東京都豪雨対策基本方針」を改定し、豪雨対策の目標降雨を10ミリ引き上げるとともに、地域特性に応じて5つの施策（①外水はん濫を防ぐ「河川整備」、②内水はん濫を防ぐ「下水道整備」、③雨水の流出を抑える「流域対策」、④水害に強い「家づくり・まちづくり対策」、⑤生命を守る「避難方策」）を組み合わせ、重点的な対策強化と段階的な事業展開を進めている。

2 高潮対策

伊勢湾台風級の台風による異常高潮を想定し、都建設局及び都港湾局では、河川や海岸の堤防、護岸等の整備を推進している。

また、水門閉鎖時における内部河川や運河の氾濫を防止するため、内水排除対策を実施している。

具体的には、伊勢湾台風級の高潮（最大A.P. +5.10m）に対応できるよう、東部低地帯を流れる河川において、高潮防潮堤及び護岸の整備を進めている。

3 津波等対策

東京都、国土交通省関東地方整備局及び区市町村は、管理区域である河川・海岸・港湾施設等の整備に連携して取り組んでいる。

「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」に基づき、河川、海岸保全施設等の耐震性の向上策や、堤防の内側への浸水が生じた場合の対応策など、必要な対策を講じている。

なお、津波対策については、堤防高の変更はせず、現行計画に基づく高潮対策を進めることにより、対応することとしている。

今後についても、国の中央防災会議等における地震・津波の検討結果を注視し、必要に応じて対策を実施する。

4 土石流、地すべり、がけ崩れ対策

東京都では、土石流、地すべり、がけ崩れの危険性が高い箇所や、過去に災害が発生した箇所を対象として、砂防堰堤の整備や、急傾斜地の崩壊防止工事などの対策を実施している。

また、土砂災害のおそれがあり、移転等が困難な避難所や災害時要援護者関連施設については、対策の必要性を検討した上で、必要に応じて土砂災害対策施設を順次整備している。

※東京都地域防災計画の詳細は、下記の東京都防災ホームページを参照

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000061/1000903/index.html>

5 落雷対策

東京都では、「地域防災計画（風水害編）」において、積乱雲に伴う激しい現象の1つとして落雷を取り上げ、雷注意報が発令された際の避難行動について取り上げている。

また、東京都教育委員会では、安全教育の実践的な指導資料として毎年度、「安全教育プログラム」を作成しており、指導者に対し、児童・生徒等に対して「落雷に遭わない安全な行動の仕方を確認すること」について指導するよう求めている。

さらに、児童・生徒等が防災アクション（行動）を起こすためのデジタル学習教材である「防災ノート～災害と安全～」においても、「自分の命を守るための行動」として、落雷対応を取り上げている。

あわせて、文部科学省では、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（主な掲載P39）において、学校での落雷への対応における留意点を示している。

6 熱中症対策

東京都では熱中症対策ポータルサイトの開設や、令和7年度より都独自の指標による暑さマップの運用を行っている。

また、東京都教育委員会では、各学校等で熱中症警戒アラート等を活用し、児童・生徒等の命や健康を守ることを目的として「熱中症対策ガイドライン」を策定するとともに、熱中症事故防止に向けた啓発リーフレット（教員用／児童・生徒用／保護者用）を作成し、こうした情報を「Tokyo体育健康ポータル」等で広く周知することで、各学校において、教育活動における熱中症対策を講じるよう求めている。

さらに、令和7年6月1日より改正労働安全衛生規則が施行され、事業者職場における熱中症対策が義務付けられたことを踏まえ、東京都教育委員会においても「熱中症を生ずるおそれのある作業」の把握、「熱中症発生時の連絡体制」及び「熱中症発生時の措置」等、職場における熱中症対策を講じることとしている。

（参考）

「Tokyo体育健康ポータル」

<https://www.taiiku-kenko-edu.metro.tokyo.lg.jp/index.html>

「熱中症対策ガイドライン（追補版）」令和7年6月

https://www.taiiku-kenko-edu.metro.tokyo.lg.jp/accident_prevention/heatstroke.html

「熱中症事故防止リーフレット」

https://www.taiiku-kenko-edu.metro.tokyo.lg.jp/accident_prevention/heatstroke_leaflet.html

第3 学校における対応

各学校では、震災編を参考に風水害・津波・雷・火山災害・高温についても危機管理計画を策定し、沿岸部や河川への隣接及び急傾斜地等、学校のおかれている地域の実情に応じた（広域）避難場所や避難経路、さらに通学路の安全点検を行う等、児童・生徒等の安全確保に万全を期すこと。

危機管理計画の策定に際しては、文部科学省が作成している「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」も参考とする。

なお、落雷事故の防止については、令和6年、令和7年と連続して全国で部活における活動中の落雷事故が発生している状況を踏まえ、以下に留意点を示す。部活動担当者だけでなく、教職員全員が同留意点を把握するとともに、事故の防止について管理職を中心に学校組織全体で適切な対応を取ること。

また、児童・生徒等が参加する地域クラブ活動においても適切な対応が図られるよう、各学校において必要な連携を図ること。

【落雷事故の防止に係る留意点】

- 雷は、積乱雲の位置次第で、海面、平野、山岳など場所を選ばず落ちる。また、周囲より高いものほど落ちやすいという特徴がある。
- グラウンド、平地、山頂、尾根等の周囲の開けた場所にいると、積乱雲から直接人体に落雷（直撃雷）することがあり、その場合、適切な救護活動を行ったとしても、約8割の人が命を落とすとされている。
- また、落雷を受けた樹木等のそばに人がいると、その樹木等から人体へ雷が飛び移る（側撃雷）ことがある。木の下で雨宿りなどをしていて死傷する事故は、ほとんどがこの側撃雷である。
- 落雷による死亡事故の半数以上が、「直撃雷」及び「側撃雷」によるものである。
- このほか、地面に落ちた雷が、地面の表面に沿って伝わることによる感電被害も想定される。
- さらに、屋内であっても、電話線やアンテナ線を経由して雷が侵入してくることや落雷による火災被害の発生も想定される。

- 朝や活動実施前においては、事前に雷注意報の有無や、気象情報（雷ナウキャスト）等を確認し、注意報がある場合には活動を原則中止すること。
- 活動中も随時空の様子を確認し、以下に示す発達した積乱雲が近づく兆候や、天候の急変などが発生した場合には活動を中止し、すぐに安全な場所へ避難すること。
 - ・真っ黒な雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
 - ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
 - ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
 - ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す。
- 落雷の危険がある場合には、すぐに以下の通り雷から身を守る行動をとること。
 - ・建物や屋根付きの乗り物へ避難する。
 - ・木や電柱から、4 m以上離れる。
 - ※高い木の近くは危険であることから、最低でも、木の全ての幹、枝、葉から2メートル以上は離れる。
 - ・近くに避難する場所がない場合は、姿勢を低くする。
- 単独の積乱雲による激しい現象は、30分から1時間程度で弱まることが多い。最後の雷鳴があった後、30分経過しても、次の雷鳴を聞かなくなったかが安全を確認する目安になる。
- このほか、気象庁ウェブサイト（※1）において、雷注意報等の発表状況や、雷発生の感応性の高い地域が地図上で確認できる「雷ナウキャスト」（※2）などの情報が提供されている。また、東京都教育委員会では教職員の落雷に対する意識の向上と、事故の未然防止のため、指導資料として「落雷から子供を守る教員のためのフローチャート」（※3）を作成している。こうした情報も活用し、落雷事故の防止に努めること。
 - ※1 気象庁ウェブサイト
<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>
 - ※2 「雷ナウキャスト」
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/thunder2-1.html>
 - ※3 東京都教育委員会「落雷から子供を守る教員のためのフローチャート」
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/document/safety/-lightning_strike

学校における熱中症対策については、教職員や部活動の指導者等で共通認識を図りながら、それほど気温の高くない（25～30℃）時期から適切な措置を講ずることや、活動の場所や種類にかかわらず暑さ指数（WBGT）や熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）・熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）等に基づき活動実施を判断すること、熱中症事故防止に関して児童・生徒等へ適切に指導を行うこと等が必要である。そのため、以下のとおり、対応を行うこと。

- 熱中症は、未然に防止できることや、児童・生徒等の健康や生命に甚大な影響を与えることを、学校全体及び指導者が十分に認識した上で指導に当たること。
- 活動中やその前後に、適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境を整えるとともに、児童・生徒同士で互いに水分補給や休憩の声掛け等を行うよう指導すること。
- 空調設備を適切に活用し、活動する場所の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。
- 運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても熱中症事故が発生していることにも十分留意すること。
- 天候・気温、活動内容・場所、児童・生徒等の暑熱順化（暑さに徐々にならしていくこと）等の状況により、活動量・内容・時間・場所を変更するなど、柔軟な対応を行うこと。
 - なお、暑さ指数（WBGT）によっては、活動を中止又は延期すること。
- 暑さ指数（WBGT）に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童・生徒等の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期すること。

- 児童・生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導すること。
- 運動等を行った後は、気象状況も踏まえつつ、十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動（登下校を含む）を行うこと。
- 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分や塩分の補給、体の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと。
- 水筒を持ち歩く際は、なるべくカバン等に入れて腹部に抱えないようにすること、水筒を首や肩にかけて状態で走らないこと、活動の際には水筒を置くようにすること等について、指導すること。

併せて、令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則を踏まえ、各学校において「職場における熱中症対策」に取り組むこと。

なお、具体的な熱中症対策の検討については、学校等が選任している安全衛生管理者等（各種安全衛生管理者、安全管理者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者等）が中心となって実施すること。

（参考）「職場における熱中症対策」

※令和7年5月26日付7教総総第503号「職場における熱中症対策の強化について（依頼）」から抜粋

熱中症を生ずるおそれのある作業の把握	学校等において、「WBGT（湿球黒球温度）28 以上又は気温31度以上の作業場において行われる作業（出張に伴う用務も含む。）で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの」を適切に把握します。 その判断の際には、なるべく実際の作業場でWBGT値を実測するほか、実測できない場合には、「熱中症予防情報サイト（環境省）」における実況・予測や、気温・湿度を参考にして、適切に対象作業を把握してください。
「熱中症発生時の連絡体制」及び「熱中症発生時の措置」の策定	熱中症を生ずる恐れのある作業（出張に伴う用務も含む。）を行う学校等において、後掲の参考様式（「熱中症発生時の連絡体制・措置（対応フロー）」）等を活用し、「熱中症発生時の連絡体制」及び「熱中症発生時の措置」を策定してください。
職員への周知	学校等において作成した「熱中症発生時の連絡体制」及び「熱中症発生時の措置」について、庁舎内での掲示、メールでの配信、部署内のポータルサイトへの掲載等により、各職員へ周知してください。

また、具体的な熱中症対策については、以下のウェブサイト等を参照すること。

- ・ 熱中症予防情報サイト（環境省）

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

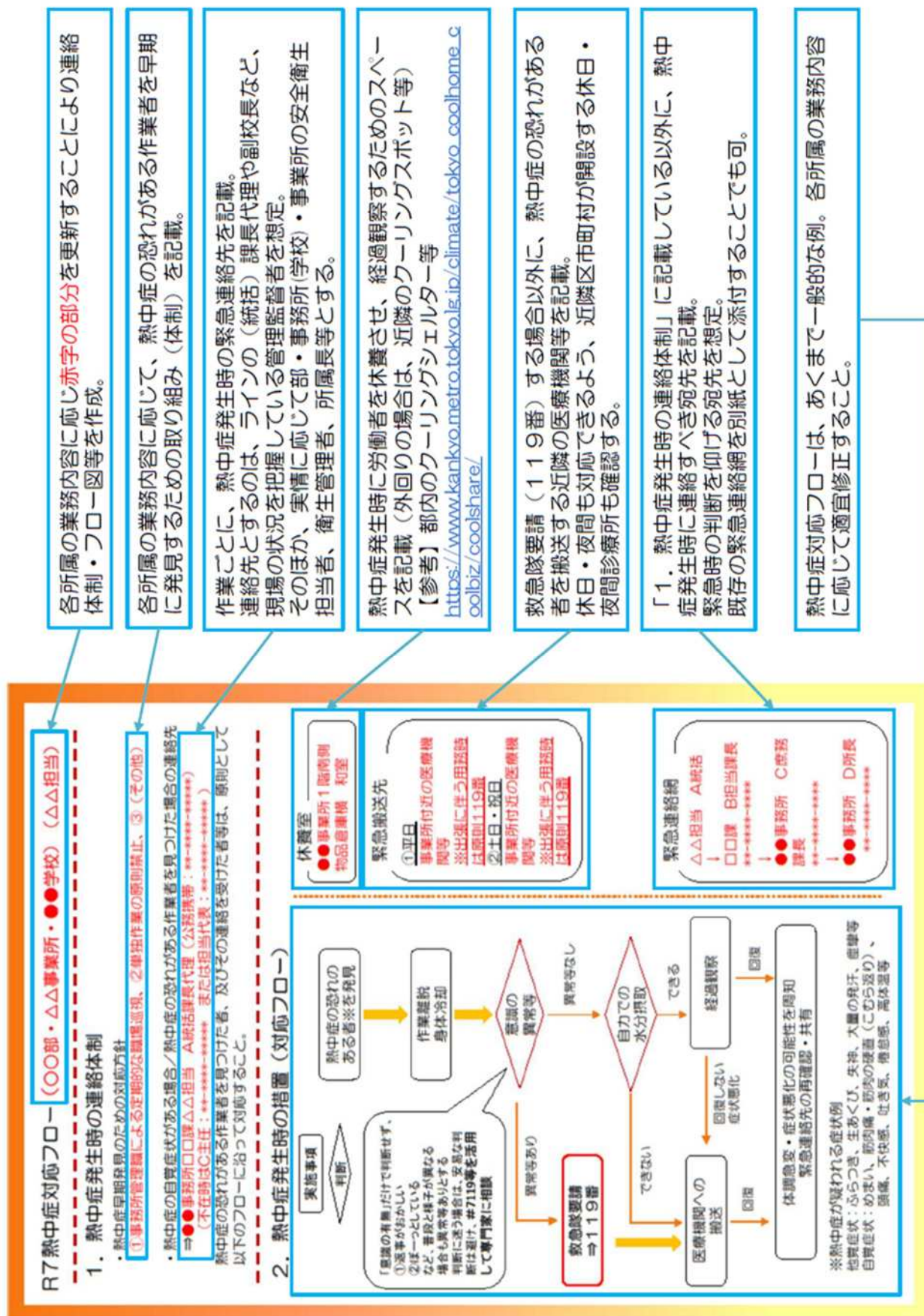
※暑さ指数(WBGT)の解説、実況と予測、過去データなどが参照できる。

- ・ 職場における熱中症予防情報（厚生労働省）

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

- ・ 東京都熱中症対策ポータル

<https://wbgt.metro.tokyo.lg.jp/>



第4 教育庁の配備態勢

1 災害対策本部設置前等の措置

(1) 通信連絡態勢

通信連絡態勢は、台風の接近その他の事由により、情報の収集及び緊急事態の発生等に備えて、連絡態勢を確立しておく必要があると認める場合に発令する。

通信連絡態勢が発令されたときは、総務課安全管理担当職員、広報担当通信要員及び東京都教育委員会災害対策要綱第7の2に定める連絡員は上司の指示があるまで待機し、情報の収集及び連絡の事務に従事する。

(2) 警戒態勢

警戒態勢は、台風の襲来その他の事由により災害が発生するおそれがあり、臨機の措置を講ずる必要があると予測される場合に発令する。

警戒態勢が発令されたときは、次に掲げる職員は、上司の指示があるまで待機し、状況に応じ都立学校における授業の取扱いその他危機管理に関する臨機の措置を検討し、処理しなければならない。

ア 教育庁総務部長、総務部総務課長、調整担当課長及び広報担当課長

イ 教育庁都立学校教育部長、都立学校教育部高等学校教育課長及び特別支援教育課長

ウ 教育庁指導部長、指導部指導企画課長

エ 前各号に掲げる者のほか、教育長又は教育庁部課長が特に指定する。

第3編 学校の危機管理

第3部 事件・事故

第1章 防犯編（不審者侵入時の学校内の安全確保）

- 第1 児童・生徒等の学校内の安全確保（防犯）に関する危機管理の基本方針
- 第2 校内の安全確保（防犯）に関する学校危機管理計画（防犯編）の作成
- 第3 防犯マニュアル（例）
- 第4 児童・生徒等の安全確保及び学校の安全管理についてのチェックリスト
- 第5 事故情報等の収集

第2章 新興感染症編

第3章 事故編

- 第1 大規模な停電
- 第2 爆破予告等における対処事例
- 第3 交通事故への対応

第4章 テロ、NBCR災害編

- 第1 テロ行為
- 第2 NBCR災害（テロによる場合を含む）
- 第3 教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針

第5章 弾道ミサイル編

- 第1 弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動

第6章 野生動物編

第3編 学校の危機管理

第3部 事件・事故

第1章 防犯編（不審者侵入時の学校内の安全確保）

第1 児童・生徒等の学校内の安全確保（防犯）に関する危機管理の基本方針

学校は、児童・生徒等が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行うことができる、安全な場所であればならない。一方で、事故や事件など、学校の安全を脅かす事態が発生する可能性もあることを踏まえ、平常時から適切かつ確実な危機管理体制を整えておく必要がある。

学校内の安全確保に関する危機管理の目的は、次の4点である。

- ・児童・生徒等や教職員の生命を守ること。
- ・危険を察知し、事故・事件の発生を未然に防ぐこと。
- ・万一、事故・事件が発生した場合には、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑えること。
- ・事故・事件の再発防止を図るとともに、教育活動の円滑な再開に向けた対策を講じること。

第2 校内の安全確保（防犯）に関する学校危機管理計画（防犯編）の作成

学校は、校内の安全確保に関する学校危機管理計画（防犯編）（以下、「防犯マニュアル」という。）を、学校独自に作成するものとする。

防犯マニュアルの作成に当たり、文部科学省は、次の4点の作成上の留意点を示している。

- ・文部科学省、各自治体等が作成したマニュアル等を参考にする。
- ・警察や防犯協会等の資料や助言を参考にする。
- ・各学校の特性・実態に応じたものとする。

具体的で誰にでもわかるような明確な内容や表現とする。

※出展：「学校の安全管理に関する取組事例集（平成15年10月・文部科学省）」

特に、防犯マニュアルの実効性を高めるためには、次の点を踏まえ、自校の実態に即した内容とすることが重要である。

- ・職員室が2階にあり、1階の教室への不審者侵入時に危険度が高まる場合があることや、校舎構造上、特別教室の裏側が死角になりやすいこと、など自校の課題を明確にすること。
- ・上記の課題を補うため、不審者に対する施設上の弱点箇所について、教職員による巡視等を継続的に行うなど、学校独自の危機管理体制を構築すること。
- ・保護者、地域社会、関係機関の実態に応じて、連携を図る上での留意点について、共通理解を形成すること。

このように、実際の対応に当たる教職員が、自校の実態を踏まえて活用できる。学校独自のマニュアルを作成することが必要である。

また、学校への不審者侵入を防止する上では、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階でとらえる観点が重要である。

特に「②校門から校舎入口まで」は盲点となりやすいため、十分に注意する必要がある。

1 校内の安全確保に関する防犯マニュアル作成の目的

防犯マニュアルの作成の目的は、次のとおりとする。

- (1) 校内の防犯に関する危機管理について、具体的な方法及び教職員の役割分担等を明らかにするとともに、学校としての危機管理体制を確立する。

(2) 防犯マニュアルの作成や見直し等を通して、学校の危機管理上の課題を明らかにするとともに、教職員の危機管理意識及び対応能力の向上を図る。また、訓練等を通して定期的に見直すことにより、学校全体としての危機対応力の向上を図る。

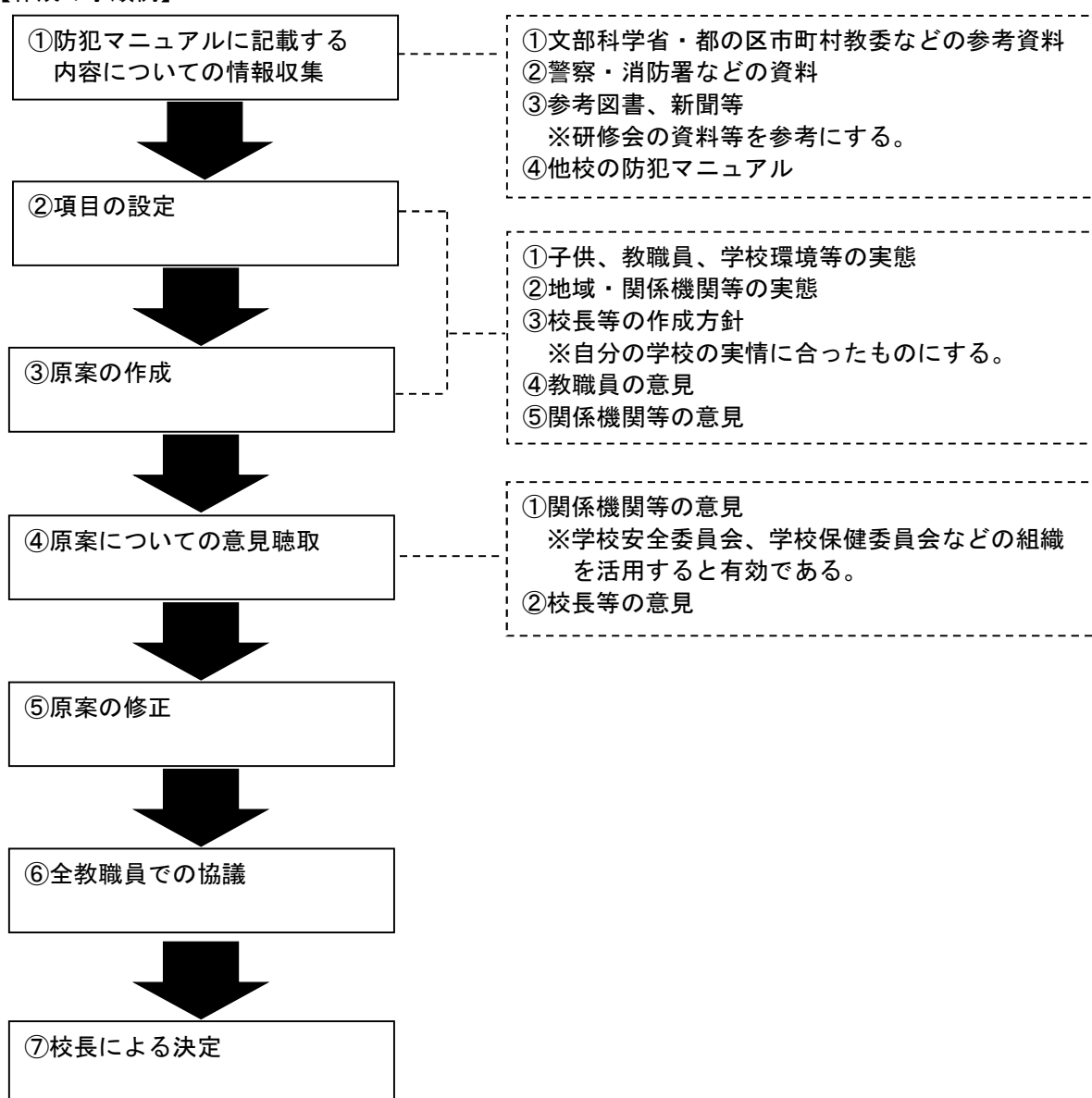
(3) 家庭及び地域の関係機関・団体等との連携や協力体制を整備する。

2 防犯マニュアル作成の手順

防犯マニュアルの作成に当たっては、自然災害における学校危機管理計画の作成（第3編 第1部 第1章 第1「計画の作成」参照）に準じて行う。

具体的には、安全担当者（主幹・主任）を加えた学校危機管理委員会において、各学校の実態や地域の実情を的確に把握した上で、それらを踏まえた防犯マニュアルを作成する。

【作成の手順例】



3 防犯マニュアル作成の観点と内容例

各学校が作成する防犯マニュアルに記載する事項は、各学校の実態や地域の実情等によって異なるが、基本的には、次のような点に留意し、内容を検討する。

- 危機対応に当たっての基本的な考え方や重点に関すること。
- 安全教育及び研修の実施に関すること。
- 緊急事態発生時の緊急対応組織や各係の役割に関すること。
- 不審者侵入時の具体的な対応の仕方に関すること。
- 施設・設備等の使用等に関すること。
- 的確な情報の収集や提供等に関すること。
- 家庭や地域の関係機関・団体等との連携に関すること。
- 心のケアに関すること。
- 教育活動再開に関すること。
- その他必要な事項に関すること。

その際、より活用できるものにするため、図を活用することや、次のような内容を盛り込むことも考えられる。

- 対応の手順一覧表
- 児童・生徒等の保護者引き渡しに関すること。
- 通報等の文例（関係機関等への緊急通報、支援要請、校内放送など）
- 関係機関等の電話番号・FAX番号一覧表など
- 防犯用器具等に関すること。
 - ・ 種類と使い方並びに使用に当たっての留意点等について
 - ・ 防犯用器具などの配置図等
- 記録用紙等の様式（受付名簿、負傷者一覧表、事件の概要記録用紙、巡回日誌、児童・生徒等の引き渡し確認カード、教育委員会への速報用紙など）
- 応急手当の方法並びにそれに必要な用具等の保管場所など
- 教職員への緊急連絡の方法など
- 不審者チェックの仕方など
- チェックリスト
 - ・ 危機管理の取組状況を点検するもの
 - ・ 発生時等に必要な対応をしたかどうか点検できるもの

また、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階の観点を持ち、これらを踏まえたチェック体制を具体化することが重要である。

このため、防犯マニュアルには、学校内外の施設・設備・器具の安全点検に加え、校門及び校舎入口の施錠管理、来訪者等の管理、校内巡回等といった観点からの対策についても記載する。

校門等の施錠管理については、時間帯別及び利用者別に利用箇所を限定するとともに、校門等の解錠・施錠時刻及びその担当者などをあらかじめ定めておく。

これらの取扱いについては、児童・生徒等や保護者に対して、十分に周知し、遵守を呼び掛けることが重要である。

来訪者及び保護者については、受付場所を明確化するとともに、案内の掲示等を行うことや、名簿、受付票への記載等による入退管理の手順・方法を定めておく。

あわせて、来訪者・保護者であることが明確となるよう名札（胸章、保護者カード）等による識別方法についても定める。

教職員は常に「ここは学校であり、その管理を教職員が担っている」という共通認識を持ち、校内で部外者を見かけた場合等には、躊躇することなく確実に確認・声掛けすることを、学校全体の共通理解としておく。

さらに、教職員による校内の定期的な巡視や、教職員、保護者、ボランティア等による校外の巡視・巡回など、学校への不審者侵入を防止するための取組についても、防犯マニュアルに明記する。

学校の状況によっては、警備員による警備や、防犯カメラの設置・運用を行っている場合もある。

そのような場合には、警備員と教職員との役割分担や連携体制、防犯カメラの映像確認手順や担当者などについても、事前に定めて、防犯マニュアルに記載しておくことが必要である。

4 防犯マニュアル作成に当たっての配慮事項

防犯マニュアルは、実際の場面において機能し、児童・生徒等の安全を確保するための対応が迅速かつ的確に行われるとともに、状況に応じて臨機応変な対応が可能な内容としておくことが重要である。

そのため、防犯マニュアルの作成に当たっては、現実起こり得る事態を具体的に想定するとともに、平時には教職員が様々な場所で業務に当たっていることを踏まえ、事件・事故が突然発生した場合でも、に対応できるものとしておく必要がある。

このため、次のような点に配慮することが大切である。

- 児童・生徒等の安全確保を最優先とした内容とすること。
- 職員室等において情報を集中的に管理できるとともに、可能な限り教職員間で情報を共有できる内容とすること。
- 学校、家庭、地域、関係機関等の実情に即した内容とすること。
- 日常の勤務体制を前提に、突発的な事態が発生した場合でも、教職員がスムーズに担当や班の業務に移行できる内容とすること。
- 各担当・班が相互に連携を図りながら対応できる内容とすること。
- 関係機関や教育委員会等の意見も参考にしながら作成すること。
- 多様な事態や状況下（※）に対応できる内容とすること。
※教職員が出張・年休等で不在、不審者の状況（様々な凶器、特定できない侵入経路・人数）、授業中・休憩中・校外学習中・登下校中等における事件・事故発生等
- 不審者が侵入した場合や、登下校時などに起こりうる様々な状況を具体的に想定し、対応できる内容とすること。
- 突然、不審者が校内に現れ、危険な行動を起こした場合であっても対応できる内容とすること。
- 過度に複雑にならないよう配慮し、全ての教職員が理解できる内容とすること。

5 防犯マニュアルの改善

危機への対応は容易ではなく、学校の実態や地域の状況も様々であることから、防犯マニュアルの内容は、その捉え方によって異なってくる。

また、作成時には十分であると考えた防犯マニュアルであっても、防犯・避難訓練を実施した結果、実際の場面では十分に機能しないこともある。

このため、防犯マニュアルについては、定期的に訓練等を通じて機能の確認を行うとともに、より迅速かつ的確な対応を行うために必要な事項を追加・修正するなど、継続的に改善していくことが重要である。

こうした取組により、防犯マニュアルの実効性を高めていく。

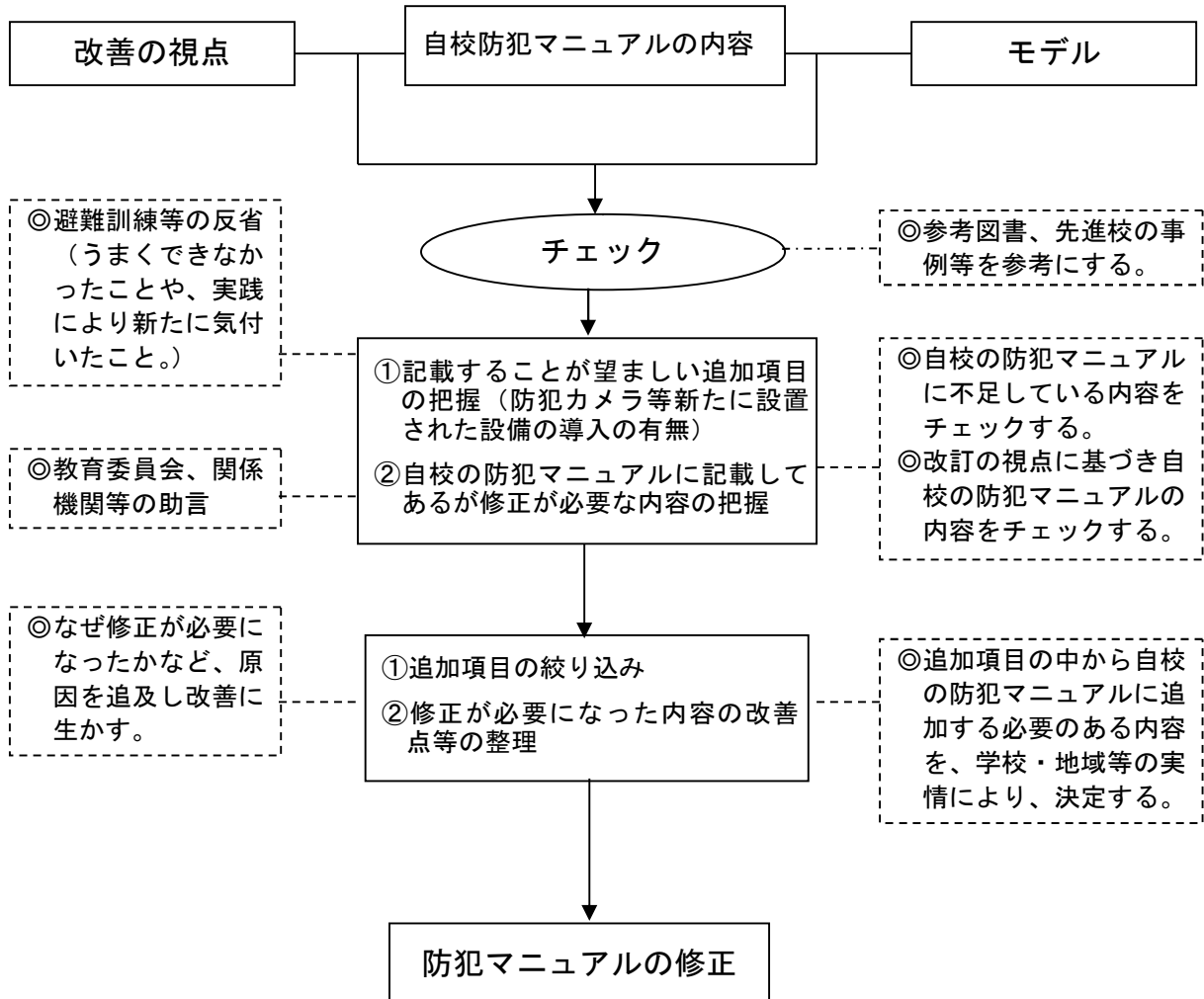
(1) 改善の視点

防犯マニュアルの改善に当たっては、次の視点から点検を行う。

- ・危機管理の目的を達成するために必要な内容が、十分に網羅されているか。
- ・実際に機能する組織・体制となっているか。
- ・各係・班が業務を迅速・的確に行うために必要な事項が、具体的に記載されているか。

(2) 改善のための手順

定期的に、次のような手順により、防犯マニュアルの内容を点検し、改善が必要な事項を整理する。その上で、適切な見直しを行い、より実効性のある防犯マニュアルへと改善を図ることが大切である。



『参考 元文部科学省スポーツ・青少年局体育官 戸田芳雄氏による防犯教室指導者講習会配布資料から』

※なお、本資料は、全体を通して、島根県雲南市立三刀屋小学校長木次勝義氏の資料を参考とし、一部改変している。

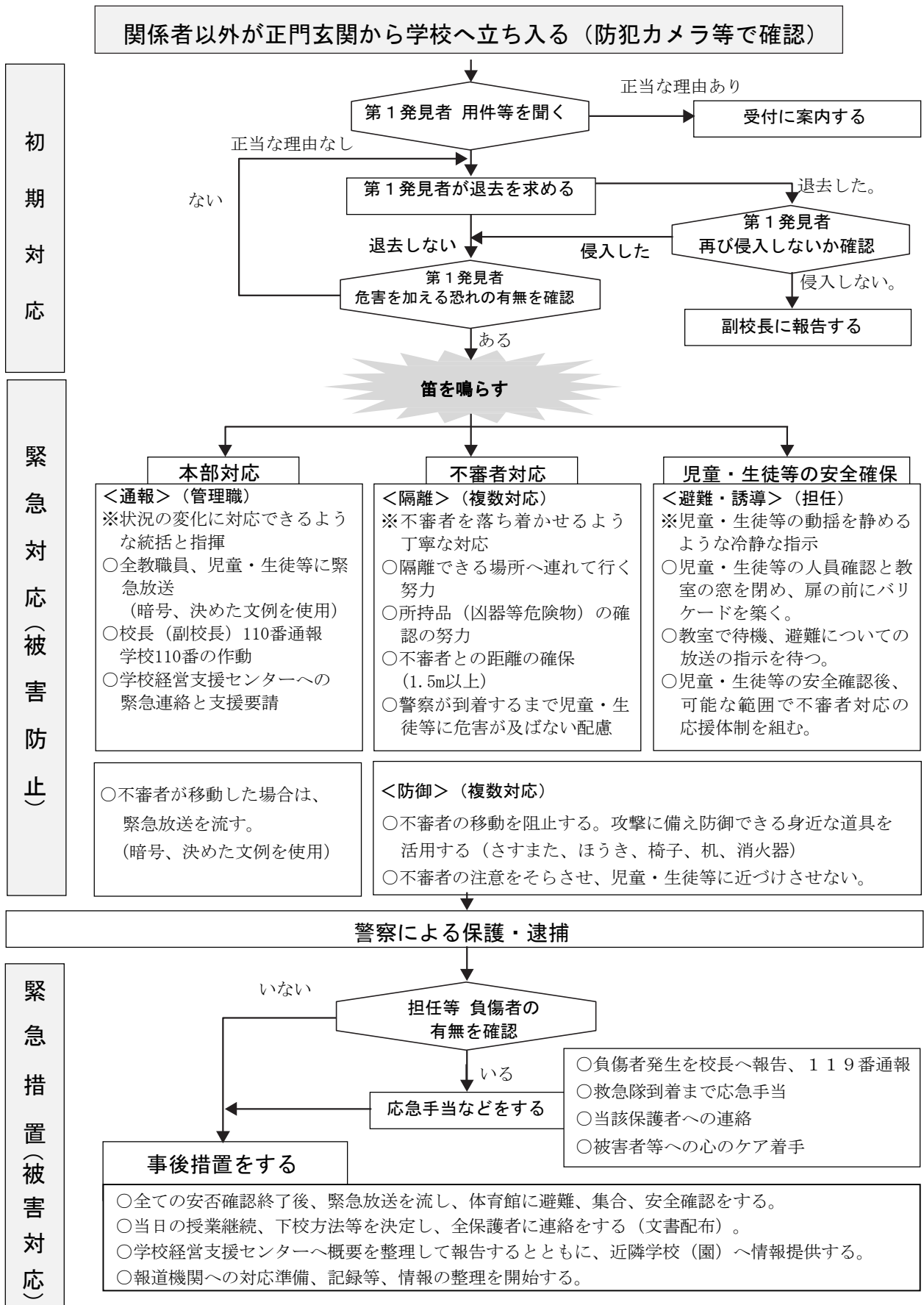
第3 防犯マニュアル（例）

1 日常の安全確保

登校時	巡回担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 始業前の正門・南門指導は、校内巡視当番表により、〇時〇〇分から〇時〇〇分まで行う。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ② 通常の授業時は、〇時〇〇分に全ての門を閉め、施錠する。 ③ その際、児童・生徒等の登校状況を把握し、門の開閉時の安全に十分に配慮する。
	受付	<ul style="list-style-type: none"> ① 遅刻した児童・生徒等は、正門横の通用口から登校させる。 ② 受付（経営企画室）で児童・生徒等の学年、組、名前、体調等を確認し、教室へ行くよう指示するとともに、職員室へ報告する。 ③ その際、児童・生徒等と一緒に部外者が入ってこないように周囲の状況を確認しておく。
	教員	<ul style="list-style-type: none"> ① 通勤時に、通学路を歩きながら点検をし、気になったことを副校長に報告するとともに、「教員用地域安全マップ」（副校長前に掲示）に記入する。 ② 通勤時に児童・生徒等の登校状況を把握し、不審者等の訴えがあった場合は副校長に報告する。 ※ 事前に本日の訪問者が分かっている場合は、必ず受付に連絡しておく。
授業時・休憩時	巡回担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 授業時間及び休み時間中の校内巡視は、必ず「笛」を携帯し、校内巡視当番表により〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで実施する。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ② 正門横の通用口が閉まっている状態であることを確認する。 ③ 死角箇所等、定められたチェック箇所を中心に巡回する。 ④ さすまた（不審者に遭遇した場合に使用するための道具）の保管場所、非常通報ボタンや非常ベルの状況を確認する。
	受付	<ul style="list-style-type: none"> ① 校内からの退校は正門横の通用口を使用するよう徹底する。（正門・南門は施錠中） ② 来訪者の所属、氏名、用件を確認し、受付名簿の記入と、「来訪者カード（名札）」の着用を依頼する。 ※ 特に挙動が不審な場合には、受付はすぐに職員室（副校長）に内線で連絡し、指示を仰ぐ。 ③ 保護者については、年度当初に配布した「保護者カード（名札）」の着用を依頼する。忘れた場合は、来訪者カードを着用してもらう。 ④ 用件終了後、受付で、受付名簿に退校のチェックと来訪者カードの返却を依頼し、通用口から退校するのを見届ける。
	教員	<ul style="list-style-type: none"> ① 毎休み時間は、教室・廊下等歩行時に、校内に不審者等が侵入していないか確認するとともに、児童・生徒等の動きに注意を払う。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ② 教室等、指導場所から職員室への移動の際に、その間の廊下及び窓から死角箇所（特に、正門横の通用門）を見るようにする。 ※ 特に、正門横の通用口から入校してくる人物には常に注意を払い、受付までの案内表示にある動線以外を歩いている来訪者には必ず声をかける。 要件を聞いた上で受付まで、来訪者の後方から案内する。 ③ 廊下等で来訪者と出会った場合には、必ずあいさつ等の声かけを行う。 ④ 出勤から退勤するまでは、必ず「笛」を携帯し、万一の際に他の教職員に非常事態であることを知らせる。 ⑤ 本校教職員であることが誰にでもわかるように、校内では必ず「名札」を着用する。
<p><不審者情報があった場合の対応について></p>		<ul style="list-style-type: none"> ○受付からの一報の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・校長へ連絡後、電話を受けた教員を含め可能な限り複数の教員で、受付へ駆けつける。 ・ただし、1名は職員室で待機し連絡・調整をする。 ○外部から一報の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・「内容」「情報提供者の名前・連絡先」を確認し、校長・副校長・主幹教諭に連絡する。 ※ 集団下校等の実施について検討し、学校配信メール及び文書により情報を発信する。

下校時・放課後	巡回担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 下校時の正門・南門指導は、校内巡視当番表により、〇時〇〇分から〇時〇〇分まで行う。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ② 通常の授業時の下校時刻は、基本的に、〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分までとする。 ③ 〇時〇〇分に全ての門を閉め、施錠する。 ④ 放課後の巡視は、校内巡視当番表により、毎月第〇〇曜日と第〇〇曜日に〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで実施する。 ⑤ 放課後の巡視時には安全点検を同時に行い、状況を把握し点検表に記入する。安全担当の主幹は、安全点検内容を確認し、点検状況について、副校長に報告する。
	受付	来訪者については、授業時・休憩時と同様に対応する。
	教員	<ul style="list-style-type: none"> ① 学級活動等により残留する児童・生徒等の状況（何名が、何時まで）を職員室残留黒板に記入する。 ② 下校後、残留している児童・生徒等は正門横の通用口を使用するよう指導する。

2 不審者侵入時対応（全校種対応例）



※不審者情報の共有

不審者情報に関する情報については、警察及び教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や、近隣の学校等への情報提供を行う。

教育委員会においては、当該学校の近隣校（国私立、他市の学校含む）へ情報提供を行う体制を、あらかじめ構築しておくことが必要である。

チェック1 不審者かどうか

学校には多くの方々が、様々な用事で訪れます。しかし、その中には正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうしたりする者があります。それらの者を不審者と呼びます。

学校では、児童・生徒等を犯罪被害から守るため、施設設備の状況も踏まえ、まず、必要な体制等を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要があります。ただし、相手の感情を高ぶらせて暴力行為を招いてしまうような対応をしないように注意します。少しでも不審な点があると感じた段階で、複数の教職員で対応することを心掛けます。なお、暴力行為を働いたり凶器を持っていたりする場合には直ちに対応2に移ります。

【1】不審者かどうかを見分ける。

(1) 来校者として不自然なことはないかをチェックする。

- 来校者の名札、リボン等をしているか。
- 不自然な場所に立ち入っていないか。
- 不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。
- 凶器や不審物を持っていないか。

※来校者が名札やリボンを付けたりするルールを学校全体で話し合っておき、保護者等に周知しておきます。

※受付場所は校舎外あるいは入口近くにあるのが望ましい。日頃から、全教職員が学校の門や出入口の開閉状況に気を配るように心掛けます。

(2) 声を掛けて、用件をたずねる。

- 用件が答えられるか。また、正当なものか。
- 教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。
- 保護者なら、児童・生徒等の学年・組・氏名が答えられるか。

(3) 正当な理由があっても、名札、リボン等を付けていない場合には必ず受付に案内する。

※対応した教職員だけが「正当な理由のある」来校者と知っていても意味がありません。また、名札やリボン等の重要性を保護者等に理解してもらうことも大切です。

教職員や保護者がIDカードを付けている学校が増えてきています。IDカードの氏名や役職を遠くから読み取ることは不可能ですが、IDカードを付けているかどうかは判別できます。不審な様子を感じたからといって、いきなり取り押さえることはできませんが、IDカードを付けていないことを理由として声を掛けることは難しくないでしょう。IDカードを付けていない来校者には積極的に声を掛け、不審者かどうかを見分けるようにしましょう。

対応1 退去を求める

正当な理由のない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求めます。このとき、ほかの教職員に連絡して協力を求め、複数人での対応を基本とします。退去に応じた場合でも、再び侵入するおそれがないかを見届ける必要があります。また、再び侵入しそうな場合、凶器を持っていることが分かった場合、暴力的な言動をした場合など退去に応じない場合は、速やかに警察への通報に移ります。

【1】他の教職員に連絡して協力を求める。

- 原則、教職員が一人で対応してはなりません。自身の安全のために適当な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つことが大切です。

【2】言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。

- 相手に対応するときは、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つことが必要です。
- 教職員が持っけていても自然である長い定規などを持つことも有効です。
- 毅然とした態度で対応し、いかなる場合であっても、不審者に背を向けないようにします。
- できる限り、児童・生徒等がいる場所に不審者を向かわせないようにします。

【3】退去に応じない場合には、不審者とみなして「110番」通報する。

【4】退去後も再び侵入しないか見届ける。不審者が退去に応じた後は、以下の対応を行う。

- (1) 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。
- (2) 門や入口が開いている場合には必ず閉めて施錠する。
- (3) 再び侵入したり近くに居続けたりする可能性があるため、しばらくの間は複数の教職員がその場で様子を見るようにする。
- (4) 警察や教育委員会に連絡し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校や自治会に情報提供を行う。
※連絡を受けた教育委員会は、近隣の全ての国公立学校に連絡することが必要です。

対応2 通報する

退去に応じない場合には、児童・生徒等に危害を加える可能性があると考えなければなりません。

校内緊急通報システムや校内放送等を用いてほかの教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請などを行う必要があります。同時に、可能であれば別室に案内して隔離することを試みるとともに、所持品に注意して警察の到着を待ちつつ、児童・生徒等を避難させるか判断します。

隔離できない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに対応3に移ってください。

【1】校内緊急通報システムや校内放送等を用いて他の教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請を行う。

- 不審者がまだ暴力的な言動をしていない場合には、サイレンを鳴らさないでパトカーに来てもらうことも検討します。

【2】立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。

- 児童・生徒等から遠い位置にある部屋に案内します。
- 複数の教職員で案内します。案内する際には、危害を加えられる可能性があるため、前ではなく、横を歩くようにします。
- 別室では不審者を先に部屋の奥へ案内し、教職員は身を守るために入口近くに位置します。
- 不審者と教職員が1対1にならないようにします。
- 教職員がすぐに避難できるように、別室の出入口の扉は開放しておきます。

【3】所持品に注意して警察の到着を待つ。

- 凶器をカバン等に隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意します。
- 不審者が興奮しないように、丁寧に落ちついて対応し、警察が到着するのを待ちます。
- 到着した警察官が不審者のところに駆けつけられるよう、警察官を案内する教職員を決めておきます。

【4】児童・生徒等を避難させるかどうかを判断する。

教職員は、自分の目の前で起こっていることだけでなく、学校全体の様子に気を配る必要があります。児童・生徒等を避難させるのと教室に留まらせるのと、どちらが安全かを素早く冷静に判断しなければなりません。

児童・生徒等を避難させる必要がある場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど、警察により不審者が確保されるまでの間、児童・生徒等の安全を守ります。避難を指示する場合は、あらかじめ決めて

おいた文言を放送で流します。

＜避難指示の一例＞

「これから緊急集会を開きますので、全員〇〇に集合してください。なお、〇年生は〇〇室前の階段を使用してください。」

＜待機と支援要請の一例＞

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。〇〇系の先生は、〇〇へ集まってください。」

不審者への対応については、最初から児童・生徒等や教職員に危害を加える目的で侵入してくる場合や、教職員が対応しているうちに豹変して危害を加えてくる場合等、様々な場合が想定されます。どのような場合であっても、教職員だけで何とかしようと考え、被害が拡大する可能性がありますので、危険を感じた場合は、警察に躊躇なく連絡する必要があります。

通報・情報共有

通報は、落ち着いて要点を伝えるようにします。

立ち入りがなかった場合も、警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。

連絡のあった教育委員会は、当該学校の近隣学校（国私立、他市の学校含む）に情報提供することが必要です。

「110番」通報の要領

- 局番なしの「110」
- 落ち着いて、例えば「△△小学校です。男（女）が侵入して暴れています。子供がけがをしました。すぐに来てください。」
- その後は、質問に答える形で通報者氏名、場所（校外の場合）、電話番号などを落ち着いて知らせる。
※「110番」通報をしている場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので「119番」通報をする。

対応3 児童・生徒等の安全を守る

児童・生徒等に危害が及ぶおそれがある事態では、大切な児童・生徒等の生命や安全を守るために極めて迅速な対応が必要です。不審者の確保は警察に任せるべきであり、警察が到着するまでの時間を稼ぐことを優先します。

このとき、応援を求め、必ずほかの教職員と協力して組織的に行動することを心掛けます。2～3人の教職員では、刃物を持っている不審者を抑止し、移動を阻止することは極めて困難です。多くの教職員が、防御に役立つものを持って取り囲み、組織的に児童・生徒等の安全を守るように心掛けます。

また、こうした事態に備えて、さすまた等について使用方法を全教職員が理解しておく必要があります。

【1】防御（暴力の抑止と被害の防止）する。

対峙した教職員は、児童・生徒等から注意をそらさせ、不審者を児童・生徒等に近づけないようにすることで、被害（の拡大）を防止しながら、警察の到着を待つ必要があります。教職員の応援を求める際には、警報装置、通報機器防犯ブザー、校内放送等が考えられます。なお、応援に駆けつける場合は、必ず防御に役立つものを持っていくようにしましょう。さすまた等の不審者を取り押さえるための用具の活用に当たっては、相手に奪われることがないように注意するとともに、複数人でのけん制、取り押さえに配慮しましょう。警察の指導を受けられる講習会等に参加して、正しい使い方を身に付けましょう。

【2】避難の誘導をする。

- 教室等への侵入などの緊急性が低い場合や避難のため移動することで不審者と遭遇するおそれがある

場合は、児童・生徒等を教室等で待機させます。（ただし、教室を施錠するとともにすぐに避難できる体制を整えておく。）

- ほかの教職員から避難の指示がある場合はそれに従う。教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくとも児童・生徒等が避難できるよう訓練しておきます。

- どの時点で避難の指示を出すのかを事前に決めておく。原則として、不審者が警察に確保されてから避難させる。最終的には、全校児童・生徒等を運動場や体育館に集めて点呼を行います。

※教職員は校舎内の教室配置等を熟知していなければなりません。校舎内の教室配置等を知ること、新しい学校に着任して最初にするべきことです。

※多くの学校で不審者対応訓練が行われていますが、訓練は不審者を捕らえることを目的とするものではありません。あくまで、不審者から児童・生徒等を遠ざけ、警察が来るまでの時間を稼ぎ、児童・生徒等の安全をいかに確保するかを確認するために行うものです。このために、防御や不審者の移動の阻止について訓練するとともに、不審者確保後の逃げ遅れた児童・生徒等の捜索及び家庭への連絡や引渡しなども訓練の一部に入れる必要があります。

チェック 2 負傷者がいるか

【1】負傷者を発見したら速やかに119番に通報する。

児童・生徒等や教職員が負傷した場合には、すぐに「119番」に通報して救急車を要請する必要があります。全ての教職員が「110番」及び「119番」通報の要領を理解していることが大切です。「110番」通報をしている場合は、負傷者がいることを伝えることにより救急車が連動して手配されますが、重複しても構わないので「119番」通報をしましょう。

【2】逃げ遅れた児童・生徒等の有無を把握する。

その日に出席しているのに避難場所にいない児童・生徒等がいれば、負傷のために避難できなかった可能性があるため、分担場所を決めて校内を探します。

- (1) 職員室や事務室など各学校で、情報を集約する場所、担当者を決めておきます。

- 通信方法は複数確保する。
- 逃げ遅れて隠れている児童・生徒等が安心できるような声を出しながら捜索を行う。
- 集約した情報は、負傷者や行方不明者を探す教職員全員の目につくようにする。

- (2) 負傷者が複数の場合に、誰が、どこで、どういう状態かという情報を救急隊に正確に伝えることを心掛ける必要があります。

- (3) 負傷の程度、搬送された病院、付き添っている教職員の名前は必ず全体で共有します。（救急車に同乗するのは、搬送される児童・生徒等をよく知る教職員（できれば担任）であることが望ましい。）

- (4) 全ての児童・生徒等と教職員の無事が確認されるまでは「負傷者がいない」という判断をしないようにしましょう。

- (5) 必要に応じて、学校周辺の店や民家などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べます。

- あらかじめ学校周辺の店等の連絡先を把握しておき、緊急時には電話による確認を行う。
- あらかじめ緊急事態に情報提供してもらえようネットワークづくりをする。
- 担当者が学校周辺を回って情報収集する。

対応 4 応急手当などをする

【1】負傷者の応急手当を行う

- (1) 救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにします。そのためには、教職員等を対象に実技研修会を実施し、応急手当の技能の習得に努める必要があります。

- (2) 負傷者を見つけた場合、容体を観察すると同時に応援を依頼します。

- 一刻を争う容体の負傷者を見つけた場合、管理職の判断を仰がずに救急車を要請する。

対応5 事後の対応や措置をする

不審者の暴力行為等により、児童・生徒等や教職員が死傷する事故等があった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となります。

こうした事後の対応や措置を組織的かつ円滑に実施するために、平時から事故等対応の組織体制を確立し、事故等の発生時には速やかに活動を開始できるようにしておくことが必要です。教育委員会は学校が行う事後の対応や措置を適切に支援することが必要です。

また、暴力行為を目撃して強い衝撃を受け、心が傷ついたり見られる児童・生徒等には、心のケアも必要となります。

3 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応

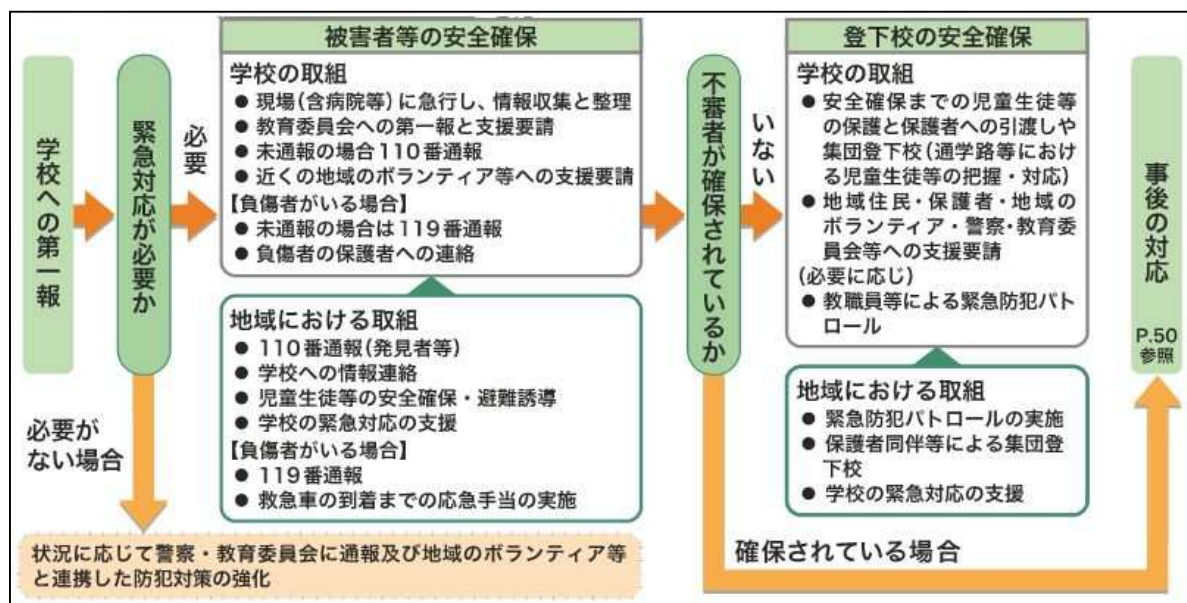
登下校時の不審者事案などの緊急事態が発生した場合も適切に対応できるよう、教職員体制が通常と異なる場合の役割分担、教職員間の連絡体制や保護者・関係機関等との緊急連絡体制を整備するとともに、学校の危機管理マニュアルを地域の方々へも周知するなど、協力体制を整備しておくことが重要です。

(1) 登下校時に緊急事態（不審者事案）が発生した場合

不審者に関する情報は、現在進行中の出来事から、数日前の出来事まで、重大事件から誤報事案まで様々な情報があります。学校は、第一報が入った時点で、緊急に対応しなければならない事案かどうかをチェックし、適切に対応しなければなりません。下の図は、不審者に関する緊急事態が発生した場合の対応の例を示しています。登下校時の事案に際しては、通報や安全確保の対応には保護者や地域、関係機関との連携が不可欠です。学校の状況に応じたマニュアルを作成するとともに、保護者や地域、関係機関等と共通理解を図っておくことが重要です。

【緊急対応の要否の判断と被害者等の安全確保】

- 第一報が入った時点で概要を把握し、緊急対応が必要かどうか見極めます。



<把握する情報の例>

- いつ、どこで、誰に、どのようなことが起こったか
- 110番通報したか
- 負傷者はいるか
- 119番通報したか
- 周囲にほかの児童・生徒等はいるか

- 例えば次のような状況が続いている場合も緊急対応が必要です
 - 凶器を持った不審者が通学路の近くでうろついている。
 - 登下校中の児童・生徒等が不審者に襲われけがをした。
 - 不審者が登下校中の児童・生徒等に声を掛け連れ去ろうとした。
 - 金品を奪われている。
 - 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決していない。
- 緊急対応が必要と判断した場合には、警察等へ通報するとともに、学校内でも緊急事態の発生を直ちに全教職員で共有し、あらかじめ定めておいた役割分担に基づき具体的な対応を行い、児童・生徒等の安全確保を図ります。
- 警察や必要に応じて消防等の協力を得るとともに、教育委員会に通報し支援を求めましょう。また、現場付近にいる地域住民にも協力を要請しながら対処することも必要です。

<学校の取組>

- 1 警察への通報の有無を確認し、未通報の場合には通報を行う。負傷者がいる場合は119番通報する。
- 2 地域住民や地域のボランティア等の支援を得て、児童・生徒等の安全確保を図る。
- 3 現場（病院等を含む）に急行し、情報収集と整理を行う。
 - ・児童・生徒等の現状・・・
安否確認、負傷者の状況（病院に搬送されている場合は病院へ急行）
 - ・不審者の状況・・・
不審者が近辺にいると考えられる場合は警察が到着するまで児童・生徒等の安全確保を図り、対応状況を常に確認するようにする。
- 4 教育委員会への第一報と支援要請を行う。
- 5 被害に遭った児童・生徒等の保護者に連絡する。

※ 緊急対応が必要でない場合でも、状況について警察や教育委員会に通報するとともに、保護者や地域のボランティア等と連携して防犯パトロールを強化するなど、防犯対策の強化を図る必要があります。

【不審者が確保されていない場合の登下校の安全確保】

- 不審者が確保されているか、警察等の情報を確認し、学校・家庭・地域が一体となった対応が必要かどうかを検討・判断します。
- 警察等の情報を得る際には、教育委員会が情報を収集し、各学校に周知します。

<警察に確認するポイント>

- 不審者は確保されているか
- 確保されていない場合、登下校中の児童・生徒等に被害が及ぶ危険性があるか
- どの地域で危険性があるか
- 学校への指示や要請事項があるか
- 安全が確認されるまで、児童・生徒等の保護と登下校時の安全確保の取組を行います。
 - ・登校前の場合は必要に応じて自宅待機
 - ・下校前の場合は、安全が確保されるまで学校に待機
 - ・登下校中の場合は、警察等に早急に児童・生徒等の安全確保への協力を要請するとともに、保護者・地域住民・地域のボランティア等に協力を依頼
- 児童・生徒等だけで登下校が難しい場合は、保護者への引渡しや保護者等の引率による集団登下校等を行います。
- 警察によるパトロールを要請するとともに、保護者・地域住民・地域のボランティア・地域防犯団体等に緊急防犯パトロールを依頼します。必要な場合には、通学路を中心に情報収集と安全点検のため、地域住

民・保護者・地域のボランティアと協力して、緊急パトロール等も実施します。

不審者の情報等、児童・生徒等の安全に関する緊急情報は、国私立、都道府県立、市区町村立、株立を問わず、域内の学校等に対する情報提供が行えるよう、教育委員会が中心となり警察との連携・調整を行います。平時から、その仕組みを構築しておくことが大切です。

【事後の対応】

登下校時における緊急事態が発生した場合には、事態が収束した後、児童・生徒等の心のケアを行うとともに、情報を整理し調査、報告を行い、再発防止につなげます。

第4 児童・生徒等の安全確保及び学校の安全管理についてのチェックリスト

評価は、「A：行っている B：おおむね行っている C：不十分である D：全く行っていない」とし、CとDの場合には改善の手立てを記入する。

なお、文中においては、幼稚園も含めて「学校」と記す。

【日常の安全確保】

観 点	具体的な点検項目	評価	改善の手立て
I 活用できる「〇〇学校防犯マニュアル」の作成	1 学校や地域の実態を考慮した本校の防犯マニュアルを作成しているか。		※時期、方法などを記入 (以下、同様)
	2 防犯マニュアルは毎年見直し、改善を行い、より実効性のあるものになっているか。		
	3 年度当初に、全教職員で、防犯マニュアルの内容について共通理解を図っているか。		
II 学校安全に関する校内体制の整備	1 学校安全担当者や学校安全に係る委員会を設置したり、教職員の役割分担を明確にしたりするなど、校内組織を整備しているか。		
	2 学校安全についての報告・連絡・相談体制を整備しているか。		
	3 安全教育に関する年間指導計画を作成し、計画的に実施しているか。		
	4 教職員、保護者、地域ボランティア等による校内巡回・防犯カメラなどにより、不審者を早期に発見する体制ができているか。		
	5 不審者情報を把握したり、対応したりするため、関係機関、保護者、地域住民、近隣の学校との連絡体制を整備しているか。		
III 教職員の危機管理意識や能力の向上、研修や訓練の実施	1 不審者侵入などに係る情報を収集し、教職員間で情報交換や意見交換を行い、日頃から情報収集と整理に努めているか。		
	2 安全（防犯）教育の基礎・基本、知識・技能、応急手当、心のケアなどについて研修を実施しているか。		
	3 不審者侵入に係る防犯訓練や防犯教室（「非常通報体制・学校110番」の活用を含む。）を実施し、課題を明確にして改善しているか。		
	4 校長、副校長や教職員間、また、関係機関への、正確な情報を伝達する方法を共通理解し、訓練しているか。		
	5 児童・生徒等の緊急避難場所及び避難経路の確保、安全な誘導の仕方について、訓練しているか。		
	6 不審者侵入等を未然に防ぐ学校敷地内の環境づくりに努めているか。		
IV 不審者侵入防止のための来訪者の確認	1 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への出入口を管理可能な範囲に限定しているか。		
	2 使用しない門扉の施錠をしているか。		
	3 不審者の立入りを防ぐ看板や「非常通報装置設置」のプレート等を目立つ箇所に掲示して、注意を喚起しているか。		
	4 来校者用の入口を限定し、受付等を明示しているか。		
	5 来校者は、受付で名簿に記入し、来校証や名札等を着用するようになっているか。		
	6 教職員は、来訪者への声掛けなどをして、言動や持ち物等に不審な点はないか確認しているか。		

観 点	具体的な点検項目	評価	改善の手立て	
V 管理下における安全確保の体制	1 児童・生徒等に対して、通学路を通過して登下校するように指導するとともに、保護者にも周知しているか。			
	2 教職員が実際に通学路を点検し、人通りが少ない、死角が多いなど、地域における危険箇所を把握しているか。			
	(1) 登下校時	3 2について、児童・生徒等とともに「地域安全マップ」を作成するなどして、児童・生徒等や保護者への注意を喚起しているか。		
	4 万一、危険な状況に遭った場合、交番や「子ども110番の家」等の緊急避難ができる場所を児童・生徒等に周知しているか。			
	5 万一、危険な状況に遭った場合、対処方法（大声を出す、逃げる等）を日頃から指導しているか。			
(2) 学校で	1 始業前や放課後に、教職員が役割分担し、校内巡回や校門でのあいさつ運動等をして児童・生徒等の状況を把握しているか。			
	2 授業中や休み時間に、教職員や保護者、地域ボランティア等を活用して校内巡回を実施しているか。			
(3) 遠足や校外学習、学校行事等	1 実地踏査の際に安全面を十分確認するとともに、綿密な安全計画を立てているか。			
	2 児童・生徒等への事前の安全指導を徹底しているか。			
	3 不測の事態が発生した場合の連絡方法について、事前に教職員間で周知徹底しているか。			
(4) 学校公開時	1 学校公開時における来校者のチェック体制や校内巡回体制などを整備しているか。			
	2 外部者に学校施設を開放する場合、開放部分と非開放部分との区別を明確に掲示し、非開放部分への侵入防止の方策（施錠等を含む。）を講じているか。			
	3 学校施設を利用する外部者に対して、利用上の注意事項を説明し、理解と協力を得ているか。			
	4 校庭（体育館）開放や教室開放などの学校開放時に、PTAや地域住民による学校支援ボランティア等の積極的な協力を得ているか。			
VI 児童・生徒等に対する安全教育（防犯教育）の充実	1 安全教育の一環として防犯教育を教育課程に位置付け、児童・生徒等や学校の実態に応じて計画的に実施しているか。			
	2 不審者侵入を想定した避難訓練等を行い緊急事態発生時に児童・生徒等に不安を抱かせずに冷静に避難できるようにしているか。			
	3 登下校時の通学指導、誘拐や連れ去りに遭わないための対処方法などについて、継続的に指導しているか。			
	4 児童・生徒等が自らの身を守る対処方法を知るとともに、主体的に生活安全について学ぼうとする態度を育成しているか。			
	5 児童・生徒等に防犯ベル（ブザー）を持たせている場合、その使い方について指導しているか。			
VII 施設・設備の点検、整備	1 校門、塀、外灯（防犯ライト等）校舎の窓・出入口の破損、錠の状況の点検や補修を年度当初及び定期的に実施しているか。			
	2 通報機器（「非常通報体制・学校110番」、校内緊急通話システム等）、防犯監視システム、警報装置（警報ベル、ブザー等）等を設置している場合、作動状況の点検、警察、警備会社等との連絡体制の確認を行っているか。			

観 点	具体的な点検項目	評価	改善の手立て
	3 死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置場や隣接建物等からの侵入の可能性について確認を行っているか。		
Ⅷ 関係機関等との連携	1 日頃から、不審者情報を得たり、不審者があった場合に速やかに学校周辺のパトロールの協力を得たりするなど、連携を密にしているか。		
	2 「非常通報体制・学校110番」を活用した防犯訓練（防犯教室を含む。）、「セーフティ教室」などを、地元警察や地域と連携して実施しているか。		
	3 不測の事態が発生したときに児童・生徒等の心のケアを依頼できるよう、教育相談機関との連携体制を整備しているか。		
Ⅸ 保護者や地域への啓発・連携	1 日頃から、保護者や地域住民、地域の健全育成団体等に対して、児童・生徒等の安全確保及び学校の安全管理についての協力を依頼しているか。		
	2 安全管理や安全確保に関する通知文やパンフレット等を家庭等に配布するとともに、保護者会、町会や地域関係者の懇談会等を通じて、安全・安心な学校づくりとその対策について具体的に説明し、理解と協力を得ているか。		
	3 各家庭で、保護者が子供と安全について話し合うなど、家庭における安全指導を喚起しているか。		
	4 毎日の学区の防犯パトロール、地域でのあいさつ運動、「子ども110番の家」の拡大、地域主催による子供たちの活動など、地域ぐるみの安全（防犯）活動について、具体的取組を依頼したり、その活動に教職員が応援をしたりしているか。		

【緊急時への体制整備】

観 点	具体的な点検項目	評価	改善の手立て
Ⅰ 周辺において不審者情報がある場合の連絡等の体制	1 地元警察にパトロール等を要請するなど、速やかに警察との連携を図っているか。		
	2 緊急時の児童・生徒等の登下校の方法について、あらかじめ対応方針を定め全教職員で共通理解しているか。		
	3 緊急時の登下校の方法について、児童・生徒等や保護者が周知しているか。		
	4 緊急時の下校を実施することになった場合、保護者に連絡がとれるシステムがあるか。		
	5 P T Aや地域ボランティアに、校内外の巡回等の協力を得ることが可能か。		

観 点	具体的な点検項目	評価	改善の手立て
Ⅱ 不審者の侵入 など緊急時の体制	1 正確な情報が直ちに校長、副校長に連絡され、適切な指示が伝達される連絡体制を整備しているか。		
	2 不審者侵入の事実を確認した時点で、「非常通報体制・学校110番」に通報できるようになっているか。		
	3 不審者の移動を阻止したり、別室に隔離したりできるような体制ができていないか。		
	4 恐怖感を与えずに、児童・生徒等の避難誘導を迅速に行い、児童・生徒等の安全確保を確実にできているか。		
	5 負傷者が出た場合、迅速に応急救置、病院等への搬送ができる体制を整えているか。		
	6 警察、消防などの関係機関と速やかに連絡がとれる体制を整備しているか。		
	7 直ちに、教育委員会に通報し、指導・助言を得るとともに、人的支援などが得られる体制を整えているか。		
	8 保護者や地域、近隣学校等に対して、迅速に連絡がとれる体制等を整えているか。		
	9 緊急対応後、情報の整理と提供、保護者への情報提供などの事後対応や、再発防止対策の検討、教育再開準備、心のケア体制の整備等を行うための対策本部を速やかに発動できるようにしているか。		

「リーフレット『子どもの命は大人みんなで守る』（東京都教育委員会）から」

第5 事故情報等の収集

学校における事故の未然防止及び再発防止を図るためには、過去に発生した事故や災害に関する情報を的確に把握することが重要である。

このため、学校が参考とすべき外部機関等による事故情報や統計資料を示す。

1 子供を事故から守る環境づくり

東京都子供政策連携室では、産・官・学・民連携の下、エビデンス・ベースの予防策を展開し、子供の事故が起きにくい環境づくりを推進している。

具体的には、子供の事故情報を一元的に管理するデータベースの構築や、事故事例の分析、子供の行動特性の解析等を通じ、安全な環境づくりに資する提言を行うとともに、事故予防に関するデジタルブック等を作成し、分かりやすい情報発信を行っている。

<https://www.kodomoseisaku.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/suisin-team/kodomowo.jikokaramamoru>

2 独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校の管理下の災害」

同センターのホームページでは、学校の管理下において発生した児童・生徒等の事故・災害について調査を行い、負傷や疾病に関する統計資料等を公表している。

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/kanrika/tabid/3025/Default.aspx>

第2章 新興感染症編

季節性インフルエンザや感染性胃腸炎、新型コロナウイルス感染症等は、集団で活動する場である学校において、感染が拡大しやすい特徴がある。学校では、集団生活に伴い感染の発生そのものを完全に防ぐことは困難であるが、感染拡大を最小限に抑えることが重要である。

特に、新興感染症など未知のウイルスについては、多くの人が免疫を有していないため、短期間で爆発的な流行が生じる可能性が高い。

学校においては、日常的な手洗いの励行等による感染予防に努めるとともに、児童・生徒等の健康状況を注意深く把握する必要がある。発熱などの症状が見られた場合には、速やかに保護者に連絡し、医療機関の受診を促すなど、適切かつ迅速な対応を行うことが重要である。

1 2009年の新型インフルエンザの流行を振り返って

平成21（2009）年に世界中で大流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、幸いにも強毒性ではなかったものの、日本国内における医療機関の受診者数は2,068万人に達し、通常の季節性インフルエンザと比較すると2倍以上となった。このことから、多くの人が免疫を有していない感染症は大規模な流行に発展しやすいことがわかる。

また、日本国内のピーク時における1医療機関当たりの患者数は、全国平均が39.63人であったのに対し、東京都では28.03人と少なかった。人口や物流が集中する都市であるにもかかわらず、東京都において感染拡大が比較的抑えられたことは特筆すべき点である。これは、学校において流行の初期段階から手洗い・うがいの励行、毎日の検温や臨時休業（学校閉鎖等）の基準を早期に示したことや、学校閉鎖期間中に不要不急な外出を控える対応などを徹底したことが、一定の効果を上げたためと考えられる。

2 2020年の新型コロナウイルス（COVID-19）を振り返って

令和2（2020）年1月に我が国で最初の新型コロナの感染者が確認されて以降、感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響があった。この未曾有の感染症危機において、都は、国・区市町村・近隣県等と連携し、専門家の知見も活用しながら効果的な対策を講ずるとともに、都民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

教育庁においては、「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）」を策定の上、繰り返し改訂し、周知するとともに、オンライン学習の導入や児童・生徒等及び教職員の健康管理、校内の換気・消毒など、学校現場における基本的な感染症対策の徹底を図ってきた。同ガイドラインは令和5（2023）年5月の新型コロナの5類感染症への移行に伴い廃止したが、新型コロナとの闘いで積み重ねた知見や経験を踏まえ、5類感染症への移行後においても、家庭との連携による児童・生徒等の健康状態の把握や、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じている。

3 校内・地域で発生した場合

対応期（封じ込めを念頭に対応する時期）において、校内で強毒性の新型インフルエンザ等感染症やその他の感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）の患者等の集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を行う。

学校閉鎖を実施する場合には、事前に準備していた学習課題を児童・生徒へ配付する。閉鎖期間中は、電話やオンライン等の連絡手段を活用し、課題の進捗状況や生活習慣、健康状態等を把握した上で、適切な指導を行う。

また、指導計画や教材の作成、オンラインを活用した学習支援など、授業準備や学校経営に必要な業務は継続するとともに児童・生徒の学びの継続に可能な限り努める。

さらに、同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を取るようになる。

ただし、地域での罹患状況や毒性を勘案して、どの範囲まで学校閉鎖をするかを判断することとしている。他の新興感染症に関しても同様な対応が取られるので、学校経営支援センター及び学校健康推進課と連絡を密に取るようにする。

なお、総務局総合防災部の「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」によれば、対応期には、最大で4割の教職員が出勤できず、継続すべき業務の担当者や決定権者が不在となるおそれがある。このため、準備期から業務を整理し、事案決定の臨時代行者や副担当者をあらかじめ決めておくなど、担当者が不在の場合でも、迅速に対応できる体制を整えておくことが重要である。

4 学校において新たな感染症の発生及びその疑いの児童・生徒等が発生した場合

新型インフルエンザ等が国内発生する前の段階において、学校において発熱等の症状を理由に医療機関を受診した結果、新型インフルエンザ等と判明した場合には、速やかに学校医、所管の保健所、学校経営支援センター及び学校健康推進課に連絡する。

連絡後は、学校健康推進課の指示を踏まえ、学校閉鎖等の必要な対応について検討を行うものとする。その他の新たな感染症についても同様での対応を行う。

初動対応に当たっては、次のような取組により、感染拡大の防止に努めるものとする。

(1) 病名が判明する前に行う対応

- ・発熱や嘔吐等の症状が見られた場合には、当該児童・生徒等にマスクを着用させ、他の児童・生徒等との接触を避けるため、可能な限り空き教室等で安静に休ませるとともに、体温計による体温測定を行い、症状の経過を観察する。他の児童・生徒等の健康状態についても確認する。
- ・保護者に連絡し、当該児童・生徒等を引き取りに来てもらう。高校生等であり自力での帰宅が可能な状態である場合には、保護者に連絡の上、帰宅させるものとし、かつ医療機関受診後の診断結果について報告を求める。
- ・吐物等の処理や汚染された衣類等の片付けを行う際には、ビニール手袋やマスク等を着用し、直接接触を避ける。
- ・吐物等の処理に使用したペーパータオルや汚染された衣類等については、衛生的に廃棄する。廃棄できない衣類等については、塩素系漂白剤又は熱湯によるつけ置き洗いをを行う。
- ・吐物が付着した床等については、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度約 200ppm。市販の塩素系漂白剤[塩素濃度 5~6%]を約 250 倍に希釈）を用いて浸すように拭き取りを行う。その際、塩素ガスの発生に十分注意すること。吐物等の処理後は、必ず十分な手洗い及びうがいをを行う。

(2) 新興感染症と判明した場合

- ・新興感染症であることが判明した場合には、直ちに学校経営支援センター及び学校健康推進課へ連絡し、学校閉鎖等を含めた今後の対応について、助言及び指導を受けるものとする。

5 鳥インフルエンザが野鳥及び家禽（かきん）で流行しているとき

(1) 児童・生徒等が都内で複数の野鳥の死骸を発見した場合

- ・日本国内において鳥インフルエンザが発生している段階で、複数の野鳥の死骸を確認した場合には、児童・生徒等に対し、絶対に直接手で触れないことを指導するとともに、速やかに学校へ連絡するよう指示する。
- ・学校は、発見場所に応じて、以下の関係機関へ連絡を行う。
 - ①区部の学校：環境局自然環境部計画課（03-5388-3505）
 - ②多摩部の学校：多摩環境事務所自然環境課（042-521-2948）
 - ③島しょ部の学校：管轄する支庁

(2) 学校の飼育小屋で家禽（かきん）が複数死亡していた場合

- ・学校で飼育している家禽（かきん）が複数死亡していることを確認した場合は、児童・生徒等に絶対に直接手で触れさせないように指導する。処理に当たっては、教職員がマスク及びビニール手袋を着用した上で対応するとともに、速やかに学校経営支援センター、学校健康推進課及び所管の家畜保健衛生所へ連絡する。
- ・飼育小屋については、野鳥から家禽（かきん）への鳥インフルエンザの感染を防止するため、日常的に屋根や網に破損がないか点検し、適切に整備しておくことが重要である。

6 新型コロナウイルス感染症対策について

感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）では、感染症について、感染力や感染した場合の重篤性等を総合的に勘案し、1類から5類までに分類するとともに、感染拡大を防止するため、行政が講ずることのできる対応や措置を定めている。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から「5類感染症」に位置付けられた。

これに伴い、法律に基づき行政が一律に要請や関与を行う仕組みから、個人の選択を尊重し、国民一人ひとりの自主的な取組を基本とする対応へと移行している。

学校における感染症対策についても、こうした位置付けの変更を踏まえつつ、基本的な感染症対策の考え方については、引き続き、国が示す情報等を参考とするものとする。

【参考】新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について（厚生労働省ホームページより）

○基本的感染対策の考え方について

- ・基本的感染対策について、政府として一律に対応を求めることはありません。
- ・感染対策の実施については個人・事業者の判断が基本となります。
- ・基本的感染対策の実施に当たっては、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、感染対策に取り組んでください。
- ・個人や事業者が自主的に判断して実施する際は、以下の内容について参考にして下さい。

<基本的感染対策の考え方>

基本的感染対策	考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。一定の場合にはマスク着用を推奨（下記参照）
手洗い等の手指衛生	政府として一律に求めることはしないが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効
換気	
「三つの密」の回避 「人と人との距離の確保」	政府として一律に求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）

<考慮に当たっての観点>

- ・ウイルスの感染経路等を踏まえた期待される対策（※）の有効性
※飛沫感染対策か、エアロゾル感染対策か、接触感染対策かなど
- ・実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果
- ・人付き合い・コミュニケーションとの兼ね合い
- ・他の感染対策との重複・代替可能性 など

＜マスク着用が効果的な場面＞

高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面ではマスクの着用を推奨している。

【新型インフルエンザ等の発生段階及び各段階の概要】

段階	区分の説明	概要
準備期	発生前の段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、都民に対する啓発や都・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府対策本部の設置後、都内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	<ul style="list-style-type: none"> ● ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

出典：総務局総合防災部「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」

第3章 事故編

第1 大規模な停電

1 特別支援学校への自家発電設備の設置

特別支援学校には、停電時に電気を校内の要所（体育館、校長室、経営企画室、保健室、昇降口等）へ給電するための自家発電設備を全校に設置している。ただし、発電機の運転可能時間は、学校によって異なることに留意する必要がある。

これらの要所には、非常時用コンセントが設置されており、災害時用の仮設型照明器具、携帯ランプ、電源コード等一式が各校に備えられている。

長時間にわたり停電が継続すると見込まれる場合には、自発呼吸ができない等の児童・生徒等のための電源確保を最優先とし、備蓄しているガソリン（災害時帰宅支援ステーション用のガソリンを含む。）を生命優先で使用する。

あわせて、必要に応じて近隣のガソリンスタンドでガソリンを購入するなどの措置を講じる。

2 全都立学校への非常用発電機の設置

全ての都立学校には、災害時帰宅支援ステーション用として、停電時の投光用の非常用発電機を設置している。この発電機は、避難所用としても活用することができる。

3 東京電力の対応

東京電力では、病院等の医療施設等や避難所に対して、優先的に送電を行うこととしている。

4 太陽光発電設備の自立運転機能、停電時にも稼働可能な機能を備えた空調設備の設置

太陽光発電設備を設置している都立学校では、停電時に自立運転機能を活用することで、投光器や携帯電話の充電等の電源として使用することが可能である。

また、停電時にも稼働可能な機能を備えた空調設備を体育館等に設置している都立学校もあり、発電機としても活用可能である。

これらの設備や機能を災害発生時に円滑に活用できるよう、教職員は、平時からマニュアル等により使用方法を確認し、操作方法を十分に把握しておくことが重要である。

5 エレベーター閉じ込め対策

都立学校のエレベーターには、震災時の安全性の確保及び既存エレベーターの閉じ込め防止対策として、安全装置（※1 P波感知型地震時管制運転装置、※2 停電時自動着床装置、※3 リスタート運転機能）が設置されている。

また、全てのエレベーターには、大震災などにより万が一ロープが切断した場合に備えて、非常停止装置が設けられている。

※1 P波感知型地震時管制運転装置

初期微動（P波）を感知すると、本震（S波）到達前に最寄階に停止してドアを開き、乗客を降ろす装置である。本震（S波）が小さい場合には通常運転に戻るが、震度4以上の揺れを感知した場合には、運転を休止する。

※2 停電時自動着床装置

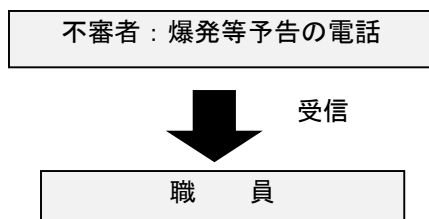
停電によりエレベーター階間停止した場合でも、バッテリー電源により自動的にエレベーターのかごを最寄階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、乗客を救出する装置である。

※3 リスタート運転機能

地震を感知して、救出運転中に他の安全装置が作動して階間停止した場合でも、安全条件が満たされれば、かごを最寄階まで低速運転で着床させた後にドアを開き、乗客を救出する機能である。

第2 爆破予告等における対処事例

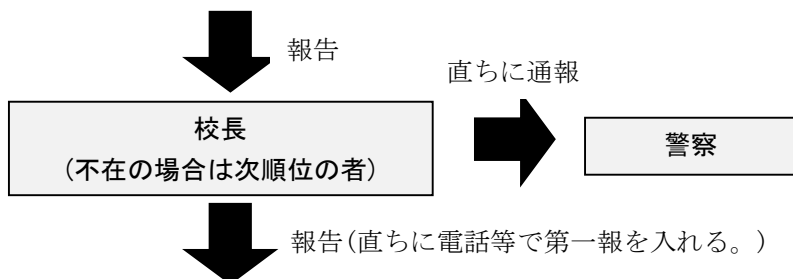
1 電話による犯行予告の場合



- 下記「犯行予告等への対応表」により冷静に対応するとともに、必要な情報の把握に努める。
- 相手に気付かれないよう、同勤者（同じ職場に勤めている教職員等）と連絡を取り合う。あらかじめ合図やサイン等を決めておく。
- 可能な限り、録音機器等を活用し、証拠資料の確保に努める。
- 電話のスピーカー機能を活用し、同勤者にも電話内容が聞こえるようにして、協力を求める。その際、相手に察知されないよう、感づかれないように周囲で話をしないようにする。
- 予告電話をいわずら電話と感じた場合でも、必ず校長（不在の場合は次順位の者）へ報告する。

【犯行予告等への対応表】

聴取内容		聴取時における注意事項
いつ	犯行日時	爆破等予定日時等の確認
どこで・どこに	犯行場所	設置場所等の特定
だれが	犯人の特徴	言動、なまり、声質、興奮の有無
何を・どのように	爆弾等の特徴	種類、形状、包装の有無
どうなっているか・ どうなるか	爆発等の規模	被害予測、被害状況
相手の要求等	目的・動機・原因	金銭、嫌がらせ、愉快犯、怨恨
その他	送話口からの騒音等	環境確認（電車の走行音、放送等）



（事故発生報告等事務処理要綱のとおり。別添資料3-9-1）

☆爆破等予定時刻が迫っている場合や、不明な場合には、直ちに全ての人を避難させる。

爆破等予定時刻に一定の余裕がある場合は、警察や学校経営支援センターと協議の上、状況に応じて適切に対応する。

【不審物を捜索する場合は・・・】

- ・爆破等の予定時刻まで余裕がある場合など、警察からの指示を受けてから不審物の捜索を行う場合には、本庁舎にあっては総務課長、事業所にあっては庶務担当課長等、学校にあっては校長（不在の場合は次順位の者）の指揮の下で実施する。
- ・指揮者は、可能な限り捜索要員を編成し、概要説明を行った上で、担当区域及び不審物発見時の対応について指示した後、捜索を実施する。
- ・捜索要員は、指揮者の指示に基づき担当区域について責任をもってくまなく（執務室、トイレ、倉庫、機械室、植込み等）捜索を行い、不審物の発見に努める。

第3 交通事故への対応

毎年、多くの児童・生徒等が通学中に交通事故に遭遇し、死傷している。

交通事故の発生状況には、「いつ・どこで・どのように発生するか」といった一定の特徴があることから、適切な管理及び交通安全教育を行うことで、児童・生徒等が交通事故の被害者又は加害者となる可能性を最小限に抑えることができる。

1 交通事故発生後の対応

交通事故が発生した場合には、管理職の判断の下、以下の対応を行う。

(1) 初期対応

事故の第一報が学校に入った後、未通報の場合は、必要に応じて110番又は119番通報を行う。その上で、交通事故の現場に急行し、児童・生徒等の状態や事故の状況等を把握する。

また、他の教職員と連携しながら、次の対応を迅速に行う。

- ・負傷者がいる場合の応急手当及び安全確保
- ・保護者への連絡
- ・当事者となった児童・生徒等の心情に配慮し、気持ちを落ち着かせる対応
- ・周囲に他の児童・生徒等がいる場合は、現場から離すなどの安全確保を指示
- ・教育委員会等への連絡

(2) 二次対応と対策本部

事故に関する情報を整理し、警察・医療機関・PTA等と緊密に連携しながら、負傷者の容体把握、保護者への対応、今後の対応策、他の児童・生徒等への指導等について検討する。

重大かつ深刻な交通事故の場合には、緊急の対策本部を設置し、組織的かつ迅速な対応を講じる。

(3) 事故状況の調査・報告

事故の発生状況や事故原因に関わる事実について調査・記録を行い、教育委員会等へ報告する。

記録した情報は、今後の再発防止に向けた安全管理及び安全教育の見直しに活用する。

(4) 当事者となった児童・生徒等への対応

交通事故の当事者となった児童・生徒等には、本来、警察等への通報や加害者としての責任対応など、取るべき行動が求められる場合がある。

しかし、発達段階や理解の程度、事故発生時の精神状態等により、自ら適切に対応できない場合も想定される。

このため、事故後に児童・生徒等が取った行動を確認し、対応が不十分と認められる場合には、必要な支援及び指導を行う。

(5) 心のケア

交通事故の経験により、児童・生徒等が心に深い傷を負った場合は、専門家による心のケアが必要となる。

特に、次のような場面を経験した場合には、事故当事者に限らず、周囲の児童・生徒等についても、心的外傷後ストレス障害（PTSD）に発展する可能性が高いことから、適切なケアを行う必要がある。

- ・きょうだいや友人が死亡又は重傷となる事故に遭う場面を目の当たりにした場合
- ・児童・生徒等が加害者となり、他者に重いけがを負わせた場合
- ・自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ場合

2 被害者・加害者にならないための事前の対策

(1) 児童・生徒等の事故の実態把握

交通事故の未然防止に向けては、ヒヤリ・ハット事例を含め、児童・生徒等の交通事故の実態を把握することが出発点となる。

具体的には、「いつ、どこで、どのような事態が発生したのか*を整理し、傾向を把握する。

特に、自転車通学を許可している学校では、自損事故や軽微な接触事故を含め、事故が頻発している場合があることに留意する必要がある。

また、横断時の未確認、一時停止の不徹底などの不安全行動が見られないか、登下校時の行動を観察し、管理及び指導上の課題を明らかにすることが重要である。

なお、事故発生件数が多い傾向として、次のような事例が挙げられる。

- ・ 7歳前後の児童の「飛び出し事故」
- ・ 各校種に共通して見られる「1年生の事故」
- ・ 中学生・高校生の「自転車事故」

(2) 通学路の点検

効果的な指導につなげるため、定期的に通学路の点検を行い、交通事故につながる環境要因を特定し、改善を図ることが重要である。

通学環境の安全性を高めるため、危険箇所の抽出、要員の分析、継続的な管理という一連の取組を実施する。

(3) 児童・生徒等への指導

児童・生徒等が交通事故に遭った際、適切に対応できるよう、その発達の段階に応じて、次の事項について日常的に理解を深めるよう指導する必要がある。

①警察への通報

事故発生時の基本的な対応について理解させる。

※速やかに警察へ通報すること、相手方車両のナンバーを確認し、おぼえておくこと等

②加害者の責任

加害者となった場合に生じる責任について理解させる。

ア 刑事上の責任（相手を死傷させた場合、重過失致死傷罪等に問われる）

イ 民事上の責任（被害者に対して損害賠償責任を負う）

ウ 行政上の責任（運転免許の停止処分等を受ける）

エ 道義的責任（被害者を見舞い、謝罪する）

※児童・生徒等が加害者となった場合、本人及び家族に大きな心理的負担が生じるだけでなく、将来の進路等に影響を及ぼす場合がある。

※自転車に関する各種保険についても、併せて周知することが重要である。

(4) 効果的な交通安全教育

危険予測や危険回避に関する学習を通して、児童・生徒等が実際に安全な行動を取れるようにすることが重要である。

交通ルールに従った行動が実行できること、「止まる・見る・確かめる」など、自分の力で自分を守る行動を適切に実行することが、教育の大きな目標となる。

また、主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた指導は、交通安全教育においても有効とされている。交通安全マップ作りやモデリング、ミラーリングなど、実態に応じた指導方法や教材を活用し、効果的な教育を実践すること。

①モデリング

模範となる他者の行動を観察することにより、その行動を習得する学習方法

②ミラーリング

他者の行動を観察し、自身の行動を振り返る学習方法

第4章 テロ、NBCR災害編

第1 テロ行為

警察庁組織令第40条では、テロリズムを「広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的の達成を意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動」と定義している。

また、米国の連邦捜査局（FBI）は、テロ行為を「政治的又は社会的目的を達成するために、政府、民間人又はその一部に対し脅威を与え、又は威圧することを企図して人間又は財産に対して非合法的なかたちで武力を行使すること」と定義している。

これらの定義によれば、テロ行為は、次の三つの要素から構成される。

- ・政治的又は社会的な目的に基づいていること。
- ・脅威を与え、又は威圧することを企図していること。
- ・非合法的であり、武力の行使を伴うこと。

このため、政治的又は社会的な目的を伴わない爆発事件、脅威を与える意図のない自動車事故、武力の行使を伴わない火災などについては、たとえ大規模なものであっても、テロ行為に該当しない。

しかし、事件発生初期段階においては、その目的や企図が不明である場合が多く、「テロ行為」であるか否かは、事件の全容がほぼ解明された段階となることが多い。

したがって、学校現場においては、発生当初から事案を断定するのではなく、関係機関と連携しながら、危機対応として適切に行動することが重要である。

1 テロ行為の分類

テロ行為は、用いられる手段等により、次のように分類される。

- ・核兵器（Nuclear）
- ・生物兵器（Biological）
- ・化学兵器（Chemical）
- ・放射性物質（Radiological）
- ・放火（Incendiary）
- ・爆発物（Explosive）
- ・サイバーテロ（Cyber terrorism）

2 テロの標的対象

一般に、テロの標的となりやすい対象として、次のような施設等が挙げられる。

- (1) 政府又は軍施設
- (2) 防衛関連企業、銀行、証券取引所
- (3) エネルギー、情報通信、交通などの重要インフラ施設
- (4) 銃砲、火薬類を保管する施設
- (5) スポーツ会場、コンサート会場、遊園地等のイベント会場

※出典 「危機管理実務必携」危機管理実務必携編集委員会：（株）ぎょうせい

しかしながら、これらに限らず、学校がテロの標的となる可能性も否定できないことから、学校においても、日頃から警戒意識を持ち、関係機関と連携した危機管理体制を整えておくことが重要である。

3 テロが行われる（た）場合

(1) 事前に犯行声明が行われた場合

当該校以外の特定の場所に生物兵器等を仕掛けた旨の犯行声明が行われた場合であっても、生物兵器等は風向き等の影響により被害が拡大するおそれがあり、学校独自の判断は危険な場合がある。このため、冷静に本庁からの指示に基づき対処する。

当該校に生物兵器等を仕掛けた旨の予告があった場合には、「第3章 第2 爆破予告等における対処事例 1 電話による犯行予告の場合」に従って行動する。

(2) 事前に犯行声明がなかった場合

不審な物を発見した場合には、「第3章 第2 爆破予告等における対処事例 2 不審物（爆発物、核、ウイルス・細菌、化学剤の疑いのある物等を発見した場合）」に従って行動する。

第2 NBCR災害（テロによる場合を含む）

NBCR災害とは、核（物質）（**N**uclear）、生物剤（**B**iological）、化学剤（**C**hemical）、放射性物質（**R**adiological）に起因する災害をいう。ここでは、それぞれの災害について、概要及び特徴、基本的な対応の考え方を示す。

1 核（物質）による災害

(1) 核（物質）の概要と特徴

①概要

- ・ 都内には原子力施設が存在せず、また、他県に所在する原子力施設における「防護対策を重点的に充実すべき地域の範囲」にも都の地域は含まれていないことから、一般的に、原子力施設に起因災害が発生する可能性は低いと考えられている。
- ・ 一方、都内には、医療機関や研究施設など、放射性同位元素等の放射性物質を取り扱う施設が存在する。これらの施設では、厳格な法規制等の下で、放射性物質が厳密に管理されている。
- ・ しかし、核物質等が盗難に遭った場合には、それらがテロ等に悪用される可能性がある。
- ・ このように核物質を使用する、又は核物質取扱施設等を攻撃し、放射性物質の放出を狙う行為を、核（物質）テロという。

②特徴

核（物質）テロ災害には、次のような特徴が挙げられる。

- ・ 放射性物質や放射線は、五感では感知できないため、被ばくの有無や影響がわかりづらい。
- ・ 放射線量は測定機器により確認できるが、テロ発生初期段階では、災害の把握や、原因となる放射性物質や放射線種の特が困難である。
- ・ 一般的に放射線に関する知識が十分ではないため、不安を抱きやすい。
- ・ 風評被害を含め、人心不安への影響が大きい。

(2) 核（物質）テロに対する基本対応

①人心不安への対応

- ・ 放射線や放射性物質は五感では感知できないため、被害の程度や災害の影響が分かりにくく、周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがある。
- ・ このため、確実な避難等の措置を講じるに当たっては、被ばく線量や放射線が人体に及ぼす影響等について、分かりやすく情報提供することが重要である。

②災害現場における基本的な対応

- ・ 災害現場において、放射線の放出が少しでも疑われる場合には、放出があるものと仮定して行動することを原則とする。
- ・ その上で、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づき、国や関係機関と連携を図りながら、原子力災害の特性を踏まえて対処することを基本とする。

2 生物剤による災害

(1) 生物剤の概要と特徴

①概要

- ・生物剤とは、「微生物であって、人、動物若しくは植物の生体内で増殖する場合にこれらを発病させ、死亡させ、若しくは枯死させるもの又は毒素を産生するもの」をいうと定義（※）されている。

※細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律

- ・これら生物剤がテロリストの兵器として使用される行為を生物テロという。
- ・世界保健機関（WHO）では、生物テロに使用される可能性の高い病原体をあげており、また、米国疾病管理予防センター（CDC）では、特に危険性が高く、早期の対策が必要なものをカテゴリーAとして分類しており、天然痘、炭疽、ペスト、ボツリヌス症、野兔病、エボラ出血熱等が指定されている。

②特徴

生物テロ災害には、次のような特徴があげられる。

- ・生物剤は、使用時点での検知が困難であり、発症後も、人為的なものか自然発生か、集団感染か個別発生かの判断が難しい場合が多い。
- ・感染した者が移動することにより、二次感染が発生し、被害が広範囲に拡大するおそれがある。
- ・通常は発症しない、又は発症頻度の低い疾病が現れる場合がある。

(2) 生物剤に対する基本対応（天然痘を例に）

天然痘は、主として飛沫感染によりヒトからヒトへ感染することから、適切なまん延防止措置を講じ、二次感染の拡大を防止する体制を構築することが重要である。

また、早期に的確な保健医療対応が行われれば、まん延を抑制することが可能であることから、迅速な初動対応を行う体制を確保するとともに、平常時から区市町村、警察、消防等の関係機関との連携体制を強化しておく必要がある。

3 化学剤による災害

(1) 化学剤の概要と特徴

①概要

- ・化学剤とは、一般に化学兵器に使用される化学物質を指し、その毒性や刺激性等を利用して、人体や動植物等に被害を与えるものと定義されている。
- ・これらの化学剤が、テロリストの兵器として使用される行為を化学テロという。

②特徴

通常の化学災害と比較した場合の、化学テロ災害の主な特徴は次のとおりである。

- ・通常は化学物質を取り扱わない場所において、局所的かつ集中的に急性症状を示す死傷者が発生し、原因物質の特定が困難である場合が多い。
- ・一般的に、目や気道（口・鼻）、皮膚等に刺激症状が現われる。
- ・殺傷を目的として合成された物質の場合、毒性が強く、即効性が高く、致命的となるおそれがある。
- ・建物内部や交通機関内部などの閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。
- ・同時多発的に、又は広範囲に散布される可能性がある。

(2) 化学テロに対する基本対応

化学テロ災害が発生した場合には、時間帯、発生場所、気象条件等によって、二次災害の発生や被害の拡大につながるおそれがある。

このため、防災関係機関が相互に連携し、被害の拡大防止と原因物質の早期特定に努めることが重要である。

また、東京都の各部局は「サリン等による人身被害の防止に関する法律」（平成7年4月21日法律第78号）第4条に基づく警察官等の措置について、協力を求められた場合には、必要な協力を行うこととしている。

4 学校において共通する対応

- ・不審物を発見した場合は、「第3章 第2 爆破予告等における対処事例 2 不審物（爆発物、核、ウイルス・細菌、化学剤の疑いのある物等）を発見した場合」に従って行動する。
- ・NBCR災害時が発生した場合には、災害の状況等に応じて、東京都危機管理対策会議が開かれ、東京都災害対策本部（以下「都本部」という。）が設置される場合がある。
- ・都本部等は、災害の規模や程度から、周辺住民の避難が必要と判断した場合、当該区市町村長に通報する。なお、住民への具体的な避難勧告は、区市町村が行う。
- ・当該区市町村から、協定に基づき避難所の開設が求められた場合には、教職員はこれに協力する。
- ・児童・生徒等の避難に関しては、教育庁危機管理対策本部からの指示に基づいて行う。

【対策を講じる上での留意事項】

- 迅速かつ確実な情報連絡体制を確立すること。
- 指示（命令）の迅速に伝達するとともに、各局が有機的に連携して対応できる体制とすること。
- 各災害の特性を踏まえ、状況に応じた適切な対策を実施すること。

第3 教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針

国内外で大規模テロリズムが発生した場合に備え、警戒レベルに応じた点検及び警備対応を行い、児童・生徒等や教職員、都民等の身体・生命及び財産の安全を確保するため、平成23年5月に「教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針」（別添資料2-8）を策定している。

テロの発生又は発生が想定される場合には、本指針に基づき校内体制を整え、適切に対応すること。

第5章 弾道ミサイル編

第1 弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動

近年、学校への犯罪予告やテロ事案、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案など、新たな危機事象への対応が求められている。

このため、学校における危機管理については、社会情勢の変化を踏まえ、適時適切に見直しを行い、常に最新の状況にしておくことが重要である。

なお、避難訓練等、国民保護に関する取組を実施する際には、保護者及び児童・生徒等に対し、例えば、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート※」という。）による情報伝達の仕組みや、避難訓練の趣旨を正しく理解させることが必要である。

特に、緊急時に主体的に行動し、適切に対処する力を身に付けることで、必要以上に不安を与えることがないように十分に配慮する。

※Jアラートとは

全国瞬時警報システム（Jアラート）とは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムのこと。

弾道ミサイルが日本に飛来する場合、極めて短時間で飛来することが予想される。仮に、発射された弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下するまたは日本の領土・領海の上空を通過する可能性がある場合に、政府は、24時間いつでもJアラート（全国瞬時警報システム）を使用し、弾道ミサイルに注意が必要な地域の方に緊急情報を伝達する。

1 弾道ミサイル発射に係る対応について

Jアラートを通じて緊急情報が発信された際には、弾道ミサイルの着弾に伴い爆風や破片等による被害が想定されることから、正しい知識を身につけ、状況に応じた適切な避難行動をとることにより、被害を最小限に抑えることが重要である。

(1) Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合には、Jアラート等により国から緊急情報が発信され、市町村の防災行政無線や携帯電話のエリアメール・緊急速報メール等を通じて、住民へ情報が伝達される。

学校においては、弾道ミサイル発射情報や避難の呼び掛けがあった場合、校舎の構造、児童・生徒等の所在や避難経路等、各学校の実情を十分に踏まえ、安全を最優先とした避難行動をとることが重要である。直ちに避難できる頑丈な建物や地下施設が近くにある場合には、速やかにそこへ避難することを基本とするが、状況によってはその場に留まる対応も含め、事前に対応方針を検討しておく。

「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性がある」などの情報が発表された場合には、追加情報があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、引き続き情報収集に努めるとともに、行政からの指示に従い、落ち着いて行動する。

万が一、近隣にミサイルが着弾した場合には、次のとおり行動する。

①屋外にいる場合

口と鼻をハンカチ等で覆いながら、速やかにその場を離れ、密閉性の高い屋内又は風上方向へ避難する。

②屋内にいる場合

換気扇を停止し、窓を閉めるなどして、室内の密閉を図る。

その後の状況に応じて、屋内避難の解除、引き続き屋内避難を求める情報、又は別地域への避難に関する情報等が伝達されるため、最新の情報を確認し、適切に対応する。

(2) 様々な場面における避難行動等の留意点

上記(1)の基本的な避難行動を踏まえつつ、学校の状況や児童・生徒等の所在に応じて、状況に適した行動をとることが重要である。

①学校にいる場合

ア 校舎内の対応例

例えば弾道ミサイル発射情報や避難の呼び掛けがあった際、授業中であり、地下室や窓のない部屋へ直ちに移動することが難しい場合には、窓からできる限り離れ、床に伏せて頭部を守る、又は机の下に入り頭部を保護するなどの行動が考えられる。

イ 校舎外の対応例

例えば校庭での授業中等において、近くの建物内や地下へ避難することが困難な場合には、遮へい物のない校庭中央を避け、物陰に身を寄せる、又はその場で地面に伏せて頭部を守るなどの行動が考えられる。

②校外活動中の場合

校外活動中においても、屋内外を問わず、近くに頑丈な建物や地下施設がある場合には、直ちにそちらへ避難することを基本とする。

校外活動の実施に当たっては、計画段階から、弾道ミサイル発射を含む様々な危機事象の発生を想定しておくことが重要である。活動場所における情報伝達の方法や、危機事案が発生した場合の避難行動について、事前に確認しておく必要がある。

特に野外活動においては、引率者が携帯電話等の情報ツールを携行することに加え、情報収集手段を確保するとともに、事案発生時の避難行動を想定した下見等を行うなど、場所の特性に応じた対応が求められる。

また、児童・生徒等に対しては、これらの検討を踏まえ、自由行動中等、教職員が近くにいらない状況における避難行動や連絡手段について、事前に指導しておくことが重要である。

③登下校中の場合

登下校中においては、地震発生時と同様、その時点で入手できる情報に基づき、児童・生徒等が自ら判断し、冷静に行動できるよう、あらかじめ指導しておくことが必要である。

屋外スピーカー等による警報は、場所によっては聞き取りにくい場合もあるが、ミサイル発射情報はテレビやラジオに加え、携帯電話等への緊急速報としても配信される。音や周囲の状況に注意を払うとともに、周囲の人の行動の変化についても、情報の一つとして捉えることが重要である。

電車やバス等の公共交通機関を利用している場合には、車内放送や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従う。

【スクールバス等における留意点】

自動車に乗車中の場合には、ガソリン等への引火の危険性があることを踏まえ、車両を停止し、近くの建物や地下施設へ避難することを基本とする。周囲に避難できる場所がない場合には、車外に出て地面に伏せ、頭部を守る行動をとる。

一方、バスに乗車している児童・生徒等の状況によっては、車外へ出ることがかえって危険と判断される場合もあるため、車内で姿勢を低くし、頭部を守る対応も想定される。地震時の避難と同様、危機事象発生時に統率のとれた行動ができるよう、平素からの指導が重要である。

④児童・生徒等が自宅等にいる場合

児童・生徒等が登校前又は下校後で自宅等にいる場合には、安全が確認されるまで自宅等で待機し、身の安全を確保することが重要である。このような行動が適切に取れるよう、あらかじめ指導しておく必要がある。

また、早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合に備え、登校時間の変更や臨時休業等に関する学校からの連絡方法や、安否確認の方法について、事前に定めた上で、保護者及び児童・生徒等へ周知しておくことが重要である。

(3) 学校における臨時休業や授業の開始時間の判断等について

早朝等の始業前に弾道ミサイルが発射され、Jアラートを通じて弾道ミサイル発射情報等が発信された後、日本の領土又は領海に落下した場合には、落下情報に続き、追加の情報が伝達される。このような場合を除き、上空通過に関する情報や、領海外の海域への落下情報が発信された場合には、避難解除を意味するため、原則として日常生活に戻り、登校を開始することが可能である。

ただし、交通機関の運行状況等は地域によって異なることから、平素から、自治体が策定する国民保護計画等を踏まえ、児童・生徒等及び保護者への連絡方法や連絡のタイミングについて、学校としての対応をあらかじめ検討しておくことが重要である。

なお、臨時休業については、学校教育法施行規則第63条に基づき学校長が判断することとなるが、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合における臨時休業の取扱いや登校の可否については、学校と学校の設置者との間で事前に協議の上、対応方針を定めておくことが重要である。

2 体制整備

(1) 適切な情報伝達の仕組みと避難場所の設定等

Jアラートにより発信される緊急情報が、学校内のどこに、どのような手段で届くのかをあらかじめ確認しておくことが必要である。その上で、学校内における情報伝達の方法についても整理・検討し、可能な限り迅速に教職員間で情報を共有できる仕組みを構築しておくことが重要である。

また、施設の構造や状況、児童・生徒等の人数等を踏まえ、学校内における避難場所をあらかじめ設定しておくとともに、避難訓練等を通じて、設定した場所が避難場所として適切かどうかを検証することが必要である。

さらに、前項で示した避難行動の留意点等を踏まえ、校内での活動に限らず、校外での授業や校外活動中など、様々な状況を具体的に想定した上で、安全確保の方策について事前に検討・周知を行い、全ての教職員が共通の認識を持って対応できるようにしておかなければならない。

(2) 自治体の危機管理部局等の関係機関との連携

弾道ミサイルやテロ等に対する対応は、市民生活と密接に関係するものであり、学校のみで完結して実行できるものではない。各学校における取組が適切に行われるよう、各自治体が策定する国民保護計画を踏まえつつ、教育委員会等の学校の設置者が中心となり、自治体の危機管理部局をはじめ、警察、消防、自衛隊等の関係機関との連携を強化することが重要である。

その上で、学校への情報伝達の方法や避難行動の考え方等について、平時から関係機関との間で情報共有を図っておく必要がある。

①自治体の避難訓練と合わせた取組

- ・自治体が実施する、Jアラートによる情報伝達を想定した避難訓練に合わせて、学校において訓練を実施することは、Jアラートによる緊急情報が学校内でどのように伝達されるのか（実際に聞こえるか）を確認するとともに、教室内をはじめ、校内外の様々な場所における行動を検証する上で、非常に有効である。
- ・こうした機会を通じて、教職員は自身の行動や役割分担の確認を行うことができるほか、児童・生徒等にとっても、状況に応じて身の安全を確保する場所や行動について理解を深めることが可能となる。
- ・地震等の避難訓練等で身に付けた行動を生かし、児童・生徒等が学校内外のどこにいても、自らの判断で安全確保ができるよう、継続的な指導と訓練を行っていくことが重要である。
- ・なお、弾道ミサイル発射時における基本的な行動の流れは、概ね次のとおりである。

ア Jアラートを通じた緊急情報により状況を把握

イ 状況に応じて安全な場所を判断し、避難

ウ 姿勢を低くし、頭部を守る

②状況に合わせた避難行動について

- ・避難に当たっては、条件反射的に常に同じ行動をとるのではなく、発信されている情報の種類（緊急地震速報か、弾道ミサイル発射情報か等）を正しく把握し、それぞれの危険性に応じて判断することが求められる。
- ・例えば、グラウンド（運動場）にいる場合に緊急地震速報を受信したときは、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所で身を守ることが基本となるため、運動場の中央付近で姿勢を低くし、頭部を保護する行動が考えられる。
- ・一方、弾道ミサイル発射情報が発信された場合には、爆風や破片等による危険から身を守る必要があることから、屋内への避難を判断するなど、同じ屋外にいた場合であっても、回避すべき危険の種類によって避難行動は異なる。
- ・このため、正しい知識を身に付け、「どのような危険から、何のために避難するのか」を理解した上で、その時々状況に応じて適切に判断し行動できるよう、様々な避難訓練を通して実践するとともに、訓練後の振り返りを行い、常に対応の評価・改善を図ることが重要である。
- ・避難訓練に参加することは、様々な危機事象を正しく理解し、状況に応じた的確に行動する力を身に付けるために、非常に有効である。

③緊急一時避難施設について

ア 緊急一時避難施設とは

- ・緊急一時避難施設とは、ミサイル攻撃等の爆風などから直接の被害を軽減するための一時的（1～2時間程度）な避難施設であり、既存のコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設（地下街、地下駅舎、地下道等）が想定されている。

イ 指定の考え方

- ・緊急一時避難施設は、弾道ミサイル発射時等において、爆風や破片等による直接の被害を軽減するため、一時的に避難できる場所として、あらかじめ指定するものである。
- ・なお、地震や風水害等の自然災害における避難所とは、設置の目的や役割が異なる点に留意する必要がある。

ウ 指定対象となる施設

緊急一時避難施設として指定されるのは、次のいずれかに該当する施設である。

- ・鉄筋コンクリート造（RC造）の施設

- ・鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の施設
- ・地下施設

エ 想定される滞在期間

- ・施設の提供は、弾道ミサイル発射後、安全が確認されるまでの1～2時間程度と想定されている。
- ・なお、過去の事例では、Jアラート（ミサイル警報）の発出から安全情報の発出まで10分程度であったケースもある。

オ 指定に伴う施設管理者の負担等

- ・緊急一時避難施設の指定によって、施設管理者に対し、法律上、新たなコスト負担や運用上の義務が生じるものではない。
- ・また、施設の職員等に対し、避難者の誘導など新たな業務上の義務を課すことや、新たな備蓄を義務付けることも想定されていない。

カ 指定に当たっての使用条件

緊急一時避難施設としての利用に当たっては、次のような条件設定も可能である。

- ・利用時間を、施設の開館・開錠時間内に限定すること
- ・施設の一部のみを、緊急一時避難施設として使用すること

第6章 野生動物編

1 はじめに

近年、全国的に野生動物による被害が深刻化しており、特に熊の出没が社会問題となっている。

北海道や東北地方では、市街地や民家への侵入事例や人的被害が相次いでおり、都内でも熊による被害が報告されている。

熊の活動は秋（9～11月）に活発化し、校外学習や合宿など山間部での活動時には、遭遇リスクが高まる。学校活動においても、熊への対応を危機管理の一環として位置づけ、児童・生徒等の安全確保に万全を期す必要がある。

※参考（熊の生態）

- ・東日本に生息する熊はツキノワグマ
- ・体長100～150cm、体重40～120kg
- ・聴覚・嗅覚に優れ、時速40km以上で走行可能
- ・春：山菜、夏：昆虫・蜂蜜、秋：木の実を捕食
- ・繁殖期は6～7月、冬眠は12～4月
- ・行動圏は30～60平方km、1日10km以上移動することもある。

2 学校に熊が出没した場合

(1) 学校敷地内にクマが出没した場合の対応

① 緊急対応	児童・生徒等の安全確保	・速やかに校舎内の安全な場所（教室・体育館など）へ避難誘導。窓や出入口の施錠を徹底
	管理職による情報収集と連携	・地元自治体（鳥獣保護担当部署）・警察・消防と連携し、出没状況や個体の特徴（大きさ・行動）を把握
	情報の一元管理と発信	・誤情報の拡散を防ぐため、学校管理職が情報を集約し、保護者、教職員、児童・生徒等に正確に伝達
	登下校時間帯の対応	【登校前】保護者送迎、オンライン授業、臨時休校などを検討 【下校時】保護者への引き渡しを原則とし、教職員による通学路の安全確認と見回りを実施
	屋外活動の制限	・安全が確認されるまで屋外活動は中止
	心理的支援	・不安を感じる児童・生徒等へのスクールカウンセラー等による支援を実施
② 事後対応	関係機関との情報共有	・出没状況や対応経過を自治体・警察と共有し、再発予防策を協議
	保護者への報告と説明	・対応内容と今後の方針を文書や説明会等で周知
	教職員への振り返り	・対応の振り返りを行い、次回の対応に反映

(2) 学校付近でクマの目撃情報があった場合の対応

① 予防的対応	情報の確認と共有	・地元自治体や警察からの情報を確認し、教職員間で共有
	登下校の安全確保	・通学路の見回り ・保護者送迎の推奨 ・必要に応じて登下校時間の変更や集団登下校の実施
	屋外活動の見直し	・校庭・グラウンドでの活動は状況に応じて制限
	児童・生徒等への指導	・学級活動等で「クマに遭遇した場合の行動」について指導
② 情報発信と連携	保護者への注意喚起	・目撃情報と対応方針をメール・連絡帳等で周知
	地元自治体との連携強化	・出没傾向や個体の特定状況などの情報を共有し、必要に応じて学校周辺のパトロールを依頼

(3) 未然防止策

- ・平時から自治体・警察・関係機関と連携し、役割分担や連絡体制を確認しておく。
- ・緊急時に備えた対応フローや連絡体制図を整備する。
- ・学級活動やホームルーム等で熊に関する安全指導を行い、保護者にも注意喚起を促す。

3 熊による被害を防ぐために

(1) 熊との遭遇を防ぐための行動

熊は走行速度が時速40kmに達し、可動域の広い関節と鋭い爪をもち、木登りや泳ぎも得意な野生動物である。人間の運動能力では逃げ切ることが困難であり、襲われた場合には命に関わる危険がある。そのため、以下の入山時の例を参考にして、熊と遭遇しないよう、事前の予防策を講じることが最も重要である。

①入山前の準備等

- ・熊よけの装備品（熊鈴やホイッスル、ラジオ、クマ撃退用スプレー等）を携行し、人の存在を熊に知らせる。
- ・食べ物やゴミの管理を徹底し、匂いによる誘引を防ぐ。
- ・可能な限り複数人で行動する。

②山行時（登山時・下山時）の注意点

- ・熊の痕跡（フン・足跡など）を発見した場合は引き返す。
- ・見通しの悪い場所や沢沿いでは特に注意する。
- ・熊の活動が活発になる早朝・夕暮れの時間帯を避けて行動する。

③基本的な予防行動

- ・熊鈴を常に鳴らす。
- ・ラジオを大きめの音量で流す。
- ・大きな声で会話しながら行動する。
- ・手を叩きながら歩く。

(2) 熊と遭遇した場合の対応

熊との遭遇時には、冷静な対応が求められる。走って逃げると、熊に追われる可能性があるため、絶対に走らないようにすること。落ち着いてゆっくり後退し、距離を取ることが基本である。

①遠くに熊を確認した場合

- ・落ち着いて静かにその場を離れる。
- ・熊を驚かせないように、大声や急な動きは避ける。

②近くに熊がいる場合

- ・背中を見せず、ゆっくり後退して離れる。
- ・熊撃退用スプレーを携行している場合は使用を検討する。

③熊に襲われそう・襲われた場合

- ・自身が風下とならないよう、風向きに気を付けて、熊の顔に向かって熊撃退スプレーを発射する。
- ・熊が攻撃して来たら、両腕で顔や頭部をカバーする。
- ・うつ伏せになって丸まり、地面に伏せて防御する。
- ・熊が子連れの場合、子熊には近づかずにそっと立ち去る。
- ・抵抗せず、数分間耐えることで熊が離れる可能性がある。

※熊は人を怖がっており、自分が逃げるために攻撃するので、抵抗せずに数分耐えることで熊が離れる（逃げていく）可能性がある。

クマ撃退用スプレーとは

- 熊に対してスプレーを吹きかけ、その攻撃から身を守るために使用する道具のこと。
- トウガラシの辛み成分「カプサイシン」を濃縮した液体が噴出され、熊を追い払うことができる。
- カプサイシンは粘膜を刺激するため、熊の目や鼻・のどの粘膜にスプレーが当たるよう、顔に向かって噴射することが重要
- 多くは射程距離が5 m程度と短く設定されているため、十分に熊を引き付けてから噴射する必要がある。
- 刺激性物質の影響は人にも及ぶため、風向きによっては使用者自身にも影響が及ぶ可能性がある。
- 熊からの攻撃を回避するためには、ためらわずにスプレーが噴射されることが求められる。誤射に注意しつつ、いざという時にすぐ使うことができる場所に携帯することが望まれる。
- 咄嗟に使用されることは難しいため、事前にトレーニング用スプレーなどで練習することが重要

(参考) 環境省「クマ類の出没対応マニュアル ー改定版ー」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/>

(3) 熊を寄せ付けない環境づくり

①誘引物の除去

- ・学校の敷地内に果樹（カキ・クリ等）がある場合、早めに収穫し、屋内で適切に管理する。
- ・生ごみや廃棄野菜を屋外に放置しない。

②刈払い（伐開）

- ・人家（学校）と山との間にあるヤブは熊の隠れ場所となるため、灌木や雑草を刈り払い、見通しを良くする。

③追い払い

- ・熊の出没が続く場合は、地元自治体や警察と連携し、爆竹等による追い払いを実施する。
- ・誘引物が判明した場合は速やかに除去する。

(参考)

東京都環境局「ツキノワグマについて」

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/bear

4 その他の野生生物への対応

(1) 多摩地域

①主な出没動物

- ・ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、タヌキ、ツキノワグマ、アライグマ、ハクビシン

②対応のポイント

- ・野生動物は病気を持っている可能性があるため近づかないように周知
- ・センサーカメラによる出没状況の把握が有効
- ・金属製の防護柵（タヌキによる噛み切り対策）を推奨
- ・学校周辺の森林整備と地域住民との情報共有が重要

- ・クマ剥ぎや角こすりによる樹木被害も報告されており、林業地域では特に注意

(2) 東京23区

①主な出没動物

- ・タヌキ、アライグマ、ハクビシン

②対応のポイント

- ・野生動物は病気を持っている可能性があるため近づかないように周知
- ・緑地や河川敷、公園、学校敷地内への侵入が報告されている。
- ・夜間・早朝の登下校時の注意喚起が必要
- ・ゴミの管理徹底（野生動物の誘引防止）
- ・校舎内への侵入防止策（窓・扉の施錠、フェンス設置）

(3) 島しょ地域（伊豆諸島・小笠原諸島）

①主な出没動物

- ・ノヤギ、特定外来生物（キョン、グリーンアノール）

②対応のポイント

- ・校舎内への侵入防止策（窓・扉の施錠、フェンス設置）
- ・張り網やくくりわな、銃器等による対策
- ・地域ぐるみの協議会設置による持続的な対応
- ・特定外来生物の駆除・監視体制の強化

(4) 特定外来生物（クビアカツヤカミキリ等）への対応

①概要

- ・クビアカツヤカミキリは、サクラ、ウメ、モモ等のバラ科樹木を食害する特定外来生物であり、全国的に被害が拡大している。
- ・幼虫が樹木内部を食害するため、外見上は健全に見えても、内部が空洞化し、倒木等の重大事故につながるおそれがある。
- ・都内においても公園、街路樹、学校敷地内のサクラ等で確認されており、早期発見・早期対応が極めて重要である。

【参考：特徴】

- 体長約25～40mm
- 全身は黒色で光沢があり、
- 前胸部（首の部分）が赤色
- 成虫の発生時期：6～9月頃
- 根元付近にフラス（木くず状の糞）が大量に排出されることがある



成虫

幼虫が排出したフラス

②学校敷地内で確認した場合の対応

ア 初動対応

- ・成虫又は被害が疑われる状況（フラスの大量排出等）を確認した場合は、速やかに管理職へ報告する。

- ・多数発生している場合や高所等での対応が困難な場合は、教職員や児童・生徒等による捕殺は行わない。
- ・可能な範囲で、発見場所・本数・状況を写真等で記録する。

イ 関係機関との連携

- ・都立学校においては、教育庁総務部総務課安全管理担当へ報告するとともに、区市町村の環境課等へ報告し、必要に応じ現地確認及び専門業者による駆除対応へと進める。
- ・必要に応じて、東京都環境局等の関係部署と連携する。

ウ 安全確保

- ・被害木の周辺への立ち入りを制限し、倒木等の危険がある場合は、児童・生徒等を近づけないよう措置する。
- ・校庭や通学路沿いに被害木がある場合は、登下校時の安全指導を徹底する。

③学校周辺で確認された場合の対応

- ・地元自治体や関係機関からの情報を確認し、教職員間で共有する。
- ・被害が拡大するおそれがある場合は、校外活動や屋外活動の実施可否を慎重に検討する。

④児童・生徒等への指導上の留意点

- ・クビアカツヤカミキリは触らない・捕まえないことを指導する。
- ・見つけた場合は、教職員にすぐ知らせる行動を徹底する。
- ・特定外来生物であり、生きたままの持ち帰り等が法律で禁止されていることを、学年に応じて分かりやすく説明する。

⑤未然防止・平時の取組

- ・学校敷地内のサクラ等について、定期的な目視点検を行う。
- ・フラス等の異常を確認した場合は、早期に管理職及び関係部署へ報告する。
- ・平時から教育庁・自治体との連絡体制を整理し、対応フローを明確にしておく。

【参考】

- ・環境省「特定外来生物 同定マニュアル クビアカツヤカミキリ」
https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/6hp_konchurui2.pdf
- ・東京都環境局「クビアカツヤカミキリ防除の手引」

5 市街地に生息する生物への対応

(1) ヘビ

①概要

- ・都内にはアオダイショウなどの無毒種の他、マムシ（ニホンマムシ）やヤマカガシなどの毒蛇が生息し、多摩部だけではなく、区部でも出没が報告されている。特に草むらや河川敷では、注意が必要である。

②教職員の対応

- ・ヘビを見かけた場合は刺激せず、児童・生徒等を安全な場所へ誘導し、施設管理者や教育委員会へ連絡する。
- ・草むらや河川敷などに児童・生徒等を近づけないよう誘導する。
- ・自然体験活動時は長袖・長ズボンの着用や肌の露出を避ける服装を推奨する。

③児童・生徒等の安全確保

- ・年齢に応じてわかりやすく指導（「近づかない」「触らない」等）する。
- ・体験活動前の現地踏査でリスクを洗い出し、安全確認を徹底する。
- ・万が一咬まれた場合は、安静にして医療機関へ搬送する。
- ・毒蛇の可能性がある場合は咬まれた種類（見た目の特徴、大きさ等）の情報を正確に伝える。

④緊急対応

- ・判断に迷う場合は「#7119（東京消防庁救急相談センター）」へ相談する。
- ・都内では毒蛇対応可能な病院が限られているため、事前に血清保有病院を確認しておく。

(2) カラス

①概要

- ・繁殖期（春～初夏）には、ヒナを守るために親鳥が人を威嚇・攻撃する事例が報告されている。
- ・東京都は広域的なトラップによる捕獲や巣の撤去を進めている。

②教職員の対応

- ・巣を発見した際、都立学校については、速やかにTEPRO（公益財団法人東京都教育支援機構）に撤去を依頼する。区市町村立学校については、速やかに地元自治体へ連絡し、撤去を依頼する。
- ・登下校時や校外活動時の注意喚起を徹底する。
- ・ゴミの管理を徹底し、カラスの餌場を作らない。

(3) ネズミ

①概要

- ・ネズミは食中毒や感染症（サルモネラ症など）の媒介となる可能性がある。
- ・学校内では、給食室・倉庫・排水溝・自販機周辺などが発生しやすい場所である。

②教職員の対応

- ・東京都の「ねずみ防除指針」に基づき、以下の3原則を徹底する。
 - 餌を与えない（生ゴミ管理）。
 - 侵入させない（隙間の封鎖）。
 - 隠れ場所を作らない（整理整頓・清掃）。
- ・定期的な環境衛生点検と、必要に応じて専門業者へ相談する。